落合直文先生閲　森下松衞先生著

新刊

中等作文辭典

菊判半裁
クロース製
美本全一冊

◉定價 金六十五錢　郵稅 金八錢

筆を把り、文を綴る、これ何人も避くべからざる要事なり。しかもよく、己がいはむと欲する處を自在に說述し得べき、靈活なる筆力を有するもの幾人かある。今の中等敎育に於て、學生の最も苦心する處は作文の業にして、おほその効果の遂に見るに足るものなしと聞くも、亦故なきにあらざるべし。然れども、これ漫然筆を把りて雜然たる思想を述べむとするのみにて、未だ、句を練り、章を飾るに資すべき、良好なる參考書によること能はざるにも起因すべし。蓋し、文章を作るに當りて、最も困難を感ずるは、いはむとして言葉足らざると、記さむとして文字を思ひ出でざるとの二大障碍ならむか。本書は、殊にこの點に注意し、あらゆる作文上の不便を容易に排除し得べきやう、極めて周到なる用意を以て編纂したる者なれば、この書を机上におきて、一度筆硯に向はんか。金玉の文、錦繡の詞、千言立ろに成るを得ること亦難きにあらざるべし。誠に本書の如きは、この種の辭書の嚆矢にして、其の編纂の妙、いかに作文上に便益を與ふべきか。敢へて贅詞を要せざるべしと信ず。幸に大方の高評を請ふ。

發行所　東京神田錦町一丁目十番地　明治書院　◉關西大賣捌　大阪東區　吉岡平助

雜誌

諸大家寄稿	國文學	每月發行	、〇六〇	、〇〇五
大日本女子教育會	女子教育	隔月一回	、一五〇	、〇一〇

神宮司廳	古事類苑	一〇部門		
横井時冬	芸窓襍載	一	一、二〇〇	、一〇〇
佐々政一	うづら衣評釋	一	、三〇〇	、〇四〇
仝	近松評釋 天の網島	一	、三六〇	、〇六〇
小中村清矩	歌舞音樂略史	二	一、〇〇〇	、〇四〇
池邊義象	佛國風俗問答	一	、五五〇	、〇八〇
落合直文	高嶺の雪	一	、二五〇	、〇四〇
堀江秀雄	活少年	一	、二〇〇	、〇四〇
堀江秀雄	理想の少女	一	、二〇〇	、〇四〇
櫻井一義	太田道灌	一	、二五〇	、〇四〇
新見吉次・柴山鷲雄	社會學と政治	一	、五〇〇	、〇六〇

雜書

服部躬治	戀愛詩評釋	一	、三五〇	、〇四〇
小杉榲邨 神谷保朗	旋頭歌評釋	一	、三五〇	、〇四〇
國詩會	國詩	四	、五七〇	、一〇〇
尾上柴舟	梨壺の五歌仙	一	、三〇〇	、〇四〇
金子元臣 花岡安見	古今歌文書綱要	一	、五〇〇	、〇六〇
與謝野鐵幹	東西南北	一	、二〇〇	、〇二〇
與謝野鐵幹	天地玄黃	一	、二〇〇	、〇二〇
金子元臣	歌がたり	一	、三五〇	、〇四〇

春、秋、冬各金十五錢
夏、金十二錢
郵稅各金二錢

石川雅望 中島廣足	雅言集覽	三	九、〇〇〇	、三〇〇	
國語漢文研究會	故事成語辭典	一			印刷中
桂湖邨	漢籍解題	一			全

歌書

金子元臣	古今集評釋	二	八、〇〇	、一〇〇	各卷金四十錢 郵稅各金六錢
塩井正男	新古今集詳解	三	一、二五〇	、一〇〇	一、金三十五錢 二、三、各金四十五錢 郵稅各金六錢
武島羽衣	新撰詠歌法	一	、四〇〇	、〇六〇	
武島羽衣	國歌評釋	三	一、二〇〇	、一〇〇	各卷金四十錢 郵稅各金六錢
金子元臣 柴山啓一郎	百人一首評釋	一	、二五〇	、〇四〇	

官職要解	和田英松	一	一、〇〇〇	、一〇〇
庭訓往來諸抄大成	松井簡治	一	、四〇〇	、〇六〇
改訂更科日記略解	關根正直	一	、三五〇	、〇四〇
東關紀行詳解	鳥野幸次	一	、三五〇	、〇四〇
國語學研究史	花岡安見	一	、三〇〇	、〇四〇
青年文叢第三編若葉集	新聲社	一	、一五〇	、〇二〇
保元平治物語讀本解釋	今泉定介	一	、一二〇	、〇四〇
徒然草讀本解釋	關根正直 金子元臣	一	、一五〇	、〇四〇
國語漢文檢定試驗問題集	國文學雜誌社	一	、二〇〇	、〇四〇
○				
中等作文辭典	落合直文 森下松衛	一	、六五〇	、〇八〇

参考書

書名	著者	冊数	定価	郵税	備考
大鏡詳解	落合直文・池邊義象	一	一、六〇〇	、一五〇	
増鏡詳解	和田英松・佐藤球	一	一、七五〇	、一五〇	
水鏡詳解	松本愛重・江見清風	一	一、二〇〇	、一〇〇	
日本大文典	落合直文	一	一、七五〇	、一五〇	
十訓抄詳解	萩野由之・石橋尚寶	一	二、〇〇〇	、一五〇	
榮華物語詳解	和田英松・佐藤球	一四	五、九〇〇	、三〇〇	一ヨリ八マデ各金四十錢 九ヨリ十四マテ各金四十五錢 十五、未定 郵税各金六錢
建武年中行事註解 附録 増註日中行事略解	和田英松	二	、八五〇	、一〇〇	

歴史

書名	著者	冊数	定價	郵税	備考
中等日本歴史	沼田頼輔	二	、七〇〇	、〇八〇	上巻金三十銭 下巻金四十銭 郵税各金四銭
國史綱要	野村浩一	一	、六〇〇	、〇八〇	
訂正中學國史	今泉定介 島野幸次	二	、五〇〇	、〇八〇	上巻金二十銭 下巻金三十銭 郵税各金六銭
中學東洋史要	沼田頼輔	一	、七五〇	、一〇〇	
女子教科東洋史要	小島政吉	一	、五五〇	、〇八〇	
女子日本歴史教科書	小島政吉	二	、九五〇	、一〇〇	上巻金四十五銭 下巻金五十銭 郵税各金六銭
新撰世界史綱	北村包直	一	、五〇〇	、〇四〇	
日本農業小史	沼田頼輔	一	、七〇〇	、〇八〇	
中學東洋史要參考書	仝	一	、三〇〇	、〇四〇	

簡野道明	高等女子漢文讀本	四	一、一〇〇	、一〇〇	一、二、各金二十五錢 三、四、各金三十錢 郵税各金四錢
中島幹事 村山自彊	漢文讀本 史記列傳抄	四	、九〇〇	、一五〇	一、二、各金二十錢 三、四、各金二十五錢 郵税各金四錢
伊藤松雄	清國時文類纂	一	、二五〇	、〇四〇	
仝	同譯筌	一	、一八〇	、〇二〇	
	○				
堀江秀雄	中學作文教科書	五	一、六五〇	、一五〇	一、二、各金三十錢 三、四、五、各金三十五錢 郵税各金六錢
松平靜	女子作文教科書	四	一、一三〇	、一五〇	一編金廿五錢 二編金廿八錢 三編四編金三十錢 郵税各金四錢
東南家賢	女學校用 最新習字帖	折本 四	、九四〇	、一〇〇	一、二、各金二十二錢 三、四、各金二十五錢 郵税各金四錢
橋詰孝一郎	中學書翰文範	一	、一八〇	、〇四〇	
國語漢文研究會	讀書作文用字訣	一	、二八〇	、〇四〇	
落合直文 藤井靜子	萩の下露	一	、二三〇	、〇四〇	

明治書院編輯部	女子日本文典	三	、七九〇	、一〇〇	上、金二十五錢中、下、各金二十七錢郵稅各金四錢
屋代熊太郎 杉田勝太郎	近世國語文典	一	、二五〇	、〇四〇	
大久保初雄	日本中文典	二	、六〇〇	、一〇〇	正編金二十五錢、續編金三十五錢、郵稅各金四錢
明治書院編輯部	假名遣教科書	一	、一三〇	、〇四〇	
落合直文	新編假名遣	一	、三〇〇	、〇四〇	
落合直文 內海弘藏	國文學史教科書	一	、五〇〇	、〇六〇	
全	中等教科日本文學史	一	、六五〇	、〇八〇	
○					
國語漢文研究會	中等漢文教科書	五	一、五〇〇	、一五〇	一、金二十六錢二、三、各金三十錢四、五、各金三十二錢郵稅各金四錢
全	中等漢文讀本	一〇	二、四二〇	、二〇〇	一、二各金十八錢三、四各金廿二錢五、六各金廿五錢七、八、九、十各金廿八錢郵稅各金四錢
全	補習漢文教科書	一	、三五〇	、〇四〇	

著者	書名		冊數	定價	郵稅	備考
關根正直 金子元臣	徒然草讀本		一	、一八〇	、〇四〇	
落合直文	土佐日記讀本	附註	一	、一三〇	、〇四〇	
仝	十六夜日記讀本	仝	一	、一三〇	、〇四〇	
仝	方丈記讀本	仝	一	、一三〇	、〇四〇	
仝	竹取物語讀本	仝	一	、一五〇	、〇四〇	
石川岩吉	十訓著聞讀本		一	、二五〇	、〇四〇	
池邊義象 國分操子	今昔物語讀本		一	、二五〇	、〇四〇	
○						
横地清次郎	國文法教科書		三	、七〇〇	、一〇〇	一、金二十錢二、金二十二錢 三、金二十八錢郵稅各四錢
山崎庚午太郎 大林德太郎	中學日本文典		三	、五〇〇	、一〇〇	上下各金十五錢、中金廿錢 郵稅各金四錢
清水平一郎 三矢重松	普通文法教科書		三	、六九〇	、〇八〇	上下各金二十二錢 中卷金廿五錢郵稅各金四錢

著者	書名	冊数	定価	郵税	備考
明治書院編輯部	高等女子讀本	八	二、二八〇	、一五〇	一ヨリ四マデ各金二十七錢 五ヨリ八マデ各金三十錢 郵税各金四錢
仝	補習科用 高等女子讀本	二	、六〇〇	、〇六〇	各巻金三十錢郵税各金四錢
內海弘藏	日本實業讀本	三	一、二〇〇	、一〇〇	各巻金四十錢郵税各金六錢
久松義典	實業補習讀本	三	、七五〇	、一〇〇	各巻金廿五錢郵税各金四錢
和田英松 佐藤球	增鏡讀本	二	、四五〇	、〇八〇	
落合直文 池邊義象	大鏡讀本	二	、六〇〇	、一〇〇	上巻金二十五錢 下巻金三十五錢 郵税各金四錢
今泉定介	保元物語讀本	一	、一五〇	、〇四〇	
仝	平治物語讀本	一	、一五〇	、〇四〇	
仝	太平記讀本	一	、三〇〇	、〇四〇	
仝	平家物語讀本	一	、二五〇	、〇四〇	
畠山健 金子元臣	神皇正統記讀本	一	、三〇〇	、〇四〇	

明治書院出版書目一覽

明治三十七年五月一日現在

（東京神田錦町一丁目十番地　特電話本局二四三八番）

國語、漢文教科書

著者及校閲者	書名	冊數	定價（円 十錢 厘）	郵税（十錢 厘）	備考
落合直文	訂正 中等國語讀本	一一	二、九〇〇	、三〇〇	一ヨリ十マデ各金二十六錢 附錄國文學史 金三十錢 郵税各金六錢
仝	中等國語讀本	一〇	二、三二〇	、二〇〇	一ヨリ四マデ各金二十二錢 五ヨリ十マデ各金二十四錢 郵税各金四錢
仝	中等國文讀本	一〇	二、一二〇	、二〇〇	一ヨリ四マデ各金二十錢 五ヨリ十マデ各金二十二錢 郵税各金四錢
明治書院編輯部	中學讀本（國語漢文合編）	一〇	三、三二〇	、三〇〇	一、二、各金卅錢、三ヨリ六迄各金卅三錢、七ヨリ十迄各金卅五錢、郵税各金六錢
仝	補習科用 中等國語讀本	二	、五四〇	、〇八〇	各卷金廿七錢郵税各金四錢
仝	師範學校 國語教科書	五	一、五〇〇	、二〇〇	各卷金三十錢郵税各金六錢
江見清風 齋藤惇	師範學校講習科用 國語讀本	三	、六九〇	、一〇〇	各卷金廿三錢郵税各金四錢

明治三十六年十月一日印刷
明治三十六年十月七日發行
明治三十七年五月廿日再版發行

定價金壹圓貳拾錢

不許複製

著者　江見清風
東京市神田區錦町一丁目十番地

發行者　三樹一平
東京市神田區美土代町二丁目一番地

印刷者　白土幸力
東京市神田區美土代町二丁目一番地

印刷所　三光堂

發行所　明治書院
東京市神田區錦町一丁目
特電話本局二四三八番

關西大賣捌　吉岡平助
大阪市東區備後町四丁目
特電話東四三番

山部親王の系譜　三二一
物忌　三三〇

やの部

厄年つゝしむべき年　一
日本(ヤマト)　六八
八幡宮　七　七五
やすからぬ　九七
倭彦王　一二六
野干　一三五
山科寺東金堂　一四四
やまふ　一四九
薬師寺創立　二二三
山科寺北圓堂　二五四
山崎橋　二五七
八島寺　三五一
病める人を棄つることを禁ず　三六九
山科寺南圓堂　三七〇
八十島　三八二

ゆの部

夢殿　一七二
ゆかり　一九〇
由義宮　三〇三
ゆかす　三〇三
ゆゝしきわざ　一二三　三一六

よの部

世の無常　四
吉野山　一七
世継翁　二
世と代と異りし始　六〇
用明天皇陵　一五五
よをろすぢ　三〇〇
よこさまなる事　三一六

らの部

頼光　一九六

りの部

龍蓋寺　二
諒闇　三〇
龍猛菩薩　三九
履中天年崩年及山陵　八四
律令の制定　二五一

れの部

靈龜元年　二五〇
鈴印　二八三
冷泉院　三八七

ろの部

六道　一五
六師迦王　三七　三九
ろく　九七
六齋日　一四三

わの部

王辰爾高麗の上表を讀む　一三九
鷲の災を免れし子の事　一九一
往生　一九七
和氣清麿　三〇一
和氣廣世　三四七
わだの原八十島かけての歌　三八二

水鏡詳解索引終

ほのかに　八
矛　八七
蓬萊　一〇八
梵天帝尺　一四四
法興寺　一四八　一八五
法相宗　二〇一
報身　二三三
品　二四八
法生會　二五四
ほひろか　二七七
菩提心　二七九
菩薩戒　二八九
法王　二九八
法均尼　二九八
梵釋寺　三二一
ほいなし　三九三

まの部

まどろむ　二
松浦河　六六
まゝ子　三一七　三一二
眉輪王の弑逆　一〇五
まじわざ　一五六
鞠の遊び　一八五
長親王（マサル）　三〇七
まめやか　三一二
まうけの君　三二一
末法　三九一

みの部

貢物　四一
京（ミヤコ）　六一
みづら　六六
瑞齒別命の名義　九一
美濃國の野干の話　一三六
彌勒　一四七
彌陀の相好　一九七
三井寺創立　二二四
嬪（ミメ）　二四〇
美濃國不破の泉　二五〇
道の傍に菓樹を植う　二七八
みてぐら　二九九
みうら　三五二
道康親王東宮を廢せらる　三八八

むの部

棟梁臣（ムネトルマチギミ）　六〇
武藏國銅を献ず　二四一
陸奥國より黃金を献る　二六三
無量劫　三三二
むつかる　三三九

めの部

めづ　九七
目をくはす　三〇八

もの部

もの恐しく　八
もろこしの神　一三三
物部の守屋佛像を毀り僧尼を追ふ　一四九
文武天皇陵　二二七
もたひ　二八四
もち月　二九九
もてあつかひ　三一六
山部親王立太子の年月　三二一

祝　七三　三七一
八幡宮　五八　七五
反正天皇崩年及山陵　九一
幡梭皇女　一〇三
秦河勝　一五八
蜂岡寺　一七〇
般若のふしぎ　二〇二
萬法皆空　二〇三
白鳳改元　二二二
八幡宮京都に鎭座し賜ふ　二六五
廢帝の諱及謚號　二六七
廢帝山陵　二六七
博奕　三一二

ひ の 部

人の命八萬歳　一四　一一九
氷室　八二
百濟　六九
ひめご　九七
ひれふす　九八
一言主神　一〇八　二二九
敏達天皇崩年及び陵　一三八
ひそ寺　一六八
ひゝご　一七八
百濟寺　二〇一
百官に笏を持たしむ　二五二
稗田親王　三二二
疋　三二八
日の裝束　三五二

ふ の 部

舟を作る　四一
ふける心　一〇二
武烈天皇御暴逆の考　一二三
武烈天皇崩年及陵　一二三
佛像を難波の堀江に投ず　一三二
佛法渡來の始　一三三
佛法の東漸　一七六
藤原朝臣　二〇六
佛師　二三二　二三六
藤原不比等　二四二　二四三　二五三
風土記を奉らしむ　二四七
藤原廣繼の亂　二五九
藤原豐成　二七〇　二八〇
藤原永手　二七〇
藤原仲麿　二七一　二七七　二八四
普照法師　二七八
藤原百川　三〇四　三三一
文室淨三　二七〇　三〇七
文室大市　三〇七
藤原濱成　三二一
藤原種繼殺さる　三三七
藤原仲成同藥子　三六一　三六三
佛名會　三八〇
藤原吉野　三八六
文屋秋津　三八六

へ の 部

平城遷都　二四四
平安城遷都　三四三
平城天皇陵　三五〇
平城天皇即位の年月　三五〇

は の 部

東夷の征討　五五
棟梁の臣　六〇
舎人　一五六
とぼそ　二〇二
東大寺の大佛を鑄る　二六二
東大寺供養　二六五
東宮冊立の儀式　二七二
東大寺　二七八
等定　三二一
屯　三二八
東寺　三四四
東宮傳　三五二
東宮の宮つかさ　三八七

なの部

內典　一三
なごり　二一
內侍所　二七
夏六月大に雪ふる　三八
內宴　五七
難波津　九九
南無佛　一四一
內臣　一九三
內大臣　二〇五
平城の都　二四四
長岡都　三三四
七日歸り　三三九
奈良の法華寺　三四八
內侍のかみ　三六一

にの部

日本といふ國號　六八
仁德天皇御製歌　八一
仁賢天皇崩年及び陵　一二二
女房　一四一
日羅の來朝　一四四
仁德天皇崩年及び陵　七八
仁德天皇の盛德　八三
入定　三七二
仁明天皇陵　三七八
仁明天皇の御才能　三七八
如法經書寫　三七九
仁明天皇崩御　三九〇
日本紀の局　三九四

ぬの部

ぬるての木　一五八
ぬひとの寮　三一六

ねの部

涅槃　二八
年號の制　二三九
禰宜　三七一

のの部

野上宮　二二二
のる　三一六
後の事　三二八

はの部

はつうま　二
はかなく　一〇
はつせ　二五八　二
はか〲しく　一二
土師氏の名義　五〇
土師姓を賜ふ　五〇

道鏡　二六六　二九八　二六三　三〇〇　二六九　三〇九　二九三
橘奈良麻呂の變　二七三
太保　二七七
大外記　二八三
大嘗會　二九四　三五七
道鏡皇位に即くことを得ずして清麻呂を配流す　三〇〇
高野新笠　三三二
高岳親王　三五九　三六二
高尾神願寺　三七七
橘清友　三七八
帶刀（タチハキ）　三八五
橘逸勢　三八五
大圓鏡智の鏡　三九五

ち の 部

中刧　一四
地神五代　二三
竹生島の出現　五五
仲哀天皇崩年及山陵　六一
沈香　一六七
丁子　一六八
智光　一九六
重祚　一九八
智通智達　二〇一
中納言を廢す　二三六
珍努王（チヌン）　二七〇　三〇七
中務卿　三二一
ちかごと　三二六
智證大師　三七七
忠仁公　三八五

つ の 部

つゝしむべき年　一
通夜　三
つや〱　一五
綏靖天皇陵　二九
つくらふ　九七
對馬國銀を貢す　二三八
追儺　二三九
圖書寮　二九〇
土くれ　三二四
つまはじき　三三〇
兵の道　三六七
恒世親王太子を辭す　三七三
恒貞親王立太子　三八六
恒貞親王の太子を廢され伴健岑等を流す　三八七　三八八

て の 部

天竺　一三九　一七六
天台大師　一二九
天智天皇陵　二〇五
天智天皇即位の歲　二〇五　二一四
天智天皇崩御の一說　二一一
天武天皇陵　二一三
天平感寶改元　二六三
傳敎大師　三三七　三四九　三三五　三七一　三四一　三七三　三四八
天台の受戒　三五〇
朝覲行幸　三七九

と の 部

豊玉姫　二五
東宮　二五
殿籠（トノゴモリ）　四五
ときめかす　四八　九八
忉利天皇　五二

すり　八一
住吉仲皇子黑姬を犯す　八四
住吉仲皇子の亂　八八
すき　一五三
すなほ　一五六
崇峻天皇崩年及び陵　一六一
推古天皇崩年及び陵　一六五
朱雀元年　二二二
すぢなく　二二九
咒詛　三一七

せの部

善智識　六
仙人　九
生死は車の輪の如し　一三
成務天皇崩年及び陵　五九
淸寧天皇陵及崩年　一一一
宣旨　一四九
栴檀　一六七
淺香　一六八
善根　一九七
瀨田　二一六
釋奠　二三七
禪師　二八九
宣命　二九一
西大寺創立　二九五
禪定　三七二

その部

相人　五
衣通姬　九七
蘇我馬子佛法を信ず　一五〇
蘇我馬子大連守屋を亡す　一五八
蘇我馬子の弑逆　一六四
蘇我入鹿聖德太子の子孫を弑す　一八〇
蘇我宿禰山田石川麿　一八五
粟散國　一四六　三九一

たの部

たそがれ　二
大梵王　一五
玉依姬　二五
手研耳命の亂　三一
竹野姬桂川に死す　四八
帝釋　五二
武內宿禰　五八　八一
たゝり　六五
たかとの　八〇
民のけぶり　八〇
鷹甘部　八二
大惡天皇　一〇七
たゝ人　一〇八
道場法師　一五三
橘寺　一七〇
大極殿　一八五
道登道昭　一九四　二三四
大織冠　二〇六
太政大臣　二〇六　二〇九
大中臣美氣祜　二〇七
大安寺供養　二二三
踏歌　二二六
太上天皇　二二七
大安寺緣起　二三三

七佛　二〇
神武天皇崩年及陵　二五
釋迦　一二八　一七六
殉死を止む　五〇
神功神后を世代に數へ奉ると　六三
神功皇后山陵　六三
新羅　六四
しぬの祝の冢を發く　七四
壽藏の始　七四
柴垣宮　九一
しるしの箱　九三
じはす　九四
新羅の使を拘禁す　一〇〇
新羅の醫師を召す　九七
白髮部を置く　一一一
聖德太子　一三三　一三六　一三八　一五八　一四〇　一四三　一六一　一四六　一七三
しもと　一四九
四天王寺　一六六
釋梵威德　一六八
勝鬘經　一七〇
師子の床　一七〇
聖德太子の子孫亡ぶ　一八〇
十二門　一八六
淨土　一九六　一九七
心經　二〇二
朱鳥元年　二二四
持統天皇崩御の月日　二二五
笏　二五二
聖武天皇諱　二五五
聖武天皇崩年及び陵　二五五
神龜元年　二五五
聖武天皇皇大神宮へ行幸の有無　二六一
鹽燒王　二七〇
招提寺　二七八
少僧都　二八三
少領　二八四
少納言　二八三　二九〇
淳仁天皇を淡路國に配流す　二九〇
稱德天皇崩年及び陵　二九二
淳仁帝崩御　二九三
四天王　二九五
施基皇子　三〇五
しぶしぶ　三二二
衆生　三三三
正稅　三三四
上分　三五一　三五八
慈覺大師　三七八　三八〇　三八九
射禮　三六六
神宮寺　三七一
淳和天皇崩年及び陵　三七四
四十賀　三七五
淳和院　三八七

す の 部

水風火災　一八
綏靖天皇紀の空位　三二
崇神天皇陵　四〇
垂仁天皇崩年及山陵　四二
垂仁天皇夢の告によりて位に即き玉ふ　四三
相撲の始　四七
すべからく　七九

子のかみ　四四
後漢の明帝金人を夢む　五三
高麗　六九
こしき　一三九
衡山南嶽　一四一
孝德天皇崩年及び陵　一九二
弘文天皇陵　二一〇
興福寺　二四七
柑子　二五六
興福寺西金堂　二五八
粉川寺　三一〇
國分寺　三二四
金剛般若經　三二四
弘法大師　三四一、三五三、三五四、三五五、三七三、三七七、三八〇
權者　三五四
御齋會の內論義　三六九
後七日御修法　三八〇

さの部

三界　一一
三千世界　一七
三種神器　二六
三種神器の異說　二七
沙渴羅龍王　四二
齋宮　四一、三三六
狹穗彥の謀反　四六
三韓征討　六一、六九
酒の君　八二
三韓朝貢を怠る　九九
三寶　一四九
齋明天皇陵　一九八
山陵の制　三四
三關　二一五
三身具足　二三二
草坐　二三七
左右京坊の制　二四四
參議宰相　二八四
最勝王經　二九九
酒人內親王　三二二
佐伯今毛人　三三九
早良親王種繼を殺す　三三七、三四〇
早良親王薨去　三三九
左大寺　三四四
早良親王改葬　三四五
早良親王に尊號を奉る　三四七
嵯峨天皇陵　三五九
さゝめきあふ　三六二、三四七、三六三、三六六、三六八、三七三
坂上田村麿　三七三
嵯峨天皇讓位　三七三
算賀　三七五
西院　三七七
峨嵯太后　三八五

しの部

初夜　三
修行者　三
生死は車の輪の如し　一三
成刼　一五
小刼　一四
住刼　一六、一九
しも風輪　一七
四刼　一八

くの部

空刧　一八
九百九十四佛　二〇
果報　二一
皇太后宮　三三
熊野本宮　四二
くちなは　四六
皇大神宮鎮坐　四九
熊野新宮　五八
熊襲の反亂　六一
國の指圖　六九
くがだち　七七
黒姫　八四　八七
藥師　九六
救世菩薩　一三三
鞍作部多須那佛像を造る　一四六　一五七
薫陸　一六八
皇極天皇雨を祈り給ふ　一七八
孔雀の神咒　二二九
火葬の始　二三五
官名位號の制定　二三六
道祖王の儲位を廢す　二六八
光仁天皇崩年　三〇四
光仁天皇陵　三〇五
光仁天皇即位の事情　三〇八
桓武天皇陵　三三二
桓武天皇即位の年月　三三二
桓武天皇雨を祈り給ふ　三四一
鞍馬寺　三四四
藥子の亂　三六二
官符　三七〇
功德　三七〇
皇族に源姓を賜ふ　三七一
灌佛會　三八三

けの部

賢刧　一九
景行天皇崩年及び陵　五四
景行天皇即位の事情　五四
顯宗天皇崩年及山陵　一一四
繼體天皇世系　一二六
繼躰天皇崩年及び陵　一二五
繼體天皇擁立　一二八
元興寺　一四八
元服　一六三　二五〇
雞舌香　一六八
玄弉三藏　一七七
決定　一九七
化人　二三二
化身　二三二
慶雲の改元　二三九
元明天皇崩年及び山陵　二四〇
元明天皇即位　二四一
元正天皇の即位及びその年月　二四八　二五〇
袈裟　二八九
啓す　三一七
減刧の末　三九一

この部

刧　一四
極光淨　一五
業　一七
孔子の出生　三四

おいほれ　三一六
をひうつ　三二六
乙牟漏　三五〇
御佛名　三八〇
小野篁　三八一、三八三

かの部

かつらぎ　七
かみの十日　八
神さび　八
餓鬼畜生　一五
神の世七代　二三
孝昭天皇陵　三五
孝安天皇陵　三五
孝靈天皇陵及崩年月　三六
孝元天皇陵　三八
開化天皇崩年及陵　三九
かち　四一
麛坂王等の謀反　七一
神かゝり　六三
河内國を割きて和泉國を置く　七九
かさ　一四九
かうろ　一七八
鎌足入鹿を誅す　一八七
孝德天皇崩年及び山陵　一九二
孝德天皇即位　一九二
鎌足内大臣となり藤原姓を賜ふ　二〇五
鎌足公傳　二〇八
かはら寺弘福寺　二二三、三七七
かたおもむき　二四二
孝謙天皇諡號　二六四
孝謙天皇崩年　二六四
孝謙天皇即位　二六四
孝謙天皇と廢帝と御不和の原因　二八〇
鏡宮　二六一
鑑眞和尙　二七九
伽藍　三〇〇
巫　三一七
加茂神社行幸　三四四
神野親王　三五二
葛井親王　三六六
高野山創立　三七二

きの部

きさらぎ　二
鬼魅　九
聞耳とほし　二二
祇園精舍　三六、三六、五二、七四
木梨輕太子　一〇二
曲水宴　一一八
欽明天皇陵　一三一
經論の渡來　一四一
堅鹽姬　一五五
義覺　二〇一
行基菩薩　二五七
吉備眞備　二五九
后のみふ　三一七
行表　三二八
淸水觀音　三四七
義之　三五四
義眞和尙　三七七
黄なる上のきぬを着て京に歸る　三八三

井上后　三一二　三三四　三一八　三四七　三三三
いみじきもの　三一二
祈の師　三三〇
伊勢神宮火災　三四二
井上皇后尊號を復せらる　三四七
伊豫親王廢せらる　三五七　三五八

うの部

有情　一七
鵜葺草葺不合尊　二四
甘美内宿禰武内宿禰を讒す　七六
菟道稚郎子儲立に立つ　七九
菟道稚郎帝位を讓る　七九
うがひ　九三
浦島子　一〇八　三七六
うつり香　一四一
うなじ　一五三
宇治橋の創立　一九四
菟田吾城（ウダノアギ）　二一五
うるはしく　二四二
盂蘭盆會　二五八

えの部

ゑの部

壞刧　一七
役行者　七　二二九　二三六
幼帝の即位　二四一
惠美押勝の名義　二七七
惠美押勝反す　二八四
惠美押勝が女千人の男にあふといふこと　二八七
惠果和尙　三五五

おの部

をの部

岡寺　五二
おほみね　七
おろ〱　一二
御はて　三一
をふと　四五
大江朝臣菅原、秋篠、　五一
大臣（オホオミ）　六〇
おそり　六八
忍熊王　七二
應神天皇崩年及び陵　七五
おとなしく　一〇五
億計弘計二皇子　一一一　一一七
押羽皇子　一一二
弘計億計二王民間に隱る　一一四
弘計王雄略天皇の陵を發かんとし給ふ　一二〇
尾張の農夫雷の報を得ること　一五三
小野妹子　一七一
大極殿　一八五
大海皇子吉野に入る　二一〇
大友皇子即位　二一二
大友皇子と天武天皇との系統　二一六
大友皇子と天武天皇との爭位　二一七
斧の躓　二三二
應身　二三二
大伴古麿　二七〇
他戸親王　三一二
おいくち　三一六

水鏡詳解索引

あの部

秋津洲　二八
安寧天皇崩年及陵　三三
あさましき　八
天照皇大神の鎮坐　四九
あそび　五七　九七
あへなく　九〇
安康天皇陵　一〇一
安康天皇大草香皇子を殺す　一〇三
あぐら　一二七
安閑天皇陵　一二九
あざむ　一四二
東漢駒　一六四
赤雪をふらす　二六二
尼法均　二九八
天の日つぎ　二九九
あなかしこ　三一二
あらた　三二六
安部仲麿　三二八
天の原ふりさけみればの歌　三二八
あめしづく　三五二
あざむ　三五五
青馬節會　三六五
阿保親王　三八五

いの部

ゐの部

一分の執心　一一
いで　一三
石上布留社　二七　八七
五十鈴姫　三〇
五十鈴依姫　三三
懿德天皇陵　三四
齋宮　四一　三三六
五十鈴宮　六五
石を腰に挿みて産期を延ぶ　六六
壹岐直眞根子武内宿禰の爲に死す　七六
いふかひなく　八七
允恭天皇崩年及び山陵　九三
一天下　九四
允恭天皇の即位　九四
允恭天皇衣通姫を召す　九九
雄略天皇崩年及山陵　一〇七
飯豊天皇陵　一一三
飯豊青皇女を帝位に數ふ　一一三
生駒山　一八〇
維摩經　一九八
維摩會　三四八　一九九　二四八
一の人　二四二
飯をふらす　二六二
池田王　二七一
印をさす　二八三
一切經　二九九

水鏡詳解索引

るをいふなり。〇ましてこの世の人のくち云々。況てや、今の世の人の口、善悪なければ、如何に識り笑はむかと、前以て推量せられて、迷惑に覺ゆれども。〇人のためとも思侍らず云々。人に見せむ爲に、書けるには有らず。只若き時より、かやうに昔の事を聞き、又は書記する事が、心に染みて面白く、佛道修行の間にも、捨がたければ、我ひとり見むが爲に、かく書き付けたりとなり。〇大圓鏡智のかゞみ。一切諸佛の成得する智に四あり。一は大圓鏡智と云ふ。その智体、清浄にして、有漏、雜染の法を離れ、万德圓滿して、十方法界の事物を顯現す。餘の三智は、皆この智体より變現するものとす。二は、平等性智、一切の衆生を、平等に慈愍す。三は妙觀察智と云ふ。衆生の機を觀察して、説法利生の益を施す智なり。四は、成所作智と云ふ。神變不思議の事を現はして、衆生を濟度する智なり。委しくは成唯識論第十に見ゆ。さて大鏡は、かな歴史の模範として、吾も人も、もてはやすものなれども、是も凡夫の業なれば、佛の万德圓滿の智鏡には、よもや及ぶことなしとなり。〇これも、もし大かゞみにおもひよそへば。然れば、予が記したるこの書は、拙きものなれども、若し大鏡の、古の事蹟を書き寫して、大鏡と名けたるに思ひ寄するならば、譬、大鏡の如く、古の面かげ、正く見え寫らずとも、如何でか、水に物の寫るが如く、おぼろげにも、昔の面影の知られざる事あらむとて、水鏡と名けたりとなり。

水鏡詳解 完

なひのひまにも、すてがたければ、我ひとり見むとて、かきつけ侍ぬ。大鏡巻も、凡夫のしわざなれば、佛の大圓鏡智のかゞみには、よもをよび侍らじ。これももし大かゞみに、おもひよそへば、そのかたち、たゞしくみへずとも、などか、みづかゞみのほどは、侍らざらんとてなむ。

○世おがり。　遠く隔りたる古の代。　○ざえかしこかりし人。　才學の勝れたる人。　○大かゞみ。　本書の解題に委く云へり。○まはみては、にばみての誤りか。杉本に似はみてとあり。　似ばみは、似よりたるをいふ。　○もじおちゝりて。　文章のつたなく、事實の誤り多きのみならず。　文字の脱漏などありて、見む人の譏り笑はむこと、疑なかるべしの心。　あざむくは、冷笑の意なり。　○日本紀の御つぼねなどつけて、わらひけりとこそは云々。　紫式部が、源氏物語と云ふ、一部の小說を作り出せる、その才學の勝れたる、誰人か尋常の所業と思ふ可き。　然れど、それさへ、その時代には、式部を日本紀の御局など字(アザナ)して、笑ひ譏れりと、式部が自らの日記にも、書き記し置きたりとなり。　さてこの事は、紫式部日記に、左衛門の内侍といふ人侍り。　あやしう、すゞろによからず、思ひけるも、え知り侍らぬ。　心うきしりうごとの、おほう聞ゑ侍りし。　うちのうへの、源氏の物語、人によませ給ひつゝ、聞しめしけるに、この人は、日本紀をこそ、よみ給へけれ。　まことに、ざえあるべしとの給はせけるを、ふとおしはかりに、いみじうなんざえがると、殿上人などに、いひちらして、日本紀のおんつぼねとぞつけたりける。　いとをかしくぞ侍る云々と、云へ

かきたきたろにまはみて。杉本、かきなきたりけろに、はたがひて、おろ〳〵似ば、みてニ作ル。源氏の下、同本、物語つくリ出して二作リテ、侍るニ、ツゞケタリ、マタ御つぼれなごノ下、名字アリ。かやう、原本かやトアリ、流術本ニヨリテ改ム。つけ侍ぬハ侍字、流本ナシ。

の事蹟の、興さむる程に思はれし事がらを、語り申し丶となり。○御心のほかにちらし給な。　我心より外に、漏らすこと勿れとて。○又所作などして。　所作とは、念佛を唱へ、また佛に拜禮などする所行を云ふ。○京へかならずおはせと云々。　都へも、必ず尋ねて來給へと約束して、この初瀬寺を出で行きたるまゝ、再び何處へ行きたるか、行衞も知らず。　また尋ねても來らずとなり。是は彼の修行者なり。○ほいなきこと限りなし。　ほいなしは、本意無しにて、失望限りなしとの心。　こは、初瀬寺に詣ふでし尼の詞なり。○此事をけちてやまむ、くちおしくて云々。　心より外に、漏すこと勿れと、彼の修行者が堅く云ひし事なれども、この話を打消して、さてやまむも殘念にて、此の如く書き記したりとなり。

世あがり、ざえかしこかりし人の、大かゞみなどいひて、かきをきたるに、まばみて、ことばいやしく、ひが事多して、みどころなく、もじおちゝりて、みむ人に、そしりあざむかれんこと、うたがひなかるべし。紫式部が、源氏などかきて侍るさまは、たゞ人のしわざとやはみゆる。されども、そのころには、日本紀の御つぼねなどつけて、わらひけりこそは、やがて式部が日記には、かきて侍めれ。まして、この世の人のくち、かねてをしはかられて、かたはらいたく、おぼゆれども、人のためとも思侍らず、たゞ、わかくより、かやうのことの、心にしみならひて、をこ

ひがこと、おほく。杉本、老ごとゝも、おほくニ、よの人皆しりチ、よの人も皆しりてニ作ル、マタこそ侍らめチ、こそ侍なれどもニ作ル。御心ノ下、のチ、よりノ二字ニ作リ、おはせノ下、よ字アリ。マタちぎりてチ、ちぎりつゝニ作り、㋹きむ、たなしらずチ㋹きかたもしらず又ニ作り、けちてやむチ、けちてやまむことニ作ル。

しく、おほえながら云々とあるをうけて、彼の修行者に、是等の物語を爲せし仙人の、今已に、その事を語り終りて、再びもと來し、谷の方に歸り去りしなり。

いまかく、かたり申も、猶仙人の申しこと、十が一をぞ申らむ。そのなかに、なをひがことおほく、よの人、皆しり、おこがましき、ことゞもにてこそ侍らめ。いたづらに、いをねんよりは、御目をもさましたてまつらんとて、あさましかりしことのありさまを、かたり申なり。御心のほかに、ちらし給なとて、夜あけがたに、なりしかば、又所作などして、京へかならずおはせと、ちぎりて、まかりいでにき。そのゝち、ゆきかたをしらず。たづねてきたる事もなし。ほゐなきこととかぎりなし。心よりほかには、いひしかども、此事を、けちてやまむ、くちおしくて、かきつけ侍也。

○いまかくかたり申も云々。今かくの通り語り申すも、なほかの仙人の云へる事の、十分の一に過ぎざらむとなり。○そのなかになをひがごとおほく云々。且その話の中には、あやまれる事も、又世の人も、皆よく承知したる事にて、今更ら語り出すも、ばか〳〵しき事、多からむなれども。○いたづらに、いをねむよりは云々。空く眠り居らむよりは、御目覺しにもと思ひて、世々

ゑノ下、杉本
たはり、末法
のはじめ、佛
の滅後に、し
かも小國の云
々トアリ。

々。大方の樣子を、知らせむと思ふ許りなりの心。また、思給ふるばかりなりの、給ふるといふ詞は、一種の敬語にて、わが話の相手に、敬意を表するをりに用ゐる詞なり。◯あか月のねぶり。のほどの夢に云々。この長々と、申し續けたる世々の出來事も、悟りて見れば、曉眠一瞬の間の夢に、いかでか違ふ所あらむ。◯いづらはめでたかりし世中云々。何時は宜しかりし世の中、何時は惡るかりし世の中と云ふ差別はの意。◯ながき夢見たる人にてぞはべらん。かやうに、長壽の人、よし有りとするも、その人自身にて、ふり返り見なば、つまり、長き夢みたる心地するに過ぎざらむとなり。◯人命ながゝらん定云々。いかに長命するも、此頃の人の命は、七八十を定命とすれば、世界の不變より見れば、實に一瞬の間なり。然れば、かゝる短き命には、何をか賴むべき、たゞともしからもして、一日〳〵と、暮して在るべきことゝなり、となり。◯大方世中の云々。大かた今の世の中は、滅劫の終り、末法の始なりとなり。滅劫は卷首にも云へる如く、成、住、壞、空の四劫中、住劫の第九期を滅劫と云ひて、この末に、釋迦佛出るとなす。末法とは、釋迦佛の滅後、敎法を世に垂るゝ人、稟敎ありと云へども、修行證果すること能はざる時代を、末法と云ふ。法住記に、佛、阿難に告げ給はく、我滅後、末法一萬年ならむと云へり。◯小國のなかにむまれて、云々。末法の始、佛の滅後なるが上に、小國にさへ生れたれば、見聞することの惡きこそ道理なれとての心。小國とは、仁王經疏に、小王は衆多にして、猶粟散の如しと云ひ、その小王の居る處を、粟散國、即ち小國と云ふ。今は日本國を指せるなり。◯もとのみちざまへ、かへり、まかりにき。序文に、たにのかたより、人のけしきのして、まうでこしかば、いと物おそろ

此申事ノ上、流布本、扨字アリ。マタ原本、此上ニ、闕字アリ。おち。イ本、もらしニ作ル。

いけろ人ノ下、イ本、今に有と云どもニ作ル。集覽本、このころヨリありぬべしマデ、このころの人の命、ながしといふとも、ぢやうは、七八十に究りぬれば、たゝとてもかくても、ありぬべきことなり云々ニ作ル。滅刧のす

道具等、五百五十九卷、廿一種を得たり。會昌五年、武宗佛法を毀つ。六年崩殂し、明年宣宗立ちて位に即く。而も大廢の後、僧徒艱み苦めり。圓仁、この時に遭ふことを愁ふ云々と云へり。○みかど御やまひおもくならせ給て云々。日本紀畧、嘉祥三年三月丁酉(十九日)條に、この日、天皇落飾して入道し給ふ。四品中務卿宗康親王、從四位、阿波守源朝臣多、同時に入道し給ふ。並に天皇の皇子なり。己亥(廿一日)の條に、帝淸涼殿に崩ず。春秋四十一云々と見ゆ。

此申事は、見きゝしことばかりなれば、大切なることも、おはくおち侍りぬらん。これは、たゞおほやうのありさまを、おぼしあはせさせんと、思給ふるばかり也。此申つゞけつる事ども、あか月のねぶりのほどの夢に、いづこか、たがひはべりたる。いづらは、めでたかりし世中、いづらは、わろかりし事、たとひ神武天皇のみよより、いける人ありとも、我身にて思に、ながき夢見たる人にてぞはべらん。ましてこのころ、人命なかゝらん定、七八十なり。とてもかくてもありぬべし。おほかた、世中の滅劫のすゑ、佛の滅後に、小國のなかにむまれて、見きく事のわろからんこそ、まとのことはりなれとて、もとのみちさまへ、かへりまかりにき。

○此申事は。是より上に、いろ〳〵と、申し續けたる事がらはの意。○おほやうのありさまを云

おはせしな
り。イ本、しか
へり給ニ作
ル。集覧本、
三月ノ下、十
九日トアリ。
マタ、御ぐし
たろしてヲ、
給せしか、マ
ヌ、うせおは
しヲ、こされは
はしニ作ル。
さて。集覧本、
ぞぞニ作ル。

大納言藤原愛發が職を廢して、京外に、中納言吉野をば、大宰員外帥に、春宮大夫秋津をば、出雲國員外の守に任け賜ふ。云々。丙辰〇廿四日皇太子を廢し給ひ、使を嵯峨山陵に遣はして、皇太子を廢し給ひし狀を告げらる。戌午〇廿六日廢坊の諸人を、右衛門の陣庭に集めて、詔して、殊に免して、坊司の佐官以上、及侍人、藏人、及び諸の近仕者等、また司の長以上をば、皆流罪に當て給ひ、配流せらるゝ者、惣て六十餘人、庚申、〇廿八日罪人橘逸勢が本姓を除き、非人の姓を賜ひ、伊豆國に流し、伴健岑を、隱岐國に流すと見ゆ。されば本書の記事は、逸勢が流罪の日、及び皇太子の位を廢せられ給ふ事情など、相違するところ少らず。正史の參考に價すべし。

嘉祥元年三月廿六日に、慈覺大師、もろこしよりかへり給、もろこしに、おはせしあひだ、悪王にあひたてまつりて、かなしきめどもを、見たまへりしなり。はさけ、經を、やきうしなひ、あま法師を、還俗せさしめ給しおりにあひて、此大師も、おとこになりて、かしらをつゝみて、おはせしなり。同三年三月に、みかど、御やまひおもくならせ給て、御ぐしおろして、なか一日ありて、うせおはしましきさて、

○慈覺大師もろこしよりかへり給云々。日本紀畧に、三月乙酉〇廿六日入唐請益僧圓仁、及弟子僧性海、惟正等、去十月。新羅の商船に駕して、鎭西府に來着し、この日歸朝す。中使を遣はして、慰勞し給ひ、各御被を賜はる。また、元享釋書に、凡長安に住すること六年、多く念誦、經書、

し給はく云々、乙丑〇四日公卿重て上表して申さく云々。この日皇太子を立つ。詔に云ふ云々、道康親王を立て、皇太子と定め給ふ云々と見ゆ。道康親王は、即、仁明天皇の第一の御子なり。

◯以上の變亂の事は、日本紀畧、承和九年七月條に、己酉〇十七日この日、春宮坊帶刀伴ノ健岑、但馬權守從五位下橘朝臣逸勢等、反を謀りて發覺す。六衛府をして、宮門、並に内裡を固め守らしむ。右近衛少尉藤原朝臣富士麿、右馬助佐伯宿禰宮成を遣はし、勇敢の近衛等を率ゐて、健岑、逸勢が私宅を圍み、その身を捕獲し、拘禁せしむ。左右京職をして、街巷を警固せしめ、宇治橋、大枝道、山崎橋、淀渡を固めしむ。是より先、彈正尹三品阿保親王、書を緘して、嵯峨大后〇橘嘉智子に上る。是に於て中納言正三位藤原朝臣良房を御前に喚び、密に書を賜ひて轉奏せしむ。その書の詞に、今月十日、伴健岑、來り語りて申さく、嵯峨上皇、將に登遐し給はむとす。國家の乱待つ可きなり。請ふ皇子を奉じて、東國に入らむと云へりと見ゆ。庚戌、參議左大辨和氣朝臣眞綱を左衛門府に遣はし、橘逸勢、伴健岑等が謀反の由を推勘せしむ。日暮るまで問窮することを得ず。辛亥罪人を問窮す。乙卯〇廿三日勅使左近衛少將藤原朝臣良相をして、近衛四十人を率ゐて、皇太子の直曹を固め守らしむ。時に天皇、權に冷泉院に御し、皇太子も之に從ひ給ふ。かくて、帶刀等を喚び集めて、兵仗を脱せしめ、勅使の前に積置し、右兵衛の陣下に、幄一字を張り、坊司、侍者、帶刀等を、その中に散禁し、大納言愛發、中納言吉野、參議秋津を、院中に幽す。この日詔し給はく、思の外に太上天皇崩れませるによりて、春宮坊の帶刀舍人伴健岑、ひまに乘りて、橘逸勢と力を合せて、逆なる謀を搆へ成して、國家を傾け亡さむとす。云々。皇太子の位を停めて、云々。

れぜ。流布本、
冷泉ニ作ル。
なけいれたり
きノ下、イ本、
則寫て御らん
ずるに九字ア
リ。百餘人ノ
下、杉本司な
こゝめニ作
ル。
かへし。杉本、
うつしニ、まま
つりてナ。
つらるニ作
ル。第一親王。
イ本、道康親
王ニ作ル。

八月三日、みかど、れぜゐむに、行幸ありて、すゞませ給しに、東宮も、やがてまいらせ給たりしに、いづかたよりこもなくて、ふみをなげいれたりき。こはみねが、東宮を、をしへたてまつりたることゞも、ありしかば、にはかに、東宮の宮づかさ、たちはき、おもこ人など、百餘人、とらへられて、東宮を、淳和院へかへしたてまつりて、四日、當代の第一親王を、東宮にたて申給き。文德天皇これにおはします。

○れぜゐむ。即冷泉院なり。拾芥抄に、大炊御門の南、堀川の西にあり。嵯峨天皇の御宇より、累代の後院たり。本名を冷然院と云ふ。然るに火災によりて、然字を改めて、泉と爲すこと、天暦の御記に見えたり云々と見ゆ。○こはみねが、東宮を、をしへたてまつりたることどもありしかば。その書中に、健岑が、東宮を唆(ソヽノカ)し奉りて、謀反を企てし由を記してありしかば。○東宮の宮づかさ、たちはき、おもと人。下に引く日本紀畧の文に、坊司の佐官以上、及侍人、藏人、及び諸近侍者等と見ゆるを云ふ。東宮職員令に、大夫、亮、大進以下の職員見ゆ。是即東宮の宮づかさなり。又おもと人は、御前に侍ふ侍者の義なり。○淳和院。拾芥抄に、天長に、上皇の離宮にトす。今西院、或は橘大后宮と云ふと見ゆ。○當代の第一親王を、東宮にたて申給き。日本紀畧、承和九年の條に、八月壬戌朔、左大臣藤原緒嗣等十二人、表を上りて太子を立むことを申す。詔

呼びて橘秀才と云ひき。還りて從五位下に叙し、老病の故を以て、家居して仕へず。承和七年、但馬權守と爲り、遂に健岑が謀に與して、配流せられ、遠江國板築驛に至りて死す。後その罪を赦され、仁壽三年、從四位下を贈らる。○中納言よしの。吉野は參議藤原綱繼の子なり。性寛弘にして學を好み、父に事へて至孝なり。弘仁の初、主藏正に任じ、累進して正三位中納言に至る。淳和天皇崩御の後、しば〳〵辭表を上れども許されず。強て起ちて事を視せしむ。健岑が事起るに及びて、大宰員外帥に貶され、次で山城國に遷され、十三年薨ず。年六十一。○宰相あきつ。秋津は文屋綿麿が孫なり。弘仁中、左近衛將監より、累進して、承和の初、撿非違使別當に補せらる。別當此に創る。監察違はざるを以て、大に聲譽を得たり。健岑の亂に坐し、貶せられて出雲權守と爲り。十年、配所に卒す。時に年五十七。○とかくおぼすことなかれ。何も心配し給ふなといふ意。○たゞもとのやうにて云々。何事もなく、只もとのまゝにて置かれたりとなり。○東宮と申は、淳和天皇の御子なり云々。淳和天皇の第二子恒貞親王をいふ。日本紀畧仁明天皇條に、天長十年二月丁亥恒貞親王を立てゝ、皇太子と爲す。後太上皇是を辭す云々と見ゆ。

- 五十 桓武天皇（諱山部）
  - 五十一 平城天皇（諱安殿）
    - 高岳親王
    - 阿保親王
  - 五十二 嵯峨天皇（諱神野）
    - 五十四 仁明天王（諱正良）
      - 五十五 文德天皇（諱道康、母太皇大后藤原順子、承和九年立太子、）
  - 五十三 淳和天皇（諱大伴）
    - 恒世親王
    - 恒貞親王（天長十二年立太子、承和九年廢之、）

おはすノ下、イ本ニ、ろみ申あひりきトアリ。こはみれノ下、集覧本、が字アリ。マタ、御子なりチ、御子なればニ、みかどにはチ、みかごさはニ、ましゝチ、ますニ作ル。

太子をのがれんと、申たまひしかば、みかど、この事は、こはみねひとりが、思たちつることなり。東宮の御あやまりにあらず。とかくおぼすことなかれとて、たゞもとのやうにて、おはしまさせき。東宮と申は、淳和天皇の御子なり。みかどには、御いとこにて、おはしまし〻なり。ことし十六にぞなり給ひし。

○阿保親王。母は從五位上、桑田良藤繼道の女、番長藤姫と云ふ。三品に叙し、彈正尹たり。○嵯峨のおほきさき。嵯峨天皇の皇后、橘嘉智子を申す。皇后は内舍人清友の女なり。嵯峨帝、未だ親王に坐す時、妃と爲し給ひ、登極の後、夫人と爲し、弘仁の初、從三位に叙し、六年七月皇后と爲り、仁明帝、及淳和帝の皇后正子内親王等を生み、淳和天皇即位の後、尊びて皇太后と申し〻が故に、さがの大后と云へるなり。仁明天皇即位の後、更に尊びて太皇大后と云ひ、嘉祥三年、仁明帝不豫の時、剃髮して尼と爲り、冥福を祈り給ふ。同年三月、天皇崩御し給ひ、五月、皇后また崩御せらる。時に年六十五歳にましませり。○東宮のたちはきこはみね。たちはきは、帶刀と書き。東宮坊にありて、宿直する武官なり。その數卅人あり。禁中にて、瀧口、院にて北面など〻云ふ類にて、兵仗を帶す。こはみねは健岑の訓なり。○忠仁公。藤原良房を云ふ。左大臣冬嗣の次男にして、天安元年二月十九日、大政大臣と爲り、貞觀八年關白となる。藤原氏攝政關白の始にして、薨後忠仁公と諡す。○橘逸勢。橘奈良麿が孫なり。性放誕にして、細節に拘らず。最も隸書を善し、宮門の榜題、多くその手になる。延暦の末に、遣唐使に隨て入唐す。唐人

法皇。イ本、天皇ニ作ル。集覧本、まできてヲ、詣ニ、給ぬヲ、ぬればニ、侍なむずヲ、侍るべしニ、たてまつらんさを、まつらん由ヲニ作り。忠仁公ノ下、其比はノ三字アり。后にヲ宮にニ作ル、

と多し。嵯峨上皇、見て大に怒り給ひ、遂に隠岐に流さる。仁明帝、深く其文才を愛し給ひ、數年にして召し還さるゝこと、本書に云ふが如し。後正四位下左大辨と爲りて薨ず。時に年五十一、世に野相公と云ふ。篁母に事へて至孝なり。家素より清貧、俸給悉く親友に施す。文章、當時に冠絶し。草隷の二体、二王の迹あり。後世之を模法す。

同九年七月十五日に、嵯峨法皇うせさせ給にき。當代の御ちゝにおはします。十七日、平城天皇の御子に、阿保親王と申し人、嵯峨のおほきさきの御もとへ、御せうそくをたてまつりて、申給やう、東宮のたちはき、こはみねと申もの、まできて、太上法皇、すでにうせさせ給ぬ。世中のみだれ、いでき侍なむず。東宮を、東國へわたしたてまつらんと、申よしを、つげ申給しかば、忠仁公の中納言と申て、おはせしを、后よび申させ給て、阿保親王の文を、みかどにたてまつり給き。この事こはみねと、但馬權守橘逸勢と、はかれりけることにて、東宮は、しり給はざりけり。廿四日に、事あらはれて、廿五日に、但馬權守を、伊豆國へつかはし、こはみねを、おきへつかはす。又中納言よしの、宰相あきつなど、ながされにき。此但馬權守と申は、よの人きせいとぞ申す。神になりて、おはすめり。東宮おそりをぢ給て、

出して、その隱岐の島へ渡らんとて、こちらに見ゆる。多くの島々をかけて、遙の沖に漕ぎ出てたりと、吾か爲に、都に殘れる親き人々に言傳よかしと、海上に漁りする漁船に、賴み求めし心なり。○灌佛。正くは灌佛會といふべし。伊呂波字類抄に、日本紀に云ふ、延曆十七年戊寅四月八日、始めて此會を修す。或書に云ふ、仁明天皇御宇、承和七年庚申初めて灌佛を行はると云へり。○小野篁めしかへされて云々。續日本後紀、七年六月十七日條に、流人小野篁、黃衣を披て拜謝すと見ゆ。黃衣は黃色の袍にして、庶人の服なり。先に篁配流の時、官位をはがれて、庶人となされしが故なり。さて篁は、參議岑守の子なり。幼き時、武技を事として、學業を勉めず。嵯峨帝之を聞召して、この人の子にして、弓馬の士と爲らむとするかと、仰せられしを聞き、大に慚悔して、學業に志しき。弘仁十三年、文章生に及第し、彈正少忠より、歷任して東宮學士、彈正少弼に至り、淸原夏野等と、勅を奉じて令義解を撰び、承和の初、美作介に任じ、遣唐副使となり、備前權守を兼、刑部大輔に任じ、累進して正五位下に至り、唐に使せむとするに及びて、正四位上を借さる。承和三年、紫宸殿に引見せられ、綵帛、貲布を賜ひ、又紫宸殿に御して、御被一襲、及赤絹被、及砂金等を餞せらる。已にして、海上風災に遭ひ、船破れて、進むこと能はずして歸る。四年、再び唐に赴かんとす。初め便船の次第を定むるに、大使藤原常嗣が乘るものを以て、第一と爲し、大平良と名く。最も堅硬なり。第二は、篁が乘るものとす。風災に遭ふに及びて、第一船壞る、よりて常嗣、篁が船を奪はむと欲し、奏して次第を換えむと請ふ。朝廷之を許さる。是に於て篁忿恚して、病と稱して復船に上らず。西道謠を作りて、遣唐の事を刺る。その言、忌諱に觸るこ

流ざいにこなはれニ作ル。同六年。同本、明る六年ニ、おきへまかりしチ、おきの國へまかりし時ニ作ル。

人にはかたれ、流布本、つげよニ作ル。集覽本、灌佛ノ下、會ノ字アリ。又小野篁ノ下、配所よりの四字アリ。京へノ下、まいれりし也ニ作ル。

がしつかはさせ給しなり。同六年正月にぞ、たかむら・おきへまかりし。

わだのはらやそしまかけてこぎいてぬと人にはかたれあまのつり舟、とは、このときに、よみ侍しなり。同七年四月八日、はじめて、灌佛は、をこなはれしなり。六月に、小野篁めしかへされて、いまだ位もなかりしかば、きなるうへのきぬをきてぞ、京へはいれりし。

○小野篁を、隱岐國へながしつかはしき。 續日本後紀、承和五年十二月十五日條に、是日勅し給はく、小野篁、内に綸旨を含み、出て外境に使す。空く病の故を以て、國命を遂げず。律條に准じて、絞刑に處すべしと雖も、死一等を降して、遠流に處すべし。 云々と見ゆ。○もろこしへ、つかはしけるふみのことばのつゞきにひかされて。唐土へ遣はされたる國書の、文辭の文に引されての心なるべし。○よのためによからぬ云々。 世を諷刺したる事を書きたるを。○わだのはらやそしまかけて云々。 わだの原の、はらは、すべて陸上にても、海上にても、何物もなく、ひろ〴〵と平らかなる處を云ふ。 故にわたの原は、海上見渡す限り、遮る物もなく、ひろ〴〵としたる處を云ふ。 八十島は、多くの島々なり。 人にはの人は、都に殘れる父母、妻子の類を始め、わが親き人なり。 あまの釣舟は、漁夫の魚を漁る舟にして、一首の心は、われ今度隱岐の島へ流さるゝとて、遠く都を離れて、此の邊土まで下り來りしが、今日はいよ〳〵、遙々と限もなき海上に舟

つかはしきノ下、杉本、其故はトアリ。マタふみのチふ、みにニ作リ、こさざものノ下、を字アリ。いかり。いからせに作り。ながしつかはさせチ、

悔は、禁中より始て、邊土に至りて、歳暮に、必ず、過、現、未の三千佛の御名を稱して、罪障を懺悔するなり云々と見るが如し。帝王編年記に、承和五年戊午、天皇、十二月寒夜の天に、眠覺るの時、側に佛名經を講ずるの音あり。何方を知らず。時に藏人を召し、寮の御馬を賜はりて、早くこの音に就きて、其處を尋ぬべしと命ぜらる。然にその音、行けども／＼同じ處にありて、前路眇々たり。遂に大原の邊に尋ね行けども、猶その處を知らず。仍りて比良山の麓に至りしに、一僧庵あり、就きて問ふに、答へて曰はく、我は淨安大德と云ふものなり。一年中に作る處の罪障、これを以て消滅せしめんが爲に、この經を轉讀するなりと云ふ。藏人歸り參りて、その由を奏す。仍りて重て伴僧を召して、御佛名を行はしむ。而て僧一口足らざるの處、一人の僧、内野の芝上に臥す。その故を尋ぬるに、答へて云ふ、御佛名を行はるゝと聞きて、聽聞の爲に參らむと欲し、日暮を待つ時、暫くこの芝上に臥せるなりと云ふ。仍りてこの僧を召して、御佛名に列せしめらる。野臥と號くるは是なり。淨安、遂に律師に補せらると見ゆ。

この月に、小野篁を、隱岐國へ、ながしつかはしき。たび／＼、もろこしへ、つかはさむとせしかども、身にやまひ侍よしなど申て、まからざりしにあはせて、もろこしへ、つかはしけるふみの、ことばのつゞきに、ひかされて、よのために、よからぬことゞも、かきたりけるを、さがの法皇、御らんじて、おほきにいかり給て、な

て、之を拜し給ふを云ふ。歲首の朝覲は、多くは正月三日、四日の兩日を用ゐれども、强ち一定せず。また即位後の朝覲、元服後の朝覲等あり。○後七日御修法。毎年正月八日より、七日の間行はる。第一の七日過ぎて、第二の七日間に行はるゝが故に、この名あり。また、此法は、宮中の眞言院にて行はるゝ例なるが故に、眞言院の御修法とも云へり。有職抄に、眞言院、八省院の北にあり。承和元年、弘法大師、大唐の內道場に准じて、申しうけて建るなり。則承和二年正月より、始めて後七日の御修法を行はれ侍る。これ國の豊饒の法なり云々と見ゆ。修法は、密敎に於て、災を攘ひ、福を祈る爲に修するものにして、護摩を燒き、加持を爲し、印相を結ぶ等の行事あり。○三月廿一日、弘法大師、定に入給にき。元亨釋書に、承和二年海（○空海）金剛峯寺に在り、三月廿一日、結伽趺坐して、毗盧の印を作して、泊然入定す云々、年六十二と云へり。本書三月廿一日の上に、承和二年を脫するか。空海が俗姓、及生年等は前に云へるが如し。延曆廿三年、遣唐使に從て入唐し、青龍寺の慧果阿闍梨に從うて、眞言秘密の敎法を受け、大同元年歸朝す。時に空海その傳法する處を唱ひ、辨論精審にして、諸宗の碩德之に抗するものなし。弘仁七年高野山に上りて、金剛峯寺を創建し、同十三年、平城上皇、同十四年、嵯峨上皇に灌頂を授け奉り、十四年、東寺を賜はり、天長二年、勅して高尾神願寺を、改めて、神護國祚眞言寺と名けて、之を賜はり、弘仁十一年、傳燈大法師位記を賜り、天長の始、僧都と爲り、延喜廿一年冬十月、諡を弘法大師と賜はれり。○慈覺大師もろこしへわたり給き。元亨釋書に、承和六年六月廿二日の事と爲し、明匠畧傳に、同年六月十三日の事と爲す。○御佛名ははじまりし也。塵添壒囊鈔に、佛名懺

の顯貴、前に使人の云へるが如し。弘仁中、從三位を贈られ、承和六年太政大臣を贈らる。○御年十五。曆代皇記、一代要記、帝王編年記等に、天皇は弘仁元年に降誕と爲す。本書に、位に即き給ふ時、御年廿四、崩御の時、四十一と云ふも、弘仁元年降誕の年に合へば、弘仁十四年立太子の時は、御年十四に坐すべし。○御ざえかしこく。才藝に秀でたるをいふ。○管絃のかたも、いみじくおはしましき。音樂の道も、勝れて御上手なりとなり。○くすしのかた。醫療の術。○慈覺大師如法經をかき給き。慈覺大師は、僧圓仁を云ふこと、上に云へるが如し。如法經は叡岳要紀に引く、如法堂銅筒記に、爰に禪定國母、深重の願を發して、如法に法華一部を書寫して、安置し奉ると見ゆるが如く、如法に、法華經を書寫する事を云ふ。故に、また叡岳要記に、この慈覺大師の、始て如法經を修する狀を記して、草を以て筆と爲し、石を以て墨と爲し、一字三禮して、三ヶ年の間に、手ら妙法蓮華經一部を書寫すと見えたり。

承和元年正月二日、淳和院へ朝覲行幸侍き。弘法大師の申をこなひ給ひしによりて、ことしより、後七日御修法はじまりしなり。三月廿一日には、弘法大師、定に入給にき。生年六十二なり。同四年六月十七日、慈覺大師、もろこしへわたり給き。同五年十二月十九日に、佛名ははじまりし也。

○朝覲行幸。朝覲は、伊呂波字類抄に、朝覲と見ゆ。天皇の太上天皇、皇太后等の御許に行幸し

嘉祥三年云々、杉本、治十七年、嘉祥三年庚午三月崩、御年四十一、葬ニ山城國紀伊郡深草陵ニ作ル。嘉智子ノ下、杉本、贈太政大臣正一位清友ノ子ニ作ル。○十四年ノ下、杉本、癸卯四月二十五日ニ作ル。年十五、同本十四。すぐれ給て。杉本、すぐれ給へりニ作ル。かたなどさへ。イ本、かたなどだにニ作ル。

天長十年二月戊午朔、乙酉廿八日皇帝、淳和院に於て、位を皇太子に讓ると見ゆれば、淳和院を云ふ。また前の嵯峨天皇の太上天皇に對し奉りて、此天皇を、後太上天皇と申しヽこと、同書に見えたり。

第五十五、仁明天皇、嘉祥三年三月廿一日崩、年四十一、葬ニ深草山陵ー

次のみかど仁明天皇と申き。嵯峨天皇の第二御子、御母太皇太后橘嘉智子なり。弘仁十四年、東宮に立給、御年十五、天長十年三月六日位につき給、御年廿四、世をしり給事十七年、御ざゐかしこく、管絃のかたも、いみじくおはしましき。すべて、御身のゝう、いにしへのみかどにもすぐれ給て、くすしのかたなどさへ、ならびたてまつる人なかりしなり。ことし、慈覺大師、如法經をかき給き。

○仁明天皇。諱は正良。○深草山陵。陵墓一覽に、山城國紀伊郡深草村大字深草と見ゆ。○橘嘉智子。橘清友が子なり。清友は、奈良磨が第二子、身長六尺二寸あり、眉目清秀、畫くが如し。寶龜年間、高麗の使來朝す。清友、良家の子にして、容儀魁偉なるを以て、撰ばれて使人に接す。時に使人史都蒙、相法を善くす。清友を見て、此人風骨尋常にあらず、子孫大に貴らむ。但三十二の時、急厄あるべし。此を過れば恙なからむと云ふ。延曆五年内舍人となり、正五位に敘せらる。八年病みて卒す。時に卅二なりき。清友、田口氏を娶りて、此皇后を生む。子孫

眞和尙を師さして、出家し給ふ。生年十四歳、父は宅成ニ作ル。同九年、イ本、同同五年ニ作ル。

給はむ、ノ下、杉本、時ノ字アリ。マタ給ヘヲ、給ふべし。給はせしな、給ひき、此御願なりヲ、御願さかやニ作ル。

き。高野より都にかよひ給はむみちの、やどりどころにし給へとその給はせし。弘福寺は、天武天皇の御願なり。同十年二月廿八日に、みかど、位を御をいの東宮にゆづり申給て、西院にうつりおはしましき。

○智證大師。　僧圓珍を云ふ。　元亨釋書に云ふ、釋圓珍、姓は和氣氏、讃州那珂郡の人なり。父を宅成と云ひ、母は佐伯氏にして、僧空海の姪なり。　その家富みて、鄕閭に推重せらる。　弘仁六年生る。　十歳にして毛詩、論語、漢書、文選を讀み、十四の時、家を辭して洛に入り、十五にして、延曆寺座主義眞に師事すと見ゆ。　明匠畧傳にも、年十五の時と見ゆ。　本書、十四歳の時と爲すはいかゞ。　○義眞和尙。　元亨釋書に、相州の人、傳敎大師に從て入唐し、臺州國淸寺に於て戒を受け、弘仁十四年、根本中堂に於て、始めて大乘菩薩戒羯磨を行ふ。　天長元年、詔して延曆寺の座主に任ず。　座主の職こゝに始まる。　九年維摩會の講師と爲り、十年七月四日寂す。　壽五十三と見ゆ。　○たかをより高野へかへりゐ給べきと云々。　高雄は高尾の神願寺を云ふ。　天長二年、神護國祚眞言寺と名を改めて、空海に賜はれり。　高野山は、金剛峯寺にして、弘仁七年、空海の創建する處なり。　○弘福寺。　川原寺をいふこと、前に云へるが如し。　なほ伊呂波字類抄に、川原寺と號す。　大和國に在り。　天武天皇御願なりと見ゆ。　都は山城の國なれば、高野山より往復には、通行の道に當るが故に、中宿（ヤドリ）の處として、賜はれるなり。　○みかど、位を、御をいの東宮にゆづり申給て云々。　御をひは、嵯峨天皇の御子、正良親王（仁明）を申す。　西院は、續日本後紀に、

子は、の下、集覽本、常世ノ國ヨリノ六字アリ。也ノ下、同本、手にトアリ。あけたりし、かばノ下、イ本、箱の内より五字アリ。雲ノ下、杉本、一すぢ、マタにしざまへノ下、に行けるが下のおりト有。マタ、たちまちにノ下、へんじて、はくはつたるさアリ。マタはる〳〵しく、ハ、はか〳〵しくニ作り。あゆみをだにもせぬ、をヲあにもねこさだにもせぬニ作り、雄畧天皇のみよのノ下、うらしまの子は、うせにける。百十七年ノ下、四に、をよひてぞ、故郷にはニ作ル。ひえの山へ、のぼり給き。杉本、ひえの山の座主、義

ことし、うらしまの子は、かへれりし也。もたりしたまのはこを、あけたりしかば、むらさきの雲、にしざまへ、まかりてのち、いとけなかりけるかたち、たちまちに、おきなとなりて、はか〳〵しく、あゆみをだにもせぬほどになりにき。雄略天皇のみよにうせて、ことし三百四十七年といひしに、かへりたりしなり。

○浦島子の事は、巳に上巻雄畧天皇條に、釋日本紀に引く、丹後風土記を引きて云へるが如し。今こゝに云ふ所は、浦島子傳に、神女送るに玉匣を以てし、五綵の糸を以て緘と爲し、嶋子を誡めて、再逢の期を見むと欲はゞ、玉匣の緘を開くこと勿れと、言ひ了りて、手を分ちて辭し去る。嶋子船に乗りて、眠るが如くにして、自ら故郷澄江浦に至り、その子孫を尋ぬるに値はず。嶋子時にその齡二八許に見えしが、彼の玉匣を披きしに、紫雲天に昇りて、嶋子忽ち天山の雪を頂き、合浦の霜に乗ずと云へるを云ふなり。なほ浦嶋子の事は、群書類從に、續浦島子傳あり。また大日本史方技傳にも詳なり。○はか〴〵しく。原本、はる〳〵しくとあり。今杉本によりて改む。物のはかどりて、埒あくことをいふ。

同四年に、智證大師、生年十四にて、さぬきのくにより、のぼり給ひて、ひゑの山へ、のぼり給き。はゝは弘法大師の御めいなり。同九年十一月十二日に、弘法大師たかをより、高野へかへりゐ給べきよし、申給しかば、太上天皇、弘福寺たまはせ

字アリ。四十御賀、原本、三十御賀ニ作ル。集覽本、ニ據リテ改ム、

じ。續日本後紀、類聚國史、日本紀畧等、五十九に作る。然れども嵯峨天皇讓位の詔に、太弟朕と春秋亦同じの語あり、而て嵯峨天皇延暦五年に生れ給ひ、また本書に、この天皇弘仁元年九月東宮に立ち給ふ、時に年廿五と云ふによりて、推算する時は、崩年五十五に坐すこと明なり。○物集陵。陵墓一覽に、大原野西嶺上陵、山城國乙訓郡大原野村大字大原野と見ゆ。而て續日本後紀に、承和七年五月辛巳、後太上天皇（○淳和）皇太子に顧命し詔（ノタマ）はく云々、予聞く人歿する時は、精魂天に歸ると云へり。而て空く冢墓を存する時は、鬼物之に憑りて、終に祟を爲して、長く後累を貽す。宜く骨を碎き粉と爲して、山中に散せよ。癸未、後太上皇、淳和院に崩ず。戊子、此夕、後太上天皇を、山城國乙訓郡物集村に葬り奉り、御骨を大原野西山嶺の上に散し奉ると見ゆ。されば物集村は、御火葬の地にして、大原野西山嶺は、御遺骸のある處なるが故に、後に至りて、山陵を設け給ひし時、大原野の地を、擇ばれしなるべし。○廿八日に位につき給ふ。日本紀畧に十八日壬寅、内裏に遷御し給ふと見ゆ。○さがの法皇の四十御賀し給き。四十は、原本三十に作る。改むる由は、標註に云へり。年壽を祝賀することは、算賀と云ひ、俗間には、賀の祝と云へり。四十歳より始めて、十年毎に行へり。もと支那の風俗なれども、我邦にても、早く奈良朝の頃より行はれたり。此御時の御祝のこと、壽算名目抄に、五八賀、四十賀也。類聚國史に曰ふ、天長二年十一月己巳朔丙申、太上天皇（○嵯峨）五八の御齡を賀し奉る。白日已に傾き、之に繼ぐに燭を以てす云々。これ國史に、四十賀のことの見えたる初なり。この後、仁明天皇四十算御賀のこと、續日本後紀に在り。是天子へ賀を奉りし始なり云々、と云へるが如し。

承和七年云々。杉本、治十年、承和七年庚申三月十七日崩、御年五十四、后女御六人、御子十三人、葬云々ニ作ル。申き。イ本、申はニ作ル。御母ノ下、イ本、皇太后藤原ニ作ル。弘仁元年ノ下、集覽本、庚寅二字、マタ同十四年ノ下、癸卯、ニ

從四位下侍從たりしが、東宮を讓り給ひし後、親王となり、三品に叙し、この年治部卿に任せられ給へり。故に本書、治部卿親王と云へり。○あながち。强ひての心。○こもりゐて云々。恒世親王、その邸宅に籠り居給ひて、朝廷よりの御使にも、面會し給はざるを云ふ。○仁明天皇の御子にておはしましゝを云々。仁明天皇の、いまだ皇子として坐しましゝを、東宮に立て給ひしとなり。○位をこそ東宮にておはしませば云々。天皇の位だけは、弟の皇子（○淳和天皇）東宮に坐すが故に、人の世にあるは、勤むる年には限あるものなれば、遂に位を讓り給ふは、普通の習なれども、新帝の後を繼ぎ給ふ皇太子には、吾子の無きにもあらざるに、それをさへ、弟の淳和天皇の皇子を、東宮に立て給はむとし給ひし、嵯峨天皇の寛厚なる御心情は、また他に比類（タグヒ）ありがたしとなり。

第五十四、淳和天皇、承和七年八月日崩、年五十五、葬二物集陵一、

次の御門淳和天皇と申き。桓武天皇の第三御子、御母參議百川女旅子（たび）なり。弘仁元年九月に、東宮に立給、御年廿五、平城天皇の御子、高岳親王の御かはり也。同十四年四月廿八日に、位につき給、御年三十八、世をしり給こと十年なり。天長二年十一月四日丙申、みかど、さがの法皇の四十御賀し給き。

○淳和天皇。諱は大伴。○承和七年八月日崩。杉本三月十七日に作る。但天皇の崩日は、續日本後紀に據るに、五月八日なり。○年五十五。歷代皇紀、一代要記、皇胤紹運錄等、本書に同

おこゝ。流布本、なさゝニ作ル。下同ジ。

仁明天皇云々。おはしましゝを。イ本、帝第二皇子正良親王、をニ作ル。

同十四年、みかど、位を御おこゝの東宮に、ゆづりたてまつりて、やがて、その御子の治部卿親王恒世を、東宮にたて申給しを、親王、あながちに、のがれ申給て、こもりゐて、御つかひをだに、かよはし給はざりしかば、仁明天皇の御子にておはしましゝを、東宮にたて申給き。位をこそ、東宮にておはしませば、かぎりありて、ゆづりたてまつり給はめ、わが御子の、おはしまさぬにてもなきに、おこゝの御子を、東宮にさへ、たてたてまつらんとし給し御心は、ありがたかりしことなり。

○みかど、位を御おとゝの東宮に、ゆづりたてまつりて。　弟の東宮は、大伴皇子、即淳和天皇を云ふ。　御譲位の事は、類聚國史、日本紀畧等に委く見えて、本年四月十六日の事なり。　○治部卿親王恒世を、東宮にたて申給しを。　神皇正統記、嵯峨天皇の卷に、天下を治め給ふこと十四年、皇太弟にゆづりて、太上天皇と申。　帝都の西、嵯峨山と云ふ所に、離宮をしめてぞまし〳〵ける。　一旦國をゆづり給ひしのみならず、行末までも授け坐しまさむの御志にや、新帝の御子、恒世親王を太子に立給ひしを、親王また固く辭退して、世をそむき給ひけるこそありがたけれ。　上皇ふかく謙譲ましましけるに、親王また、かくのがれ給ひける、末代までの美談にて、むかし仁徳天皇御兄弟、相譲り給ひし後には、聞ざりし事なりと云へり。　さて恒世親王の官位は、諸王爲りし時、

ゆ。これ皇族の姓を賜はりし始にて、神皇正統記に、源氏と云ふことは、嵯峨の御門、世のつひえを思しめして、皇子皇孫に姓を給ひて、人臣と爲し給ふ。即御子あまた源氏の姓を賜はる、云々、親王の宣旨を蒙る人は、才不才によらず、國々に封戸など立られて、世の費なりしかば、人臣に連ね、官學して朝要にかなひ、器にしたがひ、昇進すべき、御掟なるべし。姓を賜る人は、直に四位に叙す。當今のは、三位なるべしと云ふ云々と見ゆ。〇同七年、弘法大師、云々高野の山に定め給き。高野山創建の事は、性靈集、及ひ弘法大師年譜等に委し。就て見るべし。また此處を以て自ら終焉の地と爲さむことを願へる表文も、性靈集に出づ。紀伊國續風土記に、當山は伊都郡の東南隅にして、其地紀伊、大和、境界相接する處にあり。四面高峰環合して、その中大曠平の原野なり。高野山の名是より起れり云々と見ゆ。寺名を金剛峯寺と云ひ、奥院と稱するは、弘法の廟なり。入定とは元亨釋書、空海傳に、承和二年三月廿一日、結伽趺坐して、毗盧の印を結び、泊然として入定す。是より先七日、諸弟子と共に、彌勒の寳號を念し、此日に至りて瞑目氣絶す。蓋定身を持して、龍華を待つなりと見ゆるが如く、禪定に入りて彌勒の出世を待なり。禪定に入る時は、心性は靈々昭々たれども、身、口、意の三業を動さゞるが故に、外より見る時は、死と異らざれども、禪定の力を以て、肉体の腐ることなしと云ふ。〇傳敎大師うせ給にき。元亨釋書に、弘仁十三年、宸書して傳燈大法師位記を賜ふ。夏六月四日、中道院右脇に於て寂す。年五十六、臨終に至りて曰はく、吾平生、口に麁言なく、手に笞罰せず。門弟子、願くは之に則るべしと。亦遺誡六編あり云々、貞觀八年秋七月、勅して傳教大師と諡すと見ゆ。

同七年、原本、七年トアリ。流布本によりて改ム。傳教大師の下、イ本中堂院にして、入滅し給ひき十二字アリ。

すま一領を、大師にたてまつり給き。ねぎほうりなど、むかしより、かゝることを、いまだ見きかずと、申侍き。その御けさ、ふすま、いまに、ひえの山にあり。五月八日、皇子たち、源といふ姓をたまはり給き。同七年弘法大師、入定のところを、高野の山に定め給き。御年四十三、同十三年六月四日、傳教大師うせ給にき。生年五十六になん也給し。

◯五年の春傳教大師云々。此事、叡山大師傳、及古今著聞集に見えたれど、大同小異なるが故に引かず。◯神宮寺。神社に附屬せる寺院を云ふ。故に神宮院、神供寺などゝも云へり。元正天皇の御世に、藤原武智麿、氣比神宮の爲に、神宮寺を建てたるを、史籍に見えたる始とす。而て宇佐宮の神宮寺は、拾芥抄に、彌勒寺、宇佐宮の傍と見ゆる是なり。◯ねぎほうり。共に神社に事ふる職なり。禰宜は、書紀に祈字を訓みて、ネギと云へる如く、神に祈願するを職とするが故に、出でたる名、また祝は伊呂波字類抄人倫部に、ハフリと訓めるが如し。神明に祈願して、災禍を禳ふより出でたる名なり。◯五月八日、皇子たち、源といふ姓をたまはり給き。新撰姓氏錄に、源朝臣信、年六、弟源朝臣弘、年四、弟源朝臣常、年四、弟源朝臣明、年二、妹源朝臣貞姫、年六、妹源朝臣潔姫、年六、妹源朝臣全姫、年四、妹源朝臣善姫、年二、信等八人は是今上の親王なり。弘仁五年五月八日、勅に依り姓を賜ひて、左京一條一坊に貫し、信を以て戸主と爲すと見

にて行はる。御物忌の時は、南殿にてあり。問者、講師などありて、御前にて論義すれば、内論義とは申なりと見え、また濫觴抄に、嵯峨四年癸巳、弘仁、正月御齋會始有レ之と見ゆ。○やましなてらのうちに、南圓堂を立て給き云々。氏のさかえとは、一族の繁榮を云ふ。帝王編年記に、弘仁四年、冬嗣（フユツギ）興福寺中に南圓堂を立てゝ、丈六三目八臂の不空羂索觀音の像を安置す。圓堂とはいへども、八角の寶形堂なり。尊像は、長岡右大臣内麿公、藤氏の衰微を歎きて、（○藤氏列坐僅四人）弘法大師と申合せて造立せらる。然るに内麿公は、佛殿造立以前に薨ずるによりて、其子冬嗣卿建立す云々と云へり。○六月一日、官府をくだし給て云々。類聚國史禁制の條、及び類聚三代格に見えたり。府は符の借字にて、太政官の布達を云ふ。○あつかひやしなふ人。病者を看護して、養育する人なり。○めでたきくどく。能き功德と云ふ心。功德は、勝鬘寶窟に、惡盡るを功と言ひ、善滿るを德と云ふと見ゆ。

五年の春、傳敎大師、もろこしへ、わたり給しおりの願をとげむとて、つくしへおはして、佛をつくり、經をうつし給、又うさの宮の神宮寺にて、みづから、法華經を講じ給しに、大菩薩託宣し給て、われひさしく、のりをきかざりつ。いま、わがために、さま〳〵の、くどくをおこなひ給、いとうれしき事なり。わがもてるころもあり、この給て、託宣の人、御殿に入て、むらさきの七條の御けさ一帖（でう）、むらさきのふ

氏のさかえ。原本、さかみニ作ル。流布本、及諸本ニヨリテ改ム。

は、先此墓に詣ふでゝ、祈誓す云々と見えて、その容貌魁偉のさまを説けるは、本書に異る所なし。

同四年正月に、御齋會のうち論義は、はじまりしなり。ことし、冬嗣、やましなでらのうちに、南圓堂を立給き。その時、藤氏の人、わづかに、三四人おはせしをなげきて、氏のさかゐを願して、たて給へりしなり。まことに、そのしるしとみえ侍めり。神武天皇よりのち、みかどの御うしろみ、代々におはすれども、子孫あひつぎて、けふあすまで、かくおはするは、この藤氏こそはおはすめれ。六月一日、官府をくだし給て、病人をみちのほとりに、いだしすつる事を、とゞめさせ給き。たふときも、いやしきも、命をおしむ心は、かはる事なきを、世の人、いけるおりは、くるしめつかひて、病づきぬれば、すなはち、おほぢにいだす。あつかひやしなふ人、さらになければ、つゐにうへしぬ。ながく、このことをとゞむべしと、おほせくだされしこそ、めでたきくどくと、おぼえ侍しか。此ころも、やすくありぬべき事なり。

○御齋會のうち論義はほじまりしなり。御齋會は、正月八日より十四日まで、禁中にて、御祈禱の爲に、最勝王經を講せらるゝを云ふ。公事根源に、十四日は御齋會の結願なり。内論義は御殿

ル。いたかれき。イ本、にいたかれしなりニ作ル。

かたちなづかしく、おさなき子も、おぢをそれず、いだかれき。たゞ人とは、みに侍らざりしなり。

○かたちありさまゆゝしかりし人なり。容貌魁偉にして、尋常ならざるを云ふ。田村麿傳記に云ふ。大納言阪上大宿禰田邑麿は、その先、前漢の高祖皇帝より出づ。廿八代後漢の光武皇帝に至りて、十九代の孫、孝靈皇帝、十三代阿智王、一縣の同姓百人を率ゐて、漢朝を衍出でゝ本朝に入る。應神天皇廿六年なり。勅ありて、大和國檜前の地を賜ひて居る。田村麿は阿智王十一代の孫、贈大納言勳二等苅田麿の二男なり。寶龜十一年將監、延曆十四年征夷將軍、正四位下、近衞・中將、越後守、同年二月木工頭を兼ぬ。同廿年十一月、從三位に叙し、廿二年二月刑部卿に任じ、廿三年正月、陸奧出羽按察使に補し、廿四年參議に任じ、弘仁元年正三位に叙し、中納言に任じ、同年九月大納言に任じ、二年五月廿三日薨ず。時に年五十四、即白絁六十九疋、調布一百一段、商布四百九十段、米七十六斛、役夫二百人を賜ふ。柏原天皇第八皇子葛井親王は、大納言の女、從四位下春子女御の生める所なり。仍りて特に之を加へ賜はる。天皇事を視給はざること一日、同五月廿七日、大舍人頭從四位下藤原朝臣緩麿、治部少輔從五位下秋篠朝臣全繼、大納言の第に就きて、贈從二位の宣命を讀む。同廿七日、山城國宇治郡栗栖村に葬る。時に勅ありて、甲冑、兵仗、劒鉾、弓箭、糒鹽を調へて合葬せしむ。この後、國家非常の事ある時は、その墓鳴動して、鼓を打つが如く、或は雷電の如し。爾來將軍家と號し、若し將軍の號を蒙りて、凶徒に向ふものある時

たち。流布本、なし二作

を褒揚する、何ぞ甚過ぐるやと、親王また管弦を翫び、晩年酒を好みて、日夜飲讌し、遂に病を爲して薨じ給ふ。時に年五十一と見ゆ。○えしづめあへずして。驚喜の餘り、自ら心を靜むること能はざるを云ふ。○まひかなでゝ。かなでは、舞を奏するを云ふ。○田村麿云々、えびすをうちたひらげ侍りしは云々。田村麿、延暦十年より、同廿年に至る間、蝦夷を征して、偉功ありしこと、續日本紀、及日本後紀等に詳なり。なほ下文田村麿の傳をも見るべし。○つはものゝみちをならふといへども云々。弓を射、劍を擊つ兵術に於て、極め學ばざるところ多しとなり。○かくおはする。親王の年幼くして、善く弓を射、再び發して、再び的中し給ふを云ふ。○子孫をおもふ心は云々。田村麿の如き豪傑も、面あたり、吾が孫の親王の手柄を視て、自ら抑ゆる能はず、驚喜して、平生の擧動に似ざるを見て、記者の、人の親の子孫を思ふ情は、今も昔も變らざるものなりと、云へるなり。

さて程なく。五月廿三日に、田村丸うせにき。年五十四になむなりし。かたちありさまゆゝしかりし人なり。たけ五尺八寸、むねのあつさ一尺二寸、目はたかのまなこのごとく、ひげはこがねのいとすぢを、かけたるがごとし。身ををもくなすときは、二百一斤、かろくなすおりは、六十四斤、心にまかせて、おりにしたかひしなり。いかれるおりは、まなこをめぐらせば、けだものみなたふれ、わらふこきは、

會といふ名の定りて、いまだ朝廷の大儀とならざりし前なればなるべし。かくてこの節會の物に見えたるは、吏部王記、延喜四年正月七日條を始めとす。○廿三日に、豐樂院に出給て、ゆみあそばして云々。日本紀畧に、十七日壬子、豐樂院に御して、射を觀給ふ。蕃客に角弓を賜ひて射せしむと見えたり。本書廿三日と爲すは日を誤るか。公事根源に、射禮、十七日、是は建禮門にて行侍る事なり。代の始には、豐樂院にてあり。十五日に、先兵部省、手つがひと云ふ事ありて、射手を整へ定むる儀式あり。○中略射禮のあくる日は、射遺しとてあり。其は昨日、射禮に參せざる四府に、今日射さしむるが故に、射のこしとは申なり。弘仁二年正月にこの事始まると見ゆ。

○葛井親王。文德實錄、嘉祥三年四月條に、大宰帥三品葛井親王薨ず。親王は桓武天皇第十二子なり。母は大納言贈正二位坂上大宿禰田村麿の女、從四位下春子なり。親王幼にして機警、年六歲、帶劔を賜ふ。弘仁十年、爵、四品を賜ひ、兵部卿に拜す。天長三年上野太守と爲り、承和七年常陸太守と爲り、八年三品に進む。親王頗る射藝を善くし、外家大納言の遺風あり。嵯峨天皇、豐樂院に御し、射禮を觀給ひ、畢りて後、諸親王群臣に勅して、次射せしむ。親王時に年十二、天皇戲に、親王に宣し給はく、弟少しと雖も、弓矢を執るべし。親王詔に應じて起ち、再び發して、再び中る。時に外祖父田村麿も亦侍坐し、親王の射藝を見て、驚喜して自ら已むこと能はず。即ち起ちて、親王を抱き舞ながら、進みて申さく、臣前に數十萬の兵に將として、東夷を征討し、天威によりて、向ふ所敵なかりしと雖も、自ら勇畧を信じて、兵術究めざるところ多し。今親王、年弱冠にして、武技此の如し、愚臣が能く及ぶ所にあらずと、天皇大に咲ひて曰はく、將軍、外孫

はぎ、よろこびて、ねしづめあへずして、座をたちて、むまでの親王を、かきいだきたてまつりて、まひかなでゝ、御門に申ていはく、田村麿、むかし、おほくのいくさの將軍として、ゑびすをうちたひらげ侍しは、たゞみかどの御威なり。つはものゝみちを、ならふといへども、いまだ、きはめざるところおほし。いま親王の年いとけなくして、かくおはする、田村麿さらに、およびたてまつるべからずと申き。いまもむかしも、子孫をおもふ心は、あはれに侍事なり。

○始めて青馬を御らんじき。青馬はアヲムマと訓む。帝王編年記にも、弘仁二年辛卯正月、始めて青馬を覽給ふと見ゆ。さて白馬を青馬と訓むことは、古事記傳卷十八に、かの白馬節會を、青馬とも云ふは、白馬を、やがて青馬と云には非ず。是は舊は、實に青馬にて、白馬には非ず。故れ萬葉、又文德實錄、延喜式などに、皆青馬とのみありて、凡て、古書には、白馬と作ることなきを、後に更(アラタメ)て白馬を用ゐらるゝことになりて、白馬節會といひ、又舊の名をも呼て、青馬節會とも云なり。平兼盛集に、降る雪に色もかはらでひくものを誰が青馬と名けそめけむ、是れ白馬を用ゐられて、なほ青馬と云名のある故の歌なりと見ゆ。又伴信友翁の比古婆衣には、その青馬は、葦毛といふ毛色なるべしと云へり。さてその儀式等は、公事根源に詳なり。また類聚國史に、仁明天皇承和元年正月戊午、天皇御二豐樂殿一、觀下青馬上宴二群臣一敍位云々とのみ見えたるは、青馬の節

出ノ下、集覽本、させノ二字アリ。おさい、流布本、をさヽニ作ル。

て、髪を剃りて入道し給ふ。藤原朝臣藥子もまた自殺す。藥子は、贈太政大臣種繼の女、中納言藤原繩主の妻なり。三男二女あり。長女は太上天皇太子たりし時、選ばれて宮に入る。その後、藥子、東宮の宣旨を以て、臥内に出入するに及び、天皇私し給ふ。桓武帝、その大義を傷らむことを慮りて、藥子を逐はしめ給ひき。かくて、天皇位を嗣ぎ給ふに及び、徵されて尙侍となり、巧に愛媚を求む。恩寵隆渥、言ふ所として、聽かれざるはなく、威福四方を灼す。終に衆惡の已に歸するを知り、自ら藥を仰ぎて死す。十三日庚戌の條に、詔し給はく、太上天皇を、伊勢に行幸せしめたる諸人等を、法のまゝに罪し給ふべけれど、思ほす旨あるによりて、免し賜ひ、宥め賜ふ。また藤原朝臣葛野麿は、惡行の首、藤原藥子が姻婭の中なれば、重く罪すべし云々、此日皇太子〇高岳を廢し、中務卿諱〇淳和を立てゝ、皇太弟と爲す云々と見ゆ。尙類聚國史にも委く見ゆ。

同二年正月七日、初て青馬を御らんじき。廿三日に、豐樂院に出給て、ゆみあそばして、親王已下、いさせたてまつらせ給しに、みかどのおほんおとゝの葛井親王は、いまだ、おさなくおはして、ゆみい給うちにも、おぼしよらざりしを、みかどたはぶれて、親王おさなくとも、ゆみやをとり給べき人なり。い給へこの給はせしに、親王たちはしりて、い給しに、ふたつのや、みなまとにあたりにき。生年十二にぞなりたまひし。はゝ方のおほぢにて、田村麿大納言、その座に侍て、おどろきさ

て、天下を亂し、百姓を亡さむとす。又その兄仲成、己が妹の能らざる所をば、敎へ正さずして、親王、夫人を凌ぎ侮りて、罪惡數へ盡すべからず。よりて、理のまゝに、勘へ賜ひ、罪なへ給ふ可れども、思召す所あるによりて、その罪を輕め給ひ、宥め給ひて、藥子は、位官を解きて、宮中より退け賜ひ、仲成は佐渡國の權守に退くと宣り給ふ。また使を遣はして、柏原陵に告給はく云々、十一日戊申正四位下藤原朝臣眞夏、從四位下文室朝臣綿麿等、召に依りて、平城宮より來る。綿麿を左衞士府に禁固す。大外記從五位下上毛野朝臣穎人、平城より急ぎ來りて申さく、太上天皇、今日早朝、川口の道を取りて、東國に入り給ふ。凡そ諸司宿衞の者、盡く從ふと申す。時に大納言正三位坂上大宿禰田村麿等を遣はし、輕銳の卒を率ゐて、美濃道より迎へ戰はしむ。田村麿奏請して申さく、綿麿は、武藝の人にして、また、頗る邊戰を經たり。願くは同行せむと請ふ。即正四位上を授け、參議に拜して遣はす。二將歡喜踊躍して發す。また兵を宇治、山崎の二橋、及び渡津に置く。この夜左近衞將監紀清成、右近衞將曹住吉豐繼等に命じて、仲成を禁所に射殺さしむ。仲成は參議正三位宇合の曾孫、贈太政大臣正一位種繼の長子なり。性狠抗にして、酒を使ひ、或は昭穆次なく、心に忤れば掣蹶を憚らず。その女弟、藥子、政を專にするに及びて、威を假りて、益驕り、王公宿德多く凌辱せらる。民部大輔笠朝臣江人の女、仲成に適す。その姨、頗る容色あり。仲成喜びて、強姦せむとす。女脫れて、佐味親王の第に入る。仲成、王の第に入りて暴行す。害に遭ふに及びて、皆自ら取る災と爲して、憫むものなし。十二日己酉の條に、太上天皇、大和國添上郡越田村に至り給ひて、甲兵の前を遮ると聞し召して、自ら勢の蹙るを知り、宮に旋り

○太上天皇云々位をさり給にしことの云々。平城天皇の、皇位を退き給ひし事の、殘り多き由を、事に觸れ、時に應じて、奏したるにより。○くやしくおぼす心云々。藥子が申す言を受け給ひて、親らも、皇位を退き給ひしを、口惜く思召す御心の、漸く出來りたる間に。○さゞめきわへりし程に。萬葉集に、耳言とかきて、さゝめくと訓みたり。字の如く、耳に口を當てゝ囁やき合ふを云ふ。○ひとつ御こしにたてまつりて。奉りては、乘御し給ふを云ふ。○みぐしおろして。みぐしは、御髮を云ふ。即剃髮して、佛門に入り給ひしなり。○おそろしかりし人の心なり。上皇を勸め奉りて、かゝる大亂を起したる、藥子、仲成などは、恐しき心なりとなり。○太上天皇の御子の東宮。高岳親王を云ふ。皇胤紹運錄に、法名眞如、大同四年四月十三日、太子に立ち、弘仁元年九月十二日廢せらる。貞觀二年入唐、元慶五年十月十三日、唐より遷化の由を申す。母は伊勢繼子、贈從三位勳四等老人女なりと見ゆ。○大伴親王。即ち淳仁天皇。○此時の事、日本紀畧、弘仁元年九月條に、六日癸卯、太上天皇の命により、都を平城に遷さむとし、正三位坂上宿禰田村麿、從四位下藤原朝臣冬嗣、從四位下紀朝臣田上等を、造宮使と爲す。十日丁未、遷都の事に據り、人心騷動す。仍りて、使を遣はし、伊勢、近江、美濃等、三國の府、幷に故關を固めしめ、右兵衞督從四位上藤原朝臣仲成を、右兵衞府に繫ぎ、詔し給はく、尙侍正三位藤原朝臣藥子は、柏原の朝廷の御時に、春宮坊の宣旨と爲りて、仕へ賜ひ、今太上天皇に親く仕奉るに依りて、思ひ忍びつゝ坐ます。然るになほ飽かずとして、二所の朝廷を言ひ隔て、遂には大亂も起しつ可し。また先帝の万代の宮と定め給へる、平安京を棄賜ひて、停め給へる平城の古京に遷さむと、奏し勸め

東宮。流布本、春宮ニ作ル。

せまいりて、太上天皇すでに諸國のいくさをめしあつめて、東國へいり給ぬこと、みかどに申しかば、大納言田村麿、宰相綿麿をつかはして、そのみちをさいぎりて、仲成をいころしてき。太上天皇の御方のいくさ、にげうせにしかば、太上天皇すぢなくて、かへり給て、御ぐしおろして、入道し給てき。御年三十七なり。内しのかみ、みづから命をうしなひてき。おそろしかりし人の心なり。太上天皇の御子の東宮をすてたてまつりて、みかどの御おとゝの大伴親王こて、淳和天皇のおはしまししを、東宮にたて申させ給き。すべて太上天皇の御方の人、つみをかうぶるおほかりき。

○中納言種繼のむすめに内侍のかみ。薬子を云ふ。内侍のかみは、内侍司の長官、即ち侚侍を云ふ。後宮職員令に、内侍司、侚侍二人、常侍、奏請、宣傳、女孺を撿校し、兼て内外命婦の朝參を知り、及禁内の禮式の事に供奉することを掌ると見ゆ。女官の重要なるものなり。○心おちゐずして。仲成が性質、燥急にして、愼重ならざるを云ふ。○いもうとの威をかりて云々、ともかくもいはざりき。仲成、妹の威光を假りて、種々の邪なる事を爲せしかども、世の人々憚り恐れて、とかくの評を云はざりしとなり。○心ざましづまり給はざりし人にて。性質の靜穩ならぬ人の心。

内し。流布本、ないしニ作ル。

内し。流布本、内侍ニ作ル。下之ニ準ヘ。土左國。流布本土佐國ニ作ル。

給てき。杉本、給けるニ作ル。をこして、流布本、おこしてニ作ル。

侍のかみと申し人を、おぼしめしき。そのせうとの右兵衛督仲成、心おちゐずして、いもうとの威をかりて、さま〴〵のよこさまのことをのみせしかども、世の人はゞかりをなして、とかくいはざりき。内しのかみも、心ざましづまり給はざりし人にて、太上天皇に、ことにふれて、位をさり給にしことの、くちおしきよしをのみ、申きかせしかば、くやしくおぼす心、やう〳〵いでき給し程に、九月に内侍のかみ、太上天皇をすゝめたてまつりて、位にかへりつきて、われ后にたゝんと、いふこと、いできて、世中しづかならず、さゝめきあへりし程に、みかど、内しのかみのつかさ位をとり給、仲成を土左國へながしつかはすよし、宣旨をくださせ給しに、太上天皇おほきにいかり給て、十日丁未、畿内のつはものを、めしあつめ給しかば、みかど關をかためしめ給て、田村麿の中納言の大將と申しを、にはかに大納言になし給てき。ことすでにおこりにしかば、かねて將軍の心をいさまさせ給しにこそ。さて十一日に、太上天皇いくさををこして、内しのかみと、ひとつ御こしにたてまつりて、東國のかたへむかひ給しに、大外記上毛頴人、ならよりは

承和九年云々。杉本、治十四年、承和九年七月十五日崩、御年五十七、葬二嵯峨北山陵一、后女御九人、男女御子四十七人、此内男十六人、女十四人、姓を給てたゞ人さ成給へりトアリ。申き。杉本申はニ作ル。大同元年ノ下、同本、丙戌ノ二字アリ、同四年ノ下、杉本己丑ノ二字アリ。

の人、告げて、汝之を知るか、叡山の大師なりと云ふ。夢悟めて之を師廣智に告ぐ。智、即ち、仁を率ゐて、叡山に登り、圓仁を傳教に與ふ。敎悅びて之を納る。圓仁、傳敎の風儀を見るに、夢中に見る所の沙門に異るなし。時に年十五、大同三年なりと見ゆ。○同四年にみかどはるのころより云々。日本後紀に、四年正月壬申、皇帝不豫、また四月丙子朔、經を宮中に讀ましめ、また使を京中の諸寺に遣はして、讀經せしむ。天皇、去春より寢膳安からず、遂に位を皇太弟に禪り給ふ云々と見ゆ。○高岳親王。平城天皇第一の皇子、母は伊勢繼子と云ふ。後弘仁元年、藥子の乱に坐して廢せられ、僧となり給ふこと、下に云ふべし。

第五十三、嵯峨天皇、　承和九年七月十五日崩、年五十七、葬二嵯峨西山陵一、

次のみかど嵯峨天皇と申き。桓武天皇の第二の御子、平城天皇のひとつ御はらなり。大同元年五月十八日に、東宮にたち給、御年廿一、同四年四月十三日に、位につき給、御年廿四。

○嵯峨天皇。御諱上に云へり。○嵯峨西山陵。陵墓一覽に、山城國葛野郡嵯峨村大字上嵯峨。○大同元年五月十八日東宮にたち給。日本紀略に、大同元年五月壬午、詔して彈正尹某を○嵯峨皇太弟に定め賜ふと見ゆ。

弘仁元年正月に、太上天皇、ならの都にうつりすみ給。中納言種繼のむすめに、內

拔穗使を遣し、國司と共に、薦享酒醴の料稻を拔き取り、また八月上旬、大祓使を卜定して、五畿七道に發遣し、また宮城の北野を卜定して、東西に、悠紀、主基の齋場を設け、散齋三月、致齋三日の後、當日平明、神祇官幣帛を、新年祭案上の神祇に班ち、夜に及びて、天皇廻立殿に行幸あり、沐浴の後、祭服を著けて、天神地祇を祭り給ふなり。なほ委さは、儀式、延喜式、及大嘗會便蒙等の諸書に就きて見るべし。○伊豫親王の罪に處せられ給ひし事は、日本紀略に、大同二年十月辛巳、蔭子藤原宗成、中務卿三品伊豫親王に勸めて、潜に不軌を謀る。大納言藤原雄友、是を聞きて、右大臣藤原內麿に告ぐ。是に於て、親王、遽に、宗成が己を勸めて、反せしむる狀を奏す。即ち宗成を左近府に繫ぐ。癸未、宗成を左衞士府に繫ぐ。反事を按驗するに、宗成叛逆の首謀は親王なりと申す。依りて、左近衞中將安倍兄雄、左兵衞督巨勢野足を遣はして、兵百五十人を率ゐて、親王の第を圍ましむ。十一月乙酉、〇二日大嘗會を停む。變亂の事に依りてなり。親王、幷に夫人藤原吉子を、川原寺に徙して、一室に幽して、飲食を通せず。乙未〇十二日親王母子、藥を仰ぎて死す。時人之を哀む。丙申〇十三日宗成等を配流すと見え、また、公卿補任に、伊豫親王に黨する故を以て、大納言藤原雄足を、伊豫に流し、中納言藤原乙叡を罷め、北陸道觀察使秋篠安人を、造西大寺長官に貶すと見ゆ。○慈覺大師生年十五にて云々。慈覺大師は、僧圓仁を云ふ。元亨釋書に云ふ、釋圓仁、姓壬生氏、上野の國都賀郡の人なり。崇神天皇々子豐城入彥尊の裔、延曆十三年生る。九歲にして、同郡大慈寺の僧廣智に從ひて、佛典を學ぶ。一夕夢に、一沙門を見る、身長六尺許り、儀容俊偉、犯すべからず。圓仁仰ぎ瞻て禮を作す。沙門笑を含みて談話す。傍

に有しが、夢の告侍りて、終に山に上りて、傳教大師を見奉る、其姿ニ作ル。

ばされて、おこたり給はざりしかば、位を御おとゝの東宮にゆづりたてまつりて、太上天皇と申き。御子の高岳親王を、東宮にたて申給ふ。

○中務卿伊豫親王。中務卿は上に云へり。伊豫親王は、桓武天皇の皇子、今帝の異母弟に坐す。性管絃を善くして、頗る天皇の爲に寵せらる。大同二年十月、藤原宗成、親王に不軌を勸む。親王從ひ給はず。然に親王の舅、藤原雄友、之を右大臣内麿に告ぐ。親王大に恐れて、宗成が反を勸むる狀を奏上し給ふ。依りて宗成を捕へて、按撿するに、首謀者は親王なりと告ぐ。依りて、十一月親王の號を削り、母夫人藤原吉子と共に、幽閉せられ、遂に藥を仰ぎて薨ず。嵯峨帝不豫の事ありて、親王及夫人の爲に、僧を度して、その祟を禳ひ、弘仁十年、親王の號を復せられ、承和六年九月一品を贈らる。○かはらでら。前に、弘福寺と見えたるに、おなじ寺なり。○世中、心ちおこりて。疫病の流行をいふ。古今著聞集に、嵯峨天皇御時、天下に大疾の間、死人道路に充ちたりけり。よりて天皇自ら金字の心經を書せ給ひて、弘法大師に、供養せさせ奉られけり云々と見ゆ。○大嘗會。大嘗は、正しくは、オホニヘと云ひしが、後に音便にて、オホムベとも云ひ、また字音を以て、ダイジヤウヱとも云へり。天皇即位の後、新穀を以て、天照大神、及び天神地祇を祭り給ふ、一代一度の大祀にして、諸祭祀中、是を以て尤も鄭重の儀式なりとす。其式日は、十一月卯日にして、辰巳の兩日に、節會あり。午日の豊明節會に至りて止む。而てその祭儀に用ゐる新穀は、その年二月より四月までの間に、悠紀、主基の二國を卜定して、八月下旬、

給へりき以下、とゞまりにきマデ、杉本ニ、其後、此たゝりさて、世間疫おこり、人うせしかば、其年の大嘗會は、とゞめさせ給へりニ作ル。なり、もとは以下、御すッたマデ、杉本ニ、下野國都賀郡壬生の何がしが子にて有けるが、始は大慈寺の廣智菩薩の本

く。慧果金剛項等の諸密經、弁圖畫、曼荼羅、及諸の道具を與へて曰く、昔毗盧舍那世尊、秘密眞言印を以て、金剛薩埵に付く。薩埵、更に龍猛菩薩に傳へ、展轉して大廣智に至る。智は三朝の灌項國師として、また我に付す。汝、秘密大根圖あり。故に我兩部大秘密の印信、皆悉く汝に授く。宜くこの金剛乘敎、及び三藏が付與するところの供養什器を以て、本土に歸り、國界に傳布すべし。然らば四海安泰、萬民豐樂ならむ。是亦佛恩に報ひ、師德に報ゆるなりと見ゆ。

十一月に、中務卿伊與親王、みかどをかたぶけたてまつらんと、はかりたてまつるといふこときこえて、母の夫人ともに、かはらでらの、きたなりしところに、こめられ給へりしに、みづから、どくをくひて、うせ給にき。その親王、管絃のかた、すぐれ給へりき。そのゝち、世中心ちおこりて、大嘗會とゞまりにき。同三年、慈覺大師、生年十五にて、ひえの山にのぼり給て、傳教大師の御弟子になり給しなり。もとは、しもつけの國の人におはす。いまだ、しもつけに、おはせしに、傳教大師を、ゆめに見たてまつりて、あけくれ、いかで、大師の御もとへまいらむと、思給しに、つゐに、人につきてのぼり給て、山にのぼりて、見たてまつり給しに、夢の御すがたに、いさゝか、たがひ給はざりき。同四年に、みかど、はるのころより、れいならずお

淮南太守たり。元帝の江を過りしは、曠首として、其議を創めしなり。羲之、幼にして言に訥にして、人未だ之を奇とせず。年十三なりし時、周顗に謁す。周顗、察して之を異なりとす。時俗、牛心を重んず、坐客未だ噉はず。顗先づ割きて羲之に啗はしむ。是に於て、始めて名を知らる。長ずるに及びて辯贍、骨鯁を以て稱せらる。尤も隷書に善し。古今の冠たり。論者其筆勢を稱して、飄たること浮雲の如く、矯たること驚龍の如しといふ云々と見ゆ。○この國にかへり給ひて云々。古今著聞集に、大内十二門の額、南面三門は、弘法大師、西面三門は、大内記小野美材、北面三門は、但馬守橘逸勢、おの〳〵勅を受けて、垂露の點を下しけり云々、また今昔物語卷十一、空海傳に、早く皇城の南面の諸門の額を書くべしと、然れば外門の額を書き畢りぬ。亦應天門の額を打付けて後、是を見るに、初の字の點、巳に落ち失せたり。驚きて筆を抛ちて點を付つ。諸の人、是を見て手を拚つて、是を感ずと見ゆ。○手を拍ちあざむこと限りなし。驚の餘り、手を打ちて、褒めあざれたりとなり。○たゞそらにあふぎて云々。元享釋書に、海、豆州の桂谷山に在りし時、指を以て空に向ひて、大般若經を寫し、魔事品に至りし時、字畫忽ち空中に現はる。是より筆翰に工みなりと見ゆ。○杉本に見ゆる惠果和尙云々の事蹟は、釋書に云ふ、空海、入唐の後、德宗皇帝、貞元廿一年、靑龍寺の慧果阿闍梨に謁す。乃ち不空大廣智三藏の高弟なり。果、見て喜びて、我先に、汝の來ることを知りて、待つこと久と云ひて、諸徒を顧みて曰く、この沙門は、第三地菩薩なりと。夏六月大悲胎藏大曼荼羅に入り、花を投ぐ。花中臺に着く。果嗟嘆して、以て大器と爲し、五部灌頂の誓水を沐ぐ。八月、傳法阿闍梨灌頂を授く。此日、空海五百僧の齋を設

尙、あまた侍ろ御弟子たちなども差置せ給ひて、此大師にぞ毘盧舍那佛より、相傳れる眞言秘密の印などば授け給へりさこそは承れ。かようの事は、細には申つゞけがたく侍れば、只今思ひ出たる、かたはしなど、申出たる也ニ作ル。かみのまろなる。集覽本、懸の字のトアリ、

審なり云々。遂に三論の後、道昌、唯識の髦、源仁、華嚴の英、道雄、天台の傑、圓澄等、皆降旗を立つ。十有三年、大同上皇入壇え給ふ。密宗の灌頂こゝに始る。海大に密教を興す云々と見ゆ。東寺は、前に云へる如く、延暦十五年の創建にして、東寺長者補任に、弘仁十四年、長者空海、注に、正月十九日、勅して東寺を給ふと見ゆる如く、後空海に賜はりて、眞言宗の總本寺として、金剛峯寺以下、この宗の諸寺を總轄したる處なり。故に本書は、東寺の佛法は、この時より始ると云へり。○權者。また權化とも、大權とも云へり。佛菩薩の、權(カリ)に人と現れたる者にて、尋常の人にあらざるを云ふ。あらはにには、明にの心。○もろこしにても、御殿のかべの云々。扶桑畧記拔萃、延暦廿四年條に、空海和尙、大唐の勅に隨うて、唐の西明寺永忠僧都が故院に留住す云々、又帝皇御前に、二間の壁あり、悉く義之の書する所なり。而て一間破損して、修理の後、人の筆を下すものなし。今大和尙之を書くべしと云へれば、勅の旨に依り、墨を磨し、盥に集め、五筆を五處に持ち、(口、左右手、足也)一度に五行を書く。殿上、階下、悉く感ず。而してなほ殘れる處あり。衆人目を側てゝ注視するに、盥を取りて壁上に沃ぎ懸るに、自然に樹字を成して、圓滿なりきと見ゆ。またその書法に巧みなりし由は性靈集卷四、李邕が眞蹟屏風を進る表一首の條に、空海久く翰墨を閲して、志晝一に深し。安禪の餘隙、時に六書の秘奥を探り、持觀の暇、數、古人の至意を撿みす云々。大師書流系圖、空海の註に、書法を韓方明に受け、三國の筆法を議して、之を本朝に傳へ、心書相承の大祖たりと云ひ、古より我邦書法の大聖と爲すこと、人の知るところなり。

○義之　晉書列傳第五十に、王義之、字は逸少、司徒導が從子なり。祖の正は尙書郎、父の曠は

なし廢めさせ給へり二作ル。權者ノ下、さ字、集覽本、にてニ作ルく。ふるまひノ下、給ひき、流布本、たりきニ作ル。くづれにければ下、集覽本ニ引ク一本、あらたに作らせ給て後トアり。

かぎりなく侍、きノ下、杉本、唐土桂谷山におはせし時、指を以て空に向ふて、大般若經を書寫し給ひしに、其文字、忽空中に顯れるさそ承る。されば只人にはおはしまさればこそ。青龍寺の惠果和

よりつたはれりしなり。この大師、あらはに權者とふるまひ給ひき。御手ならびなくかゝせ給しかば、もろこしにても、御殿のかべの、ふたま侍なるに、義之さいひし手かきの、物をかきたりけるが、こしひさしくなりて、くづれにければ、又あらためられてのち、大師にかき給へと、もろこしのみかど申給へければ、いつゝのふでを、御くち、ひだりみぎの御あし、手にとりて、かべにとびつきて、一度にいつくだりになむかへき給ける。この國にかへり給て、南門の額は、かき給しぞかし。さて又應天門の額をかゝせ給しに、かみのまろなるてんを、わすれ給て、門にうちてのち、見つけ給て、おどろきて、筆をぬらして、なげあげ給しかば、そのところにつきにき。みる人、手をうち、あざむことかぎりなく侍き。たゞそらにあふぎて、文字をかき給しへかば、そのもじあらはれき。これのみならず、こゝにふれて、かやうのことおほく侍ど、たゞいま思いださるゝ事を、かたはし申なり。

○弘法大師もろこしよりかへり給へりき云々。　元亨釋書、空海傳に、元和元年秋八月歸る。乃ち大同改元丙戌の歳なりき。　勅して傳來の密乘を流通せしむ。　弘仁帝、詔して宮中に於て、諸宗の碩師を會し、各習ふ所を唱へしむ。　空海、即身成佛の義を立つ、諸家爭うて之を折く。　海、辨論精

く二作ル。

給へりき。イ本、て眞言

るのごこくになりにしかば、みかどおどろき、そのゝき給て、みうらありしに、かしはばらの御たゝりと、うらなひ申しかば、みかどおはきにおどろき給て、この事を、みさゝぎに、くひ申させ給ひしかば、三日ありて、けぶり、やう〳〵うせにき。

○おとゝのさがのみかどを云々。諱は神野親王、日本紀畧、賀美能親王に作る。音訓通ずるなり。天皇の乳母の姓を取りて、名け給ひしよし、文德實錄嘉祥三年五月條に見えたり。今帝の同母弟に座す。○東宮傅。皇太子の御附人を云ふ。令義解東宮職員令に、傅一人、道德を以て東宮を輔け導くことを掌ると見ゆ。○けふあす、すでに侍るべきことにこそ。事旦夕に迫りて、猶豫の暇なしの意。○ちゝみかどのみさゝぎ。桓武天皇の陵、即ち下に云ふ柏原陵なり。人力を以ては、平城天皇の御心を翻し難きにより、父帝の靈に祈りて、その冥助を得給へとなり。○日の御さうぞくたてまつりて。日の裝束は、宿直(トノヰ)裝束に對して、晝(ヒル)の裝束を云ふ。即束帶なり。奉りては、着御し給ふを云ふ。○あめしづくと。イ本に、さめ〳〵とに作る。さめ〳〵とは、和訓栞に、俗に雨やさめと泣くと云へば、さめは、小雨の義なるにやと云へり。潸然と書きて、しか訓めり。あめしづくといふも意同じ。○世中。天地に充ち〳〵ての心。○みうら。禁秘御抄に、諸社寺、并に所々、奇怪出來、まづ軒廊御卜ありと見ゆる如く、怪異ある每に、紫宸殿の軒廊に於て、神祇官、及陰陽寮をして、事の吉凶を占卜せしむるを云ふ。

同二年十月廿二日に、弘法大師もろこしよりかへり給へりき。東寺の佛法、これ

おこゝ。流布本、をさゝニ作ル。ふゆつぎ。流布本、つふゆつぐトアリ。集覽本、コノ下ニ、大臣ノ二字アリ。

あめしつく。イ本、さめ

聖武天皇の世、唐僧鑑眞來朝して、東大寺に戒壇を築き、天皇、皇后、及諸臣、僧尼に菩薩戒を授けたるに始り、後藥師寺、觀世音寺にも、戒壇を置き、三戒壇と稱して、授戒を行へり。この天台宗の戒壇に付きては、南都諸寺の故障ありしも、嵯峨天皇の勅許によりて、建つることを得たるなり。◯八島寺。八島は、上に八島陵といへると同處なり。桓武天皇、延暦廿五年建つ。天下に勅して、租税を分けて、別倉に入れ、本寺に運び納れしめ、毎年、度者一人を賜ひて、崇道天皇の崇を慰むと、元亨釋書に見え、また延喜式に、寺料一萬束を充て給ふことと見えたり。◯正税の上分。正税の事は、上に云へり。上分とは、初穗といふが如く、正税を他に用ゐざる前に、まづこの費用に用ゐるなり。

みかど位につき給し日、御おこゝの、さがのみかどを、東宮にたて申させ給たりしを、みかど、すてたてまつらんの御心ありしに、ふゆつぎの東宮の傅にておはせしが、かゝる事なむこ、つげ申給しかば、東宮をぢおそり給て、いかゞせんずること、の給はせしかば、冬嗣このこと、けふあす、すでに侍べきことにこそ、人の力のをよぶべきにあらず。ちゝみかどのみさゝぎに、祈申給べき也と、申給しかば、東宮日の御さうぞくたてまつりて、にはにおりて、はるかに、かしはばらの方を拜して、あめしづくと、なきうれへ申させ給しに、にはかに、けふり世中にみちて、よ

ル。申き。集覧本、申は二作ル。天皇の御子、同本、第一御子ニ作ル。延暦元年。イ本、元ヲ四ニ作ル。廿五日に、ノ下、イ本早良親王はいせられ給へる、其替りに、十五字アり。年十二ノ下、早良以下十一字ナシ。五月ノ下、集覧本、十八日トアり

年五月に、御元服ありき。大同元年五月廿八日に、位につき給、御年三十二、世をしり給事四年なり。御心さとく、御ざゐかしこくおはしましき。十一月に、天台の受戒はじまりき。ことし崇道天皇の御ために、やましなに八島寺を立給て、諸國の正税の上分をたてまつりて、祈しづめたてまつり給き。

○平城天皇。諱初め小殿と申しゝが、延暦二年、四月庚申、安殿(アテ)と改め給ひしこと、續日本紀に見えたり。○楊梅陵。陵墓一覽に、大和國生駒郡都跡村大字佐紀と見ゆ。やまもゝの陵と申す。○皇后乙牟漏。延暦二年正三位を授けられ、同年四月、立て皇后と爲り、平城、嵯峨の二帝、及高志內親王を生み給ふ。同九年閏三月崩、年卅一、皇后容姿美にして、母儀の德まします。平城天皇即位の後、皇太后と追尊し給ふ。○六年五月に御元服。續日本紀、皇胤紹運錄、日本紀畧等に、七年正月十五日元服し給ふと見ゆ。本書誤れり。○大同元年五月廿八日に位につき給。日本紀畧に、三月辛巳〇十七日天皇崩ず。璽、並びに劒櫃を東宮に奉ると見え、また、皇胤紹運錄は、十八日即位に作り、○皇代記、皇年代畧記、共に五月十八日即位に作る。但日本紀畧の說、日本後紀、類聚國史に合へば、正しかるべし。○御年三十二。皇年代畧記、卅三に作る。天皇御生誕は、寶龜五年なれば、卅三に作るを正しとす。○十一月に天台の受戒はじまりき。扶桑畧記に、十一月天台山一乘止觀院に於て、圓澄大法師を上首と爲し、百餘人と、圓頓菩薩大戒の始なり云々と見え、又濫觴抄にも見えたり。受戒とは、僧尼、及佛敎を信ずるものゝ、佛の戒律を受くるを云ふ。

天長元年云々、杉本、治四年、天長元年甲辰七月七日崩、御年五十一、后三人、男女御子七人、葬云々ニ作

其名を無勝淨土善名稱吉祥王如來と號すと見ゆ。○弘法大師云々唐へわたり給き云々。元亨釋書に、二十有三年夏五月、遣唐使金紫光祿大夫藤原賀能に從うて、海に浮び、秋八月、衡州の界に着く。乃ち德宗の貞元二十年なりと見ゆ。○傳敎大師おなじく唐へわたり給き云々。元亨釋書に云ふ、廿有三年秋七月、遣唐使菅原淸公に從ひ、海に浮びて、明州の界に着く。德宗の貞元廿年なりき。九月、台州に赴き、天台山國淸寺に至る。道邃法師一見してその尋常の器にあらざることを知る。邃は荊溪の上足智者が七世の法孫にして、その傳ふる、一心三觀の旨、および菩薩三聚大戒を授く。最澄、又就きて天台敎門疏記を寫す。又佛隴寺の行滿座主に見ゆ。行滿、最澄に語りて曰く、昔智者大師、門人に語りて曰はく、我滅後二百餘歲を經て、我法東國に傳はらむと云へりしが、汝即その人なりと云ひて、荊溪以上の諸籍秘錄を以て、悉く最澄に授けて曰く、汝此法文を持して、海東傳燈の始祖たるべしと。廿一年、越州の龍興寺に行き、順曉阿闍梨に就きて、三部灌頂の密敎を受け、陀羅尼、經書、印契、圖樣、灌頂器物を得、又唐興縣に於て、沙門脩然に逢ひ、達磨の一派の牛頭山法を得、夏五月、大使藤原賀能が船に乘りて、長州に着く。即延曆廿四年なり。秋、洛城に入ると見ゆ。

第五十二、平城天皇、（天長元年七月七日崩、年五十一、葬楊梅陵）

次の御門、平城天皇と申き。桓武天皇の御子、御母內大臣藤原良繼女、皇后乙牟漏也。延曆元年十一月廿五日、東宮に立給、御年十二、早良親王の御かはりなり。同六

町を以て、永く學資に充てゝ、父の志を成せりと云ふ。◯傳教大師もろこしへわたり給て云々。元亨釋書に、廿有一年、入唐求法の詔を賜ひ、反るに朞月を以し、淹留を許し給はず。蓋しその材を惜みてなりと見ゆ。◯維摩會を、もとのやうに、やましなでらにてをこなひて云々。維摩會の起源、及び山階寺、即興福寺にて行はるゝ由は、前に云へるが如し。扶桑畧記に、十月勅し給はく、維摩會は本の如く、興福寺に行ひ、永く移轉すべからず。是より先、長岡の神足家に於て修し、或は南都法華寺に就きて開講す。仍りてこの宣旨あり。また、類聚國史に、延暦廿一年正月庚午勅す云々、自今以後、正月最勝王經、幷に十月維摩經二會、宜しく六宗を請じて、學業を廣めよと見ゆ。◯ならの法華寺。大和名勝圖會添上郡の條に、法華寺、法華寺村にあり。律宗にして、尼の國分寺と申すなり。往昔、淡海公の舊宅たりしを、光明皇后、此寺を創立し給ふと見ゆ。同廿二年閏十月廿三日、傳教大師つくしにおはして、もろこしへ、たいらかに、わたり給はんの御祈に、かまどの山寺にて、藥師佛四體をつくり給き。同廿三年五月十二日、弘法大師生年卅一と申しに、唐へわたり給き。七月に、傳教大師おなじく唐へわたり給き。同廿四年六月に、傳教大師もろこしよりかへり給て、天台の法文これよりひろまりしなり。

◯傳教大師云々、もろこしへわたり給はんの御祈に云々。扶桑畧記、延暦廿二年閏十月廿三日條に、最澄和上、大宰府竈門山寺に於て、渡海四船の平達の爲に、檀藥師佛四軀を造る。高さ六尺餘、

經を歸依して、末の世までも十月十日より十六日に、此經を講ぜらるゝさぞ、聞は侍るトアリ。

麿、山城國愛宕郡八坂鄉東山淸水寺に、金色四十枝手観世音菩薩像一躰を造り奉り、その舊居、五間三面、檜皮葺寢屋を破りて、堂舍と爲す云々と見え、本書と異る處なし。然るに帝王編年記には、延曆十五年三月、河海抄には、寶龜十二年創立、延曆十七年、更に大佛殿を造る、東寶記には延曆廿四年十月十九日、田村麿の建立する處と云ひ、創立の年代一定せず。倘考ふべし。◯みかど思ところありとの給て云々、おほせられき。類聚國史に、延曆十九年七月己未、詔し給はく、朕思ふ所あり、故皇太子早良親王を、崇道天皇と追稱し、故廢皇后井上内親王を追復して、皇后と稱し、その墓、幷びに山陵と稱せしむべし。從五位上守近衛少將兼東宮亮丹波守大伴宿禰是成、陰陽師、衆僧を率ゐて、淡路國にある、崇道天皇山陵に鎭謝せしむ。壬戌、淡路國津名郡の戶二烟を分ちて、崇道天皇の陵を守り奉らしむ。甲子、少納言從五位下稱城王等を遣はして、追尊の事を以て、崇道天皇陵に告ぐと見ゆ。さて本書に、皇太后宮の尊號を奉るとあるは、實は、皇后の位に復し給ひしなれど、桓武帝よりは、皇太后に當り給へば、かく云へるなるべし。◯わけの日ろよ云々、法華會をこなひはじめき。扶桑畧記に、廿一年壬午正月十九日、國子祭酒吏部侍郞朝議大夫和氣朝臣弘世、高雄山寺に於て、善議等十餘の名德を屈して、始めて法花會を修し、天台法門を講ず。最澄和上、その名匠たり。天皇勅を下して、隨喜し給ふ云々と見ゆ。法華會は、法華經を講讃する法會なり。廣世は、淸麿の子、若くして文章生に補せられ、累進して、式部少輔に至り、後大學別當に補せられ、私田廿町を納れて、勸學の料と爲し、常に諸儒を大學に會して、陰陽、藥經、大素等の書を講論す。又大學の南の私宅を以て、弘文院と爲す。藏書數千卷、墾田四十

早良親王ノ下、イ本に、尊號を奉り六字アり。皇太后ノ下、同本、崇め奉るべき七字アり。日ろよ、流布、日を、ひニ作ル。

をこなはれしなりノ下、杉本、此事は大職冠、病ありし時、百濟國の法明比久尼が、進めて維摩、經を講せられ、其病愈たりし故に、此

及び當時の人々の、如何に其を恐れしかも、思ひやらるゝなり。○宰相五百枝。施基皇子五世の孫、春原五百枝を云ふ。皇胤紹運錄に、參議正三位右兵衛督、天長六年十二月十九日卒す。年七十と見ゆ。

七月二日、田村將軍、きよみづの觀音をつくりたてまつり、又わが家をこぼちわたして、堂にたてき。同十九年七月己未日、みかど思ふこゝろありとの給て、前東宮早良親王を、崇道天皇と申、又井上內親王を、皇太后と申すべきよし、おほせられき。をの〳〵、おはしまさぬあとにも、うらみの御心を、しづめたてまつらんと、おぼしめしけるにこそ侍めれ。同廿一年正月十九日、わけの日ろよ、たかをの法華會を、をこなひはじめき。九月二日、傳敎大師もろこしへわたり給て、天台の敎文をつたふべきよしの宣旨を、くだされ侍しなり。十月に維摩會を、もとのやうに、やましなでらにてをこなひて、ながくほかにて、をこなふべからざるよし、宣旨をくださる。これよりさきには、ながをかにして、をこなはるゝ事もありき。又ならの法華寺にても、をこなはれしなり。

○田村將軍きよみづの觀音をつくりたてまつり云々。扶桑略記に、七月二日、鎭守府將軍坂上田村

を安置せむとす。伏て願はくは、勝地を示し給へと、後夢に、洛城の地に、一深山あり。東西高く峙ちて、中に平地あり。洞水閑に流れて、塵心を洗ふべし。爰に老人出て來りて云ふ、汝、この地の天下に冠たるを知るか、道場を建立するには、尤便宜を得べしと、伊勢人、問ふて曰はく、君は何人なるかと、老人答へて、我は王城の鎭守貴船明神なり。汝が道心に感じて、この勝地を教ふと、夢さめて、心神感動す。試に馬に騎して、北山に赴くこと數十里にして、自ら前に夢みたる地に行けり。伊勢人歡涙數行、馬を下りて再拜し、その地を巡見するに、萱草の中に、毗沙門天あり。木に非ず、土にあらず、その色鈍色なり。即ち歡喜頂禮して、持ち歸る。後また思へらく、我本願は觀音像を立てむと思ふなり。多門天は、その宿望に違ふは如何にすべきと、又夢に、一童子あり、觀音は即毗沙門天なりと告ぐ。依て三間四面の堂一宇を造りて、彼毗沙門天像を安置す。今鞍馬寺と云ふは、即是なり云々と見ゆ。◯やまとの國八島のみさゝぎ。陵墓一覽に、大和國添上郡東市村大字八島と見ゆ。◯此親王ながされ給て云々。親王の崇りを爲じ給ひし由は、紀畧、延暦十一年條に、六月癸己、皇太子久く病み給ふ。卜ふに崇道天皇崇を爲すと云へり。依りて諸陵頭調使主等を淡路國に遣はして、その靈に謝し奉ると見え、この後も、延暦十一年六月、延暦十八年二月等に、その靈に奉幣讀經して、鎭謝せしめ給ふこと見え、また類聚三代格に、延暦廿五年三月の官符を載せて、毎年春秋二季に、各國分寺の僧に、一七日の間、金剛般若經を轉讀せしめて、この東宮の冥福を祈らしめ給ふこと見え、また扶桑略記、及本書の下文にも、大同元年十一月、山階の地に、八島寺を建てゝ、冥福を祈り給ひしこと見えて、その御崇の烈しかりしこと、

む。癸卯、遷都の由を、山陵に告げ給ふ云々と見ゆ。かくて、十三年十月遷都の後に、詔ありて、此國、山河襟帶して、おのづから城を作すによりて、山背國を改めて、山城國と爲し、また、子來の民、謳歌の輩、異口同辭に、號して平安京と曰ふと見ゆ。○十三年十二月云々、いまの京にうつり給て。同書に、十三年十月甲辰、裝束司、次第司を任ず。○新京に幸し給はむが爲なり。辛酉〇廿二日車駕新京に移り給ふと見ゆ。本書に、十二月とあるは誤れり。○かものやしろに行幸ありき。同書に、十三年十二月庚申、加茂社に幸し給ふと見ゆ。賀茂社は、下上の二社あり。下の社は、山城國愛宕郡、糺（タヾス）の森にありて、賀茂御祖神社と稱し、賀茂別雷命の母、玉依姫、及その外祖父、賀茂建角見命を祀り、上社は、同郡鴨山の麓にあり。賀茂別雷神社と稱して、賀茂別雷神を祀る。その下と云ひ、上と云ふは、地勢によりて別つものにて、古より二社を合せて、賀茂神社と云ふ。今現に官幣大社たり。○同十五年に、みかど東寺をつくり給。一代要記、扶桑略記にも見えたり。また東寶記に、舊記に云ふ、延暦十五年丙子造東寺云々と見え、山州名跡志、洛陽の部に、八幡山、教王護國寺〇秘密傳法院東寺。大宮通の西方、九條の北にあり。宗旨眞言、門南面、金剛力士を安ず。長丈餘と見えたり。また羅城門の左にあたるが故に、左大寺とも云ひ、その右にあたるを、右大寺また西寺とも云へり。共に同時に創建せられしものなるが、後世、右京の衰敗と共に、西寺は廢絶に歸したり。○藤原いせ人云々、くらまをばつくりたてまつりしなり。扶桑寥記に云ふ。延暦十五年、造東寺長官從四位上藤原朝臣伊勢人、鞍馬寺を造る。彼の寺の緣起に云ふ、伊勢人の曰はく、我勅命を奉して、東寺を造ると雖も、いまだ私願を遂げず。一堂を建てゝ、觀音

くらまノ下、同本、寺字アり。

京より、いまの京にうつり給て、かものやしろに行幸ありき。同十五年に、みかど、東寺をつくり給。こゝし又、藤原いせ人といひし人、きぶねの明神の御をしへにて、くらまをばつくりたてまつりしなり。同十七年に、勅使をあはぢのくにへつかはして、早良の親王の骨をむかへたてまつりて、やまとの國八島のみさゝぎにおさめ給き。此親王、ながされ給てのち、世中こゝちおこりて、人おほくしにうせしかば、みかどおどろき給て、御むかへに、ふたゝびまで、人をたてまつり給し。皆うみにいり、波にたゞよひて、命をうしなひてき。第三度に、親王の御をひの宰相五百枝をつかはしき。こゝに祈こひて、たひらかにゆきつきて、わたしたてまつりしなり。

○同十二年に、いまの京の宮城をつくり給き。今の京とは、平安城にして、即ち今の京都の地なり。日本紀畧、十二年正月條に、甲午、大納言藤原小黒麿、左大辨紀古佐美等を遣はして、山背國葛野郡宇太村の地を相せしむ。都を遷さむが爲なり。また、庚子、東院に遷御、宮を壞たむとするによりてなり。また、三月條に、戊子、參議壹志濃王等を遣はして、伊勢大神宮に奉幣せしむ。遷都の由を告げ給ふなり。庚寅、五位以上、及主典己上に、役夫を進りて、新京の宮城を築かし

宮城、杉本、平安城ニ作ル。

き云々。元亨釋書に、釋空海、世姓は佐伯氏、讃州多度郡の人なり。父は田公、母は阿刀氏、梵僧懷に入ると夢みて身めり。胎内に在ること十二月、寶龜五年生る。母その夢を思ふて、小字を貴物と云ふ。年十二にして、外舅朝散大夫阿刀大足に、世典を受く。十八にして、大學に上り、儒書を讀むと雖も、志佛教に在り。偶沙門勸操に逢うて、虚空藏求聞持法を受く。時に勸操、泉州槇尾寺にあり。廿歳の時、始めて落髪して、沙彌十戒を受け、三論を研究す。空海初名は教海、後自ら如空と改む。延暦十四年、東大寺壇に登りて、具足戒を受け、又空海と改むと見ゆれば、本書に、本年京師に上り、時に年十五と云ふは、誤れるが如し。○伊勢大神宮をやきたてまつりき云々。續紀、同年八月條に、辛卯の夜、盗ありて、伊勢の大神宮の正殿一宇、財殿二宇、御門三間、瑞籬一重を燒けり。同壬寅の日の條に、詔して參議左大辨正四位上兼春宮中衛大將大和守紀朝臣古佐美、參議神祇伯從四位下兼式部大輔左兵衛督近江守大中臣朝臣諸魚、神祇少副外從五位下忌部宿禰人上を、伊勢大神宮に遣はして、幣帛を奉る。神宮の燒れ給ひしを謝し給ふなり。又使を遣はして、修造せしむと見え、また、二所大神宮例文、公卿勅使の條、及古事談等にも見ゆ。昔も今も云々は、尊嚴比ひなき神宮に向ひ奉りて、火を放つとは、昔も今も、人の心は忌々しく、腹立しき事なりといふ心なり。○十月に、東宮、伊勢へまいらせ給ふ。續紀、冬十月條に、甲寅、是より先き、皇太子枕席安からずして、久く平快し給はず。是の日、伊勢の大神宮に向ひ給ふ。宿禱あるによりてなり。また十一月條に、丁卯、皇太子、伊勢の大神宮より歸り給ふと見ゆ。

同十二年に、いまの京の宮城をつくり給き。同十三年十二月廿二日辛酉、長岡の

弘法大師ノ下、イ本、讃岐國多度郡佐伯公と云し人の子也十六字アリ。

伊勢太神宮ノ下、集覽本ニ東宮二字アリ。

ゆゝしきノ下、イ本、をにも侍けるノ七字アリ。

うけ給し。集覽本、うけたまはりしニ作ル。

このことをなげきしに、みかど御ゆどのありて、御身をきよめて、にはにおりて、祈こひ給しかば、しばしばかりありて、そらくらがり、くもいできて、たちまちに、雨くだりて、世の人よろこぶ事かぎりなかりき。ことし傳敎大師、ひえの山に根本中堂をたて給き。生年廿二にぞなり給し。やがて、こさしとぞおぼへ侍、弘法大師、讃岐より、京へのぼり給き。生年十五にぞなり給し。同十年八月辛卯日の夜、ぬす人、伊勢太神宮をやきたてまつりき。今もむかしも、人の心ばかり、ゆゝしきものは侍らず。十月に、東宮、伊勢へまいらせ給き。御やまひのおりの御願とぞうけ給し。この東宮と申は、平城天皇におはします。

○延暦七年に云々、世の人、よろこぶことかぎりなかりき。　御ゆどのは、沐浴し給ふを云ふ。　續紀、同年夏四月條に、癸巳、去冬より雨ふらず。已に五箇月を經て、灌漑己に竭みて、公私望み斷ゆ。　この日、早朝に、天皇沐浴して、庭に出て、親ら祈り給ふ。　しばらくありて、天闇く雲合ひて、雨降ること滂沱たり。　群臣舞踏して、万歳を稱へざるはなし。　因りて、五位以上に、御衾及び衣を賜ふ。　皆思へらく、聖德至誠の天地を感せしむる所なりと、云ふと見ゆ。　○傳敎大師、ひえの山に、根本中堂をたて給き。　元亨釋書に、延暦七年、最澄、比叡山の山頂に一宇を創む。　名けて一乘止觀院と云ふ。　今の中堂、いはゆる延暦寺なりと見ゆ。　○弘法大師讃岐よりのぼり給

り奉りしに、高瀬橋の頭に至る頃薨じ給ふ。よりて屍を載せて、淡路に至りて葬る云々と見ゆ。本書十月に、東宮を流し奉るやうに記せるは、屍を淡路に送り奉りし時を以て云へるならん。また續紀に、十月庚午、山科、田原、佐保山の三陵に、皇太子を廢し給ひし由を、告げ給ひし事を記せり。乙訓寺は、山城名勝志、乙訓郡の條に、乙訓寺、法皇寺と號す。今里村にありと見ゆ。又性靈集、壒嚢抄等に、僧空海、弘仁中、別當に補せられたる事見えたり。○此一段の事實、續紀延暦四年九月條に、乙卯中納言正三位兼式部卿藤原朝臣種繼、賊に射られて薨じぬとのみ見えて、早良親王の爲に射殺せられたる事を載せず。而て日本後紀、弘仁元年九月丁未條に、また使を柏原陵に遣はして、告げて曰はく、天皇命云々、續日本紀所載の崇道天皇と、贈太政大臣藤原朝臣〇種繼と好らざるの事、皆悉く破却し給ひきと、見ゆるによりて、國史大系本、續日本紀、延暦四年九月條の頭註に云ふ、種繼云々、史に早良親王の爲す所なるを言はず。蓋し隱諱する所あるが爲なり。後紀、弘仁元年九月、藤原仲成藥子の亂を、柏原陵に告ぐる宣命を按ずるに、蓋延暦の末、早良の祟を畏れて、舊史に書く所、悉く刪除に從ふ。平城朝、仲成、藥子權を弄ぶに及びて、亦復び之を載せて、早良の惡を暴はして、其父種繼が寃を雪かんとす。其後二人、不軌を謀りて、誅に伏するに及びて、乃ちまた舊に復すと云へり。依て按するに、今の續紀は、この一段の記事を、再び刪りて、事情を悉（ツクサ）ざる方なるが故に、その記事簡單なれども、本書は、その刪除せざる書により、また隱諱する所なきが故に、事情を悉して憚らざるなり。これ本書の如き雜史の特色といふべし。

延暦七年に、こぞの冬より、ことしの四月まで、いつゝきのほど、雨ふらで、世の人、

流さると見ゆ。○佐伯今毛人。大連大伴室屋の後裔なり。人と爲り勇壯にして、才幹あり。後民部卿に進み、正三位に叙し、延暦九年薨ず。時に年七十二。○佐伯の氏のかゝることはいまだ侍らず。佐伯氏の人にして、參議に登用せられたる例、いまだなしとなり。○宰相をとり給て三位をせさせさせ給てしを。宰相、即ち參議の官を奪へて、非役の三位に爲し給ひしなり。○よにくちおしき。如何にしても、殘念なるこゝろなり。○むつかり。和訓栞に、憤(ムツカル)より轉したる詞なり。わづらはしき意に云へりと見ゆ。俗にむしや〱して怒ると云ふにおなじ。○やすからぬ。不平に思し召して。○よきおりふしにて云々。天皇、平城に行幸し給ひて、京に坐さゞる上に、長岡の都は、草創の際にして、百事いまだ整理に就かざる折を機として、種繼を殺さしめ給ひしとなり。○丙戌日行幸はありて云々、此ころはいむなど申とかや。續紀に據るに、八月廿四日丙戌の日行幸ありて、九月廿四日丙辰の日還幸し給へば、一月を經て歸り給ひしにて、七日を經て歸り給ひしにあらず。然るに、丙戌より次の辰までの干子を數ふれば、恰も七日にあたるが故に、月を越えたる丙辰の日なるを、ふと思ひ違へて、干子の一周の七日を經て、歸り給へるなりと、書しなるべし。さて、此ころは、忌むなど申とかやの、此ころは、例の著者の時代なり。されば今の世にも、旅立ちてより、第七日目に歸宅することを、七日歸りといひて、非常に忌み嫌ふ習のあるは、古き風俗と知らる。○十月に、東宮をおとくにでらに云々、山さきにてうせ給にき。日本紀畧に、九月廿八日庚申云々、この日、皇太子內裏より東宮に歸り給ふ。即日乙訓寺に出し置き給ひしに、太子自ら飲食せずして、十餘日を經給ふ。宮內卿石川恒守等を遣はし、船に駕して淡路に移し送

龜の末、左京大夫兼下總守に補せられ、從四位下に叙し、また左衛士の督兼近江按察使に遷り、延暦の初、從三位を授けられ、中納言兼式部卿に拜す。三年正三位を授られ、天皇甚く信任し給ひて、内外の事、悉く決を取る。初め首として、議を建て、都を長岡に遷す。時に宮室草創にして、百官いまだ就らず、匠手夫を役して、日夜兼ね作る。平城に行幸し給ふに及びて、太子、及び右大臣藤原朝臣是公、中納言種繼等、並に留守たり。炬を照して工役を催し撿する時、燭下に傷を被りて、明日第に薨ず。時に年四十九、天皇甚悼惜して、詔して正一位左大臣を贈り給ふ。○大同四年更に太政大臣を贈り給ふこと、公卿補任、一代要記に見ゆ。また日本記畧に、乙卯中納言兼式部卿近江按察使藤原種繼、賊に襲ひ射られて、兩箭身を貫くと見え、また、丙辰、車駕平城より歸り給ふ云々、種繼已に薨ず。乃ち有司に詔して、其賊を捜捕せしむ云々、仍りて竹良、幷に近衛伯耆桴麿、中衛牡鹿木積麿を獲て、右大辨石川名足等に勅して、推勘せしむ。桴麿申さく、主税頭大伴眞麿、大和大椽大伴夫子、春宮少進佐伯高成、及び竹良等、同く謀りて、桴麿、木積麿を遣はして、種繼を害す、云々、繼人、高成等、並に申さく、故中納言大伴家持、相謀りて曰はく、宜く大伴、佐伯二氏に唱へて、種繼を除くべしと、因りて皇太子に啓して、遂にその事を行ふと申す。自餘の黨與を窮問するに、皆承伏す。是に於て、首惡左少辨大伴繼人、高成、眞麿、竹良、湊麿、春宮主書首多治比濱人、同く斬に處す。及び種繼を射りし桴麿、木積麿二人を、山崎橋の南、河の頭（ホトリ）に斬る。又右兵衛五百枝王、大藏卿藤原雄依、同く此事に座して、五百枝王は、死を降して伊豫國に流し、雄依、及び春宮亮紀白麿、家持が息右京亮永主を隱岐に流し、東宮學士林忌寸稻麿は、伊豆に流さる。自餘は罪に隨ひて、また

みや、たけの宮いつきの宮と見ゆ。其移り坐す處を以て名とせる也。さて齋宮とは崇神天皇六年に、豐鍬入姫命をして、皇大神に仕へ奉らしめ給へるより以來、天皇即位の始め毎に、皇女、若は女王を卜定して、皇大神に侍らしめ給ふを云ふ。齋宮はその居所の名にして、たけの宮ともいふは、伊勢國多氣郡にあるが故なり。初め卜定終れば、幣帛を奉りて、その由を大神宮に告げ申し、宮城內、便宜の所に移り居らしむ。是を初齋院と云ひ、後更に、城外の地を卜して、新宮を作り居らしむ。野の宮と云ふは是なり。かくて潔齋三年に及び、その年の九月、始めて伊勢に發向し給ふ。この日、天皇大極殿に出御、中臣を召して、宣命を賜ひ、新に齋王を侍せしめ、及び例幣を奉ることを、大神宮に申さしむ。その後、齋王を召して、親く櫛をその額に加へ給ふ等の式あり。今天皇の奈良に行幸し給ひしも、この御式を行はせ給はむが爲にして、齋王の、都遷りの後も、なほ奈良の舊都に留り給ひしは、野宮にましまして、遷都に關らざりしが爲なるべし。されば、續紀、九月己亥の條に、齋內親王、伊勢太神宮に向ひ給ふ。百官陪從し、大和國の堺に至りて還ると見ゆ。而て、この時の齋宮は、上に引ける續紀の文、及び一代要記、齋宮記、二所大神宮例文等に、朝原內親王と見ゆ。即ち桓武天皇第二の皇女なり。○中納言種繼留主にて候しを云々、いころさしめ給てき。續紀、同四年九月乙卯條に、中納言正三位兼式部卿藤原朝臣種繼賊に射られて薨しぬ。同丙辰條に、天皇平城より歸り給ひ、大伴繼人、同竹良等が党與、數十人を捕へて推鞫するに、並に承伏す。法によりて推斷して、或は斬り、或は流す。種繼は參議式部卿兼大宰帥正三位宇合が孫なり。神護二年に從五位下を授けられ、美作守に叙し、稍々遷りて、實

たてまつりノ下、集覧本、給字アリ。

せさせ、流布本、經させニ作ル。

し給へる。杉本、し給へつるトアリ。

みづ、ごノ下、イ本、壬辰の日四字あり。

おさくにでら。イ本、ごくに作る。

てまつりしかば、天應二年に、佐伯今毛人といひし人を、宰相になさせ給たりしを、みかど、かへらせ給たりしに、この種繼、佐伯の氏のかゝることは、いまだ侍らずと、御門に申しかば、宰相をとり給て、三位をせさせさせ給てしを、東宮よにくちおしきことにおぼして、種繼をたまはらんと申しを、みかど、むづかり給て、さらにきゝ給はずして、この後、東宮に、まつりごとをあづけたてまつり給こと、なく也にしを、やすからずおぼして、そのひまを、としごろうかゞひ給つるに、よきおりふしにて、かくし給つるなり。みかどならよりかへり給にき。丙戌日行幸はありて。けふはみづのえたつの日なれば、七日といひしに、かへり給へりとぞおぼえ侍る。此ころは、いむなど申とかや。かくて十月に、東宮をおさくにでらに、こめたてまつり給へりしに、十八日まで、その命たえ給はざりしかば、あはぢの國へながしたてまつり給しに、山ざきにて、うせさせ給にき。

○八月にならの京へ行幸侍き。　續紀、延暦四年八月條に、丙戌、天皇平城宮に行幸し給ふ。是より先朝原(アサハラノ)内親王、平城に齋居す。・是に至りて、齋期已に竟りて、伊勢の神宮に向はむとす。故に車駕親く臨み給ふと見ゆ。○齋宮は猶ならにおはしましゝかば云々。　齋宮は、八雲御抄に、の丶

八月ノ下、集覽本、廿四日丙戌の日トアリ。

び内親王、夫人、尙侍等に賜ふこと、おの〳〵差ありと見ゆ。正税は、大寳令に、凡田は長三十歩、廣十二歩を段と爲し。十段を町と爲す。段の租は、稻二束二把、町の租は、稻廿貳束とある、田租を云ふ。束は、令義解に、一段の地、獲稻五十束にして、束の稻、舂きて米五升を得とあり。去れば、六十八万束を換算する時は、三万四千石となるなり。○同十一日戊申云々。壬子、日本紀畧、本書に同じ。續紀、甲子に作るは誤れり。愚問賢註抄に、桓武の帝、延暦三年に、奈良の都を去り給ひて、山城乙訓郡、今の西の岡に假屋を立て、十三年に、葛野郡に、今の平安城を立て給ふ云々、と云へり。さてその都城のありさまは、中巻元明天皇の條に云へるが如し。○同四年七月中の十日ころに云々、住み始め給ふ云々。傳敎大師のこと、上に云へり。元享釋書に、初延暦四年秋七月、澄、叡山に登りて、草舍を縛ひて、法華、金光明等諸大乘經を讀む。乃ち五種の大願を發す。時に年十九と見ゆ。

八月に、ならの京へ行幸侍き。こぞ、都、なが岡にうつりにしかども、齋宮は猶、ならにおはしましゝかば、伊勢へくだらせ給べきほど、ちかくなりて、行幸ありしなり。長岡の京には中納言種繼、留主にて候しを、みかどの御をとゝの早良の親王、東宮とておはせしが、人をつかはして、いころさしめ給てき。ことのおこりは、みかど、つねに、こゝかしこに行幸し給て、世のまつりごとを、東宮にのみあづけた

一日戊申、長岡の京にうつり給、同四年七月中の十日ごろに、傳教大師、ひゑの山にのぼりて、すみはじめ給き。生年十九にぞなり給し。

○かへる三萬ばかりあつまりて云々。續紀、延暦三年五月條に、癸未、攝津職言す、今月七日卯時に、蝦蟇二万許、長さ四分程にして、その色黑斑なり。難波市の南道より、南に行きて、池に列すること三町ばかり、道に隨て南に行きて、四天王寺の内に入り、午の時に至りて、皆悉く散じ去ると見ゆ。○相なりと。こゝにては、俗に前じらせと云ふ程のことなり。○廿六日云々、そのところをさだめさせ給ひき云々。山城名勝誌に云ふ、乙訓郡長岡都、古老傳へ云ふ、長岡の宮城の跡、上羽村の艮にあり。今御所屋敷と云ふ所云々と云へり。續紀に、丙戌、勅して中納言正三位藤原朝臣小黑麿、從三位藤原朝臣種繼、左大辨從三位佐伯宿禰今毛人、參議近衛中將正四位上紀朝臣船守、參議神祇伯從四位上大中臣朝臣子老、右衛士督正四位上坂上大忌寸苅田麿、衛門督從四位上佐伯宿禰久良麿、陰陽助外從五位下船連田口等を遣はして、山背國乙訓郡長岡村の地を相せしむ。都を遷さむが爲なりと見ゆ。この丙戌の日は、十六日なれば、本書廿六日と爲すは誤れり。○六月に長岡の京に、宮づくりを始めさせ給。同書六月の條に、己酉、中納言從三位藤原朝臣種繼、左大辨從二位佐伯宿禰今毛人、參議近衛中將正四位上紀朝臣船守、散位從四位下石川朝臣垣守等を造宮使と爲し、都城を經始し、宮殿を營作すと見ゆ。○諸國の正税六十八萬束を云々。また壬戌、勅あり、新京の宅を作らしめむが爲に、諸國の正税六十八萬束を以て、右大臣以下、參議以上、及

六十八萬東。活字本、六。十八萬東トアリ。

し。 また成劫とは、この世の始る時なること、本書の卷頭に見ゆるが如し。 無量劫とは、倶舍論世間品に、此州の人、壽無量時を經て、住劫の初に至りて、壽方に漸く減ずと云へる無量時は、即無量劫なり。 三界は已に云へるが如し。 方便は、眞實に對する語にして、權道と云はむが如し。 即ちある方法を設けて、人をして德用を得せしむるを云ふ。 衆生とは、法皷經に、萬法和合して施設するを、名けて衆生と爲すと見えて、即ち有情の身体は、衆多の諸法の和合して、組織せられたるものなるが故に、この名ありといひ、また一説に、衆人共に生活するが故に、衆生と名くとも云へり。 大自在王菩薩は、淨土の廿五菩薩の一なり。 此を八幡宮の本地として、八幡大菩薩ともいふなり。 さて此處は、扶桑畧記に、延暦二年五月四日、宇佐託宣云々、吾無量刼中、化㆓生三界㆒、修善方便、導㆓濟衆生㆒、名曰㆓大自在王菩薩㆒云々とあるによりて、書けるなるべし。

同三年五月七日、かへる三萬ばかりあつまりて、三丁ばかりにつらなりて、難波より天王寺へいりにき。この事、都うつりのあるべき相なりと、申あへりしほどに、廿六日に、やましろのながをかに、京たつべしといふ事いできて、人〱をつかはして、そのところをさだめさせ給き。六月に、長岡の京に、宮づくりをはじめさせ給、諸國の正税六十八萬束を、大臣以下參議已上に給て、長岡の京の家をつくらしめ給、十一月八日のいぬの時より、うしの時まで、そらのほしはしりさはぎき。十

延暦廿五年云々、杉本、治廿四年、大同元年丙戌、三月十七日崩、御歳七十、葬ニ山城國柏原陵ニ、后、女御十六人、男女御子廿二人、此内一人、姓を給はりて、たゝ人になれりニ作ル。桓武天皇と申き。集覧本申はニ作ル。光仁天皇の御子、イ本、第一の御子ニ作ル。天應元年ノ下、集覧本、辛酉ニ字アリ。マタ、他生ヲ化生ニ作ル。めくらしての下、杉本、ノ字アリ。

第五十一、桓武天皇、延暦廿五年三月十七日崩、年七十、葬ニ柏原陵ニ、

次のみかど桓武天皇と申き。光仁天皇の御子、御母贈正一位乙繼女、皇太夫人高野新笠也。寶龜四年正月十四日、東宮に立給、御年三十七、そのほどの事、百川がちからをいれたてまつりしさま、光仁天皇の御ことこの中に申侍ぬ。天應元年四月廿五日、位につき給、年四十五、世をしり給事廿四年なり。延暦元年五月四日、うさの宮託宣し給やう、われ無量劫のなかに、三界に化生して、方便をめぐらし、衆生をみちびく、名をば大自在王菩薩となむいふと、のたまひき。たふとく侍ことなり。

○桓武天皇。諱は山部と申す。○柏原陵。陵墓一覧に、山城國紀伊郡堀内村大字堀内にありと見ゆ。○高野新笠。本性は和氏なること、上に云へるが如し。寶龜年間、改めて高野朝臣の姓を賜はる。桓武天皇、早良親王、能登内親王を生み給ふ。延暦八年十二月崩ず。明年正月、追尊して皇太后と申す。○天應元年四月廿五日、位につき給ふ。續紀、同年四月條に、辛卯の詔に云く、云々、この日、皇太子、禪を受けて位に即き給ふと見ゆること、已に云へるが如し。而て辛卯の日は、三日にあたるが故に、本書及び一代要記等諸書に、廿五日即位とするは誤れり。○御年四十五。帝王編年記に、四十六と爲すは誤れり。○われ無量劫のなかに三界に他生して云々。他生は、化生とあるに從ふべし。さて劫に、成、住、壤、空の四期あることは、前に述べしが如

夫は、無私正直なる百川すら、かゝる無殘の最期を遂ぐるとは、如何なる道理か、神も佛もなき世かと思ふならむとなり。○今より後は云々。百川已に失せぬれば、今より後は、永くその形容も見ることを得じとて、歎かせ給ふなり。百川が光仁天皇を擁立したる事蹟は、已に云へるが如し。○百川わがために、身をもおしまず云々。百川この東宮を立て奉らむと、身命を擲ちたること、已に云へるが如し。○させる。さしたるの意。○續日本紀、寶龜十年の條に云ふ、秋七月丙子、參議中衛の大將兼式部卿從三位藤原朝臣百川薨じぬ。詔して大和守從四位下石川朝臣豐久、治部少輔從五位下阿部朝臣謂奈麿等を遣し、第に就て詔を宣し、從二位を贈り、葬事に用ゐる費は、官より給し、幷に左右京の夫を充て給ふ。百川は平城朝の參議正三位式部卿兼大宰帥宇合の第八子なり。幼して器度あり、位を顯要に歷たり。寶龜九年從三位中衛の大將兼式部卿に至る。歷る所の職、勤恪を爲せり。天皇甚信任して、委するに腹心を以てし給ひ、內外の機密、關り知らざることなし。今上の東宮に居り給ひし時、特に心を屬し奉れり。時に帝不豫にましくて、月を累ね給ふ。百川、憂、色に表はれ、醫藥、祈禱、備に心力を盡しぬ。帝是によりて、益重じ給ひき。時に年四十八、延曆二年、前勞を追思して、右大臣を贈り給ふと見ゆ。○みかど位を東宮にゆづりたてまつり給て云々。同書、天應元年條に、夏四月己丑朔、左右兵庫の兵器、おのづから鳴る。その聲大石を地に投ずるが如し。散位從五位下多治比眞人三上を伊勢に、伯耆守從五位下大伴宿禰繼人を美濃に、兵部少輔從五位下藤原朝臣菅繼を越前に遣して、關を固めしむ。天皇不豫なるを以てなり。辛卯詔して曰はく、云々、この日、皇太子禪を受けて位に即き給ふと見ゆ。

上、イ本、今より後はノ五字アリ。なかりき、ざらなり。杉本なしノ二字ニ作ル。

ために、身をもおしまず、力をつくせりき。われさせるむくひなし、いまはからざるに、命をうしなひつ。このことを思ふに、かくなれるなりとの給ひし。まことに、ことはりとおぼえ侍しことなり。天應元年四月三日、みかど、位を東宮にゆづりたてまつり給て、太上天皇と申き。

○ものいみかたくすべし。 嚴重に、物忌してあるべしの心。 物忌は、貞丈雜記に、物忌と云ふ事は、夢見惡きか、又は何ぞ怪きことありて、氣に懸ることある時、陰陽師に占はすれば、是は大事のことなり、幾日が間、愼み給へと云ふ時、其日數、他所へも行かず、家内に引こもり居て、人にも逢はず、謹みて居るなりと云へるが如し。 ○とをさしかためて。 嚴く門戸を閉ざして、家の内に引き籠り居たるに。 ○泰隆。 傳詳ならず。 ○百川がいのりをして云々。 平生、神佛に祈禱して、我檀那たる人の無事息災を祈る法師を祈り師と云ふ。 泰隆は、即ち百川が祈り師にて、常にその身の平安を祈りて、頼もしく思はれたるものなるが故に、今百川が身に、災の及ばんとするを知りて、急ぎ行きて、その事を告んとしたるなり。 さて原本、ひのりをしてとあれど、杉本によりて、いのりと改めたり。 ○すなはち。 俗にスグ、又は早速になどいふ程の意。 ○つまはじきをして。 人を忌み嫌ふ形なり。 ○申をこなへりしかども。 政事を執り行ふを云ふ。 ○凡夫の心はいかに侍べきにか。 百川私慾の心少もなく、專ら國家の爲めに宜しかれと、執り行ひしかども、終に此の如き最期を遂げたるは、前世の因果によるなり。 然どもこれらの道理を辨へざる世間の凡

思ゐ。集覧本、思ひニ作ル。

ゆめに。杉本、ゆめにもトアリ。おどろきて。集覧本、おどろきニ作ル。

こそはノ下、イ本、さ思ひてノ四字アリ。なりにし。杉本、身を亡しぬればニ作ル。

みかどわがみ位、杉本、みかどは、かやうに御位トアリ。ながくノ

七月五日、あるかんなぎ、百川に、この月の九日、ものいみかたくすべし。あなかしこと、いひしかば、百川、つねに、夢見さはがしきことを、思ゐあはせて、かんなぎの事をたのみて、九日になりて、とをさしかためて、こもりゐたるほどに、泰隆こいふ僧は、としでろ、百川がいのりをして、あひたのめりしもの也。その僧のゆめに、井上の后をころすによりて、百川がくびをきる人有こみて、おどろきさめて、すなはち、百川がもこへはしり行て、此ことをつげんとするに、百川、かんなぎのをしへにしたがひて、此泰隆にあはず。泰隆、つまはじきをしてかへりにき。此日、百川にはかにうせにき。こし三十八になむなりし。わたくしの心なく、世のためこてこそは、申をこなへりしかども、つゐにかく又なりにし。凡夫の心は、いかに侍べきにか。みかど、わが位をたもてることは、ひこへに、百川がちからなり。ながくそのかたちをも、みるまじきこここ、の給つゞけて、なきなげかせ給ここ、かぎりなかりき。さらなり。又東宮の御なげき、おぼしやるべし。御かたちも、かはる程に、ならせ給しかば、見たてまつる人、いかに、かくならせ給へるぞこ、申しかば、百川、わが

五年奏して、大乘四家に、新天台法花宗を加へて五宗と爲す。弘仁十年三月、奏して圓宗大乘戒壇を建てむと乞ふ。帝南都の諸寺に、其表を下して建否を議定せしむ。時に平城の諸刹、毀謦紛々たり。十一年最澄顯戒論三卷を進て、諸寺の己を毀るものを反詰す。南都の諸寺遂に爭はず。後諸州を巡錫して敎化す。民の之に向ふもの、草の風に靡くが如し。弘仁十三年春二月、傳燈大法師位を賜ふ。同年六月中道院に於て寂す。時に年五十六、貞觀八年七月、勅して傳敎大師と諡す云々と見ゆ。○行表。同書に、和州葛上郡の人、近州の講師たり。道璿禪師の禪要を受けて、最澄に傳ふ。延曆十年遷化す。歲一百四十と見ゆ。○安倍仲麿もろこしにて、失せ侍りける云々。續紀十五年五月條に、丙寅、前の學生阿倍朝臣仲麿、唐に在りて亡せぬ。家ことに貧くして、葬禮欠くることあり。勅して東絁(アヅマキヌ)一百疋、白綿三百屯を賜ふと見ゆ。仲麿は、中務大輔船守が子なり。性聰敏にして、書を好み、靈龜二年、選ばれて遣唐留學生となる。時に年十六、後に名を朝衡と改めて、玄宗皇帝に仕へ、祕書監兼衛尉となり、王維、包佶、趙驊等と交り善し。寶龜元年唐に卒す。年七十、代宗皇帝、潞州大都督を贈る。本朝承和三年、正二位を贈らる。○のちの事など、かなはずと。送葬を營むこともできずと。○疋。二反を疋といふ。但、絹、絁の類には、疋といひ、木綿に反と云ふ定めなり。○屯。賦役令義解に、綿は、二斤を屯と云ふと見ゆ。○みかさの山に云々。三笠山は、大和國添上郡にあり。さて、この歌は、古今和歌集羇旅の部に、もろこしにて、月をみてよみけると、端書して、あまの原ふりさけ見ればかすかなる三かさの山に出し月かもとあり。また土佐日記に見えたるは初句、あをうなばらとあり。

づるを見て、此國のかたを思ゐいたして、みかさの山に、いでし月かもとよめりき。

○さま〴〵にせさせ給しかども。さま〴〵治療の道を盡し給ひしかども。○その時の御願にて云々。御願は、俗に願(グワン)がけと云ふに同く、神に、さま〴〵の誓を立て丶、吾希望を祈るを云ふ。今も皇太子の御病の時、伊勢の大神に、種々の誓を立て丶、病の平愈を願ひ給ひしなるべし。續紀同月の條に、丁酉、皇太子伊勢に向ひ給ふ。是より先、皇太子疫に寢て、久く平復せず。是に至りて、親から神宮を拜す。宿禱に賽(カヘリモフシ)し給ふなりと見ゆ。○傳教大師。元亨釋書に云ふ、釋最澄、世姓は三津氏、近州滋賀郡の人なり。その先は、東漢の献帝の孫なり。國亡びて、民間に隱る云々、父百枝、內外の學に富めり。里閭これを敬ふ。嗣なきことを愁ひて、叡山の麓の神祠に祈り、靈夢を得て、その妻娠む。神護景雲元年に澄を生み、七歲にして學を受け、聰明絕倫なり。十二にして、行表法師に投じて出家す。延曆二十一年、入唐求法の詔を賜ふ。廿三年秋七月、遣唐使菅原清公に從うて、明州の界に着く。時に德宗皇帝貞元二十年なり。九月台州に赴きて、天台山國淸寺に至り、道邃法師に從ひ、一心三觀の旨を受け、また佛隴寺の行滿座主に見え、廿一年、更に越州の龍興寺に行きて、順曉阿闍梨に從ひ、三部灌頂密經を受け、また陀羅尼、經書、印契、圖樣、灌頂の器物を得て歸る。時に延曆二十四年なり。九月一日、勅して高尾の道場に於て、諸寺の智行兼備の者をして、灌頂三摩耶を受しむ。これ本朝密灌の始なり。十七年、十講法會を立つ。廿

大安寺にノ下、杉本、諸てノ二字アリ。

あふみの國の人にノ下、イ本、志賀郡三津首百枝と云人の子にてぞ十五字アリ。

て、その人は、他戸親王にはあらぬ人なりとなり。○御めのと、仕ふまつりし人云々。他戸親王の乳母、または、もと奉仕の人々など、集り來りて、彼の見分の爲に遣はされし御使と、他戸親王なり、否然らずと云ふことを、爭ひ云ふに。○ちかごと。誓言。○あらた。あらたかとも云へり。靈驗の顯著なるを云ふ。○をひうて申てのち。古事記神代卷、大國主命の御歌に、弊都那美曾邇奴棄宇弖とあるを、古事記傳に、於ニ邊浪磯一脱棄なり。棄を宇弖と云は、御誓段に、吹棄とあるをも、書紀に此云ニ浮枳于都屢一と見えたり。落窪物語にも、逐棄むと云ふことを、淤比宇弖牟とあり云々と見えたり。去れば、こゝも、他戸親王を、有らぬ人なりと決めて、逐ひ棄てゝ後なり。

十月に、東宮、伊勢太神宮へまいり給き。過ぬる春の比、御やまひおもくて、さま〲に、せさせ給しかども、そのしるしなかりき。その時の御願にて、おこたり給てのち、まいらせ給しなり。こゝしとぞおぼえ侍る、傳敎大師、大安寺に行表と申し僧の弟子になりて、法師になり給しは。年十二になり給こぞ、うけたまはりし。もこ、あふみの國の人におはしき。同十年五月に、あべのなかまろ、もろこしにてうせにけり、ときこえ侍き。家ともしくして、のちの事など、かなはずと、みかどきこしめして、きぬ百疋、わた三百屯をなむ給はせし。この人なり、もろこしにて、月のい

人あつまり。杉本、人ノ下、なゞノ二字アリ。

親王を、をひうて申てのち、井本、集覧本、本書ニ同ジ。大系本、彼親王ヲバ、永ク追失申トアリ。

申き。みかど、この親王を、東宮にかへしたてんの御心、もとよりふかゝりしかば、人をつかはして、見せしめ給しに、百川御つかひをよびよせて、なむぢ、あなかしこ、まことを申事なかれ。もし申てば、國はかたぶきなむずるぞ。やすく、いけらんものと、思なと、いひしかば、この御つかひ、をぢわなゝきながら、ゆきてみるに、うせ給にきと、聞え給ひしおさべの親王は、いさゝかのつゝがもなくて、おはするものか。あさましく、思ながら、此御つかひかへりまいりて、百川に、をぢおそりて、ひがことに侍り、あらぬ人なりと申しを、親王のめのと、つかうまつり人、あつまりまいりて、御使と、かたみに、あらそい申に、御使ちかごとをたてゝ、もしいつはれることを申さば、ふたつのめ、ぬけおち侍べしと、申しかば、人みな、ひがことゝ思て、親王を、をひうて申てのち、いくばくの程もなくて、その御使のめ、ふたつながら、ぬけをち侍にし。あらたに、あさましく、侍しことなり。

○國はかたぶきなんずるぞ。　若し他戸親王、世に出で給ふことゝならば、東宮の位爭ひとなりて、國家傾き亂れむとするぞとなり。　○やすくいけらむものと云々。　若しさやうの大事ともならば、汝も、容易く生きてあらむものと、思ふなとなり。　○ひがことに侍り云々。　眞實の事にあらずし

土片也、和名豆知久禮と云へり。即ち土の固りを云ふ。つとめては、明る朝夙くを云ふ。續紀同年月の條に、この月、毎夜、瓦、石、及び塊、おのづから内豎の曹子、及び京中往々の屋界に落たり。明けて視れば、その物現在せり。二十餘日を經て止むと見ゆ。〇同八年冬雨もふらず云々。同年の續紀に、この冬雨ふらず。井水みな涸る。宇治等の川、ならびに涸れて、歩渡（カチワタ）りすべしと見ゆ。〇われをもとむと、たび〲見えき。甲冑着たる怪きものゝ、百川を捜索して、殺さむとする狀を、度々夢に見たりとなり。〇國分寺。續日本紀、天平九年三月丁丑の條に、詔し給はく、國毎に釋迦佛像一軀、挾持菩薩二軀を造り、兼て大般若經一部を寫さしむと見ゆるを、國分寺の權輿とす。後毎國必ず二寺を置くことに定められ、一を金光明四天王護國之寺と云ひ、僧寺なり。また一は、法華滅罪寺と云ひ、尼寺とす。常に朝廷より、講師、讀師を派して、弘法せしめらる。〇金剛般若を、よましめさせ給へりき。金剛般若波羅密經を云ふ。羅什三藏の譯にて、一卷あり。畧して金剛經とも云ふ。〇續日本紀に、九年正月從四位下、壹志濃王、石川垣守等を遣はして、改めて皇后を葬り、墳を御墓と申し、守家一戸を置き給ふこと見え、また延暦十九年、詔して后位に復し、墓を山陵と稱へさせ給ふこと、類聚國史に見えたり。さて井上皇后は、聖武天皇の皇女にして、養老五年九月、伊勢神宮の齋宮となり、神龜四年九月、神宮に奉待し給ひ、後京に歸り給ひて、天平十九年二品に叙せられ、光仁帝、いまだ諸王に坐しゝ時、妃と爲り給ひて、他戸親王を生み給ひしなり。

同九年二月、おさべの親王、いまだ世におはすといふこと、ある人、みかどに

王も、うせ給にきといふこと、世にきこえ侍き。同七年九月に、はつかばかり、夜ごとに、かはら、石、つちくれふりき。つとめてみしかば、やのうへに、ふりつもれりき。同八年冬、雨もふらずして、世中の井の水、みなたえて、うぢ川の水、すでにたへなむとする事侍き。十二月に、百川が夢に、よろひかぶとをきたるもの、百餘人きたりて、われをもとむと、たびたびみえき。またみかど、東宮の御ゆめにも、かやうにみえさせ給て、なやましくおぼされき。是皆井上の后、おさべの親王の靈とおぼして、みかど、ふかくうれへ給て、諸國の國分寺にて、金剛般若を、よましめさせ給へりき。

○六年四月廿五日井上皇后云々。續紀、同年同月の條に、己丑、井上内親王、他戸王、並に卒しぬと見ゆ。この己丑は廿七日なれば、本書廿五日に作るは誤なるべし。また皇胤紹運錄に、井上内親王、他戸親王と獄中に死す。兩人神と現れ、龍と成ると見え、また愚管抄に、百川の宰相、いみじく光仁を立て申さむと、又その後の王子、立太子論せしに、桓武をば立ておほせたれど、餘りに沙汰し過して、井上内親王を、穴をゑりて、獄を作りて、籠め參らせなんどせしかば、現身に龍になりて、遂に蹴殺させ給ふと云めり、と見えたり。○同七年九月云々。つちくれは、和名抄に、

見ゆ。されば乙繼の位卑かりしのみならず、蕃別の子孫なれば、賤しとはいへるなるべし。○酒人内親王。大日本史后妃傳に、桓武天皇同母妹となせり。然れど日本後紀東大寺要錄所引天長六年八月丁卯の條に、二品酒人ノ親王薨ず。廣仁即光仁天皇天皇の皇女なり。母は贈吉野皇后井上内親王にして、容貌妖麗、柔質窈窕、幼にして齋宮に配し、年長じて還り、俄に三品に叙し、桓武天皇之を掖庭に納れて、寵幸方に盛なり。皇子朝原親王を生み給ふ。その性倨傲、情操修らず、天皇禁せず、其の欲する所に任せ給ひ、婬行いよ〱増し、自ら制すること能はず。弘仁中、其の衰暮を優し、特に二品を授く云々、薨ずる時年七十六と見え、また本書にも、山部親王は、御母いやしくおはす。いかでか位につき賜はんと、申しかば、御門まことにさる事也。酒人内親王をたて申さんとのたまひきと云へば、桓武天皇とは、御母異りて、庶妹に當り給ふこと明なり。○稗田親王。母は尾張女王に座す。故に御母いやしからずと云ふなり。續紀天應元年十二月條に、辛丑三品稗田親王薨ず。年卅一と見ゆ。○いからかし。目を怒らすを云ふ。○ひきくつろげ。杉本、ぬきとあるに從ふべし。くつろげは、寛の字を訓り。○ふた心なし。公の爲に計りて、私の野心、更になしとなり。○みかどの御ことはりをかふむり侍らむ云々。山部親王を、皇太子に立て奉ることを許すと云ふ、帝の御裁斷を蒙らむとなり。○しぶ〱に。俗に、ふしやう〱に、と云ふに同じ。○帝あわたゞしくおはして。天皇は百川の爲す事を視そなはして、餘り俄にあわてたるやうなり、と呆れたるさまにて、座したりとなり。

同六年四月廿五日、井上(イカミ)の后、うせ給にき。現身に、龍(タツ)になり給にき。おさべの親

子と爲す、云々と見ゆ。然るにこの正月、二月の間には、干支の錯誤あるが如し。よりて推算するに、戊寅は二日に當れども、歴代皇紀は、本書と同く十四日立太子に作る。何れか宜きか、定がたし。
而して十四日は、庚寅に當る。中務卿は、百寮訓要抄に、此省は、詔勅、宣命諸々の宣旨を治る所なり。人の位階の記なども、此所へ下さるべし。卿、親王の任ずる官にてあれば、臣下の任る事はなし。親王なき時は、闕にてあるべしと見ゆ。◯等定。本朝高僧傳に、釋等定は、金鐘寺の實忠に從うて、華嚴宗を傳へて、名聲聞ゆ。詔して河内の西林寺に住せしむ。この寺、もと天智帝の創建し給ふ所なりしが、多く歳月を經て、殿堂荒蕪す。等定住持するに及び、百廢悉く具はる。桓武帝東宮たりし時、屢召して、經を聽き給ふ。その即位するに及びて、大僧都に任じ、東大寺に住せしむ。延暦十九年七月某日寂すと云へり。◯梵釋寺。近江國滋賀郡にあり。梵天帝釋を本尊とするが故に寺號と爲す。◯おこなひたてまつりき。行ひとは、吾が願の成就するやう祈禱する、その法を修行するを云ふ。◯まうけの君。儲君即ち皇太子を云ふ。◯いかにいふとも。如何に強ひて勸め云ふともなり。◯濱成。藤原宇合の孫にして、藤原麿が子なり。累進して參議に進み、從三位に敍し、彈正尹刑部卿と爲り、天應元年大宰帥と爲しが、後貶せられて、員外帥と爲る。蓋し善政の聞ゆる無きを以てなり。延暦九年、大宰府に薨ず。年六十七。濱成、畧群書に渉り、尤も數術に委し。嘗て勅を奉して、歌經標式一卷を撰び、また天書十卷を著せり。◯山部親王は御母いやしくおはすれば。前にも云へる如く、この親王は、光仁天皇の夫人高野新笠の腹に生れ、新笠は高野乙繼の女にして、續紀、延暦八年條に、其先は百濟武寧王の子、純陀太子より出たりと

かうむり。集覽本。かふぶり二作ル。の給はで。杉本の給はすトアリ。いり給にき。集覽本入給にき二作ル。ゆろばざろ。杉本。ゆろがざろ二作ル。

こ、道理にあらず。我命をもおしみ侍らず、またふた心なし。たゞ、はやく、みかどの御ことはりをかうむり侍らんこ、せめ申しかば、みかど、ともかくもの給で、たちてうちへいり給にき。百川、この事をうけたまはりきらんとて、はをくひしばりて、すこしもねぶらずして、四十餘日たてりき。みかど、百川が心のつよくゆるばざる事を御らんじて、さらば、とく、山部親王のたつべきにこそこ、しぶ〳〵に、おほせいだし給しを、御こゝば、いまだおはらざりしに、庭におりて、手をうち、よろこぶこゑ、おびたゞしく、たかくして、人々みな、おどろきさはぎ、百川やがて、つかさつかさをめして、山部親王の、御もこへ、たてまつりて、太子にたて〳〵まつりにき。みかど、あはただしくおぼして、あぎれ給へるさまにてぞおはしましし。濱成、色をうしなひ、くちたる木などのでこくにみね侍き。百川、君の御ために、ちからをつくし、身をすつる事、いにしへも、かゝるためしなしこ、人々申あへりき。

○正月十四日に山部親王云々。　續日本紀四年正月條に、戊寅、中務卿四品諱部○山を立て丶皇太

ありしかばこそ。杉本ありしにこそニ作ル。

ひき。杉本ぬきニ作ル。

べき事ならず。すみやかに、たてゝまつり給へと、申しかば、みかど、たれをかたつべきと、の給はせしかば、百川すゝみて、第一御子山部親王をたて申給べしと申き。みかどおほせらるゝやう、山部は無禮の親王也。我いかにいふとも、いかで后をば、をかすべきぞ、との給はせしを、百川、申ていはく、このおほせ事、いはれなく侍り。ちゝのいふことをたがへざるを、孝子とはいふなりと、おほせ事ありしかばこそ、親王は、おほせにしたがひ給しか。はじめすゝめ給ふも、みかどにおはします。のちに、きらひ給も、みかどなり。いかにかくは、おほせ事あるぞと申に、濱成申ていはく、山部親王は、御母いやしくおはす。いかでか、位につき給はむと、申しかば、みかど、まことにさる事なり。酒人(サカヒトノ)内親王をたて申さむとの給き。濱成、又申ていはく、第二御子、稗田親王、御母いやしからず。この親王こそ、たち給べけれと、申しを、百川めをいからかし、たちをひきくつろげて、濱成をのりていはく、位につき給人、さらに母のいやしき、たふときを、えらぶべからず。山部親王は、御心めでたく、世の人も、みなしたがひたてまつる心あり。濱成申て

等定ノ上。杉本。其ロへは先ノ五字アリ。

己下。集覧本、以下ニ作ル。

げたり。○みだりがはしくのり申給云々。猥籍の言語を以て、罵詈を極め給ふとなり。○人々をもよほして。諸司百官の人々を召し寄せて。○ともかくもの給はせずして。何とも仰せられずして。○うち〳〵。內々に。○くらうのはかりもなかりしかば。くろうは、功勞の字音なり。百川、この帝を擁立し奉れる功勞の大なること、計り知られねば、その申すがまゝに任せ給ひしとなり。○この一段の事は、續日本紀、寶龜三年三月癸未の條に、皇后井上內親王、巫蠱に坐して廢せらる。詔に曰く云々、また四年十月の條に、丙申難波內親王薨ず。同辛酉の日に、初め井上內親王、巫蠱に坐して廢せらる。復た後に難波內親王を厭魅す。この日詔して、內親王及他戸王等を、大和國宇智郡沒官の宅に幽すと見ゆるのみにして、その眞相を知ること能はざるに、本書の記事によりて、皇后及皇太子の廢せられて、桓武天皇の立ち給ふこと、皆百川の計畧に出ることを知らる。なほ井上皇后は、下文に、その傳見えたり。

同四年正月十四日に、山部親王の中務卿と申ておはせし、東宮にたち給。このこと、ひとへに、百川のちからなり。等定と申し僧を、百川、梵釋寺にこめて、この親王を、位につけたてまつらんと、いふことを祈申さしめき。その僧、親王の御たけの寸法をとりたてまつりて、梵天帝釋をつくりたてまつりて、おこなひたてまつりき。大臣己下、御門に申ていはく、まうけの君は、しばしもおはせずして、ある

事を掌ると見えたるが如し。〇のり申給しかば。万葉集に、詈字をのると讀めり。怒りて、暴言をはくなり。〇世のためいとゞ不便に侍。後の御世繼とましますべき皇太子の、御心荒く座せば、世間の爲に、甚便なく歎はしとなり。〇けいせしかども。啓は、公式令に、啓式、春宮坊啓す云々、令を奉ずるに、啓に依れと云へ云々、三后も此式に準ぜよ。と見えて、皇太子、及三后は、其の仰せ出さるゝ御詞を、令旨とも、令とも云ひ、下より申上ぐることを、啓すと云ふ。〇かんなぎ。和名抄に巫、和名、加牟奈岐、祝女也と見ゆ。神に仕へて、神樂を舞ひ、又は祓除、祈禱などをする女を云ふ。〇ずそ。呪詛の字音なり。伊呂波字類抄に、詛、ノロウ、呪なりと見えて、禁厭の法を以て、人をのろふなり。〇かんなぎはかられて。巫、かの百川の甘言に謀られてなり。〇君をあやまち。帝を亡し。〇いかにすべしともおぼえ侍らで。后の命じ給ひしことは、帝を亡すべしとの事なれども、君をのろひ奉るは、恐多き事なれば、如何にして宜きかも覺えずして。〇あしき心つゆおこさず。却りて、寺々に、經を讀みて、帝の御爲に、安全を祈りて、のろひ奉るが如き惡心は起さゞりしとなり。〇みなおちふしにき。巫ども、再度の調べにおひて、悉く罪狀を白狀して、全く帝を呪詛し奉りし事を申したるなり、〇おろかなる心。おろそかなる心。〇さてはおはしますべき。そのまゝに、御すましあるべきにあらず。〇いかでか、たゝもあらむ。何でか默止すべきとなり。〇后のみふなど、みなとゞめ給へりしかども。みふは、御封にて、祿令に、中宮湯沐二千戶と見ゆ。是等を封戶と云ひて、その戶より出す租調の類を、皇后の御侑料とせらるゝなり。また延喜式縫殿の條に、皇后及中宮の賜はるべき裝束の類をも、委く上

みかど。杉本、三字ナシ。

かなしみ。集覧本、かなしび二作ル。

び皇太子をはなちをひたてまつるよしなり。この事を、ある人、みかどに申に、みかどおほきに、おどろき給て、百川をめして、后、猶こり給はず、しばし、東宮をしりぞけんとこそ申つひつるに、いかに、かゝる事は、ありけるぞとの給ふに、百川、申ていはく、しりぞくとは、ながくしりぞくる名也。母つみあり、子をでれり、まことにはなちをはんに、たれることとなりと、すこしも、わたくし、あるけしきなく、ひとへに、世のためと、思たる心、かたちにあらはれて、みえしかば、みかどかへりて、百川に、をぢ給て、ともかくも、の給はせずして、うち〳〵に、なげきかなしみ給事、かぎりなかりき。これも百川のはかりごとにて、位につき給へりしくらうのはかりもなかりしかば、たゞ申まゝにて、おはしましゝなり。

○まじわざ。中巻に見えたり。○もてあつかひ。俗に、もて餘すと云ふにおなじ。○よこさまなる事。正道ならず、横邪なる事。○ゆゝしきわざ。いま〳〵しき業にて、こゝには、婦女を姦することを云ふ。○おいくち、老朽なり。くちを言ひ据えて、体言と爲したるなり。○おいほれ。年老いて、ほれ〳〵としたるを云ふ。○あさましく侍事なり。皇后の此の如き暴言を吐き給ふは、淺ましき事なりとなり。○ぬひどのれう。職原鈔に、縫殿寮、唐名倚衣局、裁縫の

誦經にして。杉本、誦經をして、ニ作ル。侍き。杉本、侍にきニ作ル。

つる。杉本、しニ作る。

とゝめ。杉本、とめニ作ル。

て、さま〴〵の物を、たまはせたりしかども、いかにすべしとも、おぼえ侍らで、たゞ、みかどの御ために、かへりて、寺〳〵に、誦經にして、あしき心、つゆおこさずなり侍きといひき。此よしを、百川、つぶさに、みかどに申しかば、そのかんなぎどもを、めしよせて、かさねて、とはしめさせ給しに、をの〳〵みな、おちふしにき。みかど、この事をきこしめして、涙をながし給て、われ后のために、いさゝかもをろかなる心なかりつるに、いまこの事あり。いかにすべきことぞと、おほせ事ありしかば、百川申ていはく、此事、世中の人、みなきゝ侍にたり。いかでか、さてはおはしますべきと、申しかば、みかど、まことに、いかでか、たゞもあらんと、の給はせて、后のみぶなど、みなとゞめ給へりしかども、后、さらに、はゞかり給けしきなくて、たゞみかどを、さま〴〵の、あさましきことばにて、みだりがはしく、のり申給ことよりほかになし。百川、東宮も、しばし、しりぞけたてまつりて、心をしづめたてまつらんと、申しかば、みかどゆるし給き。百川、いつはりて、宣命をつくりて、人〴〵をもよほして、太政官にして、宣命をよましむ。皇后、をよ

いかで。杉本、いかでかニ作ル、
ぬひさのれう。杉本、ぬひさのゝれうニ作ル。
ころしめ。杉本、こらしめニ作ル。
おそり。杉本、おそれニ作ル。
つけ。杉本、二字ナシ。

へ、いかりておはして、おいくちは、をのれがおいぼれたるをばしらずして、我宮人どもをば、いかでころさするぞと、のり申給しかば、百川、この事をきゝて、あさましく侍事なり。后を、しばし、ぬひとのれうに、わたしたてまつりて、ころしめたてまつらん。又東宮も、あしき御心のみおはす。世のため、いと〱、不便に侍と、申しかば、みかど、よからんさまに、おこなふべしと、の給しかば、三月四日、后の位をとりたてまつりて、いで給べきよし、けいせしかども、后の、さらに出給はずして、しのびやかに、かんなぎどもをめしよせて、さまぐ〱の物どもをたまはせて、みかどを、ずそしたてまつり給へりしを、百川きゝつけて、かんなぎを、たづねさしめしに、かんなぎ、にげうせにしかば、そのかんなぎのしたしかりしものをめして、さらに、おそりをなすべからず。ありのまゝに、このことを申さば、我かならず、位を申さづくべしと、いひしかば、すなはち、このよしを、かのかんなぎに、つげいひしかば、かんなぎはかられて、申ていはく、君をあやまちたてまつらんと、はかれるつみは、のがれがたかるべき事なり。后宮、われらをめし

いりたる。集覽本、いれたるニ作ル。后宮。杉本、后の宮ニ作ル。

ゆゝしき。杉本、ゆかしきニ作ル。さらへさしめて、同本さらへさせしめてニ作ル。

をまゝ兄（セ）、まゝ妹（イモ）など云ふ。　**山部親王は、光仁天皇の御子なれども、母は高野新笠と云ふ人なれば、井上の后よりは、まゝ子となるなり。**◯あひ給はず。似合ひ給はず、◯遂に此親王をのみ、呼び奉り給ひて云々。　終には、この山部親王をのみ、傍に呼び近けて、帝を疎ましく爲給ひしが故に、帝はづかしく、また恨めしく思ひ給ふ心、自然に出來せしとなり。

百川、此ほどの事どもを、うかゞひ見るに、后まじわざをして、御井にいれさせ給き。みかどを、とくうしなひたてまつりて、我御子の東宮を、位につけたてまつらんと、いふ事どもなり。その井にいりたる物を、ある人とりて、宮のうちにもてあつかひしかば、此事、みな人しりにき。百川、みかどに、この事すでにあらはれにたり。又、后宮の人八人、このごろ、よこさまなる事をのみ、つかうまつりて、世の人たふべからず。人のめをうばひて、やがてそのおとこのまへにて、ゆゝしきわざをしてみせ、又そのおとこをころし、かやうの事、申つくすべからず。此の八人を、とらへさしめて、人のうれへをしづめむと、申しかば、みかど、申しまゝにゆるし給しかば、百川つはものをつかはして、めしとりし程に、その八人を、うちころしてき。そのつかひかへりて、此よしを申に、后、みかどのおはしますところ

のみ、よびたてまつり給て、みかどを、うごくのみ、もてなしたてまつり給へば、みかど、はぢうらみ給ふ御心、やう〳〵いできけり。

○ゐかみの后。聖武天皇の女、母は夫人縣犬養刀自姫、井上内親王と申す。○博奕。和名抄に、雙六、兼名苑に云ふ、一名六采、今案ずるに、簙奕是なり。俗に云ふ須久呂久。また五雜俎に、雙陸、一名握槊、もと胡戯なりと見えて、もと印度地方に起りしものなれど、彼地と交通開くるに從ひて、我邦にも渡り來れるなり。博奕は、その種類多しと雖も、此處には專ら双六を云へり。○さかりならむをとこ。壯年の男。○まめやかに。眞面目に。○みかどをせめ申給。約束のかけ物を渡し給へと、責めはたり給ふなり。○あなかしこ。ことにがりて。苦々しく思ひて、彼これと思ひ煩ひ給ふなり。十六夜日記に、あなかしこ横浪かくな濱千鳥ひとかたならぬ跡をおもはゞなど見えたり。あなは歎辭、かしこは恐懼の意にて、ア、愼み玉へといふ程の詞なり。○おもふやうありて。思ふ子細ありて。○あるべきことに侍らず。然やうなる事の、あるべき道理にあらず。○いみじき物に、したてまつり給し。非常に寵愛し給ひしを云ふ。○他戸親王。皇胤紹運錄に、太子に立つ、後に廢す。母詳ならず。井上皇后の子と爲すと見え、續紀に、寶龜六年四月己丑、井上内親王、他戸王、並に卒すと見ゆ。○おもく〳〵しくおはすべかりしに。井上后は年も老け、且東宮の母にましませば、重々しく、輕卒ならず座すべきにとなり。○御まゝこ。わが生る子にあらざるを、まゝ子と云ひ、子よりは、まゝ母、まゝ父と云ひ、異母の兄弟姉妹

おそれ。集覧本、をそれに作ル。うけたまはり、たまはざりし。杉本、うけたまはざりしかばニ作ル。孝字ノ上、杉本みかどノ三字アリ。ちゝのいふことに、同本、父の命にトアリ。もとへ。杉本、御もとへトアリ。せめの給はせしかば。杉本、せめ給しかばニ作ル。后この親王を。同本、この后、親王の御ことをニ作ル。まつり。杉本、まつらせニ作ル。こぞ。杉本、古年ニ作ル。后ノ下。杉本、の字アリ。御母ノ下。杉本、などノ二字ナシ。をうさく以下二十一字流布本脱

てまつりたまひて、かゝることなむある、后の御もとへおはせと、申たまひしに親王おそれかしこまりて、あるべきことに侍らずと、申てまかり出給しを、たび〳〵、しゐ申給ひしかども、猶うけたまはりたまはざりしかば、孝といふは、ちゝのいふことにしたがふなり。われとしおひて、ちからたへず。すみやかに后のもとへまいり給へと、せめの給はせしかば、のがれ給はずして、つゐに后の御もとへ、まいり給にき。さて后、この親王を、いみじき物にしたてまつり給し。いとけしからず、侍しこと也。この后、御年五十六になり給き。この御はらの他戸(オサベ)の親王は、御門の第四の御子にて、御としなども、いまだいとけなく、おはしまして、ことし十二にぞ、なり給ひしかども、この后の御はらにておはせしかば、あにたちをおきたてまつりて、こぞの正月に、東宮に立給しぞかし。后、御年もたけ、東宮の御母などにて、いみじく、おも〳〵しくおはすべかりしに、この山部親王、御まゝにて、御としなども、ことのほかにあひ給はず、ことし三十六になり給しを、又なきものと、思申給へりし。いとみぐるしくこそ侍しか。つねにこの親王を

ゐかみ。集覽本、井上ニ作ル。ならん。集覽本、なるらんニ作ル。の給べて。集覽本、の給ひてニ作ル。おぼしつるにノ下、イ本、かくおはしつればノ八字アり。

け、月料一に供御に準ぜしむるに至り、大小の政、悉く道鏡の意に出でざるはなく、その弟淨人、布衣より起り、八年の間に、從二位大納言に至り、一族男女、五位に叙せらるゝもの十人に至る。依りて稱德天皇崩御の後、盧を山陵の下に結びて、喪に服す。坂上苅田麿、その罪惡を奏す。死を減じて下野國に流され、寶龜三年四月貶所に死す。庶人の禮を以て葬らる。○十一月一日。十一月は、續紀に據るに、十月の誤。○こかはてら。粉川寺は、紀伊國那賀郡風市村にあり。元亨釋書に、寶龜元年（○神護景雲四年）大伴孔子古建つと云へり。委くは、同書に就きて見るべし。

寶龜三年に、みかど、ゐかみの后と、博奕し給とて、たはぶれ給て、我まけなば、さかりならんおとこをたてまつらん。后まけ給ひなば、色かたち、ならびなからんをむなを、はさせ給へと、の給へて、うちたまひしに、みかど、まけ給ひにき。后まめやかに、みかどをせめ申給、みかど、たはふれごとこそおぼしつるに、ことにがりて、思ひわづらひ給ほどに、百川、この事をきゝて、山部親王を、后にたてまつり給へと、みかどにすゝめ申き。この山部親王と申は、桓武天皇なり。さて百川、また親王の御もとへまいりて、みかど、この事を申たまはむずらん。あなかしこ、いなひ申給な。おもふやうありて、申はべるなりと、申し程に、みかど、親王をよびた

す。淨三固く辭して聽かず。仍りてその弟參議從三位文室大市眞人を要して、皇太子と爲さむとす。大市もまた辭して從はず。百川、永手、良繼と策を定めて、僞りて宣命の語を作り、宣命使をして庭に立ちて宣制せしむ。右大臣眞備、舌を卷けども如何ともすることなし。百川即ち兵を遣して白壁王を迎へて、皇太子と爲しき。十月一日壬子、大極殿に即位し給ふ。右大臣眞備、大に耻ぢて致仕の表を上りて、隱居す云々と見ゆるによれば、この帝の即位し給ふこと、專ら百川の計畫によれるものなること明なり。○道鏡をば下野國へながしつかはす云々。續紀、稱德天皇寶龜四年八月條に、庚戌〇廿一日皇太子〇光仁の令旨に曰く、道鏡法師竊に舐糠の心を挾みて、日を經ること久し。先帝崩じて陵土いまだ乾かざるに、其姧謀發覺せしは、神祇の護る處、社稷の祐くる處なり。今先帝の厚恩を思へば、法に依りて刑するに忍びず。故に造下野國藥師寺別當に任じて發遣せしむ。諸司之を知るべしと。即日左大辨正四位下佐伯宿禰今毛人、彈正尹從四位下藤原朝臣楓麿を遣して道に上らしむ。從五位下中臣習宜朝臣阿曾麻呂を以て、多褹島の守と爲す。また辛亥〇二十二日の條に、道鏡が弟弓削淨人（ユゲノキヨヒト）、その男廣方（ヒロカタ）、廣田（ヒロタ）、廣津（ヒロツ）を土佐國に流す。壬子の日の條に、從四位上坂上大忌寸（オホイミキ）苅田麿に、正四位下を授く、道鏡法師が奸計を告るを以てなりなど見ゆ。さて道鏡は河内國の人にして、少くして僧となり、禪行を以て世に聞ゆ。皇胤紹運錄に、施基皇（シキ）子の子と爲すは恐くは誤なるべし。孝謙帝內道場に召し入れて、禪師と爲し給ひしに、如意輪法、宿曜法を修めて驗しあり、稍寵幸せらる。仲麿叛して誅せらるゝに及び、益寵幸せられ、大臣禪師の位を授けられ、神護元年太政大臣禪師と爲り、百官の拜賀を受けしむ。後また法王の位を授

くはせて。今めくばせといふ、即ち目を見合せて、互にしめし合すを云ふ。○ことにはかにあるによりて。皇儲いまだ定らざる內に、稱德天皇崩御の事、にはかに起りて、急に皇嗣を立つる必要あるに依りて。○あさましく思ひて云々。彼の參議大市を皇嗣に立てむと思ひし人々、事の意外に驚き惑ひて、彼是云ふべき術(スベ)もなくてありしになり。○此みかどの皇位につき給ひし折の事、續紀、稱德天皇慶雲四年八月條に、癸巳天皇西宮の寢殿に崩じ給ふ、年五十三、左大臣從一位藤原朝臣永手、右大臣正二位吉備朝臣眞備、參議兵部卿從三位藤原朝臣宿奈麻呂、參議民部卿從三位藤原朝臣繩麿、參議式部卿從三位石上朝臣宅嗣、近衞大將從三位藤原朝臣藏下麿等、策を禁中に定めて、白壁王を立てゝ、皇太子と爲す。左大臣從一位藤原永手、遺宣を受けて申さく、今詔はく、事にはかにあるによりて、諸臣等謀りて、白壁王は諸王の中に、年も老い、また先帝の御代に、功もあるによりて、太子と定めて奏すによりて、その奏すまゝに宣り給ふと、勅し給ふ云々と見ゆるのみなれども、公卿補任には、本書と同く、この皇太子冊立の事には、藤原百川、專ら心力を盡したること見ゆ。その文は、寶龜元年八月四日、高野天皇崩れ給ひて、いまだ皇太子を立てず。群臣異論あり。百川、右大臣永手朝臣、內臣良繼朝臣と策を(定めて、白壁王を立てゝ皇太子と爲すとあり。又日本紀畧に引く、百川傳にも、皇帝〇稱德 遂に八月四日に崩れ給ひぬ。天皇いまだ皇太子を立て給はず。此に至りて右大臣眞備論じて曰はく、御史大夫從二位文室淨三眞人は、長親王の子なり。立てゝ皇太子と爲すべしと云ふ。百川、左大臣〇永手 內大臣〇良繼 と論じて曰はく、淨三眞人、その子十三人あり。後の世に至りて如何と、眞備等きかずして、淨三を皇太子と爲さむと

一日、位につき給、御年六十二、世をしり給事十二年なり。こかはでらは、こゝし
たてられしなり。

○長親王。天武天皇々子、持統天皇七年、淨廣貳を授けられ、文武天皇の世に親王と爲り、二品に敍せられ、靈龜元年六月薨ず。○文屋淨三。初め諸王たりし時、智努(チヌ)王と云ふ。養老の始、從四位下を授けられ、左大舍人頭と爲り、天平年中、木工頭に遷り、累進して從三位を授けられ、姓を文室眞人と賜ふ。寶字の初、參議に任ぜられ、治部卿出雲守を兼ぬ。同四年中納言に任じ、五年正三位に進み、名を淨三(キヨミ)と改む。尋ぎて御史大夫に遷り、神祇伯を兼ぬ。八年從二位に進む。この年老衰を以て致仕を請ふ。天皇優詔して、几杖及び新錢十萬を賜ひ、且その俸給の半を賜ひ、尋ぎてその全額を賜ふ。景雲四年十月九日薨ず。年七十八。○淨三をと申人のみつよくて。淨三を位に即(ツケ)むと論ずるもの丶、勢力强くして。○わが身其うつはにかなはずと云々。天位につくべき器量にあらずと、固く辭退したるによりて。○宰相大市。宰相は、參議の唐名にて、大市は淨三の弟、天平年中從四位下を授けられ、刑部卿となり、內匠頭に遷り、勝寶年中從四位上に進み、淨三と同じく姓を賜はり、尋ぎて大藏卿と爲り、時事に感じて、退きて僧となりしが、寶字年中、再び出て丶仕へ、正四位下を授けられ、彈正尹節部卿を經て、民部卿に遷り、神護元年從三位に進み、二年出雲按察使と爲り、參議に拜し、寶龜二年大納言に拜し、彈正尹を兼ね、從二位に進み、遷りて治部卿を兼ね、同三年上表して致仕し、同十一年病みて薨ず。年七十七。○目を

つかさ。杉本、兵ニ作ル。はかり。杉本、はからひニ作ル。大納言ノ上、杉本、其弟ノ二字アリ。

てありしに、このきよみ、わが身、其うつはものにかなはずと、あながちに、申給しかば、そのおとゝの宰相大市（オホイチ）と申しを、さらばつけ申さむと申に、大市うけひき給しかば、すでに宣命をよむべきになりて、百川、永手、良繼、此人〴〵、心をひとつにて、目をくはせて、ひそかに、白壁王を太子とさだめ申よしの宣命をつくりて、宣命使をかたらひて、大市の宣命をばまきかくして、この宣命をよむべきよしをいひしかば、宣命使、にはにたちてよむをきくに、こゝにはかにあるによりて、諸臣たち、はからく、白壁王は諸王のなかに、こしたけたまへり。又先帝の功あるゆへに、太子とさだめたてまつると、いふよしをよむをきゝて、この大市をたてんと、いひつる人〴〵、あさましく思ひて、とかくいふべきかたもなくてありしほどに、百川、やがて、つかさをもよをして、白壁王をむかへたてまつりて、みかどゝ、さだめたてまつりてき。このみかどの、位につき給事は、ひとへに、百川のはかり給へりしなり。廿一日に、道鏡をば、下野國へながしつかはす。大納言ゆげのきよ人を、とさへながしつかはす。此きよ人は、道鏡がおとゝなり。十一月

申はニ作ル。第六子。杉本、第六郎ニ作ル。母ノ下杉本はノ字アリ。

なくて。杉本、ましまさればニ作ル。人のこに。杉本、人の子にトアリ。つけたまへらん。杉本、つけたてまつるべしニ作ル。

月十二日乙未生れ給ひし由見え、同書、天應元年十二月崩御の由見ゆれば、御年七十三に坐すべし。大日本史、崩年七十二に作る誤れり。○陵墓。原本、御陵を記さず。杉本に佐保山陵と見ゆ。續日本紀、天應元年十二月丁未の條に、太上天皇仁光崩ず。庚申の日、廣岡の山陵に葬る。同書延暦五年十月甲申の條に、太上天皇を、大和國田原陵に改葬す。また延喜式に、田原東陵と云ひ、陵墓一覽に、大和國添上郡田原村字日笠と見えたり。○施基皇子と申し第六子におはす。神皇正統記に、第三子に作るは誤れり。施基皇子は、持統天皇三年、命を奉じて善言司を撰び、文武天皇の朝に親王と爲り、四品に叙し、和銅元年三品に叙し、靈龜元年二品に進められ、同二年八月、薨じて田原に葬る。光仁帝即位の後、追尊して春日宮天皇と申し、墓を山陵に列し給ふ。因りてまた田原天皇とも云へり。杉本分註に、追尊田原天皇といへるは、即ち是也。○紀橡姫。實龜二年十二月、大后を贈らる。

神護景雲四年八月四日、稱徳天皇うせさせおはしましにしかば、位をつぎ給べき人もなくて、大臣以下、をの〳〵、此ことをさだめ給しに、天武天皇の御子に、長親王と申し人のこに、大納言文屋淨三と申人を、位につけたてまつらんと、中人〴〵ありき。又白壁王とて、このみかどのおはしましゝを、つけたまへらんと、申人〴〵もありしかども、なを淨三をと、申人のみつよくて、すでにつき給べきに

天應元年云々。杉本、治十二年、天應元年辛酉十二月廿二日崩、御歳七十三、葬ニ大和國添上郡佐保山陵ニ追號田原天皇ニ作ル。申き。杉本、

云々。種々治療の道を盡されしかど。○こまかに申さばおそりも侍り。以上の事實につき、詳細に記述する時は、自ら忌諱に觸ることもあらむとなり。○百川の傳に云々。日本紀畧に引く百川傳に云ふ、寶龜元年○景雲四年三月十五日、天皇聖体不豫、朝政を視給はざること百餘日に至りぬ。抑も天皇、道鏡法師を愛し給ひて、天下を失はむとするに至る。道鏡ます〳〵帝の心を快からしめ奉らむとして、由義宮に於て雜物を以て進めしに、拔くことを得ず。こゝに於て、醫藥その驗なくして、寶命おのづから頽れむとす。時に一人の尼あり、梓木を以て金箸を作り、油を塗りて、かの雜物を挾み出して、寶命を全くし奉る。百川竊に彼の尼を逐ひ却けき。皇帝遂に八月四日崩ず云々、と見えたるを云ふなり。○みかど、たゞ人にはおはしまさゞりしにこそ云々。この天皇は、聰明叡智の御性質にして、凡人にては坐しまさゞりしかども、かやうの事にて崩御し給ひしは、末世に及びて、人々の心、次第に宜らぬ方に向ふを、戒め給はむとして、右やうの事も、いかでかし給ひしものならむと覺ゆとなり。

第五十、光仁天皇、　天應元年十二月廿三日崩、年七十三、

次のみかど光仁天皇と申き。天智天皇の御子に、施基皇子と申し、第六子におはす。母贈太政大臣紀諸人の女、贈皇后橡姫也。

○光仁天皇。諱は白壁（シラカベ）と申す。○年七十三。續紀、寶龜六年の詔に據るに、天皇、和銅二年十

り。

たてまつらん。杉本、たてまつらましトアリ。

申てノ上。杉本、た字アリ。申しを。杉本、申しにニ作ル。おそりも侍り。杉本、おそれも侍らんトアリ。にぞ。杉本、傳にもトアリ。にこそ。杉本、かごもニ作ル。いましめんの。杉本、いましめんがニ作ル。

かりにて、世中すでに、うせなむとせしを、百川うれへなげきしかども、ちからもをよばざりしに、道鏡みかどの御心を、いよ〳〵、ゆかしたてまつらんとて、おもひかけぬ物を、たてまつれたりしに、あさましきこといできて、ならの京へ、かへらせおはしまして、さま〴〵の御くすりどもありしかども、そのしるし、さらにみゑざりしに、あるあま一人いできたりて、いみじき事ども申て、やすくおこたりたまひなんと申しを、百川いかりて、をひいだしてき。みかど、つゐに、このこゝにて、八月四日うせさせ給にき。こまかに申さばおそりも侍り。このことは、百川の傳にぞ、こまかにかきたると、うけたまはる。此みかどたゞ人にはおはしまさゞりしにこそ。かやうのことも、世のすゑをいましめむのためにや、おはしましけむとぞ、おぼゑ侍し。

○由義宮。續紀、景雲三年十月條に、甲子詔して、由義宮を以て西京と爲し、河内國を河内職と爲すと見ゆ。○世の中すでにうせなんとす。世の中乱れて、滅亡に至らむとするなり。○ゆかし。行くの延言にて、樂しき方に行かしむるをいふ。即ち心を愉快ならしむるを云ふ也。○思ひがけぬ物。意外の物。○あさましきこと。云ふに忍びざること。○さま〴〵の御くすりども

由義宮。イ本、明義堂トア

封五十戸を賜はり、景雲三年、再び姓を輔治能眞人と改め賜はり、因幡員外介に任ぜらる。同年、宇佐八幡宮の神教を請ひて、道鏡の怒に觸るゝや、本官を解き、姓名を別部穢麿と改めて、大隅國に流さる。光仁天皇即位するに及び、その姉法均と共に召し還されて、本位に復し、播磨員外介と爲り、豊前守に遷る。これより先、高野天皇の宇佐神宮を尊崇し給ふに乘じ、その宮司等、屢神語に托して、妖言を爲して、世を惑はせども、前後の國司等、曾て問ふところ無りしが、清麿、大宰府の監典、主典、おの／＼、一人卜部三人と共に、宇佐神宮に詣り、龜を灼きて、神語の實否を卜ひ、大に黜陟を行ひ、因りて永く妖言を絶つことを得たり。尋て美作、備前兩國の國造と爲り、天應元年、從四位下に進み、延暦中、攝津大夫と爲り、從四位上に叙し、民部大輔中宮大夫を兼ね、奏して河内攝津の界に、川を鑿ち、堤を築き、荒陵より南に河内川を導きて、西の方海に通じ、沃壤の地を得ること多し。長岡の新都を經營し給ふ時、十歳にして、未た成らず。その費す所量るべからず。清麿密に奏して、遊獵に托し、葛野の地を相して、遂に都を遷し給ふに至る。延暦十五年、從三位に進み、幾ならずして、骸骨を請ふと雖も許されず。功田二十町を賜ひて、子孫に傳へしめらる。十八年薨ず。年六十七、清麿諸事に通曉し、最も故事に明なり。嘗て民部省例二十卷を撰び、又中宮○光仁帝の夫人、高野新笠、本姓和氏、の命によりて、桓武天皇の外戚、和（ヤマト）氏譜を撰びて上れり。嘉永四年三月十五日、護王大明神の神號を賜ひ、正一位神階を賜ふ。今別格官幣社たり。

同四年三月十五日に、御門、由義宮に行幸ありき。道鏡、日にそへて、御おぼえさ

尼法均を遣はし給へと云へり。朕答ふるに、法均、身弱ければ遠路の旅行に堪ふべからず。よりて、清麿をして代り行かしめむと云へり。汝、速に、彼地に至りて、神敎を受け來るべしと。道鏡も、また、私に、清麿を呼びて、八幡大神の使を請ひ給ふは、我即位の事を告む爲なるべし。若望の如く、皇位に即くことを得ば、汝を以て大臣と爲すべしと云ふ。こゝに、路の眞人豊永と云ふものあり。前に道鏡が師たり。清麿に語りて曰はく、道鏡果して天位に登らば、余輩何の面目ありて、その臣と爲ることを得む。將に伯夷が所爲を學ぶべきのみと云ふ。清麿深くその言を然りと爲し、生命を以て國家に盡さむことを懷ふ。かくて清麿、神宮に詣りて祈りて申さく、今、大神の敎へ給ふ所は、國家の大事なり。託宣は信じ難し、靈異を示し給へと、申しゝ時に、大神忽ち形を現はし給ふ。その長三丈ばかりにして、光り滿月の如し。清麿色を失ひ、仰ぎ見ること能はず。時に、大神、託宣し給はく、我國君臣の分定りて、臣を以て君と爲すことなし。然るに、道鏡悖逆無道にして、輙く神器を望む。故に神靈怒りて、その祈請を聽さず。汝歸りて、我言ひしが如く、天つ日嗣は必皇緒を立てよと奏すべし。汝、道鏡が怨を懼るゝことなかれ。吾かならず、救はむと敎へ給ひき。清麿歸りて、神敎の如く奏して、少も詐り隱すところなかりしかば、道鏡大に怒りて、その姉法均と共に、姓名を改められて、流刑に處せられたること、清麿、及び法均の傳に見ゆるが如し。これこの事件の顚末なり。なほ清麿、及び法均が傳をも、合せ考ふべし。

○和氣清麿。法均尼の弟にして、舊姓は磐梨別公(イハナシワケノ)と云ふ。從六位上に敍し、右兵衛少尉に任じ、勳六等に敍せられ、姓を吉備藤野和氣眞人と改め賜はり、從五位下に進み、近衞監に遷り、

り。○伽藍。釋氏要覽に、僧伽藍摩(ソウキヤランマ)、譯して僧園と云ふと見ゆ。僧侶の住むべき園庭にて、即寺院の別稱なり。○よをろすぢ。和名抄に膕、和名、與保呂、曲脚中也と見ゆ。膝かしらの後、ひかがみと云ふ處なり。この處の筋を切るは、起つことを得ざらん爲なり。イ本の脛は、和名抄に、胻、和名波岐、脛也と見えて、くるぶしの上を云ふ。去れば膕の筋とは異る所のやうなれど、膕の筋を切れば、脛もおのづから立つことかなはねば、かく云ひなしるべし。○さてこの一段の事蹟は、歷史上有名なる事がらにして、その大要は、世人の熟知する處なるに、本書の記事に錯誤あるは、いかにぞや。そはまづ、宇佐八幡宮の託宣を謫りしものを、和氣淸麿の姉法均尼とするが如き是なり。正確なる事蹟は、續紀、景雲三年九月條、及び日本後記、延曆十八年二月條に、詳なれば、今、これによりて、その大要を抄出すべし。抑も宇佐神宮は、譽田別尊、比賣神、息長帶姬尊の三神を祀りて、歷朝の尊崇淺からず。伊勢皇大神宮に亞ぎて、第二の宗廟と稱し、その社殿は、卅三年每に、國費を以て改造し、非常の事あれば、山陵に準じて、癈朝せらるゝ等、その取扱、他社の及ぶところにあらず。中にも、高野天皇、深く尊崇し給ひしが故に、この大神の神敎と云へば、如何なる事も、行はれざること無き有樣なりき。時に、太宰府の主神に、中臣習宜阿曾麻呂と云ふものあり。妖僧道鏡の寵幸盛にして、法王と云ふ位を授けられしを見、その歡心を得むと思ひ、その身の大宰府の主神として、管內の諸社の祭祠を掌るを幸と爲し、八幡大神の神敎と謫り、道鏡をして皇位に即しめなば、天下太平ならむと奏す。道鏡これを聞きて、深く自ら喜べり。天皇淸麿を召して、詔し給はく、昨夜、夢に八幡の神使來りて、奏すべき事あるによりて、

とするもの數百人に及ぶ。法均、帝を諫め奉りて、死罪を減じて、悉く流罪に處せらる。亂後飢疫起りて、民間子を生むもの、多く養育すること能はずして、往々遺棄す。法均之を收養して八十三人を得、悉く養子と爲す。因りて姓を葛木首と賜ふ。神護景雲二年、從四位の封戸、位祿、位田を賜ふ。弟清麿、道鏡が心に忤ひて流竄せられし時、詔して、還俗せしめて、備後國に流さる。光仁帝即位の後、清麿と共に召し還され、典藏と爲りて、常に侍從す。後正四位上を授けられ、典侍となり、延暦十八年卒す。年七十、天長二年正三位を贈らる。法均、天性友愛の情に富み、姉弟財物を分たず。歿するに臨みて、凡百の追福を止め、永く子孫の準則と爲さしむ。法均の人となり、以上の如くなれば、下文に見ゆるが如く、道鏡を天位に即くべきよし、神詔を僞はれるなどあるべきことにあらず。なほその由は、詳く下に云ふべし。○たゞ人。凡人の義。○此事を申こはしめ云々。道鏡を帝位につくることの是非に付、八幡宮の御敎へを請はしむるなり。○きはまりなき大事也。此上なく大切なる事件。○もち月。もちは滿(ミチ)の轉語にして、大陰暦、十五日夜の月の、圓く欠るところなきを云へり。○幣帛。みてぐらと訓み、また音讀にも云へり。すべて神に奉るものを云ふ。○天のひつぎ。我邦の皇位は、天照大神よりつぎ〳〵に、その御正統を以て、位に即き給ふが故に、日の神より傳はれる御位を嗣ぎ給ふ由にて、しか云ふなり。○よはくなりゆくことを。よはくは、よわくとあるべし。皇統の衰へ給はむことをとなり。○みかどのすゑ。皇室の行末。○一切經。佛敎に關する一切の經典、及びその註釋をも合せて、一切經と云ふ。○最勝王經。また金光明經と云ふ。唐の沙門義淨、詔を奉して譯す。十卷あ

餘屯をたまはせき。

◯神護景雲二年云々、法皇の位をさづけ給ひき。この事、續紀によるに、天平神護二年の事なり。本書、景雲二年の事と爲すは誤れり。またこの時の詔書には、法王の位を授くと見ゆれば、法王と改むべし。法王はこれよりさき、聖德太子を、上宮聖德法王帝説に、法王、または法主王と云ひしことあり。續紀、天平神護二年の條に、十月廿日、脇寺の毘沙門の像より出る舍利を、法華寺に請し奉り、百官の主典已上をして禮拜せしむ。詔し給はく云々、今現れ給へる如來の尊き大御舍利は、常に見奉るよりも、御色も光り照りて美く、大御形も滿ちたらはして坐せば、特にくすしく、奇しき事を、思ひ測ること誠に難し云々、猶佛法を興し隆えしむることは、人に依りて繼ぎ廣むるものなり。故諸の大法師等を率ゐて、上と坐ます太政大臣禪師の、理の如く勸め行はし、敎へ導き給ふによりて、かく奇く尊き驗はあらはれ給へり。この尊く憶き事を、朕獨りのみ喜ぶべきにあらずと念して、太政大臣朕が大師に、法王の位を授け奉らくと詔り給ふ云々と見え、また大僧都圓興に、法臣位を、僧基眞に、法參議大律師を授け給ひ、尋て法王の月料は、供御に准じ、法臣大僧都圓興は、大納言に、法參議正四位上基眞は、參議に準せしめ給へり。◯和氣清麿があねのあま。名は廣蟲と云ふ。その傳、續日本記、宇佐託宣集、日本後記等に散見す。その大要を抄出せば、備前國藤野郡の人にして、初從五位上葛井戸主に嫁ぎ、貞順にして節操欠くる所なかりき。孝謙天皇の爲に信愛せられ、正六位下を授けらる。天皇落飾し給ひし時、從ひて髮を剃り、名を法均と改め、進守大夫尼位を授けらる。藤原仲麿誅に伏せし時、その黨與の斬に處せられむ

佛の上、杉本、我字アリ。

よをろすぢ。イ本、よを〇すぢトアリ。清丸。集覽本清麿ニ作ル。まいりし。杉本、まいれりしにトアリ。すなはちもさのごとくたちにき。イ本、切られし所の匪、いへてけりニ作ル。

り。清麿、きもたましゐもうせて、えみたてまつらざりき。このときに、かさねて、託宣したまはく、道鏡、へつらへる幣帛を、さまぐ〜の神たちにたてまつりて、世をみだらむとす。我、天のひつぎの、よはくなりゆくことをなげき、あしきともがらのおこりいでんとすることをうれふ。かれはおほく、われはすくなし。佛の御ちからをあふぎて、みかどのすゑを、たすけたてまつらんとす。すみやかに、一切經をかき、佛像をつくり、最勝王經一萬卷をよみたてまつり、ひとつの伽藍をたてゝ、このあしき心あるともがらを、うしなひたまへと申べし。此こと、ひとことばもおとすべからずと、の給はせき。清丸かへりまいりて、此よしを申しかば、道鏡おほきにいかりて、清丸がつかさをとり、おほすみのくにへながしつかはして、よをろすぢをたちてき。清丸かなしびをなして、こしにのりて、宇佐宮へまいりしに、ゐのしゝ三萬ばかりいできたりて、みちの左右にあゆみつらなりて、十里ばかりゆきて、山の中へはしりいりにき。かくて清丸、宇佐にまいりつきて、拜したてまつりしに、すなはち、もとのごとくたちにき。託宣し給ひて、神封のわた八萬

異にして、佛道を成就し得べくば、銅の沸くに手を入れむ云々と見ゆれば、わくはかの天王の像を鑄むとて、銅を鎔解して、わき立ち居るを云ふ。以上扶桑略記に引く、西大寺記によりて書けり。

神護景雲二年十月廿日、道鏡に法皇の位をさづけ給ひき。神護景雲三年七月に、和氣清麿があねのあま、いつはりて、やはたの宮の御託宣といひて、道鏡を位につけたまひたらば、世中おほきによかるべきよしを申き。道鏡この事をきゝて、よろこぶ事かぎりなかりし程に、やはたの宮、みかどの御夢にみえ給て、わが國は、昔より、たゞ人を君とすることは、いまだなき事なり。かくよこさまなる心あらん人をは、すみやかに、はらひのくべしと、のたまはせしを、道鏡、おほきにいかりをなして、みかどをすゝめたてまつりて、清麿を御つかひとして、宇佐宮へたてまつりて、此事を申とはしめたてまつりしに、託宣し給ひしことゝ、みかどの御夢に、いさゝかもたがはざりしかば、清麿、この事きはまりなき大事也。託宣ばかりは、信じがたかるべし。猶そのしるしをあらはしたまへと、祈申しかば、すなはち、かたちをあらはし給ひき。御たけ三丈ばかりにて、もち月のごとくにて、ひかりかゞやき給へ

こと。杉本・ことはニ作ル。

清麿。集覧本、清丸ニ作ル。

也。集覽本、成に作る。なゝたびまで、い。集覽本、七たびまで鑄トアリ。佛さく。杉本、佛鑄トアリ。わが、てやけ。そこ、なはるべし。集覽本、わが手やけて、そこなはるべしニ作ル。

及び己日、豐樂殿に節會を設けて、文武百官に宴を賜ふ。是を豐明節會と云へり。

今年、西大寺をつくり給て、金銅の四天王を、いたてまつり給しに、三體は也給ひて、もし、佛ごくによりて、ながくをんなの身をすてゝ、佛ごなるべくは、あかゞねのわくに、わが手をいれむ。このたび、いられたまへ。もし此ねがひかなふべからずは、わがてやけ、そこなはるべしと、の給ひしに、御手にいさゝかなるきずなくして、天王の像なり給にき。

○西大寺。伊呂波字類抄に、西大寺、四王院と號す。稱德天皇御宇、天平神護元年西大寺を造る。七尺の金銅の四天王像を安置す。また大和名所圖會に、添下郡西大寺村にあり。南都七大寺の一なり云々と見ゆ。常騰僧都の開基にして、後律宗の本寺と爲り、德川時代には、眞言律の總本寺と稱せり。稱德天皇の勅願なるを以て、また高野寺とも云へり。○四天王。法華文句に、四天王は、帝釋の外臣にして、武將の如く、四寶山に居る。高さ須彌に半す云々と見え、第一東方にあるを提頭賴吒天、第二南方に居るを毘留勒叉天、第三西方に居るを毘留博叉天、また第四北方に居るを毘沙門天と云ふ。○三體は也給ひ。也は成の借字、即ち出來あがるを云ふ。○あかゞねのわくにわが手をいれむ。西大寺記に、天皇誓て曰く、朕若しこの功德によりて、永く女身を

萬機に臨み給ふ。是に於て更に大嘗の事を行ひ、美濃國を以て由紀と爲し、越前の國を須伎と爲す。庚辰、由紀、須伎二國の守どもに宣り給はく、云々、美濃守小野朝臣竹良に、從四位下、介正六位上藤原朝臣家依に、從五位下、越前守從五位上藤原朝臣繼繩に、從四位下、介從五位下弓削宿禰牛養に、從五位上を賜ふ。また、詔し給はく。今日は、大嘗の直會の豐明聞し召す日なり。然るに、このたびの、常に異る故は、朕は佛の御弟子として、菩薩戒を受け賜へてあり。よりて、上は三寶に仕へ奉り、次は天社國社の神達を禮ひ奉り、次に親王たち、百官たち、天の下公民をも、慈み給ひ、慈み給はむと念して、また返りて、天下を治め給ふ。かれ汝等も、安く穩に侍りて、由紀、主基の二國の奉る、黑紀、白紀の御酒を賜はりて、退れと宣り給ふ云々、また詔り給はく、神たちをば佛より避けて、觸れぬものぞと思ひてあれども、佛經を見奉れば、佛の御法を護り奉り、尊みまつるは、諸の神等なり。されば出家の人も、在家の人も、相雜りて仕奉るに、豈に障ることあらめやと念してなむ、もと忌みしが如く忌まずして、この大嘗は聞し召すと、宣り給ふ云々と見ゆるを云ふ。大嘗會は即位の後、天神地祇を祀り給ふ大祀にして、古は大嘗とも、新嘗とも云ひしが、天武天皇より後、即位の當時行ひ給ふものを大嘗と云ひ、年毎に行ひ給ふものを、新嘗と云ふことゝなれり。さてその日は、十一月下卯日に行はれ、まづ或る二國を卜ひ定めて、悠紀主基と爲し、その國の司、郡司等をして、專ら祭事を擔任せしむ。その供神の大幣は、九月より初めて、三月の内に造り了らしむる例なるが故に、即位八月以後なる時は、その翌年の十一月に行はる。悠紀とは天神を祀り、主基とは、地祇を祭る神殿の名なり。祭祀了りて明る辰日、

ることを得ば、租稅を徵すべし。若今年熟せざれば、秋時に至りて、勅の處分を待て。その備前備中、備後の三國は、旱損尤も甚し。よりてその負ふ所の正稅、納ることを得ず。天平寶字八年以前の官稻の未納は、悉く免ず。また四月條に、美濃、越中、能登、駿河、常陸、武藏、丹波等の諸國、飢うるによりて、賑給せられしことと見ゆ。但廢帝の國土を咒ひ給ひしことは、正史に見えず。○廢帝うらみの心にたへずして、云々、あくる日うせたまひき。同書、同年二月條に、乙亥、淡路國守從五位下佐伯宿禰助に勅し給はく、ほのかに、淡路國に配流したる罪人、稍く逃亡を致さむとすと聞けり。若し實ならば、何を以て奏上せざる。汝、朕が心を体し、往きて彼を監視して、事の動靜、早く奏上すべし。また諸人等、商人と詐り稱して、彼國に向ふものありと聞く、國司監察せずば、遂に群を爲すに至らむ。自今以後、一切禁斷せよ。同十月條に、庚辰、淡路公幽憤に勝へず、垣を踰えて逃ぐ。守佐伯宿禰助、掾高屋連並木等、兵を率ゐて遮る。公還りて、明日院中に薨ずと見ゆ。○大臣禪師道鏡、太政大臣になりき。二日は庚寅にあたる。同日の詔に云はく、太政大臣は、その才德これに合ふもの有る時、始めてその官を授く。我師大臣禪師の、朕を守り助くるを見れば、僧俗二種の人ともに、その理に從ひて、慈み惠みて過なく、朝廷に仕奉らしめむと思へり。故太政大臣の官を授け奉るに堪へ給はむと念へり。よりて太政大臣禪師の位を授け奉る云々と見え、これに續きて、文武百官に詔して、太政大臣禪師を拜賀せしむ。事了りて弓削寺に幸し、唐、高麗の樂などを奏し、太政大臣に、綿一千屯を賜ふ云々と見えたり。○十一月に大嘗會ありしに云々。同書十一月條に、癸酉、是よりさき、帝を廢して淡路に遷す。天皇重て

崩、御歳五十二ニ作ル。慶雲三年。イ本、慶雲二年ニ作リ。添下郡陵。チ、添下郡高野陵ニ作ル。八年十月九日。杉本、九年乙巳正月一日己亥ニ作ル。淡路廢帝。杉本淡路の國廢帝ニ作ル。

天平寶字八年十月九日、位につき給、御年四十七、世をしり給事、五年なり。同九年に淡路廢帝、國土をのろひ給によりて、日でり大かぜ吹て、世中わろくて、うへしぬる人おほかりきこ、申あひたりき。十月に、廢帝、うらみの心にたへずして、かきをこえて、にげ給しを、國守つはものをこして、こゞめ申しかば、かへりたまひて、あくる日うせたまひき。閏十月二日、大臣禪師道鏡、太政大臣になりき。十一月に大嘗會ありしに、われ佛の御弟子となれりこて、出家の人もあひまじりて、つかはるべきよし仰(おほせ)られき。

○稱德天皇。　孝謙天皇重祚。　○御年五十二。　天皇、養老元年に生れ給ひしこと、巳に上に云へるが如し。　然れば享年五十三年に坐すべく、重祚の年、寶字八年は、四十八歳に坐すべし。　即ち續紀寶龜元年八月癸巳條に、天皇西宮寢殿に崩ず。　春秋五十三と見えたる、以て證すべき也。　○添下郡陵。　續日本紀、神護景雲四年八月條に、丙午高野天皇〔○稱德〕を、大和國添下郡佐貴鄕高野山陵に葬ると見え、後その添下郡の一部を割きて、新に生駒郡を置かれしが故に、陵墓一覽に、大和國生駒郡平城村大字山陵と見えたり。　○淡路廢帝、國土をのろひ給によりて云々。　續紀、天平寶字九年〔○神護元年〕二月條に、この月、京師の米價貴し。　西海諸國をして、恣に私米を京師に廻さしむ。　また三月癸巳、勅し給はく、比年旱に逢ひて、歲穀登らず。　朕愍然に堪へず。　去年不熟の國、今年賃

神護云々、杉本、治五年、神護景雲三年、己酉八月四日

み奉りしは、左兵衛督山村王なり。宣命とは、命は天子の大御言（オホミコト）にして、宣はその大御言を臣下にのり聞かする意なり。去れば宣命は即ち詔勅にして、悉く我邦の言詞を以て作られしものなれど、後に漢風を習ふ時代となりて、詔勅も、多くは漢文を用ゐらるゝに至り、我邦語の詔を宣命と云ひ、漢文のをば、特に詔書、又は勅書と云ふに至れり。○うつはもの。器量。○續紀、八年十月九日の條に、高野天皇、兵部卿和氣王、左兵衛督山村王、外衛大將百濟王敬福等を遣はして、兵數百を率ゐて、中宮院を圍ましむ。時に帝遽にして、衣を換へ履を着け給ふに及ばざるに、使者頻りに促すが故に、數輩の侍衛、奔り隱れて、從ふものなきにかゝはらず、僅にその御母及兩三の侍女等と、歩して圖書寮の西北の處に至り給ふ。山村王、詔を宣べて曰はく、云々、今帝として侍る人を、この年ごろ見るに、その位に堪へざるのみならず。仲麿と心を合はせて、竊に朕を除かむと謀れり。故に帝位を退け、親王の位を賜ひて、淡路國の公と退け給ふ御命を、聞食せと宣る、云々、事をはりて、公及びその御母を率ゐて、小子門に到り、道路にある鞍馬を傭ひて騎らしめ、右兵衛督藤原朝臣藏下麿、配所に衛り送りて、一院に幽す。勅して淡路の國を以て、大炊親王に賜ひ、國有の官物調庸等の類、その用ゐるに任す。但出擧の官稻は、常例に依れと見ゆ。なほ崩御のさまは、稱德天皇の條に詳なり。

第四十九、稱德天皇、

神護慶雲三年八月四日崩、年五十二、葬二添下郡陵一、

次のみかど稱德天皇と申き。これは孝謙天皇の、またかへりつき給へりしなり。

かこみ。杉本、かこませトアリ。つかまつり人。同本、つかうまつる人トアリ。こそは。集覧本ナシ。

しりぞけたまひて。杉本、しりぞけ奉りてニ作ル。

十月九日、太上天皇つはものをおこして、内裏をかこみ給しかば、宮のうちに候し人〴〵、みなにげうせしかば、みかど御はゝ、又そのつかまつり人、二三人ばかりをあひぐして、かちにて圖書寮のかたに、おはしてたちたまへりしにこそは、少納言むかひたてまつりて、位をおろしたてまつるよしの宣命をば、よみかけたてまつりしか。その御ことばには、位をたもち給べきうつはものに、おはせぬにあはせて、仲丸とおなじ心にて、われをそこなはむと、はかりたまひけり。しかれば、みかど位をしりぞけたまひて、親王の位を給ふとて、あはぢの國へ、ながしたてまつりたまひてき。心うくはべりしことなり。

○圖書寮。中務省にあり。頭、助、允、屬等の官人ありて、經籍、圖書を管理し、國史を修撰し、經典を謄寫裝潢し、及御書、圖繪の曝凉、及び筆紙墨等をも造ることを、職掌とすること、大寶令に見ゆ。○少納言むかひたてまつりて云々。少納言の職掌は、巳に上に云へるが如し。但なほこの外に、令義解に、大納言は、敷奏、宣旨、侍從、獻替を掌り、少納言は小事を奏宣すと見えて、大納言は國家の大事を奏問し、又は臣下に宣旨する事を掌り、少納言は、尋常小事を奏上宣告することを司るものなり。而て、本書の文は、少納言その職掌を以て、帝の只今坐はする圖書寮の方に參りて、云々の宣命を讀みかけ奉りしと云ふが如く聞ゆれども、續紀によるに、實際この時の宣命を讀

良麿が事あらはるゝ日、その逆謀に興すると誣ひ、日向の掾に左遷し、大臣を降して、大宰の員外帥と爲す。大臣難波の別業に至り、病と稱して任に赴かず。八年を經て、仲麿反して誅せらる。大臣即日官に復せらる。薨する時、年六十二と見ゆ。◯禪師。禪定を修する師を云ふ。猶は法を解する師なるが故に法師、戒律を持する師なるが故に、律師と云ふが如し。◯袈裟。翻譯名義集に、袈裟は譯して不正色と云ひ、色に從うて名を得たりと云へるが如く、靑、黃、赤、白、黑の五正色にあらざる物を以て作るが故に、この名あり。またその數三枚あるが故に、三衣とも云へり。天竺は熱國なれば、この袈裟を以て衣服と爲す外、身に着る物なし。本邦は氣候寒冷なるが故に、着衣の上に、袈裟をかくるなり。◯菩薩戒。菩薩の行を修する人の、一般に受持すへき戒律を云ふ。梵網經に、十重禁、四十八輕戒の目あり。◯いませんに。在らすの敬語、君をいませてなども云へり。また延へては、いまさへとも云へり。さて續紀の宣命に曰く、この禪師の行を見るに、至りて淨く、佛の御法をつぎ廣めむと念(オモホ)しまし、朕を導き守ります云々、さて朕は髮を剃りて、佛の御袈裟を着て在れども、國家の政を行はざることを得ず。佛も經に勅はく、國王位に坐す時は、菩薩の淨戒を受よと勅りてあり。よりて念へば、出家の身も、政を行ふに障あるべきものにあらず。されば帝の出家していします世には、出家したる大臣もあるべしと念ひて、禪師の願ひます位にはあらねど、此道鏡禪師を、大臣禪師と、位を授けまつる事を、もろ〳〵聞し食さへと宣ると見え。また道鏡禪師を以て、大臣禪師と爲す。職分、封戸、大臣に准じて施行せよ云々とも見えたり。

御けさをきてあれども、世のまつり事をせざるべきにあらず。佛も經に、國王、位につき給はんおりは、菩薩戒をうけよとこそ、ときをき給たれ。これを思へば、あまとなりても、世のまつりごとをせむに、なにのさはりかあるべき。しかれば、みかどの出家していませんに、又出家してあらん大臣もあるべしと思ゐて、この道鏡禪師を、大臣禪師と、くらゐをさづけたてまつること、のたまはせて、

○廿日云々、とよなりをもとのごとく大臣の位におさめ給ふ。治め給ふとは、善きことにあれ、あしきことにあれ、すべて天皇の處分し、行ひ給ふことを云ふ。故に、官職に任じ給ふことをも、治め給ふと云ふ也。廿日は、甲寅の日なり。續紀に、この日、討賊將軍從五位下藤原朝臣藏下麿等凱旋す。詔し給はく云々と、本書に云へると同じ意の宣命を下し給へること見えたり。豊成はこの時復官の恩に浴して、天平神護元年に薨ず。續紀同年十一月條に、甲申、右大臣從一位藤原朝臣豊成薨ず。平城朝正一位贈太政大臣武智麿の長子なり。養老七年内舍人を以て、兵部大丞を兼ぬ。神龜元年從五位下を授け、兵部少輔に任ず。頻に顯要を經て、天平十四年、從三位中務卿兼中衛大將に至る。廿年中納言より、大納言に轉ず。感寶元年右大臣を拜す。時にその弟仲麿、政を執りて、權を專らにし、勢大臣を傾く。大臣天資寛弘にして、人望ありて、仲麿、百方中傷せむと欲すれども志を得ず。大臣が三子、乙繩、平生、橘奈良麿と友とし善し。是に由りて、奈

このかみノ下。杉本、の字アリ。事さしり給ぬ。杉本、事さぞしりぬトアり。またこの。イ本、またた道鏡ニ作ル。

朝廷にも並ぶものなき、權勢ある大臣の娘とある人なれば、後日にその夫となるべき人も、果報ゆたかなる人なるべし。然れば、普通の人の如く、死別れや、離別などの禍もなかるべければ、二人の男にあひ給ふことさへ、如何であるべきと、その當時は思ひ居りしに、はからず、下文の如き事ありしとなり。○相はおそろしきことにぞはべる。人相と云ふものは、かゝる實例もあれば、爭ふこともならぬ、恐しきものなりとなり。さて此鑒眞和尚の相せし談は、今其據る所を詳にせず。但し佐藤誠實翁の說に曰く、後漢書劉盆子列傳に、漢の王莽が位を簒せる時、赤眉の兵、諸陵を發掘(アバ)きて、其寶貨を取り、遂に呂后の屍を汚し辱しむ。凡そ賊の發く所には、玉匣有りて、殮むる者、率ね皆生けるが如し。故に赤眉、多く婬穢を行ふことを得たりと、いふ事見えたれば、或は是等の說を敷衍して、假に作り設けたるには非じかと。記して參照に備ふ。

廿日、太上天皇の給はく、なかまろ、さきの東宮のこのかみの、しはやきの王を、位につけむこいふことをはかりて、官のをしてをさして、國〳〵につかはして、人の心をたぶろかし、せきをかため、つはものをおこし、つみもなかりける、このかみ豊成の大臣を、ざむし申て、位をしりぞけたりけり。此事、仲丸がいつはれる事こしり給ぬ。こよなりを、もこのでこく、大臣の位におさめ給。またこの禪師、あさゆふに、つかうまつれるありさまを見るに、いこたうこし。われかみをそりて、佛の

獨り權威を擅にして、猜疑日々その身に集れり。時に道鏡、常に禁掖に侍りて、甚寵を被る。押勝これを憂ひて、心安せず。高野天皇に諷して、都督使と爲り、兵權を掌りて、自ら守り、諸國試兵の法にならひて、管國の兵士、國毎に廿人、五日を番と爲し、都督に集めて、武藝を試む。後私にその兵數を增加し、大政官の印を用ゐて、諸國に下し行ふに至りて、大外記高丘比良麿、禍の己に及ばむことを恐れて、密にその事を奏す。仍りて中宮院の鈴印を收められしかば、押勝遂に兵を起して反し、その夜宇治より遁れて近江に奔る。山背守日下部子麿、衛門の少尉佐伯伊多智等、直に田原の道を取りて、先づ近江に至り、勢多橋を燒く。押勝見て色を失ひ、高島郡に奔り、前少領角の家足が家に宿る。この夜星ありて、押勝が臥せし屋上に落つ。その大さ甕の如し。かくて伊多智等、馳せて越前國に到り、守辛加知を斬りぬ。押勝これを知らず。鹽燒王を僞立して、帝と爲し、眞光、朝獦等を三品と爲し、精兵數十人を遣して、愛發の關に入らしむ。授刀物部廣成等、拒みて却く。押勝進退谷（セマ）り、船に乘りて、淺井郡鹽津（シホツ）に向ひしに、逆風起りて船將に沒まんとす。是に於て、更に山道を取り、直に愛發を指し、また還りて、高島郡三尾崎に到り、大に官軍と戰ふ。從五位下藤原藏下麿、官兵に將として來り援く、押勝が軍、悉く敗れ、妻子と船を湖水に浮べて逃る。石楯、獲てこれを斬る。妻子從類三十四人、皆誅せらる云々と見ゆ。○千人のおとこにあひ給ふ相おはす云々。あふは、男に交るを云ふ。鑒眞和尙、仲麿がいまだ盛りなりし頃、この婦人を視て、千人の男に交るべき人相ありと云へるなり。○たゞうちあるなどの人にもおはせず云々。たゞは、此處には、よのつねにの心。うちは、例の添へ辭。云ふ意は、なみ〳〵の人と異り、時の

押勝また中衛の將監矢田部老を遣はして、甲をき馬に騎りて、刧足等を遣はして、射て殺さしむ。詔使授刀紀船守之を射殺す。是に於て詔し給はく、太師正一位藤原惠美朝臣押勝、並に子孫、兵を起して逆を爲す。よりて官位を解免し、並に藤原の姓を除き、及びその職分功封等の雜物、悉く沒收すべしと詔りおはりて、使を遣はして、三關を固め守らしむ。この夜、押勝近江に走り、官軍追討す。丙午の日、高野天皇勅し給はく、逆臣惠美朝臣仲麿、官印を盜み取りて逃げ去ると云へり。忝くも人臣となりて、飽くまで、寵幸を受けて、寵極りて、自ら深刑に陷るのみならず、また愚民を刧畧して、萬一を僥倖す。若し勇士ありて、速に彼を誅滅せば、當に重く賞すべし。また北陸道の諸國、大政官の印を承け用ゐるべからず。壬子の日、軍士石村ノ村主石楯、押勝を斬りて首を京師に傳ふ。押勝は近江朝内大臣藤原朝臣鎌足の曾孫、平城朝贈太政大臣武智麿の第二子なり。性聰敏にして、畧書記に渉る。大納言阿倍の少麿に從うて、筭を學び、尤もその術に精し。内舍人より大學少允に遷る。天平六年從五位下を授けられ、勝寶元年正三位大納言兼紫微令中衛大將に至り、國家の大政、皆その掌中に在り。是によりて、名門豪族、みなその勢を妬む。寶字元年橘奈良麿、これを除かむと謀り、事廢立に渉りて、反て仲麿が爲に滅されたり。その年、紫微内相に任じ、二年大保に任じ、優詔ありて、姓の中に惠美の二字を加へ、名を押勝と云ひ、加封三千戶、田一百町を賜ひ、特に鑄錢擧稻、及び惠美の家印を用ゐることを許さる。四年、大師に轉り、その男正四位上眞光、從四位下訓儒麿、朝獦、並に參議となる。從五位上小湯麿、從五位下薩雄、辛加知、執棹、皆衛府の關國司に任ず。その餘、顯要の官、皆その姻戚にあらざるはなし。

は、子字の借字なり。一本にはしか作り。宰相は、參議の唐名にして、參議は、續紀、天平三年八月丁亥の詔に、諸司の擧により、式部卿從三位藤原朝臣宇合云々六人を擢で丶、並に參議となすとあるに創れり。さて、是は下文に引く、續紀の文によるに、仲麿が第二子、參議從四位下訓儒麿を云ふなり。○大臣のつかひまたあひたがひにいころしてき。下に引く續紀の文によるに、勅使と押勝が使と、互に戰ひしなり。○大臣つかさ位とられ。押勝が官位を解免せられたるを云ふ。なほ下に引く、續紀の文によるに、同時に藤原の姓も除かれたるなり。○みかたのいくさ。こ丶には官軍をさしていへり。○小領。大寶令の制に、郡に大領一人、少領一人を置かる。その職掌は、義解に、部内の人民を撫で養ひ、郡の事を撿察することを掌ると見ゆ。○もたひ。もたひとあるべし。酒を入る丶瓶なり。續紀に、是夜星有り、押勝が臥屋の上に落ぬ。其大さ甕の如しとあるによりて、書けるならん。さて和名抄には、また罌字に作り。和名毛太非と見ゆ。○あひぐしたりし人々を云々。續紀に、鹽燒王を立て丶、今帝と爲し、眞光、朝獦等を、三品と爲す云々とある是なり。さて上達部は、三位以上、若くは之と相當官なる參議以上をいふ。即ち公卿なり。○おなじ大臣と申せども云々。單に大臣と云へば、誰も彼も同じことなれども、この仲麿は、世間の歸向他に勝れて、勢威も常の大臣とは異りし人の、一時の間に衰滅を來し丶は、榮枯盛衰の理りも思ひやられて、あはれなりとなり。○續紀、天平寶字八年九月條に、乙己、太師藤原惠美朝臣押勝、逆謀頗る泄る。高野天皇、少納言山村王を遣して、中宮院の鈴印を収めしむ。押勝これを聞きて、その男訓儒麿をして、邀へて奪ひ取らしむ。天皇授刀少尉坂上苅田麿、將曹牡鹿島

○道鏡法師少僧都になりて。續紀、天平寶字七年九月の條に、庚子朔癸卯、使を山階寺に遣はして、詔を宣べて曰はく、少僧都慈訓、法行理に乖きて、綱と爲すに堪へず。宜しくその任を停むべし。衆の議する所に依り、道鏡法師を以て、少僧都と爲すと見ゆ。少僧都は、僧官なり。僧官は推古天皇卅二年、百濟の僧觀勒が上表して、僧官を置きて、僧尼を統率せむことを請ふに始る。僧正、僧都、律師等是なり。僧正は、後に大僧正、僧正、權僧正となり、僧都は、大僧都、權大僧都、少僧都、權少僧都となり、律師は、律師、權律師となれり。而してその撰任には、尤も意を用ゐ、學德衆に優れたるものを撰び、能く部內の僧尼を統御せしむ。○やう〳〵。しだいにの意。○大政官の印をさして。さすとは、おすことにて、捺印するを云ふ。延喜內藏式に、捺㆓寮印㆒とある捺を、古本にサスと訓めるにて知るべし。即ちこゝも、續紀、同年九月壬子條に、大政官の印を用ゐて、行下すとも、又翌甲寅の詔に、官印(ツカサオシテ)を押てとも見えたるにて、意明なり。○大外記比良麿。外記は、大政官の被官にして、令義解に、大政官內、惣べて三局あり。少納言、左辨官、右辨官これなりと見えて、少納言の職掌は、鈴印を請進し、飛驛の函鈴を進り授け、兼て官印を監理することを司り、外記はその少納言局の事を掌るものなれば、仲麿が官印を濫用せしにつきて、大外記たる比良麿、その禍の吾身に及ばむことを恐れて、その事を、密告するに至れるなり。○鈴印。大寶令に、中務省、大主鈴二人、鈴印、傳符、飛驛、函鈴の事を掌る。延喜式に、主鈴、凡諸國に下す公文は、少納言印狀を奏請し、訖りて主鈴之に印せよと見ゆ。かくて鈴印は、少納言の管掌するものなれば、其を遣はして、回収せしめ給ひしなり。○此宰相といひしを云々。此

杉本、なごノ二字アリ。たぶろかしき。同本。たふらかしき。斯てニ作ル。いたり。同本きたりトアリ。あしき、かぜ吹て、おほゝれなむ。同本あらき、かぜ吹て、おぼれなむニ作ル。さられにき。同本〃とられてきトアリ。思しに、同本、思申しにニ作ル。をかしてきノを、集覧本、おニ作ル。

いふものゝ家にとまれりしに、星のおほきさ、もたゐのほどなりしが、そのやのうへにおちたりし。いかなる事にてか侍けむ。さて越前國にゆきて、あひぐしたりし人々を、これはみかどにおはす、これはかんたちめなり、いつはりいひて、人の心をたぶろかしき。御方のいくさ、をひいたりてせめしかば、大臣、又あふみの國へ歸て、舟にのりて、にげむとせし程に、あしきかぜ吹て、おほほれなむとせしかば、舟よりおりて、あひたゝかひし程に、十八日に、大臣うちとられにき。そのかうべをとりて、京へもてまいれりしにこそ。おなじ大臣と申せども、世のおぼえめでたく、おはせし人の、ときのまに、かくなり給ひぬる、あはれに侍しことなり。又心うき事侍き。その大臣のむすめおはしき。色かたちめでたく、世にならぶ人なかりき。鑒眞和尚の、此人、千人のおとこにあひ給ふ相おはすと、のたまはせしを、たゞうちあるほどの人にもおはせず。一二人のほどだにも、いかでかと思しに、ちゝの大臣うちとられし日、みかたのいくさ千人、こと〴〵くに、この人ををかしてき。相はおそろしきことにぞはべる。

なくなりしかば。杉本、なかりしかばトアリ。

此。杉本、集覽本、子の二作ル。

いころさしめ。杉本いころさせしめに作ル。位の下、杉本な字アリ。なこして。集覽本、おこして二作ル。國へ。杉本、口ニトアリ。にげてノ下、杉本、行ノ字アリ。かんたちめなりノ下。

御中よからぬこと出來しなるべく、後に、この帝の、帝位を退られ給ひて、淡路の國に遷され給ひしも、皆この賊僧の所爲とし想へば、いとも〳〵憤怒(イキドホ)ろしく、腹立しきことゞもになむ。

同七年九月に、道鏡少僧都になりて、つねに太上天皇の御かたはらにさぶらひて、御おぼえ、ならびなくなりしかば、ゑみの大臣、みかどをうらみたてまつる心、やう〳〵いできにき。同八年九月二日、ゑみの大臣、わたくしに太政官の印をさして、ことをこなふといふことを、大外記比良麿しのびやかに申たりしかば、十一日に、太上天皇、少納言をつかはして、鈴印(スヾノシルシ)をおさめさせしめたまひしを、ゑみの大臣、きゝつけて、そのみちに、わが此宰相といひしをやりて、うばひとゞめさせしかば、又太上天皇、人をつかはしていころさしめ給しに、大臣のつかひまたあひたがひにいころしてき。かゝる世のみだれいできて、大臣つかさ位とられ、關をかため、いくさをゝこして、うたしめむとし給しかば、大臣、その夜にげて、あふみの國へゆきしに、みかたのいくさ、ほかのみちより、さきにいたりて、せたのはしをやきてき。大臣これをみて、たかしまの郡のかたへにげて、小領(セウリヤウ)と

かやうにいはるべき身にあらず云々。續紀、天平寶字六年條に、五月辛丑、高野天皇と帝と、隙ましくして、車駕平城宮に還り給ひ、帝は中宮院に坐して、高野天皇は、法華寺に坐す。六月庚戌、五位以上を朝堂に喚び集めて、詔し給はくとありて、その宣命を抄出すれば、今帝乎立豆、須麻比久流間爾、宇夜宇夜自久、相從事波無之豆、斗卑等（○斗卑等、恐くは誤脱あらん。）乃仇能在言期等久、不言岐辭毛言奴。不爲岐行毋爲奴。凡加久伊波流倍枳朕爾波不在。別宮爾御坐坐牟時、自加得言也。此波朕劣爾依豆之、加久言冝之止、念召波、愧自彌、伊等保自彌奈毋念須。又一爾波、朕應發菩提心緣爾有冝之止奈毋念須。是以出家豆、佛弟子止成奴。但政事波、常禮利小事波、今帝行給部。國家大事、賞罰二柄波、朕行牟とある、宇や〳〵しく、あい從ふことは無くして、云々の文によりて、書けりと見ゆ。さて六年以下の心は、今帝の御行を視るに、事に觸れ、物に觸れて、朕（○高野天皇）に對して、恭謙の禮を欠き、云ふ可らざることをも云ひ、爲すまじきことをも爲せり。たとひ菩提心を發して、佛門に入れる身なりとも、今帝の御親にあたれる朕なれば、かく輕しめ云はるべき身にはあらずとなり。かくて、この御世の事、眞に云ふに忍びざるもの多きは、云ふも更なれども、此處に上皇の淳仁天皇に、恭謙の禮を欠くと責め給ひ、云ふまじきをも云ひ、爲すまじきをも爲しぬと、仰しゝを考ふるに、續紀の寶龜四年三月條に、道鏡が死せし事を記して、寶字五年、孝謙天皇の、保良に幸し給ひし時、看病に侍して、稍く寵幸せらる。廢帝、常にこれを以て言を爲し給ふによりて、遂に天皇と隙を生じ給ひ、天皇還りて、平城の別宮に坐すと云へるを見れば、孝謙天皇の、この法師を寵愛し給ふこと、倫常の外なるを視そなはして、淳仁天皇の諫め申し給ひしにより、おのづから、兩帝の間に、

律宗最初の寺院なり。扶桑略記に、天平寳字三年八月三日、大唐鑒眞和尙、聖武皇帝の爲に招提寺を創建す。金堂一宇、少僧都唐如寳建立する處なり云々、講堂一宇、平城朝集殿施入なり云々と見ゆ。但好古小錄には、その結構を見るに、講堂は朝集殿の結構に非ず。金堂は疑もなく朝集殿の結構なりと云へり。○鑒眞和尙。元享釋書に、俗姓淳于氏、唐の揚州江陽縣の人なり。年十四にして、大雲寺智滿に從うて沙彌となり、神龍元年道岸律師に從うて、菩薩戒を受け、景龍二年、實際寺に於て、具足戒を受け、二京に遊びて、三藏を究め、江淮に廻りて、戒律を敎授す。わが天平五年、榮叡、普照等、遣唐大使丹墀(タヂヒノ)廣成に隨ひて、入唐留學す。天寳元年、鑒眞揚州大明寺に於て、律講を開く。叡照等、その席に預る。遂に勸めて入朝せしむ。二年十二月、鑒眞、二弟祥彥、道興、及叡照等と、海に浮びて來朝す。風波に會ひて、志を果さず。天平勝寳六年に至り、漸く、大宰府に着し、四月京に入りて、東大寺に館す。聖武天皇、師と爲して菩薩戒を受け給ひ、同時に皇太后、太子、公卿以下、同く受くるもの四百卅四人に至る。又勅して、皇子新田部親王の舊宅を賜はりて伽藍を起し、招提寺と云ふ。天平寳字二年、大和尙號を賜ひ、七年五月六日、結伽趺坐して、西に向うて化す。壽七十七云々と云へり。○尼になりたまひて。下に引く續紀の宣命にも見えたり。また扶桑略記淳仁天皇の條に、天平寳字六年六月、先帝高野娘、花簪を落して、佛道に入り給ふ。法諱法基尼と稱す。卅五と見ゆ。○菩提心。菩提は、譯して無上正眞道、また無上正等覺と云ひ、成佛して得べき智惠を云ふ。この智惠を開きたる位置を、成佛即ち佛果と云ひ、その佛果を求むる心を菩提心と云ふ。○うや〳〵しきけ、さらにおはせず。

抑、惠美といふ詞の例は、古事記神代巻に、沼河日賣の御歌に、青山がかくらば、ぬば玉の夜はいでなん、朝日乃惠美佐迦延來て、たくづぬのしろきたゝむき云々、枕の草紙八の巻に、局のもとにて云々、怪くて、こはたそと、とへば、ゑみごひになりて、などを始め、何にても、笑を含み、にこやかに、晴々しき事を、ゑみ何と云へること、廣く例あれば、仲麿に、この字を賜はれるも、本書に、御らんずるたびに、ゑましくおぼすとて、たまはするとぞとある方、飾りなく、正く穩なる傳へなるべし。○みちのほとりに、くだものの木をうふべきよし云々。くだものの木は、菓實を結ぶ樹木を云ふ。扶桑略記に、天平三年六月二日官符に云ふ、東大寺普照法師が奏狀に偁はく、道路は百姓の往來絶ゆることなし。樹木その傍にあれば、疲れたる足を息むることを得て、夏はその蔭に就きて、熱を避け、飢ゆる時は、その實を取りて食ふことを得、よりて願はくば、城外の道路の兩邊に、菓實を結ふべき樹木を栽植せむ。勅して許さると見ゆ。但元亨釋書に、二年の事と爲すは、恐くは誤なるべし。普照法師は、同書に天平五年、入唐して教を學び、福先寺道璿、及び揚州の鑑眞を勸めて來朝せしむ。勅して東大寺に居らしむと云へり。○東大寺。大和國添上郡奈良にあり。一名を金鐘寺、光明寺、大花嚴寺、城大寺、總國分寺と云ひ、また單に東寺とも稱す。八宗兼學の寺院にして、勝寶感神聖武皇帝銅版詔書に據るに、天平十三年二月、聖武天皇發願し給ひ、天平勝寶五年正月成就の効を奏す。その本尊金銅盧舍那佛は、所謂る奈良の大佛にして、本邦無双の鉅像なり。○招提寺。詳には唐招提寺と云ひ、初名は建初律寺と云ふ。大和國添下郡蓬萊村の南にあり。

○ほ日ろか。ほひは、はひの轉語、今はびこりといふべきを、萬葉集に、雲はびこりて、などいへるにて、さとるべし。即ち、蔓草の四方に延ひ廣ごりたるが如く、われ獨り、恣に自由にするを云ふ。○御かどの御おぼえならびなかりき。おぼえは、寵愛を云ふ。○仲丸大保になりにき云々、をしかつとぞ申し。續紀、天平寶字二年八月條に、甲子、紫微内相藤原朝臣仲麿を以て、大保に任ず。勅して云はく、善を褒め惡を懲すは、聖主の格言、績を賞し、勞に酬ゆるは、明主の彝則なり。藤原仲麿は、恪勤職を守り、君に事へて誠忠に、務を施して私無し。愚拙なる時は、その親をも降し、賢良なる時は、その怨をも擧ぐ。逆徒を未だ戰はざるに亡し、國民安きことを得、國家乱無きこと、畧この人に由れり。良に嘉賞すべし云々、因りて是を論ずれば、古に准ずるに匹ひ無く、汎惠の美これより美なるは莫し。自今以後、姓の中に惠美の二字を加ふべし。暴を禁じ、強に勝ち、戈を止め、乱を靜む。故に名けて押勝と云ふ。朕が舅の中、汝まことに尙（ヨ）し。故に字（アザナ）を尙舅と稱し。更に功封三千戸、功田一百町を給ひ、永く傳世の賜と爲し、不常の勳功を表し、別に鑄錢、擧稻、及び惠美の家印を用ゐることを聽す。この日、大保從二位兼中衛の大將藤原ノ惠美押勝○中畧等、勅を奉じて官號を改め易ふ。太政官を乾政官と爲し。太政大臣を大師と云ひ、左大臣を大傅と云ひ、右大臣を大保と云ひ、大納言を御史大夫と云ふ云々と云へるに依れば、惠美の二字を、仲麿が藤原姓に、加へ賜はれるは、その功勞を賞して、汎惠の美、これより美なるはなしと、詔り給ひしに起れるものなり。されど、今案ずるに、この續紀の文は、當時の漢學者の手になりて、何事も強ひて、理りめかさむとすると、今一は、國史として、朝庭のこの字（アザナ）を賜はれる理由を

ふたもじ。集覧本、二もじニ作ル。

うふ。杉本、うゆトアリ。ゆき〳〵。集覧本、往來ニ作ル。

の藤原の姓に、ゐみといふふたもじを、くはへたまはせき。これらもみな、太上天皇の御おぼえ、ならびなくて、せさせ給しなり。ゐみといふ姓の、御らんずるたびに、ゐましくおぼすとて、たまはするとぞ、申あひたりし。又なかまろといふ名をかへて、をしかつとぞ申し。同三年六月二日、みちのほとりに、くだ物の木をうふべきよし、おほせくだされき。この事は、東大寺の普照法師と申人の、申をこなひ侍しなり。そのゆへは、くにぐ〵のたみ、ゆき〳〵たゆる事なし。そのかげにやすみ、そのみをとりて、つかれをさゝへんとなり。いみじき功徳とおぼえ侍し事なり。八月三日、鑑眞和尚と申し人、聖武天皇の御ために、招提寺をたて給き。同六年六月、太上天皇、尼になりたまひてのたまはく、われ菩提心をゝこして、あまとなりぬれども、みかど、ことにふれて、うや〳〵しきけ、さらにおはせず。かやうに、いはるべき身にはあらず。世のまつりでとの、つねの小事をば、をこなひ給へ。よの大事、賞罰をば、われをこなはんと、の給せて。此のち、世ををこなひたまひき。

ほ日ろか。杉本、ほひろかトアリ。

來るべしと云ふ。よりて從ひ行くに、太政官の院内に至れり。先に二十人許の人あり。一人出で來りて迎へ禮す。近きてその顏を看るに、奈良麿なり。また素服を着けたるものあり。小野東人なり。皆云ふ、時巳に過ぐべし、宜く立ちて拜すべしと。安宿問ふ、何を拜せむとするかと。答へて云はく、天地を拜するのみ。安宿情を知らずと雖も、人に隨うて拜す。然れば吾は人に欺かれて行きしのみと。更に黄文、奈良麿、古麿、多治比、犢養等に問ふに、略同じ。勅使また奈良麿に、何によりて、この逆謀を爲すに至れるかを問ふ。答へて申さく、内相政を行ふこと、甚道に協はず。故に先づ兵を發して、その人を得て、後に具情を陳せむと欲ふと。又問ふ、何をか政に道なしと云ふか。答へて曰はく、東大寺を造りて、人民を苦め、關を奈良に置きて、世の憂を爲すと。勅使云はく、寺を造るは汝が父の時より起れり。今却て世の憂を爲すとは如何と。奈良麿辭屈して服す。云々、是に於て、悉くその黨與を捕へて、獄に下し、黄文が名を多夫禮（タフレ）と改め、道祖が名を麻度比（マトヒ）と改む。大伴古麿、多治比犢養、小野東人、賀茂角足等、並に拷掠して死に至らしむ。安宿王、及び妻子は佐渡に、信濃守佐伯大成（オホナリ）、土佐國守大伴古慈斐（フルシヒ）二人は、その任國に流す。その餘の黨與、或は獄中に死し、或は法に依りて、配流せらると見ゆ。

此ほどは、道鏡も、いまだ、ほ日ろかに、まいりつかうまつらざりしかば、このなかまろ、御かどの御おほえ、ならびなかりき。天平寶字二年八月廿五日、仲丸、大保になりにき。これは右大臣を、かく申しなり。やがてその日、大將になりて、もと

ち從はむと云ふ。時に忠節、この語を聞きて、右大臣に告ぐ。大臣答へて云ふ。大納言年少し、吾教誨を加へて、殺すこと勿らしめむと云へり。この日、內相藤原仲麿、具にその狀況を奏し、內外の諸門を警衛し、高麗朝臣福信等を遣して、兵を率ゐて、小野東人、答本忠節等を追捕して、左衛士府に禁錮せしめ、また兵を遣はして、道祖王を右京の宅に圍ましむ。己酉の日、右大臣藤原朝臣豐成、中納言藤原朝臣永手等八人に勅して、左衛士府に就きて、東人等を勘問せしむ。この夕、內相仲麿、御在所に侍し、鹽燒王、安宿王、黃文王、橘奈良麿、大伴古麿五人を召して、大后の詔を傳へて曰はく、鹽燒等五人、反を謀ると告ぐるものあり。然れども、汝等は吾近親なれば、一も吾を怨むべきことありと念はず。故に汝等の罪を問はずと、詔訖りて、五人のもの、南門の外に出でゝ、稽首して恩を謝す。庚戌詔して、更に中納言藤原永手等を遣はして、東人等を窮問せしむ。事每に實ありて、斐太都か語に異ることなし。去る六月、與黨集りて事を謀ること三度、始は奈良麿が家に於てし、次には圖書藏の邊の庭に於てし、後には大政官の邊の庭に於てす。その人々は、安宿王、黃文王、橘奈良麿、大伴古麿(コマロ)、多治比犢養(ウシカヒ)、多治比禮麿(ヰヤマロ)、大伴池主(イケヌシ)、多治比鷹主(タカヌシ)、大伴兄人(エヒト)等なり。庭中に於て、天地四方を拜し、共に鹽汁を飲み、誓ひて曰はく、七月二日、暗夜に乘じ、兵を起して內相が宅を圍み、劫し殺して大殿を圍み、皇太子を退け、次に皇太后を傾け、鈴璽を取りて號令し、然る後に帝を廢し、四王の中を撰びて、立てゝ、君と爲さむと謀りしと申す。よりてその告られし人々を召し、來るに隨うて禁錮し、各別處に置きて、一々に勘問す。始め安宿に問ふ、答へて申さく、去(イニ)し六月廿九日の黃昏に、黃文來りて、奈良麿語らむとすることあれば、

東宮を、御位より下し奉るを云ふ。〇續紀、天平寶字元年條に云ふ、六月甲辰、從四位上山背王、橘奈良麿、兵器を備へて、田村宮を圍むことを謀る。正四位下大伴宿禰古麿も、その情を知れりと申す。秋七月丁未朔戊申、詔し給はく、此頃王等、及臣等の內に、禮なく逆なる人ありて、兵を起して、宮城を圍まむとするものありと聞く。宜く頑迷の心を去りて、家門を全くし、父祖の名を汚すこと勿れ云々と、戒め諭し給ひ、更に右大臣以下の群臣を召して、汝等はわが親き姪なり。また先帝、しば／＼汝等を召して、朕が後に、能く大后に仕へ奉れと、詔し給ひ、また大伴、佐伯の二氏は、國初以來、親衛の兵として、仕へ來りしものなれば、おの／＼同心協力して、朝廷に仕へ奉り、敢て不忠の行爲あるべからず云々と宣り給ふ。是日の夕、中衛舍人從八位上上道臣斐太都、內相〇仲麿、前に紫微內相となる。に告げて云はく、今日未ノ時に、備前國の前守小野東人、斐太都を喚びて謂はく、王臣等の內に、皇子及び內相を殺さむと謀るものあり。汝從はむかと、斐太都云はく、王臣とは誰か、東人答へて、黃文王、橘奈良麿、大伴古麿等を始め、その黨與甚多しと云ふ。斐太都また問うて云はく、この人々は、將に如何なることを爲さむとするか。答ふらく、謀るところ二あり。一には精兵四百を率ゐて、田村の宮を圍まむとす。二には、陸奥將軍大伴古麿、今任所に向ふ時、美濃の關に至りて、詐りて病と稱し、親く相見て、親情を述へて、官の聽許を乞はむと云ひて、關を塞がむとすと、斐太都やゝ久くして、敢て命に違はずと申せりと告ぐ。是よりさき、去る六月、右大臣巨勢朝臣堺麿、密に奏すらく、藥方を問はむが爲に、答本忠節が家に至りしに、忠節語りて曰はく、大伴古麿、小野東人に告げて曰はく、人の內相を劫かさむとするものあり。汝從はむやと、東人即

みかど。杉本、このニ作ル。もり。杉本、もれニ作ル。

に、亡男眞從が婦、粟田諸姉を以てし、私第に居らしむ。四月四日乙巳、遂に大炊王を、仲麿が田村第に迎へて、皇太子と爲すと見ゆ。○内より御つかひ云々。同書に、この日、內舍人藤原朝臣薩雄、中衛廿人を遣して、大炊王を迎へしむと見ゆ。この時の儀式、如何なりしか、史に記載なければ知るべからざれども、一般の東宮册立の儀式は、前一日、大臣詔を奉して諸事を行ひ、當日早旦、所司南殿を裝飾し、親王以下五位以上、召に依りて參入し、立太子たるべき親王は、日華門より入りて、親王の前に立ち、大臣、宣命ノ大夫を喚びて、立太子の宣命を讀ましむること、新儀式に見えたり。されば、この日、藤原薩雄に、中衛の警護を添へて、大炊王を、田村の第に迎へ奉られしなり。

かくてのち、この東宮に、ならびすてられたまひつる王たち、又心ざしある人〳〵、あまたよりあひて、みかど、東宮をかたぶけたてまつり、仲麿をうしなはんとすといふ事、をのづから、もりきこえしかば、なかまろ、内にまいりて、このよしを申しかば、さま〳〵のつみを、をこなはれき。その程のことども、をしはかり給べし。

○東宮にえらびすてられたまひつる王たち。下に見ゆる黃文王、及び鹽燒王、池田王等を云ふ。○心ざしある人々、小野東人、橘奈良麿、大伴古麿等を云ふ。○かたぶけたてまつり。帝、及び

謀れる時、古麿之に黨す。事露はれて鞠問せられ、爲に杖死せりとぞ。○池田王。舍人親王第四の御子に坐す。淳仁天皇即位の後、親王に陞され、三品を授けらる。帝廢せられ給ふに及びて、不軌を圖るに坐して、諸王に降し、土佐國に流さる。○大納言仲麿。左大臣藤原武智麿の第二子、其人と爲り敏警にして、略〻書紀に渉り、大納言阿部少麿に從うて、算數を學び、其術も精しかりしとぞ。內舍人、大學少允より累進して、勝寶元年大納言に任じ、紫微令中衞大將を兼ね、從二位に進めり。○臣をしるは君にしかず云々。續紀に、大納言藤原朝臣仲麿言うて曰はく、知レ臣者莫レ若レ君、知レ子者莫レ若レ父、唯奉ニ天意所レ擇者一耳と見え、又同書、天應元年四月辛卯條にも、詔して曰く云々、古人言へる有り。子を知るは親に若かずと云へりとなも聞食す云々とも見ゆ。蓋し史記の李斯列傳に、吾聞レ之、明君知レ臣、明父知レ子とあるによりて、いへるなるべし。○むねとおはせし。諸皇子の中にて、この二人の親王は、重立ちて坐しゝ人なりとなり。○新田部親王の子を。即ち道祖王を云ふ。○おの〳〵とがどもおはす。とがは咎也。過失あるをいふ。即ち續紀の前文の續きに、船王は閨房修らず。池田王は孝行闕くる所あり。鹽燒王は太上天皇、その無禮を責め給へり。唯大炊王、いまだ長壯ならずと雖も、過失あることを聞かず。よりてこの王を立むと思ふと、孝謙帝の仰せられしこと見えたり。○わが家にすへたてまつりたりしかば。仲麿、この東宮冊立の事の始る前に、大炊王を、わが邸宅に迎へて、かしづき申しゝなり。續紀に、是よりさき、大納言仲麿、大炊王を招きて、田村第に居らしむ。また廢帝紀に、是よりさき仲麿、大炊王に妻はす

内より、ノ下、彰本、の字アり。

てまつりて、わが家に、すへたてまつりたりしかば、内より御つかひ、そのとのにまいりて、むかへたてまつりて、東宮にはたち給しなり。大炊王と申は、すなはち、此みかどにおはします。

○右大臣豊成。　左大臣藤原武智麿の第一子、仲麿の兄なり。　下文に詳傳をあぐ。　○式部卿永手。　藤原房前の第二子なり。　天平中從五位下に叙し、此時從三位式部卿兼大和守たり。　光仁帝即位の後、正一位に進み、極めて信任せらる。　寶龜二年二月薨じて、太政大臣を贈らる。　○塩燒王。　一品新田部親王の子にして、初諸王と爲り、天平中、從四位下に叙し、正四位下に進み、中務卿に任ず。　事に坐して平城の獄に下され、伊豆の三島に流され給ひしことあり。　下に各とがどもおはすといへるは、即ち是をいふなり。　さて寶字二年、從三位に進み、姓を氷上眞人と賜ひ、人臣に列す。　後累進して、同八年、中納言兼文部卿に至りしが、仲麿反せし時、この王を奉じて、帝と爲さんとせしかば、其誅せらるゝに及びて、遂に斬られ給ひき。　○攝津大夫珍努。　天武天皇の皇子、長親王の男。　神龜三年、無位知努王を以て、從四位下と爲り、天平勝寶四年八月廿三日、王を改て文室眞人と爲す。　六年四月攝津大夫、天平寶字元年六月八日、參議に任じ、五年正三位に叙し、名を淨三と改む。　八年正月、從二位に進み、九月一日致仕、寶龜元年十月九日薨ず。　尚は委しくは、光仁天皇の條に見ゆ。　○右大辨古麿。　大伴氏、天平勝寶元年左少辨に任ず。　二年遣唐副使と爲り、六年唐より歸る。　是歳左大辨に轉じ、正四位下に至れる由、續日本紀に見ゆ。　此書に右大辨に作れるは

新田部親王の子な。集覽本、新田部の親王たニ作ル。

思下、杉本、は字アリ。

月丁丑、皇太子道祖王、身諒闇に居て、志淫縱に在り。敎勅を加ふと雖も、曾て改め悔ゆることなし。是に於て群臣を召して、先帝の遺詔を示して、廢すべきや否やを尋ね給ふ。右大臣以下。同く奏して、敢て叡旨に違はずと申す。この日皇太子を廢して、王を以て第に歸すと見ゆ。

四月に大臣以下を召て、東宮には、たれをか、たて〳〵まつるべきと、さだめ申べきよし、おほせごとありしに、右大臣豐成、式部卿永手は、さきの東宮の御あに、鹽燒(シホヤキ)の王たち給べしと申き。攝津大夫珍努、左大辨古麿(フルマロ)は、池田王たち給べしと申き。大納言仲麿は、臣をしるは、君にはしかず。子をしるは、父にはしかず。たゞみかどの御心に、まかせたてまつると、をの〳〵思〳〵に申しかば、みかどの、のたまはく、御子たちの中に舍人、新田部このふたりは、むねとおほせし人なれば、新田部親王の子を、東宮にたてたりつれども、かくをしへにしたがひたまはずなりぬれば、いまは舍人親王の子を、たて申べきに、をの〳〵、とがどもおはす。そのなかに、大炊(オホイ)王は、としわかくおはせど、させるとがきこへず。この人をたてんと思、いかゞあるべきと、のたまはせき。大臣以下、みな、おほせごとにしたがふべきよし申き。このさだめよりさきに、仲麿の大納言、この大炊王を、むかへとりた

たてたてまつりきしかるに。イ本、たて給ふさいへどもニ作ル。○思ゐ。集覧本、思ひニ作ル。○みたり。杉本、みだれニ作ル。

田部親王の子、道祖王とておはせしに、聖武天皇うせさせたまひて、諒闇にてありしに、此東宮、このほどをもはゞかりたまはず、をんなのかたにのみ、みだれたまへりしかば、孝謙天皇おりふしもしりたまはず、かくなおはせそと、申させ給しかども、つゆ、そのことに、したがひたまはざりしかば、天平勝寶九年三月廿九日、大臣以下、此東宮は、聖武天皇の御すゝめにて、たてたてまつりき。しかるに、そのことをも思ゐしりたまはず、かくみだりがはしき、心のしたまへるをば、いかゞしたてまつるべきと、のたまはせしに、人々みな、たゞおほせごとに、したがふべしと、申しかば、東宮を、とりたてまつり給ひて、

○ゆゝしき。いま〳〵しく、不祥なる意。○道祖王。クナドノ王と訓む。天武天皇には孫、新田部親王の第一子。○聖武天皇うせさせたまひて。天平勝寶八年五月崩御の事、委く上に見えたり。○諒闇。上卷、綏靖天皇の條にいへり。○おりふしもしりたまはず云々。天の下おしなべて、歎きに沈む折からをも考へ知り給はず、女に戯れ狂ふが如き、不謹愼の行ひを爲し給ふなど、諫め給ふなり。○聖武天皇の御すゝめにて。續紀、天平勝寶八年條に、五月乙卯、太上天皇〔聖武〕寢殿に崩ず。遺詔して、中務卿從四位上道祖王を皇太子と爲す、と見ゆるを云へり。○天平勝寶九年。即天平寶字元年。○たゞおほせごとにしたがふべしと云々。續紀、天平寶字元年條に、三

廢帝、杉本、淡路廢帝天皇六字ニ作ル。天平寶字云々、杉本、治六年、天平寶字九年、乙巳十月崩、御歲云々ニ作ル。三原郡ノ下、杉本、陵字アリ。廢帝と申き。杉本、廢帝天皇と申はに作ル。御母以下、杉本御母は山背と申す上總守當麻の老母也トアリ。同二年ノ下、杉本、己亥ノ二字アリ。年廿六、位、杉本、廿七、在位ニ作ル。

卷の下

第四十八、廢帝、天平寶字九年十月崩、年三十四、葬二淡路國三原郡一、

次のみかど廢帝と申き。天武天皇の御子に、一品舍人親王と申し、第七の御子也。御母上總守老之女なり。天平寶字元年四月に、東宮に立給、御年廿五、同二年八月一日、位につき給、御年廿六、位にて六年ぞおはしましゝ。

○廢帝。 諱大炊王、天武天皇には孫、舍人親王の第七御子、明治三年、淳仁天皇と諡號を追上せらる。 ○天平寶字九年十月崩。 下文、稱德天皇條に詳なり。 ○葬二淡路國三原郡一。 續日本紀、寶龜三年八月丙辰の條に、從五位下三方王、外從五位下土師宿禰和麿、及六位已下三人を遣はして、廢帝を、淡路に改葬せしむ。 同九年三月己巳の條に、勅して、淡路親王の墓を山陵と稱し、附近の百姓一戶を充てゝ守らしむべしと見え、陵墓一覽に、淡路陵、淡路國三原郡賀美村大字賀美にありと見ゆ。 ○第七のみこ。 一代要記、第二子に作る、誤れり。 ○上總守老。 續紀廿一の卷に、廢帝諱大炊王、云々、母は當麻氏、名は山背と曰ふ。 上總守從五位上老の女也と見ゆ。

此みかど東宮に立給しおりは、ゆゝしき事ども侍き。孝謙天皇の御時、東宮は新

この日始めて開眼せらる。この日まつり給ふと云々。續紀に、四月九日丁酉、盧舍那大佛の像成りて、始めて開眼せらる。この日東大寺に行幸し給ひ、天皇、親ら文武百官を率ゐて、設齋大會す。其儀、專ら元日に仝じ。五位以上は、禮服を着け、六位以下は當色を用ゐ、僧一万を請ず。已にして、雅樂寮、及諸寺、種々の音樂悉く集り、また王臣諸氏の五節、久米儛、楯伏（タテフシ）、踏歌、袍袴等の歌儛、東西に聲を發し、庭を分ちて奏す。佛法我邦に渡來してこの方、齋會の盛りなること、此の如きはあらず。この夕、天皇、大納言藤原朝臣仲麿が田村の第を行在所と爲し給ふと見ゆ。○道鏡うちへまいりて、如意輪法をおこなひし程に云々。内は、宮中を云ふ。如意輪法は、如意輪觀音の法を云ふ。道鏡、この法會を行ふに托して、宸宮に入り、深く天皇の寵幸を得るに至りしなり。○寶字二年、みかど位を東宮にゆづりたてまつり給て云々。續紀、淳仁天皇條に、天平寶字二年八月庚子朔、高野天皇、位を皇太子に讓り給ふ云々と見ゆ。

卷の中 終

事ども。杉本、無二此三字一。

供養したてまつり給き下、イ本、有二道師は菩提僧正也八字一、れこなひ下、杉本、有二給字一。○づりたてまつり下、杉本、有二給字一。

天皇さて、おなじく、この供養にあはせ給き。八幡の宮も、おはしましき。めでたく侍し事どもなり。みな人しり給へる事どもなり。天平勝寶四年三月十四日に、東大寺の大佛に、はじめて、こがねをぬりたてまつりき。四月九日、萬僧を請じて、供養したてまつり給き。今年ぞかし、道鏡うちへまいりて、如意輪法をおこなひし程に、やうやう、御門の御おぼえ、いできはじまりしかば、ゆげの法皇と申しは、此人なり。寶字二年、みかど、位を東宮にゆづりたてまつりて、太上天皇と申き。

○東大寺の大佛をいたてまつりをはりにき。委しく上に云へり。○八幡宮託宣し給ひ云々。續紀、天平勝寶元年十一月己酉、八幡大神託宣して、京に向ひ玉ふ。十二月戊寅、是日入京、宮南の梨原の宮に、新殿を造りて、神宮と爲し、僧侶四十人を請じて、悔過すること、凡そ七日と見えたり。さて此後、八幡宮は、東大寺の鎮守神とならせ給ひて、大佛のあたり近く、鎮り坐すに至れり。○七日丁亥、東大寺供養侍き云々。續紀、天平勝寶元年十二月條に、丁亥八幡大神の禰宜、尼大神朝臣杜女、東大寺を拜す。其輿の紫色、天皇の乘輿に同じ。天皇、太上天皇、太后も、同く行幸し給ふと見ゆ。杜女の乘りたる輿の天皇に同じかりしをおもふに、正しく、八幡宮の御名代となりて、大佛を拜せしなり。故に八幡の宮も、おはしましきとは云へるなるべし。○こがねをぬりたてまつりき。佛像に、塗金するを云ふ。上に見ゆ。○四月九日、万僧を請して、供養したて

東宮下、杉本、有二安積親王四字一。二歳、杉本、無二歳字一。神龜五年以下、杉本、作二天平十六年、十七歳にて、かくれ給ひぬるによりて、此御門は、位につきおはしましき一。

感寶。イ本、作二勝寶一。はてにし。杉本、無二に字一。

○孝謙天皇。 諱、阿倍皇女と申す。 續紀卷十八に、寶字稱德孝謙皇帝、出家し給ふが故に、謚を奉らず。 因りて寶字二年、百官の上りし尊号をもて、稱し奉ると云へり。○御年卅一。 歷代皇紀、本書に同じ。但、神護景雲三年の續紀に、八月癸巳、天皇西宮寢殿に崩ず。春秋五十三と見ゆれば、養老元年の降誕なるが故に、この時は、卅五歳に坐すべし。 即ち皇代記、皇年代畧記には、しか云へり。○御おとゝに、東宮云々、此御門は位をつぎおはしましき。 續紀、天平十六年の條に、閏正月十三日丁丑、安積親王、脚病に縁りて薨ず。 時に年十七云々、親王は天皇〇聖武の皇子、母は夫人正三位縣犬養宿禰廣刀自と見ゆれども、この親王の東宮に立ち給ひしこと見えず。 是より先、同天皇神龜四年の續紀に、閏九月廿九日丁卯、皇子誕生し給ふ。 同十一月二日己亥、皇子を立てゝ皇太子と爲し給ふ云々、同五年九月十三日丙午の日、皇太子薨じ給ふこと見え、皇胤紹運錄に親王諱は基王、神龜四年太子と爲り、同五年九月薨ずと見ゆれば、この親王薨去の後は、別に皇太子を立て給はざりしなるべし。 さて御系譜を按ずるに、この二皇子薨去し給ひて後は、淺香皇子と申すを除きては、悉く內親王に坐せば、遂にこの皇女に、御位を讓り給ひしなるべし。

天平感寶元年十月廿四日に、東大寺の大佛を、いたてまつりをはりにき。三年の程、八度といふに、事はてにしなり。十一月に、八幡の宮たくせむし給て、十二月に、つくしより、京へうつりおはしましき。なしはらにみやづくりして、いはひたてまつりしなり。七日丁亥、東大寺供養侍き。行幸ありき。また聖武天皇は、太上

孝謙天皇下、杉本、分註、有ニ治十年三字一。おはします。杉本、作ニおはす一。感寶。イ本、作ニ勝寶一。元年下、杉本、有ニ己丑二字一。御をさゝに。杉本、無ニに字一。

始めて金を塗り奉り、同年四月九日、開眼し奉る。また金銅盧舍那佛像一軀、結伽坐高五丈三尺五寸、面長一丈六尺、廣九尺五寸、鼻高三尺云々と見ゆ。◯陸奥より、こがね九百兩をたてまつれりき云々。續紀に、天平廿一年二月廿二日丁巳、陸奥國、始めて黄金を貢す。よりて畿内七道の諸社に、幣を奉りて、これを告げ給ふと見ゆ。本書、年月相違せり。◯年號を天平感寶元年とかへられにき云々。同書に四月十四日丁未、天平廿一年を改めて、天平感寶元年と爲すと見え、七月に至り、更に勝寶と改元せられしこと、下文の如くなれば、感寶の年號は、本書の說の如く、廣く用ゐられざりしなり。◯七月二日、位をさりて云々。同書に、また云ふ、秋七月二日甲午、皇太子禪りを受けて、大極殿に即位し給ふ云々、この日、感寶元年を改めて、勝寶元年と爲すと見ゆ。御年は、天平勝寶八年、五十六歲にして崩御し給ひしこと、上に云へる如くなれば、この時は、四十九歲に坐すこと明なり。本書誤れり。

第四十七、　孝謙天皇、

次の御門、孝謙天皇と申き。聖武天皇の御女、御母不比等の御むすめ、光明皇后におはします。天平感寶元年七月二日、位につき給、御年卅一、世をしり給事、十年也。御をこゝに、東宮おはしましゝかども、神龜五年に、御年二歲にて、うせ給にしかば、此御門、位をつぎおはしましき。

いり侍らざるなり。杉本、作二いり侍らさりき一。太上天皇さぞ。杉本、無二ぞ字一。

て、四月十八日に、年號を天平感寶元年とかへられにき。されども、此年號は、やがて又かはりにしかば、年代記などには、いり侍らざるなり。七月二日、位をさりて、御ぐしおろして、太上天皇とぞ申侍りし。御年五十にならせ給しなり。

○同十三年六月云々いゐふりて侍き。いゐは、いひの音便にて、飯をいふ。さて神明鏡には、之を天平十年戊寅の事とし、六月、雪の如き飯ふりければ、始め怖れけれども、後に、人々皆取り食ひけり。不思議なりと書せり。○陸奥にわかき雪ふり侍き。續紀、十四年正月條に、廿三日己巳、陸奥國申す、部下黒川郡以北の十一郡に、赤雪を降ること、平地二寸と見ゆ。○十五年十月云々、東大寺の大佛をはじめ給き。續紀、同年十月十六日辛巳の詔に、朕薄徳を以て、恭く大位を承け云々、普天の下、未だ法恩普からず。よりて天平十五年十月十五日を以て、菩薩の大願を起して、盧遮那佛金銅ノ像一軀を造り奉らむとす。國銅を盡して、像を鎔し、大山を削りて堂を搆へ、廣く法界に及して、朕が智識と爲す云々、乙酉、皇帝紫香樂宮に御す。盧舍那像を造らむが爲なり。始めて寺地を開く、行基法師、弟子を率ゐて、衆庶を勸誘す。十一月丁酉、車駕恭仁宮に還り給ふ。紫香樂に留り給ふこと、凡四月と見え、東大寺大佛記に、天平十五年十月十五日、近江國信樂京に於て、佛像を創め奉る云々、更に天平十七年八月廿二日〇本書廿三日に作る大倭國添上郡に於て、同像を創め奉り、天皇親ら御袖の中に、土を持運ばせ、御座に加へさせ給ふ。天平十九年九月廿九日、始めて鑄奉り、勝寶元年十月廿四日鑄了る。三箇年の間に、八度改め鑄たり。天平勝寶四年三月十四日、

戊寅日下、杉本、有二の字一。

はじめ、杉本、作二ゐはじめ一。

へ獲つと、詔して、法に據りて處決して、然後に奏聞せしむ。戊子に、大將軍東人等言す、今月一日を以て、肥前國松浦郡に、廣嗣、綱手を斬ること、已に訖ぬ云々と云へり。〇十一月に、御門、伊勢大神宮に、行幸し給ひて。この事、諸書に見えず。但、續紀のこの年十月壬午の條に、伊勢國に行幸す云々、この日、山邊郡竹谿村堀越の頓宮に到ります。癸未、車駕伊賀國名張郡に到ります云々、乙酉、伊勢國壹志郡河口頓宮に到ります。之を關宮と謂ふ。丙戌に、少納言從五位下大井王、幷に中臣忌部等を遣し、幣帛を大神宮に奉らしむ。車駕關宮に停りますこと、十日と見え、これより鈴鹿郡赤坂ノ頓宮、桑名郡石占頓宮、己酉の日、美濃國當伎郡に到りませし由、見えたれば、これらを誤り傳へたるにや。〇この月十一日に。イ本、この下に、廣繼が軍敗れて云々の十七字あると、標註に云へるが如し。參看すべし。本文のみにては、意通せざるに似たり。〇かゞみの宮。和漢三才圖會に、肥前國松浦郡鏡宮明神、松浦山の坤の麓東西にあり。北面は海なりと見ゆ。

同十三年六月戊寅日夜、京中の條〳〵に、いゐふりて侍き。同十四年十一月に、陸奥にあかき雪ふり侍き。十五年十月十五日、あふみの信樂京にて、東大寺の大佛をはじめ給き。同十七年八月廿三日に、東大寺の大佛の座をつきはじめ給、同十九年九月廿九日、大佛をいたてまつり給、同廿年正月に、陸奥よりこがね九百兩をたてまつれりき。日本國に金いでくる事、これよりはじまれりき。これにより

平中從五位下に叙し、大宰少貳となる。この時、僧玄昉、僧正となり、內道場に居り、屢說法と稱して、皇后藤原氏に近き、醜聲外に漏るゝに至る。廣嗣之を斥けむことを請ふと雖も、帝聽し給はず。茲に廣嗣の妻、容色あり、その夫の太宰少貳となりて、任に赴きし時、獨り京師に留りしに、玄昉これを姦せむと計る。妻、これを太宰府に告ぐ。廣嗣大に怒りて、遂に、兵を擧ぐるに至る。

續日本紀、天平十二年條に、八月乙卯朔癸未、太宰少貳從五位下藤原朝臣廣嗣、表を上りて、時政の得失を指し、天地の災異を陳ぶ。因りて僧正玄昉法師、右衛士の督從五位下下道(シモミチ)朝臣眞備(マキビ)を除かむことを乞ふ。九月乙酉朔丁亥、廣嗣遂に兵を起して反す。よりて勅して從四位上大野朝臣東人を以て、大將軍と爲し、從五位上紀朝臣飯麿を副將軍と爲す。軍監、軍曹、各四人、東海、東山、山陰、山陽、南海、五道の軍、一万七千人を徵發し、東人等に委ねて、征討せしむ。乙未、治部卿從四位上三原王等を遣はし、幣帛を、伊勢の大神宮に奉らしむ。十月九日壬戌、大將軍東人に命じ、戰勝を八幡神に祈らしむ。時に、大將軍東人言す。逆賊藤原廣嗣、自ら隼人の軍を率ゐて先鋒となり、木を編みて船と爲し、河を渡らむとす。時に、佐伯宿禰常人、安倍朝臣虫麿等之に應戰す。かくて常人等、廣嗣を呼ぶこと十度にして、廣嗣、馬に乘り來りて、勅使の名を問ふ。常人等之に應ず。廣嗣馬より下り、今にして、勅使を知ると云ひて、再拜して曰はく、廣嗣、敢て朝命を捍まず。但、朝廷の亂人二人を請ふのみ。廣嗣、若、朝廷を捍まば、天神地祇、罰殺せよと。常人等聽かず。廣嗣却き還りて、その陣に入りしに、從ふ所の隼人、官軍に降るものあり。十一月丙戌、大將軍東人言す、進士無位安倍朝臣黑麿、今月二十三日丙子を以て、賊廣嗣を、松浦郡値嘉島長野村に捕

東人上、杉本、有二大野二字一。七千下、杉本、有二餘字一。十一日に下、イ本、有二廣繼が軍敗れし也、其靈を神と崇め奉りし十七字一。

迦大士の像、及び狹侍菩薩、十大弟子、四羅漢、神王等の像を安置す。衆僧四百人を屈して供養し、別に衲、袈裟等を施し、法の如く行道せしむと見ゆ。○吉備の大臣、もろこしにとゞめられて云々。ふんじは、杉本、ふうじとありて、即ち封字の音便なり。扶桑畧記、天平七年四月辛亥の條に、或記を引きて曰はく、爰に、眞備、竊に日月を封ずること、十箇日間に至り、天下をして恠動せしむ。之を占はしむるに、日本國留學人、歸朝すること能はず、秘術を以て、日月を封ずるなりと云ふ。即ち勅して免宥せしめ、遂に本朝に歸る云々と云へり。

同十二年九月に、太宰少貳廣繼と申し人は、宇合の子におはす。其人一萬人のつはものをおこして、みかどをかたぶけたてまつらんと、はかりたてまつるといふ事きこえて、東人といふ人に、くにぐにのいくさ一萬七千人をあひぐして、八幡の宮に祈申て、たゝかはしめにつかはす。十一月に、御門、伊勢太神宮に行幸し給て、此事を祈申給しに、この月十一日に、肥前國まつらの郡にて、少貳しづまり給しところなり。いま、かゞみの宮とておはします。

○太宰少貳廣繼云々。廣繼は、續日本紀、松浦社本緣起等に、廣嗣に作る。藤原宇合の長子、容貌魁偉にして、頭上に肉角の寸餘なるものあり。博覽強記にして、兼て佛敎に通じ、武藝絕倫、兵法に習ふ。その餘、天文、陰陽の書、管絃、歌舞の技、通ぜざる處なく、悉くその蘊奥を極む。天

亨年八十と見えたり。○四年と申し三月廿日、はつせは供養せられし也云々。扶桑略記に、三月卅日に作る、本書は傳寫の誤りなるべし。同書に云ふ、三月卅日庚午、大和國城上郡長谷寺を供養す。行基菩薩は導師、義邏法師は咒願たり。それ件の寺は、弘福寺僧道明、俗姓六人部氏、並に沙彌德道、播磨國揖寶郡人辛矢田部氏二人の建立する所なり。その佛を造りし木材は、近江國高島郡三尾前山より流れ出て、雷に擊れつる木なり。その流れ着くところ、疾疫の災絕えざりしかば、人の流しやるに從ひて、漂流して。大和國葛木郡神河浦に至る。爰に沙門道明、沙彌德道、この木を引き上げて、佛を造らむと企つると雖も、志餘りて力足らず。專ら禮拜を勤む。茲に、正三位行中務卿兼中衛大將藤原朝臣房前、公家に奏聞し、勅により、大倭國稻三千束を下行し給ふ。これによりて、十一面觀世音菩薩像一躰を造り奉る。高二丈六尺、時に雷降りて、方八尺の磐石を破り、作りてその座と爲す。佛師は、稽主勳、稽文會兩人なり云々と見ゆ。なほ同書に引く、爲憲記、及菅原道眞公撰と稱する、同寺の緣起にも詳なり。○うらんぼん。續紀、天平五年條に、秋七月乙丑朔庚午、始めて大膳職をして、盂蘭盆の供養を備へしむと見ゆ。盂蘭盆とは、翻譯名義集に、盂蘭は西域の語の轉れるにて、倒懸と譯す。盆は飮食を貯ふる器なり云々と見ゆ。佛弟子の孝順を修するものは、念々父母、乃至七世の父母を追想し、年々七月十五日を以て、その父母、及び祖先の厄難中にあるもの丶爲に、百味の飮食、五果等を供へ、十方の僧に施して、その倒懸の苦を救ひ、長育慈愛の恩に報ゆるなり。○六年正月十一日云々、西金堂をたて給き。扶桑略記に、興福寺緣起を引きて、天平六年正月十一日、皇后藤原氏、先妣贈從一位橘氏、往生菩提の爲に、興福寺內に、西金堂を立て、釋

易く、柑子は氷雪を畏るれども、橘は然らず。これ二者の異る處なり。また今の俗に、密柑と云ふもの、また此一種なりと云へり。○太上天皇、例ならずおはしまし、御祈に云々。續紀同三年七月癸巳、詔し給はく、太上天皇の不豫、稍く二序を經たり、天下に大赦して、疹疾の徒(トモガラ)に、湯藥を賜ふべしと見ゆ。また塵添壒囊鈔に、聖武天皇、東金堂を立て、金銅藥師如來を安置し、光明皇后相續して、西金堂を造りて、十一面の像を本尊とし給へりと見ゆ。○そのとし、行基菩薩、やまさきの橋をつくりて云々。扶桑畧記、神龜三年條に、行基菩薩、山崎橋を造る。故老傳へて云ふ、橋を造り了りて後、菩薩、橋上に於て、大に法會を設く。洪水俄に至り、橋流れ、人死す。粗その數あり云々と見ゆ。僧行基は、元亨釋書に、姓は高志氏、泉州大島郡の人、百濟國王の後胤なり。天智天皇七年に生る。その胎内を出し時、胞衣纏はりて離れず。その母これを忌みて、棄てゝ樹の枝に懸く。翌朝、母、往きて見るに、自ら胞を出でゝ、能くもの言ひき。父母よりて大に悅びて、養ひ育つ。年十五にして出家し、藥師寺に居り、瑜伽、唯識等の諸論を、新羅の慧基に學び、また義淵に從ひて、智證を益す。年廿四の時、具足戒を、德光法師に受く。行基、常に行化を事とし、道路の追隨するもの、千百を以て數ふるに至る。その通過する處、嶮難なる處あれば、橋を架し、路を修め、或は土地を墾き、水利を興す等、功績極めて多く、民、今に至るまで、その惠を受く。また畿内の內に、精舍を立つること、四十九所の多きに及べり。天平十七年、大僧正となる。大僧正、こゝに始る。廿一年正月、天皇菩薩戒を受け給ひ、皇太后、皇后、次ぎてまた受け給ふ。よりて大菩薩號を賜ふ。二月二日、菅原寺東南院に寂す。年八十二、又續紀、天平勝寶元年條には、

御祈下、杉本、念字アリ。

ぞ。杉本、作ニその。おはせし。杉本、作ニはせき。おはせし下、イ本、有ニ此寺は法道仙人の建立、本尊は稽主勳文會こ云、佛師稽の作りし、十一面觀音の靈像也。其石座は、風輪際より出生したろ、方八尺の馬瑙石さぞ聞ける六十二字ニうらんぼん。杉本、作ニうらぼん。ふんじ。杉本、作ニふうじ。此國へ下、杉本、有ニは字。

しゝ御祈に、みかど、山階寺の內に、東金堂をはたて給しなり。そのとし、行基菩薩、やまざきの橋をつくりて、そのうへに、法會をまうけて、供養し給しに、にはかに、おほ水いでゝ、ながれしぬる人おほかりき。四年こ申し三月廿日、はつせは供養せられし也。行基菩薩ぞ、導師にておはせし。天平五年七月に、うらんぼんははじまりしなり。同六年正月十一日に、光明皇后、御母の橋の氏の御ために、山階寺のうちに、西金堂をたて給き。同七年、吉備の大臣、もろこしにとゞめられて、日月をふんじたりければ、十日ばかり、世中くらくなりにけり。此事をうらなはしめけるに、日本國の人を、さゞめてかへさゞるによりて、秘術をもちて、日月をかくせるなりこ、申ければ、此國へかへりきたれりしなり。

○もろこしより、柑子のたねをもてきたれりき。續紀、神龜二年十一月條に、庚辰朔己丑、中務少丞從六位上佐味朝臣虫麿(ムシマロ)、典鑄(テンチウ)正六位上播磨ノ直弟兄(アタヘオトエ)に、並に從五位下を授く。弟兄は、初め唐國より甘子を持ち來り、虫麿、まづその種子を殖ゑて、實を結ばしむ。よりて、位を授け給へるなりと見ゆ。和名抄箋註に云ふ、李時珍云ふ、柑はその樹、橘に異ることなく、たゞ刺少きのみ。皮は橘に比するに色黃にして稍厚し。その味、橘に比して苦からず。橘は久く貯ふべく、柑子は腐れ

月朔日崩、御年五十六(七)后四人、御子四人、葬添上郡〇御子也下、イ本、有二和銅七年春宮に立給ふ十字一。

也。養老八年二月四日、位につき給、御年廿五、世をしり給事廿五年なり。年號を神龜とかへられにき。

◯聖武天皇。　權記、長保三年五月廿四日條に、天平聖武皇帝諱、前史闕きて記さず。此夜、又夢に皇帝御日記、並に往來書草を見る。　諱首字なりとあり。　皇胤紹運錄、皇年代略記にも、然か見ゆ。　即位の後、天璽國押開豊櫻彦(アメシルシクニオシハルホトヨサクラヒコノ)天皇と申す。　◯七年五月二日崩。　七年は八年の誤なり。孝謙天皇紀に、天平勝寶八歳五月甲寅朔乙卯云々、この日、太上天皇寢殿に崩ずと、見えたるを以て證すべし。　◯年五十二。　續紀、文武天皇大寶元年條に、この年夫人藤原氏、皇子を誕す。　註に、聖武なりと見ゆるに據れば、崩御の時、五十六歳に座すべし。　歴代皇記にも、しか云へり。　されば杉本の說を正しとすべし。　◯佐保山陵。　陵墓一覽に、佐保山南陵、大和國添上郡佐保村大字法蓮と見ゆ。　◯養老八年云々、　御年廿五。　御歲、愚管抄同じ。　一代要記、歴代皇記、卅一に作り、大日本史、またこれに從ふ。　然れども大寶元年生誕にして、和銅七年御元服、立太子の時十四歲、崩年五十六に坐せば、養老八年は、廿四歲に坐すべし。　諸書皆誤れるが如し。　◯年號を神龜とかへられにき。　養老七年十月乙卯の詔に、左京の人、紀ノ家が白龜を献るによりて、年號を改められし事、續紀に詳なり。

二年と申しに、もろこしより、柑子(カウジ)のたねをもてきたれりき。これよりはじめて、此國には、いできそめしなり。三年と申し七月に、太上天皇、れいならずおはしま

併せ考ふべし。○九月に、大隅、日向の國に云々、放生會ははじまりしなり。政事要畧に、石清水宮放生會事、舊記に云ふ、養老四年、豐前守宇奴首男人を將軍として、大御神を請奉りて、大隅、日向なる隼人等を伐ち殺しき。大神託宣し給はく、吾この隼人を多く殺したる報に、毎年放生會仕奉るべし云々、また扶桑畧記に、養老四年九月、征夷の事あり。大隅、日向の兩國亂る。公家、宇佐宮に祈請し給ふ。その禰宜辛島勝代豆米、神軍を率ゐて、行きて、彼國を征し、その敵を平ぐ。大神託宣して曰はく、云々と見え、公事根原、石清水放生會の條に、放生のいみじきこと、最勝王經長者子流水品(チヤウジヤシルスヰボン)の池魚の事より起れるにや、まことに生(イケ)るを放つ御契のほど、深かるべしと見ゆ。是は最勝王經第九の卷、長者子流水品に、長者が野生と云ふ池に、魚類の乾水の爲めに惱めるを助けて、遂に佛果を得たるを云へるなり。○山科寺のうちに、北圓堂をたて給ひき。興福寺に、南圓堂、北圓堂あり。南圓堂は、弘仁四年、閑院贈大政大臣冬嗣の、藤氏の衰微を慨き、氏族繁榮を祈りて、建立する處にして、北圓堂は、この時に創立せらる。扶桑畧記に云ふ、養老五年八月三日、天皇並に太上天皇、詔し給はく、右大臣藤原朝臣淡海公、周忌法事の爲に、興福寺内に、北圓堂を建て、捻彌勒像、挾侍菩薩像、四天王像を安置供養し給ふ。この橘氏三千代婦人、その夫、贈太政大臣淡海公の爲に、興福寺金堂内に、坐彌勒淨土を造りて、供養し奉ると見ゆ。

第四十六、　聖武天皇、　天平勝寶七年五月二日、崩年五十二、葬二佐保山陵一

次の御門、聖武天皇と申き。文武天皇の御子、御母不比等の御女、皇太后宮の御子

天平云々、杉本、作天下治廿五年、天平勝寶七年乙未五

に、文武の官皆笏を執らしむ。五品以上象牙を用ゐ、六品以下竹木を用ゐしむ。唐會要に、武德四年八月十六日、詔して五品以上には、象笏を執らしめ、已下は木笏を執らしむ。本朝衣服令、これに依ると、見えたるが如し。○同四年八月三日、不比等病す。續紀に云ふ、養老四年八月辛巳朔、右大臣正二位藤原朝臣不比等病す。度者三十人を賜ふ。また詔し給はく、右大臣正二位藤原朝臣不比等、病漸く重く、寢膳易からず。朕その疲勞を見て、悲み思へども、救ふに術なし。よりて天下に大赦して、病を救はむとす。養老四年八月一日午の時以前の大辟の罪以下、悉く赦す云々、二日壬午、都下の四十八寺をして、一日一夜、藥師經を讀ましむ。右大臣の病を救はむが爲なり。三日癸未、右大臣正二位藤原朝臣不比等薨ず。帝深く悼み惜み給ひ、廢朝して、哀を内寢に擧げ、特に優詔を賜ひ、弔賻の禮、群臣に異りき。大臣は、近江朝の内大臣大織冠鎌足の第二子なりと見え、公卿補任に、右大臣正二位藤原朝臣不比等、八月三日薨ず。年六十二、在官十三年、○中納言三日、大納言八年。令十四卷を作る。謚して淡海公と云ふ。近江朝内大臣大織冠鎌足二男、聖武、孝謙、二代の外祖、元正天皇・養老二年、太政大臣に任せらると雖も、固辭して受けず云々と見えたり。さて古來より、この大臣は、皇胤なりと云ふ異說ありて、大鏡に、右大臣不比等のおとゞは、實は天智天皇の御子なり。されど、鎌足の大臣の二郎になり給へり。この不比等のおとゞ、御名の文字より始めて、なべてならずおはしましけり。ならびひとしからずと、付られ給へる名にぞ、この文字は侍りける。また尊卑分脈の傳に、内大臣、鎌足第二子なり。一名史と云ひ、齋明天皇五年生る。公避る所ありて、山科の田邊の史大隅に養はる。因りて史を以て、名と爲す云々と見ゆる是なり。

原鎌足に命じて、撰定せしむと、弘仁格序、大織冠傳等に、見ゆるを始とす。かくて、天武天皇の御代に至りて、漸く刋定全備し、持統天皇三年、諸司に頒布せらる。是を近江令といひ、廿二巻あれど、今、世に傳らず。後、文武天皇四年、刑部親王、及び不比等公に勅して、律令を撰定せしめ、大寶元年成る。令十一巻、律六巻、是を大寶律令といふ。義解に、古令、前令といふもの是なり。いまこゝに、不比等律令をえらびて、云々といふは、その大寶令を、この年、更に不比等公に勅して、刋修せしめ、令、律、各十巻と爲さしめられたるをいひて、その事、令義解に載する、天長三年の大政官符に、律令の興る、年代浸遠、沿革時に隨ひ、損益世に因る。藤原の朝廷の御宇、正一位藤原大政大臣、勅を奉じて、令十一巻、律六巻を制す。大寶元年、修撰巳に訖りて、天下に施行す。平城朝廷、養老年中、同大政大臣、復び、勅を奉じて、令、律を刋修し、各十巻と爲すと、見ゆるが如し。而して、この刋修の令を、古令、前令に對して、新令、今令といひて、今世に行はると雖も、律は、早く散佚して、僅に數巻を存せるは、惜むべし。さて、律、令は、弘仁格の序に、律以二懲肅一爲レ宗、令以二勸誡一爲レ本とあれば、令は法則に違はざるやう、敎へ導く書にして、律はその敎導に順はずして、罪過を犯すものを懲らさむが爲に、撰びたるものなり。◎百官をめして、笏をもつ事は、はじまり侍しなり。續紀に、三年二月三日壬戌に、初めて天下の百姓に襟を右にし、職事の主典巳上に、笏を把らしむ。その五位以上は、牙の笏、散位もまた、笏を把ることをゆるす。六位以下は、木笏なりと見ゆ。大寶の制、これに同じ。笏は和名抄に、四聲字苑に云ふ、笏音は忽、俗に尺と云ふ。長一尺六寸、闊三寸、厚五分なりと見え、箋註に、舊唐書輿服志に云ふ、隋制

めして。杉本、作ニはじめて。侍。杉本、無シ。

うさの宮の、杉本、无ニの字。放生會、杉本、无ニ會字。放生會ははじまりしなり。杉本、作ニ放生會なば、はじめられしなり。

平愈せりと聞く。符瑞書に曰く、醴泉は美泉なり、以て老を養ふべし。誠に大瑞に合へり。天の睨に從ひ、天下に大赦し、靈龜三年を改めて、養老元年と爲す云々と見えて、八十歳以上の老人、孝子、順孫、義夫、節婦等に、位階を授け、物を賜ひしこと見ゆ。而て本書七日改元に作り、一代要記、帝王編年記、共に十一日に作るは誤れり。

二年と申しに、不比等、律令をえらびて、御門にたてまつり給き。同三年と申し二月に、百官をめして、笏をもつ事は、はじまり侍しなり。同四年八月三日、不比等うせ給にき。九月、大隅、日向の國に、おほやけにしたがひたてまつらぬものどもありしかば、宇佐宮のねぎ、宣旨をうけたまはりて、いくさをおこして、これらをうちたいらげてき。其時に、うさの宮の託宣し給て、たゝかひのあひだ、おほくの人をころせり。これによりて、放生會をすべしと、のたまはせしかば、是より諸國の放生會は、はじまりしなり。同五年八月三日、みかど太上天皇もろともに、不比等の御はてに、山階寺のうちに、北圓堂をたて給き。同八年二月四日、御門位を東宮に讓たてまつり給て、太上天皇と申き。

○二年と申しに、不比等、律令をえらびて云々。本朝に、律令の書あるは、天智天皇の御代に、藤

美濃國の美泉は就きて浴するといふとあれば後の溫泉とも見ゆれど猶醴泉は美泉なり云々の言を思ふに單に泉の事なる本書溫泉即いてゆと誤譯せしなるべし

○そのとしぞ御元服し給て。續紀、和銅七年條に、六月丙辰朔庚辰、皇太子元服を加へ給ふと見ゆ。天皇大寶元年に生れ給ふよし、下に詳なれば、年正に十四歳になり給ふべし。さて元服を行ふ年齢は、古來一定せざれども、大かた、天皇は十一歳より、十五歳まで、皇太子は、十七歳までを限りとして、行はれたるが如し。親王も大かたこの例なり。○和銅八年九月三日位につき給、御年三十五。續紀、九月己卯朔の庚辰に、禪りを受けて、大極殿に即位し給ふと見ゆれば、二日の即位なること明なり。また御年は、崩年六十九より逆算するに、一本に卅六とあるを正しとすべし。本書及び一代要記、皇年代畧記に、卅五、皇代記に卅四と見ゆるは、何も誤なるべし。○年號かはりて靈龜と申き。天皇即位の日、詔し給はく云々、左京職奉るところの瑞龜を得たり。よりて、和銅八年を改めて、靈龜元年と爲す云々と見ゆ。○御門みのゝくにふはの山のいでゆに行幸ありき、云々年號を養老とかへられにき。いでゆは、温泉、いたき所は、痛き所にて、身に病あるを云ふ。續紀に、靈龜三年八月戊辰朔、七日甲戌從五位下多治比眞人廣足を、美濃國に遣して、行宮を造らしむ。九月十八日甲寅、美濃國に行幸し給ふ。東海、東山、北陸道諸國の國司等、諸國の風俗の雜伎を奏す。廿日丙辰、當耆郡多度山の美泉に幸し給ふ。駕に從ふ五位己上に、物を賜ふこと差あり。廿八日甲子歸り給ふ。十一月丁酉朔、十七日癸丑。詔し給はく、朕今年九月、美濃國不破の行宮に到り、留連數日、よりて當耆郡多度山の美泉を覽て、自ら手面を洗ひしに、皮膚滑なるが如し。また痛處を洗ふに、その痛みを除かざることなし。また就きて飲み浴する者は、白髪は黑に反り、闇目は明なるが如し。自餘の痼疾、盡く皆平愈す。昔、後漢の光武の時、醴泉出て、飲むものは痼疾

作治十年、天平年四月十一日崩、御年六十九、葬大和國添上郡奈良佐保山陵、申き下、杉本、有草壁太子の御女七字、これば。流布本作を下ば、和銅八年下、杉本、有乙卯二字、三十下、杉本、作三十六。

かへられにき。杉本、无に字。

次の御門元正天皇と申き。文武天皇の御あね、これも元明天皇の御はらにおはします。元明天皇、位をさり給しとき、聖武天皇を東宮と申しかば、位をつぎ給べかりしかども、そのとしぞ御元服し給て、御年十四になり給しに、なをいまだ、いとけなくおはしますとて、此御門は御おばにて、譲をえたまひしなり。和銅八年九月三日、位につき給ふ。御年三十五、よを知給事九年也。年號かはりて、靈龜と申き。三年と申し九月に、御門みのゝくに、ふはの山のいでゆに、行幸ありき。そのゆをあみし人、しらが、かへりて、くろくなりき。めくらかりしもの、たちまちに、あきらかになり、いたき所をあらひしかば、すなはち、いえにき。かくて、御門かへり給て、十一月七日、年號を養老とかへられにき。

○元正天皇。諱は氷高（ヒダカ）内親王、一名新家皇女と申す。その御系圖左の如し。

- 三十八 天智天皇
  - 四十一 持統天皇
  - 四十三 元明天皇
  - 三十九 弘文天皇
- 四十 天武天皇
  - 草壁皇子　妃元明天皇
    - 四十四 元正天皇
    - 四十二 文武天皇
      - 四十五 聖武天皇

天平云々、杉本、一本、

速言上すべしといへれば、諸國承知して、宣に依りて之を行へ、延回を得ず。符到らば奉行せよなど見えて、つき〴〵に、この書の勘進を奬勵せられたること、見ゆれども、疾く散逸して、古の風土記の、今日に存するもの、僅に、常陸、出雲、播磨、肥前、豐後の五國の風土記に過ぎず、餘は散逸して傳はらず。誠に惜むべし。序に云ふ、諸國郡鄕の名は、好字を付けよとありし官符によりて、國々及び郡鄕の名を改めたるは、倭國を大和國に、木の國を、紀伊國と爲したるが如し。

○七年十月、維摩會を、山科寺にうつしおこなひ給ひき云々。扶桑畧記に據りて書り。この法會の起原につきては、興福寺創立の條に云へり。されど、九所に行はれたりと云ふこと、何書に據れるか詳ならず。拾芥抄に、維摩會、十月十日より七箇日、延曆廿一年〔○塵添壒囊鈔廿年に作る。〕興福寺に留る。その以前、會所定まらずと見えて、後には、興福寺にのみ行はるゝことゝなれり。

○八年九月三日、位を御むすめの、元正天皇の氷高內親王に、讓り奉り給ひき。續紀八年條に、九月庚辰、即ち二日の事とす。本書と、一日の差あり。詔の中に、この神器を以て、皇太子に讓らむと欲すれども、年齒幼稚にして、いまだ、深宮を離れず。庶務多端にして、一日に萬機あり。故に皇帝の位を、一品氷高內親王に傳ふ云々と見えたり。この內親王は、草壁皇子の皇女にして、文武天皇の御姉なること、下文に詳なり。靈龜元年正月、一品に叙せらる。品とは、令義解に、品は位なりと見えて、親王の位を品と云ひ、一品より四品に至る階級あり。故にその初叙の四品は、諸臣の四位にあたりて、諸王の初叙五位に比して、一階の差あり。

第四十五、元正天皇、天平廿年四月二十一日、葬二佐保山陵一、

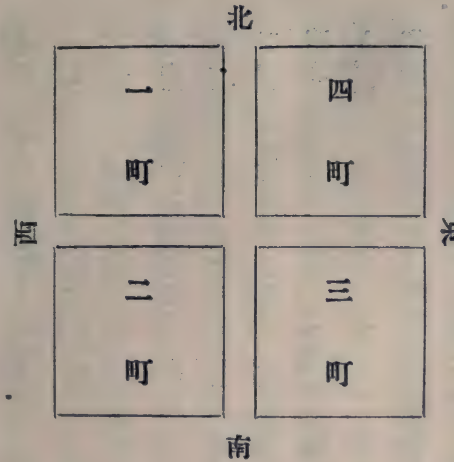
計レ保者、左京起二西北一南下、
右京一、二、七、八町爲二一保一、三四五六町爲二一保一。

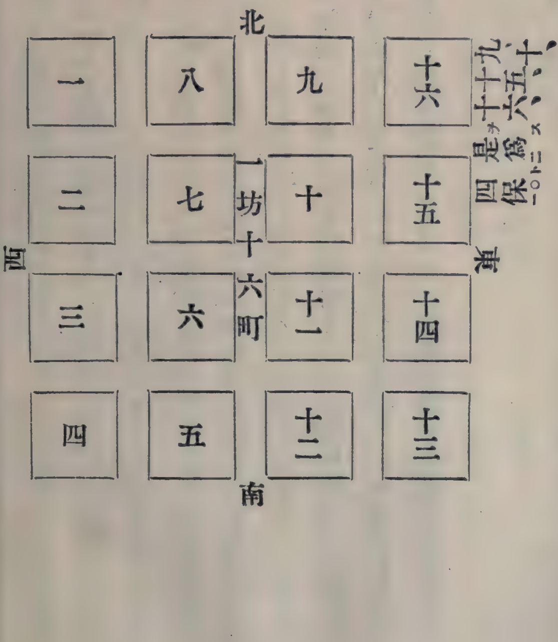
○興福寺を、やましなより、ならの京にうつしたて給ふ。 山科は、山城國宇治郡にありて、山科郷と見えたる處なり。 さて興福寺は、もと山階寺と云ひて、この處に創建せられたること、齊明天皇の條に云へるが如し。 興福寺縁起に、和銅三年歳次庚戌、太上天皇、都を平城に遷し給ふ。 太政大臣〇不比等先志を承けて、春日の勝地を撰びて、興福の伽藍を立つるなりと見ゆ。 ○國々の郡の名をしるして云々。 いでくるものは、その地の産物を云ふ。 續紀、和銅六年條に、五月二日甲子、畿内七道諸國郡郷の名は、好字を著けよ。 その郡内に生ずる銀、銅、彩色、草木、禽獸、魚虫等の物は、具に色目を錄し、及び土地の沃塉、山川原野の名號の由來、また古老の相傳、舊聞、異事は、史籍に載せて言上せよと見えたり。 されば、この時、諸國ともに、その國の風土記を献りしこと知らる。 かくて、續紀、天平十年八月辛卯、天下諸國をして、國郡の圖を進らしむ。 日本後紀、延暦十五年八月己卯の條に、勅し給はく、諸國の地圖、事迹疎略にして、加ふるに年序已に久しければ、口字闕逸す。 宜く、更に、之を作らしむべし。 夫郡國郷邑、驛道の遠近、名山大川の形體、廣狹、具に錄して、漏すこと勿れ。 また朝野群載巻二十一に、延長三年十二月十四日の官符を載せて、早く風土記を勘進すべき事、右聞くが如くんば、諸國に風土記の文あるべし。 今左大臣の宣を蒙るに曰はく、宜く國宰をして、之を勘進せしむべし。 若之れ無んば、部内を探求し、古老に尋ね問ひ、早

計レ行者、左京西上、東下。
右京東上、西下。
計レ門者、左京起ニ西北一、南下。
右京起ニ東北一、下行。

西二行	北一門	北一門	西一行
西二行	北二門	北二門	西一行
西二行	北三門	北三門	西一行
西二行	北四門	北四門	西一行
西二行	北五門	北五門	西一行
西二行	北六門	北六門	西一行
西二行	北七門	北七門	西一行
西二行	北八門	北八門	西一行

坊保圖





城都の墟、元明天皇、和銅三年、都を此に遷す。廣さ添上、添下二郡に亘る。左京は、今の西の京なりといひ、また、一代要記、扶桑畧記、及び七大寺年表等にも、左右京、及び、條坊の定ありしことを、載せたり。但、帝都の制度の完備せると、その事の、詳に後世に傳はれるとは、桓武天皇の平安城を經營し給ひしに始る。故に今その時の制によりて、左右京、及條坊のありさまを云はゞ、平安都は、南北一千七百五十三丈、東西一千五百八丈あり。その中央の大路を、朱雀大路と云ひ、その東を左京と云ひ、西を右京と云ひ、おの〳〵七百五十四丈あり。四行を町とし、一行に八門あり。四町を保とし、四保を坊とし、四坊を條と云ふ、即十六町なり。一條に始り、九條に終り、坊毎に坊長あり。四坊に、令一人を置き、衛府の官人、夜を守りて、非違を正し、各戸をして、街路に樹木を栽ゑ、道路を掃除せしめ、怠るものあれば罰ありて、大に体裁を調へたり。なほ拾芥抄に見ゆる條坊以下の圖を、左に抄錄す。

四行八門圖

北

西四行	北一門	北一門	西三行
西四行	北二門	北二門	西三行
西四行	北三門	北三門	西三行
西四行	北四門	北四門	西三行
西四行	北五門	北五門	西三行
西四行	北六門	北六門	西三行
西四行	北七門	北七門	西三行
西四行	北八門	北八門	西三行

南

凡計レ坊者、左京起レ西、下レ東。
右京起レ東下レ西。
計レ町者、左京起二西北一、下南。
右京起二東北一南環。

九ごころにておこなはれしに、其事中だゆて、ことし四十二年にぞなり侍し。同八年九月三日、位を御むすめの元正天皇の、氷高内親王と、きこえ給しに、ゆづりたてまつり給き。

○難波より、大和の平城の京へ、みやこうつりて。万葉集巻一に、和銅三年庚戌春三月、藤原宮より、寧樂宮に遷り給ひし時、御輿、長屋原に停りて、迥に、古郷を望みて、作り給ひし御歌、一書に云ふ、太上天皇〇統持御製云々と見え、また帝王編年記、和銅三年條に、三月、藤原宮より平城宮に遷ると見ゆ。本書、難波宮より、遷り給ひし由に云へるは、いかゞ。但、七大寺年表にも、本書と同く、難波宮より遷都し給ひし由見え、日本紀、天武天皇十二年十二月の詔に、凡都城宮室は、一處に非ず、必ず兩參を造るべし。故にまづ、難波に都せむと思ふ、是を以て百寮、おのく、往きて家地を請ふと、見えたれば、これより以後、必ずこの地にも都し給ひしこと知らるれば、かくも傳へ誤れるならん。○左右京、條坊を定め給ひき。下文に、これよりさきくも、代々、常に都うつり侍りしかども云々と、云ふが如く、上古は、天皇、位に即き給ふごとに、都を遷し給ひしかど、その境域、區劃の如きは、今より知らんよしなし。孝德天皇大化二年、改新の詔を下し給ひし時、初めて京師を修め、坊保の制を定め給ひしかども、幾もなくして、長柄豊崎宮に遷り給ひしかば、その事果して行はれしや、否を知らず。この天皇の、奈良に都を遷し給ひし、故よしは、續紀に詳にして、その左右京、及條坊を設け給ひしあり様は、日本靈異記等に散見し、又大和志に、平

これよりさきも。井本、さきく〱もニ作ル。

しるし下、杉本、有二て字一。かず。イ本、作レ數。

即ち當時政權を執る人を云ふ。今は不比等を指して、云ふなり。◯續紀和銅二年條に三月辛未、海陸兩道を取りて、新羅の使、金信福等を召す。同五月乙亥、この日新羅の使、金信福等、方物を貢す。壬午、金信福等を、朝堂に召して、宴を賜ひ、祿を賜ふこと差あり。並に、國主に絹廿疋、美濃の絁三十疋、絲二百絇、綿一百五十屯を賜ふ。この日、右大臣藤原朝臣不比等、新羅の使を辨官の廳内に引きて、語りて曰く、新羅の國の使、古より我朝に來ること常なり。然れども、いまだ一たびも、執政の大臣と、談話せしことなし。然るに、今日我自ら進みて、使者と面唔するものは、二國の好を結び、往來の親を成さむが爲なりと、云ひければ、使者、坐を避けて拜し、更に坐に復りて、對へて申さく、使者等は、本國卑下の人なり、然も王臣の命を受けて、聖朝に使することを得、幸已に甚し。況て、親く大臣の威容に接し、敎を受くることを得たるは、深く欣ぶ所なりと申す。六月丙戌、金信福等國に還ると見ゆ。◯國王大臣も云々、此ころなどは、云々。國王以下、著者の評なり。此ころは、著者中山忠親卿の時代を指していへるなり。

同三年三月に、難波より大和の平城の京へ、みやこうつりて、左右京の條坊をさだめ給き。これよりさきも、代々、つねにみやこうつり侍しかども、こゝならぬをば、申侍らず。この月に、不比等、興福寺をやましなより、ならの京にうつしたて給き。同六年、國〻の郡の名をしるし、さま〲の出くる物どものかずを、目錄をさせしめ給き。同七年十月、維摩會を、山階寺にうつしおこなひ給き。この會は

三月下、杉本、有二に字一。まいれりにしに。杉本、作二参れりしに一。不比等下、杉本、有二も字一。昔より下、イ本、有二異國の使に五字一。かうぶり。原本、作二かぶり一、今從二杉本一。かたおもぶき。イ本作二かたおもむき一。あひ給下、杉本、有二は字一。

してまいれりにしに、不比等、その使にあひ給にき。昔より執政の大臣のあふ事は、いまだなきこと也。しかれども、この國のむつまじき事を、あらはすなりこの給しかば、使ども、座をさりて、拜したてまつりて、うるはしく、又座につきて、使どもは、本國のいやしきものどもなり。王(キミ)の仰をかうぶりて、いまみやこにまいれり。さいはひのはなはだしきなり。しかるにかたじけなく、あひまみねたてまつりぬ。悦おそるゝ事、かぎりなしと申き。國王、大臣も、ときにしたがひて、ふるまひ給べきにこそ。此ころならば、かたおもぶきに、異國の人に、一の人のあひ給、なきことなりなどぞ、そしり申さまし。

○不比等右大臣になり給。續紀に、三月十二日丙午、右大臣正二位石上(イソノカミノ)朝臣麿(マロ)を、左大臣と爲す。大納言正二位藤原朝臣不比等を、右大臣と爲す云々、公卿補任同じ。○あひぐして。相ひ具しての義、具は、具備するをいふ。○うるはしく。端正の心。○ときにしたがひて、ふるまひ給べきにこそ。こその下に。あれと云ふ動詞を省く、語法の一格なり。ふるまひは、行ひの義。國王、大臣の如き、國政の大綱を司る人は、徒らに慣例舊規にのみ拘はるべきにあらず。時の宜きに從ひて、破格の處置あらんこそ、尤も肝要なれとなり。○かたおもむき。一概に。○一(イチ)の人。職原抄に、執柄は、必ず一の座の宣旨を蒙る。故に一の人と稱す。注に、また一の所と云ふと見ゆ。

天皇は、云々、八歳にやならせ給けむ。　聖武天皇は、大寶元年に生れ給ひしこと、下文に云ふが如し。　されば、文武天皇崩御の慶雲四年は、七歳に坐しませり。　本書八歳と云ふは、聖武天皇崩御の時の御年五十七才を以て數へたるなり。　下文、聖武天皇條を參看すべし。○このころこそ、二三にても、位につかせおはしますめれ。　この頃とは、序文に見えたる仙人と、尼との時代にて、取りも直さず、本書の著者、中山忠親卿の時代、即ち、鎌倉の初の頃をいふ。　神皇正統記、淸和天皇條に、我朝は、幼主、位に居給ふこと稀なりき。　此天皇、九歳にて即位、戌寅の年なり。　己卯に改元踐祚ありしかば、外祖良房の大臣、始て攝政せらると、見ゆるが如く、上古は幼帝の即位絶えて無りしが、この後、屢幼冲にして、踐祚し給ふことあり。　中にも、鳥羽天皇の五歳、近衛天皇の三歳、六條天皇の二歳にて、即位し給ふが如きことあるに至りしが故に、二三にても、位に即かせ坐すと云へるなり。　○慶雲四年七月十七日に、位につき給。　續紀に、慶雲四年六月、文武天皇崩ず。　廿四日、天皇〈元明〉東樓に御し、八省百官を召して、遺詔によりて、万機の政を見そなはす由を告げ給ふ。　秋七月十七日壬子、天皇大極殿に即位し給ふと見ゆ。　然るに、愚管抄、歷代皇記に、六月十六日即位に作るは、文武天皇崩御の日に當れば、遺詔を受け給ふ日によりて、云へるなり。○御年三十六。　續紀及本書、共に六十一歳崩に作れば、この時は、四十七歳とあるべし。　○武藏より、始めて銅を奉りしかば、云々。　續紀、和銅元年正月の詔に、武藏國秩父郡より和銅を献ず云々、慶雲五年を改めて、和銅元年と爲し、御世の年號と定め給ふ云々と見ゆ。

三月、不比等右大臣になり給、同二年五月に、新羅の使、さまぐ〵の物を、あひぐ

給し。杉本、作ニ給へりしー。十七日下、杉本、有ニに字ー。卅六、杉本、作ニ四十六ー。

三十にだにをよびたまはで、うせさせおはしましにし、いと心うかりしこと也。其時、聖武天皇は、いまだ、いとけなくおはしましき。八歳にやならせたまひけむ。このころこそ、二三にても、位につかせおはしますめれ。その程までは、さる事なかりしかば、御母にて、位につかせ給しなり。慶雲四年七月十七日、位につき給、御年卅六、世をしり給事七年なり。五年正月十一日に、武藏より、銅を、はじめてたてまつりしかば、年號を和銅とかへられにき。

○元明天皇。幼名阿閉(アベノ)皇女と申す。天智天皇第四の皇女、後に日本根子天津御代豊國成姫尊(ヤマトネコアマツミシロトヨクニナリヒメノ)と申す。○養老五年十二月四日崩。續紀、元正天皇養老五年條に、五月三日己酉、太上天皇聖體不豫、天下に大赦す云々、十二月六日、太上天皇、御病いよ〳〵重り給ふ。よりて天下に大赦し、諸寺をして、轉經せしむ。七日己卯、平城宮の中安殿に崩ず。時に春秋六十一云々と見ゆ。本書四日にかけたるは、未だ其據る所を詳にせず。○椎山陵。陵墓一覧に、奈保山東陵、奈良市大字奈良坂。○嬪姪娘(メイ)。嬪は、古訓ミメと云ひ、名目抄に、ヒムと訓めり。夫人に次ぎて、天皇の御寢に侍するものなり。大寶令には、嬪四員を置き、五位以上と定められたり。書紀、天智天皇七年二月條の註に、またの名、櫻井姫と見ゆ。この帝、及御名部の内親王を生む。○三十にだにをよびたまはで、うせさせおはしましにし。文武天皇、廿五歳にして、崩じ給ふこと、上に見ゆ。○聖武

養老五年云々、杉本、作ニ治七年、養老五年十二月四日崩、御年云々一。申き。杉本、作ニ申は一。

けふまでたえず。年號の制は、孝徳天皇元年に、大化の號を建てられしに始まれり。是より以前に、いはゆる異年號と稱し、端正、法興元等、種々の稱號ありと雖も、僧徒等の間に、私に用ゐられたるのみにして、一般に用ゐられたるものにあらず。かくて、大化の號は、六年に至りて、白雉と改められたりと雖も、當時は、いまだ、定制となりしにあらざれば、齋明、天智、弘文諸帝の御世には、設けられしことなく、天武天皇十四年、また朱鳥の號を立てられたれど、持統天皇の御世にはなく、この御世にも、四年まで年號を置かれざりしが、この時、大寶の號を立てられ、遂に定制となりしなり。○御子たち馬にのりて、云々。續紀、二年秋七月四日己巳、勅あり、親王の馬に乘りて、宮門に入ることを禁ずと見ゆ。○四年と申し五月五日云々、慶雲とかへられにき。續紀に四年五月十日壬午、備前國神馬を奉る。西樓の上に慶雲見ゆ。詔して天下に大赦す。元を改めて、慶雲元年と爲す云々と見ゆ。○二年と申しに云々、追儺といふ事ははじまれりしなり。續紀景雲三年條に、この年天下の諸國、疫疾して、百姓多く死す。始めて、土牛を作りて、大儺(ダイナ)すと見ゆ。本書、及扶桑畧記に、二年にかくるは誤れり。

第四十四、元明天皇、

養老五年十二月四日崩、年六十一、葬ニ大和國添上郡椎山陵一、

次の御門、元明天皇と申き。天智天皇の第四の御女、御母、蘇我大臣山田石川麿のむすめ、嬪姪娘也。このみかどは文武天皇の御母におはします。文武天皇、いまだ、

持ちて、簾中に入るなり。この釋奠は、文武天皇大寶元年二月に始る。禮記の王制に、菜を釋き、幣を奠きて、先づ師を禮すとあり。この故に、釋奠とは云ふなり。後漢の明帝は、孔子の宅に幸して、仲尼、並に七十二弟子を祠ると見えたり。また先聖とは、孔子を云ひ、先師とは、顔回を云ふ。古は周公を先聖と云ひ、孔子を先師とは申けるを、唐太宗、貞觀二年に改めて、先聖、先師とは、孔子、顔回を申すとかや。又神護景雲二年、孔宣父を改めて、文宣王と申す由、弘仁格に見えたり。今大學寮に納め奉る孔子十哲の影は、異國より渡りて、我朝累代の物なるべし、と云へるによりて明なり。○對馬より、はじめて、銀をまいらせたりしかば云々。本書は、扶桑畧記に、白銀を貢すとあるに據りて書り。然るに續紀に、三月廿一日甲午、對馬島金を貢す。元を建てゝ、大寶元年と爲すと見ゆれども、同年八月丁未の條に、是より先に、大倭忍海郡人、三田首五瀬を、對馬島に遣はして、黄金を冶ひ成さしむ。是に至りて、詔して、五瀬に正六位上を授け、封五十戶、田十町、並に絁、綿、布、鍬を賜ひ、依りて雜戶の名を免ず。對馬島の司、及郡司、主典已上に、位一階を進む。その金を出す郡司には、二階、金を獲る人、家部の宮道に、正八位を授け、並に絁、綿、布、鍬を賜ひ、其戶は、身を終るまで、百姓は三年を復せしむ。又贈右大臣大伴宿禰御行ノ首、五瀬を遣はして、金を冶はしむ。因りて、大臣の子に、封百戶、田四十町を賜ふと見えたる注に、年代曆に云ふ、後五瀬が詐欺發露するに於て、贈右大臣が、五瀬の爲に誤らるゝを知ると云へば、黄金の出てたるに非ること明なり。なほこの事、續日本紀考證に、大日本史を引きて說あり。また群書類從に、對馬貢銀記あり。後のものながら、參考すべし。○この後より、年號あひつゞきて、

出いり下、杉本、有ニし字ー。世中、心ちれこりて。杉本、作ニ世中の疾れこたりてー。

見えたり。○草座。草にて、編みたる座具。○第三の仙人。扶桑畧記に引く役公傳に、唐國四十仙人中、第三座なりと見ゆ。

二月丁未日、釋奠ははじまること、うけたまはり侍き。三月廿一日に、對馬よりはじめて、銀(しろかね)をまいらせたりしかば、大寶元年と、年號を申き。この後は、あひつゞきてけふまで、たえず侍にこそ。二年と申し七月よりぞ、御子たち、馬にのりて、こゝのへのうちに、出いり給事は、とゞまりにし。四年と申し五月五日、大極殿の西の樓のうへに、慶雲見えしかば、年號を慶雲(きやううん)とかへられにき。二年と申しに、世中心ちおこりて、わづらふ人おほかりしかば、追儺(ついな)といふ事は、はじまれりしなり。

○釋奠。續紀に、大寶元年二月十四日丁巳釋奠す。註に釋奠の禮を注すること、是に始ると見ゆ。公事根源、二月上の丁の日條に、釋奠、是は年に二たび、二月と八月とにあり。上の丁(ヒノト)の日、必ず行はる。若し日蝕國忌、祈年祭などにあたれば、中ノ丁にあり。大學寮にて行はる。孔子、ならびに十哲の影を祀らる。上卿辨、少納言など參りて、廟拜に立ち、宴穏の座に就く。文章博士題を出す。孝經、禮記、毛詩、尙書、論語、周易、左傳年に回りて用ゐる。明日、釋奠の胙(ヒモロギ)參ゐらす。藏人持ちて、朝餉(アサカレヒ)の間に進む。藏人、また一人、御手水の間の方の簀子にて、あれは何ぞの物ぞと云ふ。藏人答へて、ふんやのつかさの奉れる、昨日の釋奠の胙と、文字を長く云ひて、高く捧げ

さりながらも。杉本、先ニも字ニかだく。杉本ニ、作レすく

ち、そらへこびのぼりて、我身は草座にゐ、母の尼をば、鉢にのせて、唐へわたり侍にき。さりながらも、本所をわすれがたくして、三年に一度、このかづらき山さ、ふじのみねへこは、きたり給なり。とき〴〵は、あひ申侍り。唐にては、第三の仙人にて、おはするよしぞかたり給。

○五年正月に、不比等中納言になりて云々。扶桑略記に、五年正月云々、この月、藤原不比等、中納言に任じ、即日、大納言に任ぜらる。時に年四十二とあるに據れり。然れど續紀、大寶元年〇即位五年條に、三月甲戌朔廿一日甲午、始めて、新令によりて、官名位號を制す。親王、明冠四階、諸王、淨冠十四階、合せて十八階、諸臣正冠六階、直冠八階、勤冠四階、務冠四階、追冠四階、合せて三十階、外位は直冠正五位上階に始りて、進冠少初位下階に終る。合せて二十階、勳位は正冠正三位に始りて、追冠從八位下階に終る。合せて十二等、始めて冠を賜ふことを停めて、易ふるに位記を以てす云々、左大臣正廣貳多治比眞人嶋に正二位、〇中略直廣壹藤原朝臣不比等に正々三位を授く云々、又諸王十四人、諸臣百五人、位號を改めて爵を進む、各差あり云々、中納言正々三位藤原不比等を大納言と爲す。この日、中納言の官を罷むと見え、又公卿補任大寶元年條に、中納言藤原不比等、三月十九日、任中納言を停めて、大納言と爲す。また大納言藤原不比等、三月廿一日任、元中納言と云へれば、その敍位は、正月にあらずして、三月なること明なり。○役行者云々。勅免の事、續紀に見えず。靈異記、及び扶桑畧記に引く爲憲記、及び役公傳、また上に引ける元享釋書等に

やがてノ三字、杉本ナシ。

と。和尚、敎を受けて、始めて禪定を習ふ。悟る所稍多し。後使に隨ひて、歸朝せむとする時、三藏持つところの舍利、經論を、盡く和尚に授けて云はく、人よく法を弘む。今この文を以て、汝に付屬すと。また、一の鐺子を授けて云はく、これは吾西域より持ち來りしものなり、物を煮、病を養ふに、靈驗神の如しと。和尚拜謝して、啼泣して別る。〇中略本朝に歸りて、元興寺の東南隅に、別に禪院を立てゝ住す。和尚に從ひて、禪を學ぶもの、漸く多し。後天下に周遊して、或は路の傍に井を穿ち、或は諸處の渡りに船を儲け、橋を造れり。山城國宇治橋も和尚の創建なり。かく周遊すること十年にして、勅請によりて還り、禪院に住すること初の如し。或は三日に一たび起き、七日に一たび起きて、禪定を修む。一日倏忽として、香氣その房中より出づ。弟子驚き怪みて、行き見るに、和尚、繩床に端坐して、氣息あることなし。時に年七十二、弟子等、その遺言を受けて、栗原に火葬す。火葬是より始まる。世に傳へ云ふ、火葬畢りて、親族と弟子と爭ひて、その遺骨を斂むとするに、風忽に吹き來りて、灰骨を吹き上げ、その所在を知らず。後、都を平城に遷し給ひし時、和尚の弟、及弟子等、奏して禪院を、新京に建つ。今の平城右京の禪院是なり。此院に經論多し、書跡正楷にして、錯誤あらず。皆和尚の將て來る所なりと見ゆ。なほ元亨釋書にも、その詳傳出でたり。

五年と申し正月に、不比等中納言になり給て、やがてその日、大納言になり給にき。その月こそ、おぼえ侍る、役行者、伊豆國よりめしかへされて、京にいりての

でゝ、寺の庭にめぐりて、やゝひさしくして、其ひかり、にしをさして、ゆきさりてのち、道昭、繩床に端坐して、命をはりにしかば、弟子ども、火をもちて、はふりて、その骨をとらむとせしに、にはかにかぜふきて、はいだにもなく、まきうしなひてき。日本に火葬は、これになむはじまり侍し。

○道昭和尚。和尚は、梵語に、鄔婆遮迦と名く。傳へて于闐國に至りて、和尚と云ひしを、遂に本邦に傳へたるなり。支那には、力生と名く。師の義なり。出家はその父母の家を去りて、法門に入り、師は弟子の法身を生長せしめ、功徳の財を出して、智慧の命を養ふが故に、師たる和尚を、力生と云ふなり。道照は、續紀、文武天皇四年條に、三月庚戌朔己未、道照和尚物化す。天皇甚だ悼み惜みて、使を遣はして弔はしめ給ふ。和尚は、河内國丹比郡の人なり。俗姓は船連、父は惠釋、少錦下なり。和尚、戒行缺くる所なく、尤も忍行を倘ぶ。ある時、弟子その性を究めむと欲ひて、竊に便器を穿ち置きしかば、漏れて被服を汚しぬ。和尚笑ひて、放蕩小子人の床を汚すと云ひて、また一言も云ふ所なし。孝徳天皇、白雉四年、使に隨ひて入唐し、玄弉三藏に遇ひて、業を受く。三藏、特に愛して、同房に住ましめ、語りて云ひけるは、吾昔、西域に往きし時、路に飢ゑしかども、食を乞ふに處なし。時に一沙門あり、手に梨子を持ちて、吾に與へて食はしむ。吾これを食ひて後、氣力日に健かなりき。今思ふに、汝は彼の梨子を持ちたる沙門なりと云へり。また語りて云はく、經論深妙にして、究め知ること、誠に難し。禪を學びて、東土に傳ふるに如かず

に過ぎざれども、姑く形を見る邊に於て應身と云ひ、是は實物にあらず。影なりと云ふ邊に於て、化身とするなり。◯そのむなしきことを觀ずるは法身の理なり。法身は、無相の眞理なり。故にその鏡中に映ずる影の空なることを觀ずる底に於て、法身と云へるなり。◯この一段、扶桑畧記に據れりと見ゆ。大安寺縁起に、持統天皇崩じて、文武天皇立ち給ひし時、九重塔を起し、七寶物を施入し給ひき。又寺内に於て、五百人を度し、天智天皇御願を追感して、丈六の尊像を造らむと欲し、良工を招き求め給へども、いまだその人を得ず。天皇よりて合掌して、本尊に向ひて、發願し給はく、願くは、木聖に逢ひて、金容を刻み奉らむと、その夜一沙門あり、天皇に申さく、往年の像を造りしものは化人なり、重ねて來るべきにあらず。また良匠ありとも釿斧の蹤きなきにあらず。畫師と云ふとも、丹青の訛りなきにあらず。よろしく大鏡を佛前に懸けて、その映れる像を拜すべし。その映れる像は、圖せるにもあらず、造れるにもあらず、三身具足せり。その形は應身の躰なり。その影は化身の相なり。その空を觀れば、法身の理なり。功德勝利、これに過ぎたるはなし。天皇覺めて如來の應厢を知りて、大に喜び給ひ、即ち大鏡を以て佛前に懸け、五百の僧を請じて、大供養を設く云々と云へり。

四年と申し三月に、道昭和尚と申し人のむろのうちに、にはかに光みちて、かうばしき事、かぎりなし。道昭、弟子をよびて、このひかりを見るやと、とひしに、弟子みゆるよしをこたへしかば、道昭、ものないひそといひし程に、むろより光い

佛前。杉本、作二佛の前一。

おほきなるかゞみを、佛前にかけて、五百人の僧を請じて、供養したてまつり給き。眞實の功徳とおぼえ侍しことなり。この比も、此思ひをなしてする人侍らば、いかに、めでたき事にか侍らん。

○佛師。佛像を製作する工人を云ふ。○化人(ケニン)。神佛の、かりに人と現れたるものをいふ。又化(ケ)身(シン)、權者(ゴンジヤ)、權化(ゴンゲ)とも云ふ。○そのゝつまづきあるべし。繪師の筆の誤りに對へて、佛師は斧、または鑿(ノミ)を以て佛像を作るものなれば、そのゝ誤り時になきにしもあらずと云へるなり。○三身具足。三身とは、一に法身、二に報身、三に應化身也。應化身は、又單に應身、若しくは、化身とも云ふ。法身とは、理体(即無相)にして、眞如實相を身にするが故に云ふ。報身とは、具体(即有相)にして、彼の理体を證悟せしものの名なり。功を積み、徳を累ねたる行因に報いし結果なるが故に、報身と云ふ。應化身とは、理智冥合の覺作より、種々の身を變化して、衆生を濟度する身を云ふ。八相成道の佛は、即ち是なり。○其かたちを見るは應身の躰なり。法相宗所立の報身に二種あり。一は自受用報身、一は他受用報身にして、是を勝應身と云ひ、變化身、即ち化身を以て、劣應身と名く。さて報身は、正しく佛の實身なれば、その鏡の中に映ずる佛の形を取りて、勝應身、即ち他受用報身の躰とするなり。されば、此處に、應身といふは、即ち報身の意なることを知るべし。○其かげをうかゞうは、化身の相なり。化身、即劣應身は、佛の實身にあらず。一時變化のものなれば、鏡中に映ずる影を取りて、化身といふなり。但鏡中に映ずるものなれば、何も同一の影像

「申給しに。杉本、作ニ申給しかば。」

みまへ。イ本、作ニ御前。」

の明ざるに島に歸るを常とす。大寳元年赦さる。京師に近く時、空を凌ぎて飛去る。小角脊て攝州箕面山に在り。この山に瀧あり。小角夢に瀧の口に入りて、龍樹大士に謁すと見、覺めて後伽藍を搆ふ。箕面寺是なり。世に曰ふ、小角自ら草座に坐し、母を鉢に載せて、海に浮びて唐に入ると云へりと見ゆ。

六月に、御門、丈六の佛像をつくりたてまつらんとて、佛師のよからんを、もとめ給しに、その人なかりしかば、御門、大安寺に行幸ありて、佛の御まへに、たな心をあはせ、願をおこし給て、よき佛師にあひて、此佛をつくりたてまつらんと、申給しに、其夜の御夢に、一人の僧ありて、この寺の佛を、つくりたてまつりしは、化人也、又きたるべきにあらず。たとひ、よき佛師にあひ給とも、なを、をのゝつまづきあるべし。たとひよき繪師にあひ給とも、いかでか、筆のあやまちなからん。たゞ、おほきならんかゞみを、佛のみまへにかけて、そのうつり給へらん影を、禮したてまつり給へ。かけるにもあらず、つくれるにもあらずして、三身具足し給はむ。其かたちを見るは、應身の體なり。其かげをうかがふは化身の相なり。そのむなしきことを觀ずるは、法身の理なり。功德のすぐれたる事、これにすぎたるはなかるべしと申き。御門、御夢さめ給て、如來の御願に應じ給ことを悦給て、

故に遠處に配す。世に傳ふ、小角、能く鬼神を役使して、水を汲み、薪を採らしむ。若命を用ゐざれば、咒を以て縛すと見え、また日本靈異記卷上、一代要記、天武、文武、二朝の條に引く、箕面寺緣起、袖中抄等に見えたり。今、後のものながら、委しきに就きて、元亨釋書を抄出すれば、その卷の十五に云ふ、役小角は、賀茂役公氏、今の高賀茂氏なり。和州葛木上郡茆原村の人、少くして、敏悟博學、兼て佛書に通ず。年卅二の時、家を棄てゝ葛木山に入り、巖窟に居ること三十餘歲、藤がつらを衣と爲し、松の實を食ひ、孔雀明王の咒を持し、五色の雲に駕し、仙府に優遊し、鬼神を驅逐して使令と爲す。日域の靈區に、修行すること、殆と徧し。一日、山神に告げて云はく、葛木嶺より金峰山に度る道、危嶮にして、苦行を事とするものも、なほ艱めり。汝等石橋を架して行路を通ずべしと、衆神この命を受けて、よなよな岩石を運びて、營み造る。小角また神を呵りて云ふ、何ぞ早く造り了らざる歟と、神對へらく、葛城峰に坐す一言主神、その形甚だ醜きが故に、夜のみ工役を爲して、晝出て來らざるが故に、遲なはるゝなりと、小角、即ち一言主神を促すと雖も從はず。小角怒りて、神咒を以て、縛して深谷に繫けり。こゝに一言主神、宮人に託して曰く、我は朝家に寇せんとするものを防ぐ神なり。竊に役小角を見るに、國家を窺ふが如し、急に處分せずば、危かるべしと、文武帝、詔を下して、小角を召す。小角空に騰りて飛去りて、追捕することと能はず。官吏、計を設けて、その母を捕ふ。小角、已を得ずして自ら來りて、囚に就く。便ち豆州大島に配流す。居ること三年、晝は禁を守りて居り。夜は必ず富士山に登りて、行を修す。その往復に海を踏みて、行走すること陸を行くが如く、その疾きこと、飛鳥も及ぶべからず。夜

はで、つかひ歸まいりて、此よしを申しかば、行者の母を、めしとられたりしおり、すぢなくて、母にかはらんがために、行者まいれりしを、伊豆の大島へは、ながしつかはしたりしに、ひるは、おほやけにしたがひたてまつりて、その島にゐ、よるは、ふじの山に行て、をこなひき。

○役行者。　役は氏にて、賀茂役小角といへり。　行者とは、諸國を遍歷して、佛道を修行する人をいふ。　小角は、修驗者、即ち山伏道の開祖なり。○孔雀の神呪を保ち。　孔雀は孔雀明王にて、具さには、佛母大孔雀明王と云ふ。　常に孔雀に駕するが故に、この名あり。　神呪は、もと支那に行はれたる禁厭（マジナヒ）の法にして、呪文を唱へて、不思議を現ずるものなり。　さて彼の孔雀明王の陀羅尼は、この神呪に類するが故に、陀羅尼をも呪と云へり。　今はその陀羅尼を云へるなり。　○みたけ。　金峰山を云ふ。　○心もとながり。　不安心。　○人ことぬしの神。　人（ヒト）は一の借字にて、即ち一言主神也。雄略天皇葛城山に獵りし給ひし時、この神顯はれ給て、問答し給ひしこと、上卷に見えたり。　延喜式に、大和國葛上郡葛木に坐す一言主（ヒトコトヌシノ）神社と見え、古事記傳に、今、森脇村と云ふにありと云へり。　また土佐國の土佐神社は、この神を祭りて、現に國幣中社なり。　○すぢなくて。　條理（スヂ）なくの義にて、俗にせんかたなく、巳むを得ずなどいふ心。　○續紀に、三年夏五月甲寅朔丁丑、役小角を伊豆島に流す。　初め小角、葛木山に住みて、呪術を以て稱せらる。　外從五位下韓國廣足、これを師と爲しが、後にその能の己に勝れたるを妬みて、小角、その術を以て、世人を惑はすと讒す。

杉本、有ニに字一。○廿一年下、杉本、有ニ也字一。

いは橋。杉本、作ニ石橋一。

なを〳〵。杉本、作ニなを一。

そのゝち。イ本、作ニ其後一。

國の人なり。ひろく物をならひ、ふかく三寶をあふぎて、卅二といひし年より、此かづらき山にこもりゐて、三十餘年の程、ふぢのかはをき物とし、松のはをくひ物として、孔雀の神咒をたもちて、さま〴〵のげむをほどこしき。五色の雲に乗て、仙宮にいたり、鬼神をつかひて、水をくませ、たき木をとらす。又みたけと、このかづらきのみねとに、いは橋をわたせと、この鬼神どもにいひしかば、よるよる、いはほをはこびて、けづりとゝのへて、すでにわたしはじめし程に、行者、心もとながりて、ひるも、たゞ、かたちをあらはして、わたせとせめしを、人ことぬしの神、わがかたちのみにくきことをはぢて、なを〳〵、よる〳〵ばかり、わたし侍りしかば、行者いかりて、神咒をもちて、此ひとことぬしの神をしばりて、たにのそこになげいれてき。そのゝち、ひとことぬしの神、御門にちかくさぶらひし人につきて、われは御門の御ために、あしき心をおこす人を、しづむるものなり。役行者、みかどをかたぶけたてまつらんと、はかると申しかば、宣旨をくだして、行者をめしにつかはしたりしに、行者、そらに飛あがりて、とらふべきちからもをよ

慶雲云々、杉本、作治十一年、慶雲四年丁未六月十五日崩、御歳二十五、后二人、御子一人、葬大和國檜隈古山、安昌岡上陵。○申き、杉本、作申は、皇子。杉本、作皇太子。本傍註、有道號閣本天皇六字。○第二子。杉本、作一の御子。○母、元明天皇なり、イ本、作母は阿閉皇女、天智天皇の女也。○丁酉。杉本、作大長三。○一日下、

り。○十年と申しに、位をさり給て、太上天皇と申し侍りき。書紀に十一年八月乙丑朔、天皇策を禁中に定めて、位を皇太子に讓り給ふと見ゆ。されば、本書、及び一代要記に、十年と云ふは誤れり。太上天皇は、令義解に、太上天皇は、讓位の帝を申すと云へり。畧して太上皇、または上皇ともいふ。扶桑畧記に、舒明天皇、太上天皇と稱し給ひし由云へれど、他の古書に見えざれば誤なるべし。かくて、正く正史に見えたるは、この天皇を以て始とす。

第四十三、文武天皇、慶雲四年崩、年廿五、葬二大和國檜前安古岡上陵一、

次の御門、文武天皇と申き。天武天皇の御子に、草壁の皇子と申し皇子の第二子、母元明天皇なり。丁酉のとし八月一日、位につき給、御年十五、世をしり給事十一年、

○文武天皇。初め輕皇子と申し、後に天之眞宗豐祖父天皇と稱す。一代要紀には、天津足根豐大父天皇とも稱せり。○年廿五。續日本紀享年闕く。下文、御年十五とあるに合へり。懷風藻、扶桑畧記、一代要記、愚管抄、皇代記等並に同じ。○檜隈安古岡上陵。陵墓一覽に、高市郡坂合村大字栗原。○草壁の皇子。またの御名日並知皇子と申す。續紀、文武天皇條細註に、天平寶字二年八月戊申、勅あり、尊號を追崇して、岡宮御宇天皇と稱すと見ゆ。○阿閉皇女。下文元明天皇條に、天智天皇第四の御女、御母蘇我大臣山田石川麿のむすめ、嬪姪娘なりと云へり。

三年と申し五月に、役行者を、伊豆の國へながしつかはしてき。その行者は、大和

后天皇の位に即き給ふ。公卿百寮、羅列し回り拜みて、手を拍つと見ゆ。○七年と申し云々、踏歌ははじまり侍りし。書紀七年の條に、正月辛卯朔丙午、漢人踏歌（アラレハシリ）を奏（ツカマツ）ると見え、翌年正月十六日にも、同じことと見えたり。故飯田武卿翁の説に、その始、漢土の人の、己が國俗を奏せしが、移りて、終に吾國の朝儀となれるなりと云へり。公事根元に、踏歌節會、正月十六日、踏歌と云ふは、正月十五日の男踏歌の事にて侍るべし。近頃行はれ侍るは女踏歌なり。それは十六日なり。光源氏の物語などにも、多くは男踏歌の事を申侍るにや。大かた正月十五六日は、月の比なれば、京中の男女の、聲よく物うたふを召し集へて、年始の祝詞を作りて、舞を舞はせなどせられ侍りし故に、踏歌とは申すなめり。天武天皇三年正月に、大極殿に渡御なりて、男女別つことなく、闇夜踏歌の事ありと見えたり。然は月の頃ならねども、烏羽玉の闇の夜にも有りしにや。持統天皇の御時には、漢人踏歌を奏し、唐人踏歌を奏す、聖武天皇天平の頃は、踏歌の儀はてゝ、祿を給ふとて、仁義禮智信の五文字を短籍に書きて、是を人々に探らしむ。仁の字に探り當りたる者には、ふとき絹を賜ふ。義の字に取り當りたるものには、絲を賜ふ。禮の字には、綿を賜ふ。智の字には布を賜ふ。信の字には段常の布を賜ふ。いと興ありしことにや。又同き御時、踏歌の宴には、六位以下の人々、琴を引きて歌ひて曰はく、新き年の始めにかくしこそ仕へ奉らめ萬代までに、延暦十四年の正月には、詩を作りて歌ひけるとかや。云々、踏歌節會をば、あられはりしのとよのあかりとも申すにや。或はあられまじりと、宣命の譜には讀めり。此ノ殿、竹川などを歌ひて、高巾子（カウコジ）綿ノ花を付る事は、男踏歌の事なるべし。今の代に行はるゝは、十六日の女踏歌なんかしと云へ

大寶二年云々。杉本、作三治十年、大寶二年壬寅、十二月十日崩、御年五十八、葬三大和國高市郡三檜隅大内陵、一申き。杉本、作二申に二申侍き下、杉本、そのいち四年にはします、十一字アり。

て、井花水を汲むべきの事、彌勒三會の曉を繼しむる故に、三井寺と爲す云々と云へり。

第四十二、　持統天皇、　大寶二年十二月十日崩、年、葬三大内陵一、天武同陵、此後火葬、

次のみかど持統天皇と申き。天智天皇の第二御女、天武天皇の后也、御母山田大臣石川麿女越智姫也。丁亥の年を元年として、第四年に位につき給て、世をしり給ふ事十年なり。七年と申し正月にぞ、踏歌ははじまり侍りし。十年と申しに、位をさり給て、太上天皇と申侍き。

○持統天皇。初め鸕野讃良皇女と申し、後高天原廣野姫と申す。○十二月十日崩ず。續日本紀、大寶二年條に、十二月乙巳、太上天皇不豫、天下に大赦し、一百人の出家を度す。四畿内をして、金光明經を講ぜしむ。甲寅、太上天皇崩ず。遺詔して、素服哀を擧るなからしめ、内外文武の政務を執ること、常の如く、喪葬の事は、務めて儉約に從はしめ給ふ由見ゆ。而してこの甲寅の日は、廿二日なれば、本書は誤れり。○御年五十八。皇胤紹運錄、神皇正統記、一代要記同じ。續紀享年を記さず。○大内陵。上に云へるが如し。○丁亥の年を云々、四年と申しゝに、位につき給ふ。書紀に、朱鳥元丙戌九月九日丙午、天武天皇崩ず。皇后朝に臨みて、政を聞しめす。元年云々、この年、太歲丁亥、また四年の條に、四年春正月戊寅の朔、物部麿朝臣、大盾を樹て、神祇伯中臣大島朝臣、天神壽詞を讀むこと畢りて、忌部宿禰色夫知、神璽劒鏡を皇后に奉る。皇

刻し、法文を繕寫し、大法會を開き給ひし後、藤原の宮に崩ずと見ゆ。〇十四年と申し十月廿三日云々。扶桑畧記に見ゆ。〇やまとのくにより、あかきさじをたてまつれりき。紀に十五年秋七月廿日、元を改めて朱鳥元年と云ふ。（〇朱鳥此云阿訶美苦利）因りて宮を名けて、飛鳥の淨見原宮と云ふと見ゆ。〇大伴皇子云々、三井寺をつくり給ひし也。著聞集釋敎第二に云ふ、知證大師御起文に云ふ、予、山王の御語に依りて、大唐國に渡り、佛法を受持し、本朝に還る時に、海中に老翁あり。予が船に現して侑く云々、近江國志賀郡園城寺に到り、住僧等に案內す。玆に、僧等。案內を知らずと云へれば、一人の老比丘、名を敎待と云ふもの、出來りて云はく、敎が年百六十二なり。この寺、建立の後、百八十餘年を經、建立の壇越の子孫ありと云ひて、去つてその氏人を呼ぶ。姓名は、大友の都堵牟麿と云ふ。出來りて云く、都堵牟麿、生年百四十七なり。此寺は、先祖大友與多、天武天皇の御爲に、建立する所なり。此地、先祖大友大政大臣の家地なり、四至を堺し、宛て給はる。敎待大德、年來云はく、此寺を領すべき人、渡唐せれば、遲く還り來るの由、常に語る。然るに、今日、已に相待つ人來れり、出て會ふべしと云へれば、今この寺を以て、付屬し奉る云々、この寺の名を問ふに、御井寺と云ふ。その情は如何、氏人答へて曰はく、天智、天武、持統三代の天皇、生れまし給ふ時、御湯行水この地內の井を汲みて、浴し奉るが故なりと云ふ。予、この緣起を問ひ、漸く地形を見るに、宛も大唐靑龍寺の如し。依て付屬を受け奉り畢て、別當西塔共に、本山に還る。即內裏に參り、奏して由を申し、急に唐坊を造り、佛像法門を、この寺に運び移して、御井寺を改めて三井寺と爲す。何となれば、件の井水、三皇用ゐ給ふが上、この寺、傳法灌頂の庭と爲

備後國司、白雉を龜石郡に獲て貢る。乃ち當郡の課役を悉く免じ、天下に大赦すとのみ見えて、白鳳元年と改元せられしことと見えず。○かはらてらにて、はじめて一切經をかゝしめ給き。川原寺は、一名弘福寺、大和國高市郡川原村にあり。さて此こと、書紀に三月、是月、書生を聚めて、始て、一切經を川原寺に寫すとあり。○九年と申し十一月に、云々、藥師でらをたてさせ給しなり。書紀に云ふ、九年十一月癸未、皇后病に罹り給ふにより、皇后の爲に、藥師寺を建て、一百僧を度せしむ。是によりて、病平ぎ給ふことを得たりと見え、また藥師寺緣起に、天武天皇即位八年庚辰

○書紀壬申の年を以て、天武天皇元年と爲す。故に庚申の歳は、即位九年なり。この緣起は、壬申の歳を以て、弘文天皇御世と爲し、癸酉の歳を以て、天武天皇元年と爲す。故に紀の九年は、八年に當り、一年の差を生す。その正否は固より後者を正しとす。

十一月、皇后病に罹り給ひて、藥石効なし。依りて病を除き、命を延むがために、丈六の藥師佛像を鑄奉る願を發し給ふ。こゝに靈驗忽ち顯れて、皇后の病愈ゆ。天皇大に歡感ありて、金銅の像を鑄給ひしが、いまだ畢らずして、十四年秋九月九日、天皇明香淸御原宮に崩じ、皇后帝位を嗣ぎ給ふ。持統天皇是なり。先帝の志を繼ぎて、高市郡に寺を立て、佛像を安置し給ふ。本藥師寺是なり云々と見ゆ。是亦七大寺の一となす。○十三年と申しに云々、本意のことく、供養したてまつり給き。扶桑畧記に、大安寺緣起を引きて書るに據れりと見ゆ。大安寺緣起に云ふ、天武天皇十三年、天皇不豫、是に於て、東宮草壁皇子、勅を奉じて、諸王臣百官人等を率ゐて、共に大官大寺に詣りて、各發願し給はく、天皇この寺に大法會を開かむと願ひ給ふ。然るに、その願、未だ果さずして、崩り給はむとす。縱、定業と雖も、願くば三年の御壽を延べて、この大願を遂げしめ給へと、時に天皇願の如く、實算を延べ給ふと夢み給ひき。されば、三年の間に、願の如く、佛像を鏤

願。井本、作二大願一。

皇子の子、父。杉本、作二御子與多王父一。

へ、此願をとげさせたてまつらんと祈申しに、御門、御夢に、御命のび給よし、御らんぜられて、御病をこたらせ給にしかば、三年のあひだ、佛をあらはし、經をうつして、本意のごとく、供養したてまつり給き。十四年と申し十月廿三日、てんむことごとくにみだれ、星のおつる事、雨のごとく侍りき。十五年と申しに、やまとのくにより、あかききじをたてまつれりき。さて朱鳥元年と年號をかへられにき。あくる年、大伴皇子の子、父の、の給はせをきしによりて、三井寺をつくり給し也。

○野上の宮。書紀、六月丁亥の條に、天皇、行宮を野上に興して、居(おは)しますと見え、續紀、天平寶字元年十二月壬子の條に、大政官奏す。尾張宿禰大隅、淡海朝廷、諒陰の際、義警蹕を興して、潜に關東を出づ。大隅參り迎へて、私第を掃清して、遂に行宮を作り、軍資を供助すと見え、和名抄郡鄕の部に、不破郡野上と見えて、訓闕けたれど、今按ずるに、のゝへと訓むべし。○つくしより、足みつあるすゞめのあかきを、たてまつりしかば云々。扶桑畧記に、八月、天皇野上宮に幸し給ふ、年號を立てゝ朱雀元年と爲す。大宰府、三足の赤雀を献ず、仍りて、年號と爲すと見ゆ。○備後國より、あかききじをたてまつりしかば云々。扶桑畧記に、二年三月、備後國白雉を進る。仍りて改めて白鳳元年と爲す。白鳳合せて十四年に至ると見ゆ。されど、書紀には、二年三月十七日、

白鳳。イ本、作二白雉一。

及群臣皆逃ぐ。唯物部連麿、及び一二舍人從へるのみなりき。廿四日、諸將軍筱波に會して、左右大臣、及諸罪人等を探り捕ふ。廿六日、諸將不破宮に詣りて、大友皇子の頭を捧げて、營前に獻りき。八月廿五日、高市皇子に命せて、近江の群臣の罪狀を糺さしめ、重罪八人を死刑に處し、右大臣中臣連金を、淺井の田根に斬り、左大臣蘇我赤兄、大納言巨勢比等、及その子孫、並に中臣連金が子、蘇我果安が子を流刑に處し、他は悉く赦す。廿七日、諸の功勳あるものを優賞し、九月八日、不破宮を廢して、十二日倭京に至り、十五日、更に岡本宮に遷り給ひ、十二月四日、大に諸功臣を賞して冠位を增し加ふ。仍りて、小山位より以上を賜ふこと、差ありと見ゆ。

八月に、御門、野上の宮にうつり給たりしに、つくしより、足みつあるすゞめのあかきをたてまつりしかば、年號を、朱雀元年とぞ申侍りし。あくるとしの三月に、備後國より、しろききじをたてまつりしかば、朱雀といふ年號を、白鳳とぞかへられにし。三月に、かはらでらにて、はじめて、一切經をかゝしめ給き。九年と申し十一月に、后宮、御病によりて、藥師でらをたてさせ給しなり。十三年と申しに、御門れいならずおはしまして、東宮をはじめたてまつりて、百官、大安寺にまうでゝ、御門、此寺にして、法會をおこなはんとおぼす御願あるを、はたしとげたまはずして、やみなむとす。たとひ定業なりとも、三年の御命をのべたてまつり給

を遣はし、數万の兵を率ゐて、不破より近江に入らしむ。また別に多臣品治に命じて、三千の兵を率ゐて、莿萩野に屯せしむ。時に近江の朝庭、山部王、蘇我果安、巨勢比等等に命じて、不破に向はしめむとして、犬川上の邊に軍す。時に山部王は、果安、比等が爲に殺され、軍兵進まず。果安自殺し、將軍羽田公矢國、また吉野の軍に降る。四日、近江の將軍大野果安、大伴吹負を乃樂山に擊ちて、大に之を破る。五日、近江の別將、田邊の小隅、吉野の將田中足麿が守れる倉歷の營を襲ひて、大に之を破る。六日、小隅、兵を進めて、莿萩野の營を攻めて、利あらずして退く。七日、村國男依、近江の軍と、息長横河に戰ひて、破りてその將、境部の藥を斬る。九日、男依、近江の將、秦友足を、鳥籠山に討ちて、これを斬る。この日、東道將軍紀臣阿閉麻呂、倭の京の將軍大伴連吹負、近江の軍の爲に敗らるゝことを聞きて、兵を分ちて、置始連菟をして、千餘騎を率ゐて、急に倭京に馳せ、十三日、男依、安河の邊に戰ひて、社戸臣大口、土師連千島を獲、栗太の軍を討ちて、之を追ふ。廿二日、男依等瀬田に到る。時に大友皇子、及び群臣等、橋の四方に於て陣を成し、旗幟野を蔽ひ、鉦皷天に震ふ。その將智尊、精兵を率ゐて先鋒と爲り、橋板を斷つこと三丈許りにして、これに一長板を置き、板を踏みて度らむとするものあれば、板を引きて墮さむとす。大分君稚臣、長矛を棄て、刀を拔きて、急に板を踏みて度る。近江の軍、乱れて散り走る。智尊、刀を拔きて退く者を斬ると雖も、止ること能はず。智尊戰ひ死し、軍遂に敗れ、大友皇子、及び左右大臣等、僅に免れ逃ぐ。この日、三尾城もまた陷る。廿三日、男依等、近江の將犬養連五十君、谷直鹽手を栗津に斬る。是に於て、大友皇子爲す所を知らず、山崎に隱れて、自ら縊れ給ふ。時に左右大臣、

鈴鹿の山道を塞ぎ、朝明郡迹太川の邊に到りて、天照大神を遙拜し給ふ。時に大津皇子、大分君惠尺、難波吉士三綱等を從へてまうで來、天皇大に喜び給ふ。時に男依、使を上りて、美濃の兵三千をして、不破の道を塞ぎたる由を奏す。是に於て、高市皇子を不破に遣はして、軍事を監せしめ、又山背部小田、安斗連阿加布を遣はして、東海諸國の兵を發せしめ、稚櫻部臣五百瀨、土師連馬手を遣して、東山諸國の兵を發せしむ。この時、近江朝庭、皇太弟天武の、東國に入り給ふことを聞きて、大に驚き、群臣悉く愕きて、京内震動す。大友皇子策を群臣に尋ね給ふ。ある人、進みて申さく、遲く謀りなば、後るることあらむ。急に驍騎を聚めて、逐ひ討つに若かずと。皇子從ひ給はず。韋那公磐鍬、書直藥、忍坂直大麿を東國に遣はし、穗積臣百足、弟百枝、物部首日向を倭京に遣はし、佐伯連男を筑紫に、樟使主磐手を吉備に遣はして、おのおの、兵を起さしむ。依りて男と、磐鍬とを、戒めて曰はく、筑紫の大宰栗隈王、吉備國守當摩公廣島、元より皇大弟に從へるものなり、疑くは命を奉せざることあらむ。若し反く色あらば殺すべし。磐手、吉備國に至りて、計を以て廣島を殺す。男、筑紫に至ると雖も、栗隈王を服すること能はずして、空く歸る。また東國の驛使磐鍬等、空く不破より歸る。倭京留守司高坂王、穗積百足等、飛鳥寺の西の方にある槻の木の下に陣し、百足は、また、小墾田兵庫に居りて、兵を近江に運ばしむ。大伴連吹負、誘ひてこれを殺す。穗積五百枝、物部日向また捕へらる。是に由りて高坂王、稚狹王もまた出て降り、四方響の如く吉野の軍に應ず。秋七月、天皇、紀朝臣阿閉麿、多臣品治、三輪君子首、置始連菟を遣はし、數万の衆を率ゐて、伊勢の大山より倭に向はしめ、村國連男依、書首根麿、和珥部臣君手、膽香瓦臣安倍

月、村國連男依、和珥部ノ連君手、身毛君廣に詔し給はく、近江の朝庭の臣等、朕が爲に、害を謀ると聞く、汝等三人、急に美濃に往きて、安八磨郡の湯沐令多臣品治に告げて、機密を示し、先づ當郡の兵を發し、また國司に傳へて、軍兵を發し、急に不破の道を塞ぐべし。また大分君惠尺、黄書造大伴、逢臣志摩を、倭の留守の司高坂王の許に遣はして、驛鈴を得むことを求めしむ。よりて惠尺等を戒めて宣り給はく、若し驛鈴を得ずば、志摩は還りて復命せよ、惠尺は、馳せて近江に往き、高市皇子と、大津皇子とを喚びて、伊勢に出逢ふべしと、巳にして、惠尺等、留守司の許に至りて、驛鈴を乞ふと雖も許されず。故に惠尺は近江に往き、志摩は返りて復命す。是に於て、天皇起ちて、東國に入り給ふ。事急にして、駕を命ずるに暇なく、歩行し給ふ。途に縣犬養連大伴が、鞍馬を具するに會ひ、天皇を乘せ奉り、皇后は輿に乘りて從ひ給ふ。この時、元より從へるもの、草壁皇子、忍壁皇子、及び舍人朴井連雄君、縣犬養連大伴、佐伯連大目、大伴連友國、稚櫻部臣五十瀬、書首根麿、書直智德、山背臣小林、山背部小田、安斗連智德、調首淡海の徒二十餘人、女孺十餘人なり。即日、菟田の吾城に至る。甘羅村を過ぐる時、獵夫二十餘人あり、また從ひ奉る。また美濃王を徵しゝに、乃ち從ひ奉る。大野に到來りて、日暮れぬ。夜半、隱郡に至りて、驛家を焚き、邑中に唱へて、人夫を徵すに從ふものなし。急に進みて、伊賀郡に入り、伊賀の驛を燒く、當國の郡司等、數百の兵を率ゐて從ひ奉る。明旦、莿萩野に到り、暫く駕を停む。積殖の山口に到りし時、高市皇子、鹿深より越えて遇ひ給へり。即、進みて伊勢の鈴鹿に至り給ふ。爰に國司三宅連石床、介三輪君子首、及び湯沐令田中臣足麿等、鈴鹿郡に從ひ奉り、五百の兵を發して、

舒明天皇 ─┬─ 天武天皇 ── 十市皇女弘文天皇妃
　　　　　└─ 弘文天皇大友皇子

○かたぐ〳〵。旁にて、何方(ドチラ)からいひてもといふ程の意。

○さて大友皇子、即ち弘文天皇と、天武天皇と、即ち大海人皇子との御爭の條は、例の扶桑畧記に據りて書けりと見ゆ。書紀に云ふ、天智天皇十年十月十九日、東宮〇天武吉野に入り給ふ。十一月廿三日、大友皇子、內裏西殿の織佛像の前に坐し、左大臣蘇我赤兄臣、右大臣中臣金連、蘇我果安、巨勢人臣、紀大人臣等これに侍る。皇子手に香爐を執りて、先づ起ちて誓ひ給はく、六人心を同くして、天皇の詔を奉ず。若し違ふことあらば、必ず天罰を蒙らむと、是に於て、左大臣蘇我赤兄臣、手に香爐をとりて、次第の隨に起ちて、泣きて誓ひて曰く、臣等五人、殿下に隨ひて、天皇の詔を奉ず。若し違ふことあらば、四天王、及び天神地祇の罪を蒙らむ云々、又天武天皇紀に、元年夏五月、朴井連雄君、天皇に奏して曰はく、臣私の事ありて、美濃に至りしに、朝庭〇弘文美濃、尾張、兩國の國司に令して、山陵を造らむが爲に、豫め人夫を撰び定めしめて、人毎に兵器を執らしむ。臣思ふに、恐くは、山陵を造るにあらずして、別に事あるならむ。若し早く避くるにあらざれば、危きことあらむと、また或人奏して曰はく、近江の京より、倭の京に至るまで、處々に斥候を置き、また宇治の橋守に命じて、皇大弟の舍人の、私の粮食を運ぶことを遮らしむと、天皇その事實を問ひ明めしめて、その言の僞ならざることを知り給ふ。依りて詔し給はく、朕、位を讓り、世を遁れしは、專ら病を治め、身を全くして、百年の壽を保たむが爲なり。然るに、今はからざるに、禍を得むとす。何ぞ、默して身を亡(ウシナ)はむやと、六

さつて。井本、さりてニ作ル。
かうぶる。井本、作ニかふる。
おぢ。イ本、作ニをぢ。

かに命をのがれて、山に入にき。二十三日に、皇子みづから、つゐに命をうしなひてしかば、廿六日にぞ、そのくびをさつて、ふはの宮にたてまつりし。廿七日に右大臣ころされ、左大臣ながされにき。そのほかの人々、つみをかうぶるおほく侍き。やがて其日ぞ、いくさにちからをいれたる人々、つかさ位どもを給はせし。御門は皇子の御おぢにて、おはせしうへに、御しうとにてもおはしましゝぞかし。かたぐ、したがひたてまつり給べかりしを、あながちに、かつにのり給しこその、佛神もうけ給はずなりにしにこそ侍るめれ。

○瀬田。上に云へるが如く、後に三關の一となりし地にして、近江國栗太郡にあり。宇治川に臨みたる地にて、名高き瀬田の長橋は、この川に架せらるゝなり。○右大臣。中臣金連（カネノムラジ）、左大臣は、蘇我赤兄を云ふ。○皇子の御おぢにて云々。大友皇子は、天智天皇の御子にて、天武天皇は天智天皇の御弟にましませば、大友皇子は天武天皇の御甥に當らせ給へり。因りて天武天皇を皇子の御をぢとはいへるなり。さて又大友皇子の妃は、天武天皇の皇女にましませば、天武天皇は、また皇子の御舅に當らせ給へり。因りて又、御舅にてぞおはしましゝぞかしともいへり。其御系圖を掲くれば、左の如し。

天智天皇 ―― 持統天皇（天武皇后）

七月六日。ル本、六七月日ニ作ル。

ふ。○勉田。勉は、菟の誤にて、書紀に、菟田吾城(ウダノアキ)とある地にて。即ち大和國宇陀郡にあり。○すゞかのせき云々、ふはのせきをかたむ。關は、類聚名義抄に、關、音摂、セキ、關門、セキトなど見ゆ。言義は、せき止むる意なるべし。即ち國境或は要害の地に、往來の人を糺し檢めて、万一に供ふるなり。鈴鹿、不破、共に三關の中にて、口遊(クチスサミ)、坤儀門に、勢多、鈴香、不破等、之を三關と謂ふ。今案ずるに、勢多は、近江國栗太郡、鈴香は伊勢國鈴香郡、不破は美濃國不破郡にありと見え、又關市令義解に、三關は鈴鹿、不破、愛發(アラチ)と云へり。愛發は、越前國敦賀郡にあり。今勢多を以て關と爲す云々と見ゆ。鈴鹿の關趾は、今鈴鹿山の麓に、關村と云處なるべく、また不破の關趾は、今不破郡松尾村に在りて、舊く大關村ともいひけるよし、美濃郡村記に見えたり。さて關は、もと、非常を戒むるものなるが故に、天皇の讓位、崩御、若しくは上皇、皇后の崩御、攝政關白の薨去、その他、非常の事ある毎に、關を閉ぢて、諸人の通行を留む。是を固關(コクエン)と云ふ。今も、天下の形勢、穩ならざりしに依りて、特に關門を守らしめ給ひしなるべし。

かくて、七月六日より、所〳〵にして、大友王子とたゝかひ給、廿一日に、せたにせめより給しに、大友王子、左右大臣あひともに、橋の西に陣をはりてたゝかふ。こなたかなたのいくさ、雲霞のごとくにして、そのかずをしらず。やのくだる事、雨のごとし。かゝりし程に、皇子のかたのいくさやぶれて、皇子も、大臣も、わづ

市村大字野口。○天智天皇の御世、七年二月に、東宮にたち給。天智天皇は、齊明天皇の崩後七、年正月に、始めて位に即き給へば、此歳を以て、元年とも云ふべし。即ち上に引ける天武天皇紀には、元年と見ゆ。但し天智天皇紀には、稱制の歳を以て、元年と爲したれば、當時二種の紀元法ありしが如し。此事尙ほ、委くは古事類苑帝王部の通載に見えたり。參看すべし。○うちまかせては云々、又ありがたくしてつき給しなり。位をつぎは、杉本及井本に、位につきとあるに從ふべし。言ふ心は、尋常ならば、兄御門天智天皇の御譲を受けて、帝位に即き給ふべき筈なれども、心に思召すことありて、佛門に歸依し、吉野の山深く隱(コモ)らせ給ひしに、かくても、有り難き事情に差迫られて、是非なく、皇位に即き給ひしとなり。○天智天皇のみさゝぎをつくらむれうとて。れうは、料の字音にて、用途の心。さて山陵の經營は、その高大なること、山の如く、陵の如くなるが故に、この名あり。特に平安朝以前の御陵は、その制高大にして、兆域廣く、池を回らし、羨道を設けて、出入する等、用意周到なれば、是が建營には、多くの費用と勞力とを注がれたるものなること、察するに餘りあり。されば、今云ふ如く、天智天皇の御陵を營み給はむとて、美濃、尾張あたりよりも、人夫を召されしこと、聞ゆ。○つは物のぐ。兵器なり。○大伴王子の御めは云々。十市皇女をいふ。天武天皇の皇女にして、大伴皇子の妃となりて、葛野皇子を生み給ひしこと、懷風藻に見ゆ。さて、皇子の兵を徵し給ひし時、その由を、天武天皇に知らせ給ひしこと、愚管抄にも見えたり。○打ちとけて。心をゆるして、何の用意もなく。○縣犬養大伴。書紀に、條に縣犬養連大伴が、鞍負へる馬に遇ひ、因りて御駕(ミノリ)すとあり。○皇子二人。草壁皇子、忍壁皇子を云

には。杉本、さぞニ作ル。

をうしなふべからんには、いかでか、うちさけてもあるべきと、おぼして、皇子たちを、ひきぐしたてまつりて、物にものり給はずして、東國のかたへ、入給しみちに、縣犬養大伴といひしもの、あひたてまつりて、馬にのせたてまつりてき。又后宮を、こしにのせたてまつりて、御ともには、皇子二人、おのこども廿餘人、女十餘人ぞ、つきたてまつりたりし。その日、勉田といふ所に、おはしつきたりしに、かり人廿餘人、したがひたてまつりにき。またよねおほせたる馬、卅疋ばかり、あひたてまつりたりしを、そのよねをおろしすてゝ、かちにて、御ともに、さぶらふ人を、みなのせたまひて、夜なかばかりに、いがの國に、おはしつきて、國の軍、あまたしたがひたてまつりしを、あくる日、伊勢のくにゝおはして、あまてる御神を、拜したてまつり給き。國の守、五百人のいくさをおこして、すゞかのせきをかため、大伴皇子、三千人のいくさをひきゐて、ふはのせきをかたむ。御門ふはの宮におはして、國々のいくさをおこし給しに、つはもの、そのかずをしらず。

○天武天皇。　初、大海人(オホシアマノ)皇子と申し、後に天渟中原瀛眞人(アメヌナハラオキノマヒトノ)天皇と申す。○檜隈大内陵。　高市郡高

也十字。位をつぎ。杉本。井本、作二位につき一。大友。杉本、作二大伴一。位な。作二杉本。位二作ル。

侍り。杉本、作二侍る一。王子。イ本、作二皇子。みそかに。杉本。作二ひそかに一。

ありがたくして、つき給しなり。世をのがれ給しこと、天智天皇の御事の中に申侍りぬ。天智天皇、十二月三日、うせさせ給ひしにしかば、同五日、大友王子、位をつぎ給ひて、あくるとしの五月に、なを、この御門をうたがひたてまつりて、出家して、よし野の宮に入こもらせ給へりしを、左右の大臣、もろともに、つは物をおこして、吉野の宮を、かこみたてまつらんと、はかりし程に、此事もりきこゑにき。みの、おはりの國に、天智天皇のみさゝぎを、つくらんれうとて、人夫を、其かずめすに、みな、つは物のぐをもちて、まいるべきよし、仰くださる。此事、さらにみさゝぎのことにあらず。かならず、ことのをこり侍るべきにこそ。この宮を、にげさり給はずは、あしかりなんと、つげ申人あり。又あふみの京より、やまとの京まで、ところ〴〵に、みな、つは物をゝきて、まもらしめ侍りなど、申人もありき。大伴王子の御めは、この御門の御むすめなりしかば、みそかに、このことのありさまを、御消息にて、つげ申給へりけり。吉野の宮には、位をゆづり、世をのがるゝ事は、病をつくろひ、命をたもたむためとこそ思ひつるに、おもはざるに、我身

治十五年以下、杉本作ニ治十五年崩御年七十二、后一人男女御子十七人八、七十二。イ本、作ニ四十七一、申き下、イ本有ニ天智天皇同腹の御弟

去りて官に仕へよと。然に退くもの無し。よりて更に、舎人を集めて詔すること前の如し。是を以て舎人等、半は留り、半は歸り去る。時人、大海皇子の吉野に入り給ふを見て、虎に翼を着けて、野に放つが如しと云ふと見ゆ。〇十月にぞ、大伴大政大臣は東宮に立給し。書紀、その他の書に見えず。懐風藻に、年廿三、立ちて皇太子と爲り給ふと見ゆ。即庚午の歳なり。〇御門御馬にたてまつりて云々。扶桑略記の一説に據りて書り。此事、尙ほ、藤原貞幹の逸書に收めたる崇福寺々記に、天智帝御國忌、往古は、十一月三日と、十二月三日と、兩座修し奉る。或書に、天皇十一月初に、山科にみゆきし給て、天に登らせ給ふ。供奉し奉れる人、驚き奉ること限なし。三十日許へて、御沓を得出て、みさゝぎには藏め奉りしとかや。若、十二月三日は、御沓を求め出したる日か、又即位四年庚午に崩じ給へりとあり。庚午年は、即位より三年也。日本紀に云、天智天皇七年春正月丙戌朔日戊子、皇太子即ニ天皇位一、註云、或本云、六年歲次丁卯三月即位と、丁卯の年を元年とすれば、四年は庚午に當れり。然れども、崩御に於ては、一年の相違あるべからず。日本紀の十年十二月三日を、正説とすべき歟と云へり。

第四十一、　天武天皇、治十五年崩、葬ニ大和國檜隈大内陵一、

次のみかど天武天皇と申き。舒明天皇の第三の御子、御母、齋明天皇なり。天智天皇の御世、七年二月に、東宮にたち給、癸酉のとし二月廿七日、位につき給、世をしり給事十五年也。このみかど、うちまかせては、位をつぎ給べかりしかども、又

の御世に、大師と改められしが、後また太政大臣と復號せられて、近代に至れり。○大友皇子。始め伊賀皇子と申す。母は伊賀の釆女宅子(ヤカコ)娘と云ふ。天智天皇長子、明治三年七月廿四日、弘文天皇と謚を追上せらる。御陵は陵墓一覧に、長等山前陵、近江國滋賀郡大津町大字別所と見ゆ。○廿五にぞなり給し。懐風藻に、壬申の乱に會ひて、天命を果さず。時に年廿五と見ゆれば、この時は、年廿四にましますべし。○御門の御をとゝの東宮にて、おはしましゝかば。御弟は、大海皇子、天武天皇なり。天武天皇紀に、天智天皇元年に、立ちて東宮と爲り給ふと見ゆ。○御門れいならず。常の如く坐まさずと云ふことにて、病にかゝり給ふを云ふ。○いまは位ゆづりたてまつりてん、云々、吉野山にいり給にき。天武天皇紀に、天智天皇四年冬十月、天皇病に臥して、痛み給ふこと甚し。こゝに蘇我安麿を遣はして、東宮を大殿に召さしむ。時に安麿は、素より東宮と親み善し。密に東宮を顧みて、天皇の御詞には、心を用ゐて答へ給ふべしと云ふ。東宮、よりて隱謀あることを疑ひ、愼み玉ふ。天皇、東宮に詔して、皇位を傳へ給はんとす。東宮辭し給はく、臣、不幸にして病多し、國政を視るに堪へず。願くば、皇后に位を讓り、大友皇子を立てゝ、皇太子と爲し給へ。臣は、今日出家して、陛下の爲に、功德を修せむ。天皇これを許し給ふ。よりて、東宮は、即日出家して、法服を着け、私の兵器を、悉く官司に納め、十九日、遂に吉野宮に入り給ふ。時に左大臣蘇我赤兄(アカエ)、右大臣中臣ノ金、大納言蘇我果安(ハタヤス)等、送り奉りて菟道より返る。翌日、東宮、吉野山に至り給ふ。この時、舍人等を召して、仰せ給はく、我今佛道に入りて、道を修めむとす。吾に從ひて、道を修めむとするものは留るべし。若し吾に仕へて、聲名を得むと思ふものは、

おもく。井本作ニおもく一。なりたり。杉本、なりぬニ作ル。大友。杉本、作ニ大伴一。申給。井本、作ニし給一。

宮にては、おはしましゝかば、かくなり給へりしにこそ。九月に、御門、れいならずおぼされしかば、東宮をよびたてまつりて、わが病、おもくなりたり、いまは位ゆづりたてまつりてんこ、の給はせしかば、東宮あるべきことにも侍らず、身に病おほく侍り、后宮に、位を讓たてまつり給て、大友の太政大臣を、攝政と申給べきなり。われ御門の御ために、佛道をおこなはむこ、申給て、やがて、かうべをそりて、吉野山にいり給にき。さて十月にぞ、大伴太政大臣は、東宮に立給し。十二月三日、御門、御馬にたてまつりて、山しなへおはして、はやしの中に入てうせ給ぬ。いづくにおはすと、いふことをしらず。只御くつのおちたりしを、みさゝぎには、こめたてまつりし也。

○十年と申し正月五日云々、太政大臣になしたてまつり給き。書紀に、十年正月己亥朔庚子、大錦上蘇我赤兄ノ臣、大錦下巨勢人ノ臣、殿前に進みて壽詞を奏す。五日癸卯、大錦上中臣金連神事を宣り、この大友皇子を以て、太政大臣に拜すと見ゆ。太政大臣は職原抄に、一人に師範として、四海に儀刑たり。その人なければ闕く。故に則闕の官と云ふ云々、天智天皇の朝に、初めてこれを置かれ、皇子大友、これに任ぜらる云々と見ゆが如く、この時に、始めて置かれたる官にして、後孝謙天皇

五日。井正月十五作ル。い。井本、い二作

云ふ。大臣、豐御食姬天皇〇推古の廿二年に、藤原の第に生れたり。性聰明仁孝、幼年にして、學を好み、博く書傳に涉る。人となり偉雅にして、風姿特に秀でたり云々、大化元年、大錦冠に拜し、內臣を授け、二千戶に封ず。白鳳五年秋八月、紫冠に拜し、八千戶に增し封せらる。齊明天皇即位の後、大紫冠に遷し、爵を進めて、公と爲し、五千戶を增封せらる。前後合せて凡一万五千戶なり。天智天皇、大臣をして、禮儀を撰述し、律令を刊定し、朝庭の訓を爲らしむ。大臣、時の賢人と、舊章を損益し、畧、條例を作る。即位二年冬十月、宿痾にかゝり、漸く重きに至り、天皇、私第に臨み、親ら病を問ひ、思ふ所あらば聞ゆべしと詔せらる。大臣對へて、臣既に不敏にして、國家の爲に利福を進むること能はず、今に至りて、何をか申すべき。たゞ、葬の事は、輕きを用ゐむ。死して百姓を勞するに忍びずと、奏して、また申すことなし。帝即ち宮に還り給ひ、更に皇太弟を遣はして、優詔を給ひ、大織冠を授け、內大臣に任し、姓を改めて藤原朝臣と爲す。十六日辛酉、淡海の第に薨ず、時に年五十有六、天皇大に悲み給ひ、癈朝五日、甲子の日、宗我舍人臣を遣はして、優詔を給ふ云々と見え、初め攝津國嶋下郡阿威山に葬りしが、その長子定惠、僧となりて唐にあり、歸りて夢想ありと稱し、大和國十市郡多武峯に葬り、寺塔を建てゝ妙樂寺と稱すること、多武峯緣起に詳なり。今談山神社と稱し、別格官幣社に列せらる。

十年と申し正月五日、御門の御子に、大友王子と申しを、太政大臣になしたてまつり給き。廿五にぞなり給し。東宮などにぞ、立給べかりしを、御門の御をこゝの東

ささに申待りしやうに云々、御くつとりて、たてまつり給へりし。上文に見ゆる、元興寺の蹴鞠の會の事を云へるなり。御位あさくとは、位の卑きを云ふ。○はかなかりし御心よせ。はかなくは、かひなくに同じ。心よせは、心を傾けて、ひいきするなり。○のち、位につき給て云々。彼の元興寺の蹴鞠の會の時には、鎌足公は、いまだ中大兄の御子に、知遇を蒙り給ひしには非れど、心に非凡の英主なることを知りて、この皇子と共に、國家の難を救ひ、一たびは、天下の主とも仰ぎ奉らむと、心を傾けて輔翼し奉りながらも、いまだ、位も、官も卑く、世に勢力あるにもあらざれば、誠に甲斐なく、頼みがたき望みなりしに、その後謀議するところ、能く圖に當りて、遂に元兇蝦夷を誅し、中大兄皇子は、皇位に上り、鎌足も大臣となりて、今日に至るまで、互に二心なく、一心同躰となりて、國家を治め給ひしこと、實に數年の久きに亘りしに、いま鎌足公、ひとり先に薨去し給へば、今より後は、この帝の御心を、慰め奉るべきものなしとなり。○事にふれておぼしつゞくるに云々。昔いまの事がらを思ひいでゝ、考へ見るに、帝の鎌足公の薨去を惜み悲み給ふも、道理に、推量し奉らるゝことなりと、彼の仙人の云へるなり。○大臣は、大中臣美氣祐の子におはす。祐は、諸本に祜に作るに從ふべし。公卿補任に、內臣大錦上中臣鎌子連、大化元年任ず、年卅一、一名鎌足、天兒屋尊廿一世孫、小德冠御食子(ミケコ)卿の長子なり。八年十月十五日、內大臣となり。姓を藤原氏と賜ひ、同十六日薨ず、年五十六、在官廿五年と云ひ、家傳上に、內大臣、諱は鎌足、字は中郎、大倭國高市郡の人なり。その先は天兒屋根命より出づ、世々天地の祭を掌り、人神の間を和げたり。仍りてその氏を命けて、中臣と云ふ。美氣古卿の長子なり。母を大伴夫人と

て藤原大臣と云ふ。公卿補任に、八年十月十五日、內大臣と爲り、藤原氏を賜ふと見ゆれば、事實は、八年の十月十五日の事なること明なり。○御姓は、中臣と申しを、藤原とたまはらせ。上に引ける書紀、及公卿補任に見えたり。尙下に引く、家傳をも見るべし。また古事記傳に異說あれども諸ひがたし。○大織冠。本邦冠位の制は、推古天皇十一年十二月、大德少德以下、十二級の爵位を定められたるに始り、孝德天皇大化三年、また七色十三階の冠を制せらる。一に織冠、大小二階あり。織（オリモノ）を以て爲り、繡（ヌヒモノ）を以て冠の緣（フチ）に裁（タチイ）れたり。服色は深紫を用ふと、書紀に見え、次に繡冠、紫冠、錦冠、青冠、黑冠、建武の六種、總じて七色あり。この內、建武を除きて、大小二階あり。卽通じて、十三階なり。而して、此冠は、大會、饗客、四月、七月の齋時（オガミ）に着る所なりと見え、後世の位階と同く、等級によりて、服色その他の差別あり。さて鎌足公は、大錦上にして、卽ち四等の階級なりしを、當時第一位の階に上げ給ひしなり。故にこの後の書藉には、正一位と云へるも見ゆ。○今はかぎりに侍る。この世の限りの意。○太政大臣にあげたてまつり給よし云々。三代實錄に、鎌足を太政大臣正一位と云ひ、また興福寺緣起に、鎌足公を、先の正一位太政大臣、不比等公を、後の太政大臣と云へり。但し、大政大臣は、下文に見ゆる大友皇子を以て、始めとすれば、鎌足公の、この官に居給ひしことなきは明なり。只この時の大織冠は、後の正一位に、內大臣は、太政大臣に當るが故に、三代實錄、興福寺緣起には、後の官位に引きあてゝ云へるなり。さて、本文の心は、鎌足公を以て、太政大臣の官に進め給ふ由を、詔ありしと、時の人は申傳へたれども、その事實確ならざれば、內大臣となり給ふを、太政大臣と誤り傳へたるならむとなり。○

祐。イ本、作レ
子、井本、作レ
祜。

臣は、大中臣美氣祐卿の子におはす。

○天智天皇。始め葛城皇子、後に中大兄皇子と申す。○山科北陵。陵墓一覽に、山科陵、山城國宇治郡山科村大字御陵。○壬戌の歳正月三日位に即き給ふ。扶桑略記に據れり。但書紀に、天萬豊(アメヨロヅトヨ)日(ヒ)天皇〇孝徳天皇後ノ五年十月〇白雉崩ず。明年、皇祖母尊天皇〇齊明天皇位に即き給ふ。七年〇辛酉七月丁巳の日崩ず。皇太子素服して政を聞し召す。元年春正月云々、この歳太歳壬戌なり。また七年春正月三日、皇太子、天皇の位に即き給ふ。七日、群臣を內裏に宴すと見えて、壬戌の歳を以て、元年と爲せども、天武天皇紀に、四年十二月、天命開別天皇〇天智崩ずと見え、また、上に引ける書紀の文にも、皇太子素服して政を聞召すと見ゆれば、この六年の間は、皇太子にて、攝政し給ひしものにて、七年戊辰即位し給ひしこと勿論にて、またこの年を以て元年と爲すべし。○七年と申し七月十三、鎌足內大臣になり給。七月十三は、井本、七月十三日に作り、杉本に十月十三日に作ること、標註に云へるが如し。かくて、この文は、扶桑畧記に、八年十月十三日、內臣鎌足、內大臣に任ず。內大臣はこの時に始まる。中臣姓を改めて、藤原朝臣を賜ひ、大織冠を授く。正一位の號なりと、見ゆるに據りて書りと見ゆれば、月日は杉本に、十月十三日とあるに從ふべく、七年は、八年の誤なり。但書紀に、八年冬十月丙午朔、十日乙卯、天皇、藤原內大臣の家に幸して、親ら病を訪ひ給ひ、叡慮を惱まし給ふこと甚し、詔し給はく云々、十五日庚申の日、天皇、東宮大皇弟を、藤原內大臣の家に遣はして、大織冠と大臣の位とを授く、仍りて姓を賜ひて藤原氏と爲す。これより後、通じ

りに侍り。給はせよとて。イ本作ニの給はせよとぞ参らせられて。井本、作ニ、給はせよとて。

王子、杉本、皇子ニ作ル。

べきに。杉本、作ニべきことにも。

食て、御門、御涙にむせびて、かへらせおはしまして、御をとゝの東宮を、又大臣の家におはして、給はせよとて、さき〴〵の御門の御うしろみ、おほかりしかども、大臣の心ざしに、くらぶべき人、さらになし。われひとり、かく、さりがたく思ふのみにあらず、つぎ〳〵の御門、大臣のすゑをめぐみて、としごろの恩を、かならずむくふべしと、の給はせて、太政大臣にあげたてまつり給よし、仰給と、そのときの人、申あひたりしかども、此事は、たしかにもきゝ侍らざりき。内大臣になり給を、太政大臣とは、ひが事ぞとも、申あひたりしなり。十六日に、つゐにうせ給にき。御門、なげきかなしび給ふ事、かぎりなし。さきに申侍つるやうに、御門も、王子と申、大臣も、いまだ位あさくおはせしに、御くつとりて、たてまつり給へりし、はかなかりし御心よせの、のち位につき給て、けふにいたるまで、かたみに、ふた心なく、おぼしかよはし給へるに、御年の程の、いまは、いかゞはなど、おぼしなぐさむべきにもあらず。ことし五十六にてこそは、なり給しか。事にふれて、おぼしつゞくるに、げにことはりと、御門の御心のうち、をしはかられ侍りし事也。大

治十年崩。杉本、作二白鳳十一年辛未十二月三日崩、御年五十二、(イ本、作二五十八)后九人、男女御子十四人。第二。杉本、作二第一。位につき給下、イ本、有二御年四十二五字。七月十三。杉本、作二十月十三日。井本、作二七月十三日。たまはせき。杉本、作二たまらせき。かぎりに侍る。井本、作二かき。

心經の功德によりて、この不思議を見たるなりと、知れりと、義覺法師が語れるなり。○萬法みなむなしと思ひて、觀念の云々。般若心經に、色即是空、空即是色と云へり。是は心經の神髓とするところにして、この理に達せるを、般若即ち智惠と云ふ。一節の心は、義覺法師が、心に万法皆空の妙理を悟る信念の、至り深かりしによりて、その功德によりて、口より光明を放ち、障壁も見えぬまで、四邊を照らしたるならむと、彼の仙人の翁が、法師の德を賛歎せしなり。さてこの一段は、日本靈異記卷上に、僧憶ニ持心經ー得ニ現報ニ示ニ奇事ー縁第十四と出でたり。

第四十、天智天皇、治十年崩、葬ニ山城國山科北陵ー

次の御門、天智天皇と申き。舒明天皇第二の御子、御母、齋明天皇也。孝德天皇、位につき給し日、東宮に立給き。壬戌のとし、正月三日、位につき給、世をしり給事、十年なり。七年と申し七月十三、鎌足內大臣になり給、此御時に、はじめて、內大臣といふつかさは、いできしなり。御姓は中臣と申しを、藤原とたまはせき。大織冠となむ申し。かゝりし程に、御心ちれいならずおぼされしが、まことしく、おもり給しときに、御門行幸し給ひて、おぼしをく事あらば、のたまはせよと、仰でとありしかば、大臣、いまはかぎりに侍る、なに事をかは申侍るべきと、申給しを聞

及大安寺縁起等を參酌するに、舒明天皇、いまだ田村皇子と申しゝ時、推古天皇召して、聖德太子の病狀を問ひ、且思ふ所を言はしむ。太子奏し給はく、臣、羆凝村に道場を建つ、願くは古の御世々の天皇、また後の世の御世々々の天皇の爲に、營みて大寺と爲さむと欲ふと、天皇これを許し給ふ。後、天皇崩し給はんとする時、位を田村皇子に讓り、且遺詔して、羆凝寺を立てしむ。舒明天皇十一年春二月、百濟川の側なる子部社を切り排きて、寺院を建て給ひき。是を百濟大寺と云ふ。後天武天皇二年、百濟の地より、高市の地に移し給ひ、六年に至り、高市大寺と云ふを改めて、大官大寺と號く。元明天皇和銅三年、奈良に移す。聖武天皇天平十七年、大官大寺を改めて、大安寺と爲し、詔して曰く、天下をして、太平安樂ならしめむとする義なりと、同國に、また東大、西大両大寺あり。故に俗呼びて、南大寺とも云ふ云々と見ゆ。大和國添上郡にあり。○義覺、弟子にかたりしをきゝ侍りしかば。義覺が、その子細を、弟子に語りしを聞しかば。○心經。摩訶般若波羅密多心經（マカハンニヤハラミツタシンギヤウ）を畧していふなり。○めぐりにへだてもさらになくて。四方に、戸障子の隔てもなくて。○とぼそ。戸樞（トボソ）の義也。即ちしきゐに穿ちたる穴にして、戸のかまちの上下に、つき出てたるとまらと共に、くるゝとなりて、戸を開閉するものなれども、昔より門の戸、若しくは扉と誤れること多し。こゝも、室内に立てる戸をさしたりと見ゆ。即ち靈異記に、壁戸皆閉と云へるをおもふべし。○むろのほかのゆかにゐて云々。室内にて、心經を讀みて、壁も戸もなき不思議を見たれば、更に室外のゆかにて、心經を讀みて、前の如き奇特ありや、否を試みたるに、また前の如く、少も室のへだてなきやうに見えたるなり。○般若のふしぎなりとなん申し。般若

てまつりしに、さきにありつるやうに、へだてもなくなりにき。これは般若のふしぎなりとなむ申し。心に萬法みなむなしと思ひて、觀念のいたりけるとおぼえて、あはれに侍りし事なり。

○なは。なんば、即ち、難波の字音なり。○法相宗。翻譯名義集に、西域那爛陀(ナランダ)寺の戒賢大德、遠く彌勒無着に承け、近く法護難陀につぎ、深密等の經、瑜伽等の論に依りて、法相宗を立つ。萬法の性相を窮明する宗なるが故に、この名ありと見ゆ。支那にては玄弉、之を傳へ、その弟子慈恩、これを大成せり。さて、この宗旨の我邦に傳來せるに付きては、四說ありて、道昭法師、孝德天皇の朝に入唐して、僧玄弉に就きて學び、歸りて元興寺の東南隅に禪苑を營み、盛にこの業を成すと云ふもの、第一說なり。また、本書の說の如く、齊明天皇四年に、智通、智達の二僧、入唐して、また玄弉に學び、戊午の歲歸りて、この宗旨を弘むと云ふものその二說なり。第三說は、文武天皇大寶三年、新羅の僧智鳳、智鸞、智雄等、勅を奉じて入唐し、撲揚大師に學び、歸りて我邦に弘む。第四說は、元正天皇御宇、僧元昉入唐して、智周大師に學び、天平七年に歸りて、我邦に弘むと云ふこと、塵添壒囊鈔に見えたり。○僧義覺。日本靈異記卷上に、釋義覺は、もと百濟人なり。その國破るゝ時、後の岡本宮に御宇(アメノシタシラシヽ)天皇(齊明)の代に、我聖朝に來り、難波の百濟寺に住す。法師、身長七尺、廣く佛敎を學び、心般若經を念誦す云々と見ゆ。○百濟寺。今の大安寺なり。攝津志に、廢百濟寺は、天王寺村に在り。舊の百濟郡なりと見ゆ。大安寺伽藍緣起流記資財帳、

三藏にノ下。イ本、つけて物ならはせ八字アリ。なは。イ本に、なにはニ作ル。夜なか。杉本。作二夜半一。

はなてるなり。杉本、作二はなちてけり一。井本、作二はなてるなりけり一。

かべも。ノ下、杉本、ありノ二字アリ。

しむ云々と見ゆ。されば、拾芥抄に、齋明天皇四年に始ると爲すは、誤れるなるべし。尙は、下文、元明天皇條にも見えたり。

七月に、智通、智達といふ、ふたりの僧を、もろこしにつかはして、玄奘三藏に、法相宗をば、つたへならはさせ給しなり。此御時に、義覺といふ僧ありき。百濟國より、きたれりし人なり。なはの百濟寺になむすみ侍し。其寺に、惠義といふ僧ありき。夜なかばかりに出て、義覺がある所を、よりてみれば、むろのうちに、ひかりをはなてり。惠義、あやしく思て、ひそかに、まどのかみをやぶりてみれば、義覺、經をよみける口より、ひかりをはなてるなり。惠義、あさましく思て、あくる日なむ、人々にかたり侍し。義覺、弟子にかたりしをきゝ侍りしかば、ひと夜、心經をよみたてまつりて、百反ばかりになりし程に、めを見あけて、むろのうちを見しかば、めぐりに、へだてもさらになくて、庭のあらはに、見えしかば、いかなる事にかと思て、むろを出て、寺のうちを見めぐりて、歸たりしかば、もとのごとく、かべも、とぼそも、とぢたりしかば、むろのほかのゆかにゐて、また心經をよみた

なりと云ふ。維摩經文殊利問疾品に、一切衆生の病するが故に、我また病めり。若一切衆生病ざるを得ば、我病もまた滅ずと見えて、維摩居士の、衆生の罪業を思ひ惱むが故に、自ら病を得と云ひ置けるに依りて、この經の功德を以て、鎌足の病を愈さむと云ふなり。○山階寺をたて丶、維摩會を始給しなり。興福寺緣起に云ふ、天智天皇即位二年、內大臣病にか丶る。嫡室鏡女王、伽藍を造り、尊像を安置せむことを請ふ。大臣許さず。再三に至りて許さる。因りて、山階の地を相して、始めて寶殿を搆ふ。和銅三年平城遷都の後、春日の地を撰びて、興福寺を建つ云々と見ゆ。即ち始は地名によりて、山階寺と云ひしが、春日に移りて後、興福寺と云ふなり。又維摩會は、同書に、先の正一位大政大臣〇鎌足聖朝安穩、社稷傾くことなきが爲に、この會を開く。然るは、大政大臣〇鎌足病に沈みて、危からむとする時、百濟の禪尼法明と云ふものあり、大臣に申して云ふ、我大乘を持ち、維摩經と名く。その中に問疾品あり。試に誦し奉らば、大臣の病、立ろに平愈せむと、よりて誦すること、いまだ、一品ならざるに、大臣の病平愈す。時に大臣、稽首合掌して、生々世々、大乘に歸依せむことを誓ふ。禪尼、よりて維摩經を講ずること三日なり。後中絶久しかりしが、慶雲二年七月、後大政大臣〇不比等再び之を行はれしが、養老四年、大臣薨じて、再び中絶したりしに、天平五年三月、皇后祖考の志をつぎて、舊典を復し、講說すること七日、これより、今に至りて絶えずと見ゆ。即ち維摩經を講說して、病難を消除するなり。また、塵添壒囊鈔に、夫維摩會の起りは、齋明天皇三年十月に、內臣鎌足、山州陶原の家に、法名尼を移して、維摩經を講せしむ。これこの會の起りなり。同き四年に、大織冠元興寺の福亮法師を陶精舍に請して、維摩詰經を講せ

齊明天皇ノ傍註、杉本、皇極天皇重祚六字アリ。治七年下、杉本、作ニ白鳳元年辛酉崩御ニ。イ本、辛酉下、有ニ七月廿四日五字ニ。給へる。杉本、給しニ作ル。

第三十九、　齊明天皇、　治七年、年六十八、葬ニ越智大間陵ニ。

次の御門、齊明天皇と申き。これは、皇極天皇と申し女帝の、又かへりつき給へるなり。乙卯の年正月三日、位につき給、世をしり給事、七年なり。二年と申しに、鎌足、病をうけて、久しくなり給しかば、御門おほきになげかせ給しに、百濟國よりきたれりし尼、法明といひし、維摩經をよみて、この病をいのらんと申しかば、御門おほきに悦給き。法明、此經をよみしに、すなはち、鎌足の御病をこたり給にき。さて、あくるとし、山階寺をたてゝ、維摩會を始給しなり。

○越智大間陵。山陵志に、越智村の西は、則ち車木村也云々、其東岡崇きこと數十仞、呼で天皇山と爲す。是れ蓋し山陵也と見え、又陵墓一覽に、越智岡上陵、大和國高市郡越智岡村大字車木と見えたり。○かへりつき。重祚をいふ、下學集に、重祚、また再祚、共に天子の、再び位に即き給ふを云ふなりと云へり。我邦に、重祚の事あるは、是に始れり。抑皇位繼承の事は、先帝崩御の後、皇太子、その禪讓を受けて、踐祚し給ふこと、固より古今の通例なりと雖も、時に種々の異例なきにあらず。中にも、この帝、及び孝謙天皇の、一度讓位の後、更に重祚して齊明天皇、稱德天皇と申し、萬機の政を視給ひしが如きは、異例の最も甚しきものなり。○維摩經をよみて云々。維摩は、正くは、毘摩羅結（ヒマラキチ）と云ひ、舊譯に淨名と譯す。毘耶離（ヒヤリ）城に住める長者の名にして、釋迦と同時の人

知りたまはん。汝か心を以て、いかでか、我心中を測り知ることを得べき。◯彌陀の相好。彌陀は具には、阿彌陀佛と云ふ。觀音菩薩と、勢至菩薩とを合せて、淨土の三尊と云ひ、就中、彌陀を本尊と爲す。佛說阿彌陀經に、是より西方十万億の佛土を過ぎて、世界あり、名けて極樂と云ふ。その土に佛あり、阿彌陀と號くと見ゆ。相好とは、相は三十二相を云ひ、好は八十種好を云ふ。但八十種好は、三十二相中の細目なり。皆佛身に具する善美なる相貌を云ふ。◯淨土の莊嚴。寶林、寶池、金殿、玉樓など、種々の善美なる妙相を以て、淨土を莊飾するを云ふ。今云ふ心は、世間の俗事を捨てゝ、專心一意に、彌陀の相好と、淨土の莊嚴とを念ひ入りたること、多年なりし報いによりて、この淨土に生れたりとなり。◯善根。身の行によりて、佛果を求むる道を云ふ。金剛經註に、諸佛の所に於て、一心に供養し、敎法に隨順し、諸菩薩、善知識、師僧、父母、耆年、宿德、尊長の處に於て、常に恭敬を行ひ、敎命に隨順し、其意に違はず、乃至一切貧苦の衆生に於て、慈愍心を起し、輕厭を生せず、求むる所あれば、力に隨ひて惠み施し、一切の惡類に、柔和忍辱を行ひ云々、是を諸種善根と名くと云へり。◯決定。敎法の旨義を會得して心に銘じ、他を顧慮することなきを信心と云ひ、その信心を受得し得べきことを、自ら認めたるを決と云ふ。我心の向ふ所、已に決して、日常の行動の、その圈内を出ることなきを定と云ふ。即ち心意の斷定なり。◯往生。淨土論に、我願くは往生して、佛法を示すこと、佛の如くならむ。われ論を作り、偈を說き、願くは彌陀佛を見奉り、普く諸の衆生と共に、安樂國に往生せむと見ゆ。彌陀の願力に依りて、極樂界に化生するを云ふ。

心字下、杉本、は字アリ。

朝夕下、杉本、に字アリ。

をしてか、此所にまいるべきと申き。佛、智光につげての給はく、佛の相好、淨土の莊嚴を觀ずべしと。智光、此土の莊嚴、心も眼(まなこ)もおよばず。凡夫は、いかでか、是を觀ずべきと申しかば、佛、右の御手をさゝげ給て、たなごゝろのうちに、ちいさき淨土をあらはし給き。智光、夢さめて、此淨土のありさまを、うつしかゝせて、朝夕これを觀じて、つゐに極樂にまいりにき。かゝれば、佛道は、たゞ心によるべき事なり。

○此一段、今昔物語卷十五、元興寺智光、頼光往生語とあるによりて、書るが如し。なほ、元亨釋書卷二、往生極樂記、十訓抄卷の五等にも見えたり。○するつとめもなく。つとめとは、僧徒の日常の勤めなる、六時の勤行を始め、佛に仕ふる種々の勤めを云ふ。○ふつと。絶えて。○物をだに、はかゞ〲しく云々。はかゞ〲しくは、俗にはき〲と云ふに同じ。上に、人に會ひて、物など一向に云ふこともなくと、云へる意を受けていへるなり。○頼光がおり所。頼光が、いかなる處に、生れ行きたるか、知らせ給へと、祈るなり。○淨土。即ち極樂淨土をいふ。往生記に、諸佛如來の遊居する處、淨土と爲すと見ゆ。三毒五濁を離れたる處なるが故に、この名あり。また佛界、佛國、佛土、淨國などゝも云ひて、この人世界より西方に、十万億里を離れたる處にありと、云へり。○させるをこなひもせず。さしたる奇特の行ひも爲さず。○いかでか

智光下、杉本、が字アリ。

祈つれば下、杉本、井本、我字アリ。

かへりね。イ本かへりいれニ作ル。

わづかにむまれて、イ本、終に此淨土にうまれてニ作ル。

ぼつかなしと思ひて、一二三月の程、賴光があり所志らせ給へと、佛に祈申し程に、智光ゆめに、賴光が居たる所へゆきてみれば、たとへんかたなくめでたし。智光、これはいかなる所ぞと、とへば、賴光、これは極樂なり。汝あながちに、祈つれば、生れたる所を見するなり。汝があるべき所にあらず。とくかへりねといふに、智光、われ淨土をねがふ身也。いかでかかへらんといふ。賴光、汝させるをこなひをせず、志ばしも、いかでか、此所にとゞまらんといふ。智光、汝世にありし時、させるおこなひもし給はざりき。いかにして、此所に生給へるぞといふ。賴光、いかでか知たまはん。昔經論を見給しに、極樂にむまれんこと、いとかたくおぼね志かば、ひとへに、よの事をとゞめて、心の中に、彌陀の相好、淨土の莊嚴を觀じて、おほくのとしをつもりて、わづかにむまれて侍なり。汝、心みだれ、善根すくなくて、淨土へまいるべき程に、いまだいたらずといふを、智光きゝて、なきかなしびて、いかにしてか決定として、往生すべきと、とひしかば、賴光、佛に問たてまつれとて、智光をあひぐして、佛の御まへに參りぬ。智光、佛を禮拜したてまつりて、いかなる事

學文。杉本、學問ニ作ル。

と爲す。内臣は大臣の位に准ずと見ゆ。尙は公卿補任に、大化元年六月三日、謀りて入鹿を殺す。則ち恩賞として、内臣を授くとも見えたり。○道登と云ふ人、宇治橋をわたしそめしなり。扶桑畧記に云ふ、大化二年丙午の歳、始めて宇治橋を造る。件の橋の北岸の石銘に云ふ、世に釋子あり、道登と云ふ。山尻（ヤマシロ）惠滿が家より出づ。大化二年丙午の歳、この橋を構ひ立てゝ、人畜を渡すと云へり。また日本靈異記、人畜に履るゝ髑髏を救收めて、靈表を示して、現に報ずる緣、第十二に、高麗の學生道登は、元興寺の沙門なり、山背の惠滿が家より出づ。前に大化二年宇治橋を營まむが爲に、往來する時云々と見ゆ。然るに、續記文武天皇四年三月、道昭和尙遷化の條には、この橋を以て、僧道昭が創造する處なりと云へども、是は誤りにて、本書の說を正とす。なほ古京遺文に、宇治橋斷碑を引きて、考證あり。就きて見るべし。また道昭がことは、下文、齊明天皇條に詳なり。

此御時に、元興寺に、智光、賴光といふ、二人の僧ありき。おさなくより、同所にて學文をす。賴光、身にするつとめもなく、また人にあひて、物などいふ事もなし。たゞいたづらにして、月日をすぐす。智光あやしみをなして、いかに、徒にては、おはするぞととへども、ふつこ、いらふる事もなし。かくて、おほくの年を經て、賴光うせにき。智光歎て、年來の友なりき。いかなる所にか生ぬらん。おこなひする事もなく、物をただに、はか〴〵しく、いはざりつれば、後世のありさま、いこお

の理を以て、位に即き給ふべしと、大兄皇子、固く辭して、願くは出家して吉野に入り、佛道を修して、天皇を祐け奉らむと、佩刀を解きて、地に擲ち、自ら法興寺に入りて、髮髻を剃り、袈裟を着け給ふ。ここに於て、輕皇子、辭すること能はずして、遂に位に即き給ふと見ゆ。

三十一代 敏達天皇 — 押坂彥人大兄皇子 — 三十五代 舒明天皇
三十二代 用明天皇
三十四代 推古天皇
三十三代 崇峻天皇

押坂彥人大兄皇子 — 茅淳王
茅淳王 — 三十六代 皇極天皇 舒明后
三十八代 齊明天皇
三十七代 孝德天皇 輕皇子

舒明天皇 — 古人大兄皇子
三十九代 天智天皇
四十一代 天武天皇

天智天皇 — 四十代 大友天皇 追謚弘文天皇
四十二代 持統天皇
四十三代 元明天皇

○大臣の位になぞらへて、内臣となん云々。書紀に、阿部内麿ノ臣を以て、左大臣と爲し、蘇我倉山田ノ石川麿ノ臣を以て右大臣と爲し、大錦冠を以て、中臣鎌子連に授けて、内臣と爲す。封を增すこと若干戸云々と見え、扶桑畧記に、天皇即位の日、始めて左右大臣を分ちて、安倍朝臣倉橋麿を左大臣に任じ、蘇我宿禰山田石川麿を右大臣に任ず。又初めて八省百官を置き、中臣鎌子連を内臣

給しを以下、二十字、流布本ニ脱シタリ。

山に、杉本、山ヘニ作ル。

門に、ゆづりたてまつり給しを、これも、また、たび〳〵、かへしたてまつり給き。又天智天皇の、このかみの御子に、譲たてまつられしに、みこ、あるべき事に侍らずとて、出家して、吉野山にいり給にき。ふたりの御子、あながちに、かくかへしたてまつり給しかば、つゐに、此御門は、位につき給しなり。かくて、鎌足、大臣の位になずらへて、内臣となむ、はじめて申侍し。大化二年に、道登といひしものゝ、宇治橋わたしはじめたりしなり。

○孝徳天皇。初め輕皇子、後に天萬豊日尊と申す。○大坂磯長陵。陵墓一覧に、南河内郡山田村大字山田。○世の人のうけ申さむことも云々。世人の心服せむことも、あるべからずとなり。○申し返し。辭退。○天智天皇のこのかみの御子。古人大兄皇子を申す。またの名は、大市皇子、○母は蘇我島大臣の女、法提大郎媛。○書紀に云ふ、皇極天皇四年六月十四日、天皇、位を中大兄に傳へ玉はむと欲して云々、中大兄、退きて中臣鎌子連に語り給ふ。鎌子連、議りて申さく、古人大兄は、殿下の兄なり、輕皇子は、殿下の舅なり。然るに、殿下、この二皇を措きて、位に即き給はゞ人の弟たるの道に違はむ。且舅を立てて、民望に従ふも、また可からすやと、中大兄、深くその詞を嘉し、密に奏聞し給ふ。天皇、即ち位を輕皇子に讓り給はむとす。輕皇子、再三固辭して、古人大兄皇子に讓り給ふ。その詞に云ふ、大兄命は、先帝の御子にして、また年長け給へり。こ

白雉云々、杉本、作二治十年一、白雉五年丙辰十月崩、御年五十九、后三人、皇子一人。申き。杉本、作二申は一。吉備姫下、イ本、同腹の御弟五字アリ。給しな。杉本、給しにニ作ル。

と云ひたるなりの心、こその下に、あれと云ふ詞を畧けり。○人の命のかぎりある事は云々。人の命數の、盡ると、盡きざるとは、誠に人意を以て、豫め測り知るべからざるものにして、かゝる危難に逢ひても、命を全くするものあるは、實に不思議に、與もさむる次第なりとなり。○この事、日本靈異記上第九條に見えて、この天皇癸卯の年三月、但馬國七美郡の山里の人の子の、鷲に取られつるが、後八年を經て、孝德天皇庚戌、即ち白雉元年秋八月下旬、丹波國加佐郡の內の民家に於て、再び彼の女子に巡り逢ひし事に記せり。然れば、本書に、丹後國に逢ひし事と爲せるは、誤なるべし。

一、三十八代、孝德天皇、白雉五年十月十日崩、治十年、葬二河內國大坂磯長陵一、

次の御門、孝德天皇と申き。皇極天皇の御弟、御母、欽明天皇の御孫、吉備姫也。乙巳歳六月十四日、位につき給、世をしり給事十年也。皇極天皇は、位をわが御子、天智天皇の、いまだ皇子と聞えしに、讓たてまつらんと、の給しを、皇子あるべきことに侍らずと、申給て、鎌足に、御門、かゝる事をなむの給はせつると、いひあはせ給ひしに、鎌足、此御門の御子、御をぢの皇子をこえたてまりて、いかでかそのさきに、位をつぎ給べき。世の人のうけ申さむことも、難有侍べしと、申給しかは、みこわが御心にかなひて、おぼしければ、あながちに、申返し給しかは、此御

ふべきぞとて、うちしかば、めのわらは、なきて、此やどりたりつる家に歸ぬ。男家ぬしに、此めのわらはを、わしのくひのこしと、申あひたりつるは、いかなる事ぞと、とへば、家あるじ、そのとしのその月日、われ木にのぼりて侍りしに、鷲、おさなき子をとりて、西のかたよりきたりて、すにおとしいれて、わしの子に、かはむとせし程に、此子、なく事かぎりなし。鷲の子、そのこゑにおどろき恐て、くはざりき。われ、ちごのなくこゑをきゝて、すのもとによりて、とりおろし侍し子也。さて、かく申あひたるにこそと、いひしをきくに、我子の鷲にとられにし月日也。此事をきくに、あさましくおぼえて、なきかなしびて、おやこといふことしりにき。人の命の、かぎりある事は、あさましく侍事なり。

○ことのゆかりありて。ゆかりは、所緣の義。丹後の國へ行くべき緣ありての心。○ありつるめのわらは。さきに、その所に居りし童女。○おしむ。をしむとあるべし。惜む也。○いるかせ。ゆるかせの轉語なり。おろそかにするを云ふ。○かはんとせし程に。彼の幼子を、巣の中に落して、餌食と爲して、雛を養はむとせし時になり。○さてかく申あひたるにこそ。この通り、已に鷲の子に食はるべき筈のものゝ、不思議に助りたるなれば、他の女子等の、鷲の食ひ殘し

ゆきて。イ本、作二ゆきけるが。

子麿、稚犬養連網田、入鹿を斬る。この日、雨降りて、潦水(イサラミツ)庭に溢れたり。席、及障子を以て、鞍作が屍を覆ふ。古人大兄これを見て、私(キサイ)ノ宮に走り入りて、門を閉ぢて出でず。中大兄皇子、法興寺に入りて、城と爲して備ふ。諸皇子、諸王、諸卿大夫、臣、連、伴造、國造悉く隨ふ。大臣蝦夷、誅せられむとするに臨みて、悉く天皇記、國記、珍寶を燒く。船史惠尺、その燒け殘れる國記を取りて、中大兄皇子に奉る。この日蝦夷、及び入鹿が屍を葬ることを許し、また、哭泣を許す云々と見えたり。

この御時こそおぼえ侍る、但馬國に人ありき。おさなき女子をもちたりき。その子、庭にはいありきし程に、俄に、鷲いできたりて、子をとりて、東をさして飛さりぬ。父母、なきかなしめども、ゆき方をしらず。其後、八年といひしに、其子の父ここのゆかりありて、丹後國へゆきて、やどれる家に、めのわらはあり、井にゆきて水をくむ。このやどれる男、井のもとにて、あしをあらひて、たてる程に、其村のめのわらはども、きたりあつまりて、水をくむとて、ありつるめのわらはの、くみたりつる水を、うばひとりてければ、とられじと、おしむ程に、此めのわらはべども、をのれは、わしのくひのこしぞかし。いかで、われらをば、いるかせにはい

て、家を守らしむ。　また更に家を畝傍山の東に起し、池を穿ちて城を爲り、庫を起して、箭を畜へ、常に五十の兵士を以て、身邊に繞らして出入し、氏々の人等、その門に侍る云々、四年六月條に、中大兄、密に倉山田麿臣に語りて曰はく、三韓調を進むるの日、必ず卿をして、その上表を讀ましめむと、遂に入鹿を斬らむとする謀を語り給ふ。　麿の臣諾ひ奉る。戊申の日、天皇大極殿に御し、古人大兄これに侍る。中臣鎌子連、入鹿臣が疑多くして、晝夜劒を帶けることを知りて、俳優に敎へて、詐りて解しむ。　入鹿臣笑ふて、劒を解き、入りて座に侍る。　倉山田麿、進みて三韓の表文を讀む。　こゝに中大兄皇子、衛門府を戒めて、十二の通門を鎖して、往來を禁ぜしむ。時に中大兄皇子、自ら長槍を執りて、殿の側に隱れ、鎌子連、弓矢を執りて、これを助く。　また海犬養連勝麿をして、箱中の兩劒を、佐伯連子麿と、葛城稚犬養連綱田とに授けて、入鹿を斬ることを命ず。　倉山田麿、表文を執りて讀むに、將に盡きむとして、子麿らの來り進まざるを見て、聲乱れ、手動く、鞍作臣、怪みて問ふて曰く、何が故に、震ひ戰くかと、山田麿、天皇に近き奉ることを畏みて、不覺に、汗を流すと答ふ。　中大兄皇子、子麿等が、入鹿が威に畏れて、逡巡進ざるを見そなはして、即ち子麿を率ゐて、自ら進みて、劒を以て、入鹿が頭肩を傷つけ給ふ。　入鹿、驚き起つ。子麿、更らに劒を揮ひて、その一脚を傷く。　入鹿、御座に轉びて、叩頭して曰はく、臣、何の罪あるかを知らず、乞ふ審察を垂れ給へと、天皇大に驚きて、中大兄に詔して、如何なる事かあると宣り給ふ。中大皇兄子、地に伏して、奏して曰はく、鞍作、悉く皇族を滅して、皇位を傾むとす。　豈に天孫を以て、鞍作に代へむやと奏す。　鞍作は入鹿の更の名なり。　天皇起ちて、殿の中に入り給ふ。　佐伯

阿倍氏をして、別殿を掃ひ浄めて、これに侍せしめ、優待至らざるところなし。鎌子連、その知遇に感じて、皇子を立てゝ、皇位を嗣がしめむことを希ふ由を云ふ。舍人の鎌子に近侍するもの、聞きて皇子に告ぐ。皇子大に悦び給ふ。鎌子連、人となり忠正にして、天下の難を救ふの心あり。よりて蘇我の入鹿が、君臣長幼の序を失ひ、國家を危くせむとすることを憤り、皇族の内に交り、功名を立つ可き名主を求め、心を中大兄(ナカツオヒネ)皇子に寄すと雖も、いまだ親み近よることを得ず。偶中大兄皇子に、法興寺の槻樹の下に、打毬(クエマリ)の侶にあづかりて、皇子の皮鞋(ミクツ)の脱げ落るを見て、これを掌中(タナウチ)に置きて、恭く奉りければ、中大兄も、跪きて是を敬ひ執り給ひしより、漸く、睦び親みて、互に思ふ所を語りて、隱すところなし。かくて、互に親み行く間に、世人の、屢出會ふを、怪まむことを恐れて、周孔の教を、南淵先生の許に學ぶに托して、路上往返の間に、潜に計議を凝らし給ひき。こゝに、鎌子連、議りて曰はく、大事を謀るは、輔佐の人あるに若かず。願くは蘇我倉山田麿が女を納れて、妃と爲し、婚姻の親を結びて、然る後に、吾が輩の謀るところを説き勸めて、與に事を計らむとす。功を成すの道、是より近きはなしと。中大兄、大に悦びて、その計に從ひ給ふ。鎌子連、即ち自ら媒となりて、契約を固めしが故に、倉山田麿、赤心を披らきて、皇子の爲に謀るに至りぬ。鎌子連、また佐伯(サヘキノ)連子麿・葛木稚犬養連網田(カツラキノワカイヌカヒノムラジアミタ)等を、中大兄皇子に進めき。また、三年冬十一月の條に、蘇我大臣蝦夷が子入鹿臣、家を甘檮(アマカシ)の岡にならべ起つ。大臣の家を稱して宮門(カヘツミカド)と云ひ、入鹿が家を谷宮門(ハサマノミカド)と云ふ。男女を稱しては、王子と曰ひ、家の外に城柵を作り、門の傍に、兵庫を作り、門毎に水を盛りし舟一つ、木の鈎(カキ)數十を置きて、火災に備ふ。常に力人をして、兵器を持ち

あり。アムは晏にて宴とも通じて、ヤスミとよむべし。ヤスミは安看知しなどいふ、ヤスミと同一の語にて、天武紀、及び續紀等に、大安殿とあるに同しく、歷朝の天皇、親く政を視給ふ所なるが故に、安けく國家を知食す義を以て名つけしを、皇極天皇の朝に至り、唐制に倣ひて、大極殿と稱し、その建築の法をも、改め給ひし也。さて大極殿は、拾芥抄に、朝堂院正殿の名と見えて、朝堂院、即ち八省院の正殿の名なり。〇十二門。下文に引く書紀の文に、十二の通門とあり。是は文選の西都賦に、三條の廣路を披きて、十二の通門を立つとあるによりて、文を成せるものなるべし。さて、この十二門は、宮城四方の城門にして、拾芥抄門號起事の條に、宮城門、陽明門、山氏之を造る。待賢門、建部氏之を造る。郁芳門的氏之を造る。美福門、壬生氏之を造る。朱雀門伴氏之を造る。皇嘉門、若犬甘氏之を造る。談天門、玉手氏之を造る。藻壁門、佐伯氏之を造る。殷富門、伊福氏之を造る。安嘉門、海犬養氏之を造る。偉鑒門、猪養氏之を造る。達智門、丹治比氏之を造ると見えたり。但、此天皇の頃に、已に十二門の設けありしや、否やは、疑ふべきに似たれども、續紀三十二、寶龜三年十二月乙未條に、的門、即ち郁芳門の名見ゆれば、桓武遷都以前に、已に十二門の名稱ありて、傍訓に記したる如く訓みたるを、後に佳名を撰びて、今の文字の如く、改められたるなるべし。〇この條も、扶桑略記に據りて書り。書紀に云ふ、三年春正月乙亥朔に、中臣鎌子の連を以て、神祇伯に拜す。再三固辭して任に就かず、疾と稱して、退きて三島に居る。時に輕の皇子、脚疾を患へて參朝せず。鎌子連、かねてより、この皇子と友とし善し、故に彼の宮に詣りて、宿直に侍らむとす。輕皇子、鎌子連の、心高く容貌犯し難きを識りて、寵妃、

うせにき。

○法興寺。即、元興寺をいふ。已に敏達天皇條に、委く云へり。○まりをあそばし。蹴鞠の遊びを爲し給ひしなり。書紀、皇極天皇條に、打毬、クヱマリと見ゆ。また和名抄に、蹴鞠、マリコユ、足を以て、逆に踏むなりと云へり。その鞠は、韋を以て作る。此遊戲の、本邦の書に見えたるはこの時を始めとす。○露へだてなく云々。互に心に思ふことは、少もつゝみ隱すことなく、相談せられしとなり。○其御すえのけふまで云々。すえは、すゑとあるべし。末裔の義にて、子孫をいふ。さて鎌足公は、藤原氏中興の祖にして、藤原氏は、此時以來、代々攝政關白として、天下の政を輔佐し奉れり。故に鎌足公の子孫たる人々、今日に至るまで朝廷の後見職にありと、彼の序文に見ゆる仙人の云へるなり。○よき事も、あしき事も云々。非常に善き果報を得る事も、惡き結果を得る事も、すべて數ふるに足らざる、僅のいはれより出來するものなりと、彼の仙人、鎌足公が中大兄の王の御靴を執り奉れる些細の事が因と爲りて、一身の出世を來し、遂に今日に至る迄、その子孫の、朝家の藩屏となりて、數千百年の間、尊貴を極めたることを、驚き思ひしなり。○蘇我宿禰山田石川麿。蘇我倉山田石川麿ともいふ。蘇我馬子の孫、倉麿の子なり。孝德天皇の朝に、始て右大臣となる。大化五年、その弟日向の讒に依りて誅せらる。石川麿死に臨みて、恨むところなかりき。後その冤罪なること知られて、日向は、筑紫太宰帥に貶せられたり。○丈六の釋迦の佛像。丈六は、そのたけ一丈六尺あるを云ふ。○山階寺の金堂におはしますは云々。扶桑略記に、今興福寺金堂の佛像是なりと見ゆ。○大極殿。書紀、皇極紀の傍訓に、オホアムドノと

いるかは。原本、いかかはニ作ル。

百濟、この三韓の表をよましめ給しに、石川丸、この事をはかり給ふを、心のうちに、をぢ恐思けるにや、身ふるひ、こはわなゝきて、えよまずなりにければ、入鹿、いかなれば、かく、をぢ恐侍ぞと、問しかば、御門にちかづきたてまつること、恐思給るなりとこたふ。かくて、いるかゞくびを、きるべきにてあるに、そのことを承りたる人、ふたりながら、をぢ恐れ、あせをながして、よらざりしかば、皇子、そのひとりをあひぐし給て、入鹿がまへにすゝみよりて、其人をして、かたをきらせしめ給つ。入鹿、おどろきて、たちさはぎしに、又足をきりつ。入鹿、御門に申ていはく、われなにごとのつみといふ事を、しり侍らず、そのことを、うけたまはらんと申き。御門、おほきにおどろき給て、いかなる事ぞと、問給しかば、王子、いるかは、おほくの王子をうしなひ、御門の御くらゐを、かたぶけたてまつらんとすと、申給しかば、御門、たちて、うちへ入給にき。此おり、つゐに、いるかゞくびをきりてき。其のち、入鹿がかばねを、父の大臣に、たまはせしかば、大臣、おほきにいかりて、みづから命をほろぼして、大鬼道に堕て、そがの一門、時の程にほろび

そのこの入鹿。イ本、その子の入鹿、いかめしき二作ル。

とれるがごとくなり。イ本、心のまゝにとりおこなひ二作ル。

ろみは、ゑ給ぞかし。よき事も、あしき事も、はかなき程のことゆへに、出くること也。十一月に、大臣蝦夷、そのこの入鹿、家をつくりて、内裏のごとくに、宮門といひて、我子どもをば、みな王子となづけき。五十人のつはもの、身にゑたがへて出入に、いさゝかもたちはなれざりき。かくて、ひとへに、世の政をとれるがごとくなりしかば、御門、入鹿をうしなはんの御心ありき。又天智天皇の、いまだ皇子と申しもおなじく、この事を、御心のうちにおぼしたちしかども、思ひのまゝならざらむことを、おぼしをそれし程に、鎌足、皇子をすゝめたてまつりて、蘇我宿禰山田石川麿が女を、かりそめに、あはせたてまつりて、此事をはかり給き。鎌足、願をおこして、丈六の釋迦佛の像を、あらはしたてまつりき。いまの山階寺の金堂におはしますは、この御佛なり。六月に、御門、大極殿に出給て、入鹿をめしき。入鹿、めしにゑたがひて、まいりぬ。人の心をうたがひて、よるひる、たちをはきてなむ侍しを、鎌足、なにごともなきさまに、たはぶれにいひなし給て、たちをとかせて、座にすへ給つ。其後十二門をさしかためて、山田石川丸にて、新羅、高麗、

天皇の下、イ本、いまだ三字アリ。

蘇我の臣入鹿に告ぐ。入鹿大に懼れ、速に軍兵を發して、高向臣國押に謂て曰はく、速に山に行きて、彼王を捕へ來るべしと、國押聞かず。入鹿即ち自ら往かむとす。時に古人大兄王子、急ぎ來りて問ふて曰はく、何處にか行く。入鹿自ら膽駒山に向はむとする由を告ぐ。皇子の曰はく、鼠、穴に伏して生き、穴を失ふて死ぬと、入鹿即ち行くことを止む。更に軍將等を遣りて、膽駒山に向はしむれども、遂に皇子を求むること能はず。山背大兄皇子等、山より還りて、斑鳩寺に入り給ふ。入鹿が軍、兵を以て寺を圍む。こゝに皇子、三輪文屋君をして、云はしめて云はく、吾兵を起して、入鹿を伐たば、勝たむこと極れり。然れども一身の故に、百姓を傷り殘はむことを欲せず。故にわが一身を、入鹿に賜ふと、終に子弟妻妾と共に、自ら縊首して死ぬ。時に五色の幡蓋種々の伎樂、天に照り輝きて、寺に臨み垂れたり。衆人仰ぎ觀て稱嘆す。遂に入鹿に指し示す時に、その幡蓋變りて黒雲と爲る。蘇我大臣蝦夷、山背大兄王等、惣て入鹿に亡されぬと聞きて、怒り罵りて曰はく、噫入鹿、極めて愚癡にして、專ら暴惡を行ふ。汝が身もまた危からずや云々と見えたり。

三年と申し三月に、天智天皇の中大兄王子と申し、法興寺にて、まりをあそばし給し程に、御くつの、まりにつきて、おちて侍しを、鎌足の、とりてたてまつり給へりしを、王子うれしきことにおぼして、其時より、あひたがひに、おぼすことと、露へだてなく、聞ゆあはせたてまつり給て、其御すえの、けふまでも、御門の御うし

ふ、この歳、蘇我大臣蝦夷、己が祖の廟を、葛城の高宮に立て、八佾の舞を爲す。遂に歌を作りて曰く云々、又盡く天下の民、及び百八十部曲を發して、預め二の墓を今來に造る。一を大陵と云ひ、大臣の墓と爲す。一を小陵と云ひ、入鹿の臣の墓と爲す。更に悉く上宮ノ乳部の民を集め、墓を營む爲に役す。是に於て、上宮ノ大郎姫王、憤を發して、歎きて曰はく、蘇我の臣、國政を專にして、多く無禮を行ふ。天に二の日なく、國に二の王なし、何に由りてか意のまゝに、我家に賜はれる民を使はむと、これより恨を結びて、倶に亡されぬ。また二年十月の條に、蘇我臣入鹿、上宮王等を廢して、古人大兄を立てゝ、天皇と爲さむと謀る云々、十一月、蘇我臣入鹿、小德巨勢德太臣、大仁土師娑婆連を遣し、山背大兄王を斑鳩に襲はしむ。こゝに、奴三成、數十の舍人と、出て拒き戰ふ。土師娑婆連、箭にあたりて死ぬ。軍衆恐れて退く。山背大兄王、馬骨を取りて、寢殿に入れ置き、その妃及び子弟を率ゐて、逃れ出てゝ膽駒山に隱る。三輪文屋君、舍人田目君、その女菟田諸石、伊勢阿部堅經等從ふ。巨勢德太臣、斑鳩宮を燒く。灰の中に骨あるを見て、誤りて王死し給ひぬと思ひ、圍を解きて退き去る。是に由りて山背大兄王ら、四五日の間、山に留り給へども、糧食供せず。時に三輪文屋君、進みて勸めて曰はく、請ふ深草の屯倉に移り向ひ、これより東國に至りて、乳部を以て本と爲し、軍を起して、還りて戰はむ、勝たむこと必然ならむと、山背大兄王等、對へ給はく、卿の云ふ所の如く爲さば、必ず勝たむ。但、わが心に、十年百姓を使はずと希ふ。今一身の故を以て、萬民を勞し、後の世に、民の吾ために、己が父母を失へりと、云ふを聞くことを欲せず。身を捐てゝ民を慈まむと、時に人あり、遙に、上宮王等の山中にあるを見て、還りて

はなち、空に樂のこゑきこえしかば、是を見きゝし人は、はるかに、禮拜をなしき。いるかゞちゝの大臣、これをきゝて、罪なくして、太子の御のちを、うしなひたてまつれり。われら、ひさしく、世にあるべからずと、驚歎侍りき。

○聖德太子の御子うまで、廿三人をうしなひたてまつりてき。イ本、卅三人とあるは、誤れり。扶桑畧記に、聖德太子の子孫、男女廿三人王、罪なくして殺害せらる云々、また太子傳補闕記に、癸卯の年十一月十一日丙戌、亥の時、宗我大臣、並に林臣入鹿、致奴王子兒、名輕王、巨勢德太古臣、大臣大伴馬甘連公、中臣鹽屋枚夫等六人、惡逆至計を發して、太子の子孫、男女廿三王、罪なくして害せらる。山代大兄王、殖栗王、茨田王、卒末呂王、（上宮聖德法王帝說證註に云ふ、補闕記に、卒末呂王に作る。傳曆同じと見ゆ、細註に、興福寺本乎に作る。乾元二年鈔本、卒に作り、改めて乎に作る。按に、卒に作るは、恐くは誤れりと云へり。）菅手古王、春米女王、近代王、桑田女王、礒部女王、三枝末呂古王、財王、日置王、片岳女王、白髮部王、手嶋女王、孫難波王、末呂女王、弓削王、佐保女王、佐々王、三嶋女王、甲可王、尾張王と見ゆ。○生駒山。大和國平群の郡にあり。西は河内國に跨ると、大和名所圖會に云へり。昔よりの名所にして、後京極攝政の、久かたの雲ゐに見えしいこま山はるは霞のふもとなりけりと、詠まれしもこの處なり。○大兄王。聖德法王帝說に、聖王。（聖德太子）蘇我馬子宿禰大臣の女子、負古郎女を娶りて、生み給へる兒、山代大兄王と見え、註に、この王賢尊の心あり、身命を棄てゝ人民を愛し給ふ、後の人、父の聖王と濫るは非なり、とも云へり。○いるかゞいくさ。入鹿に從ふ軍勢なり。○以上扶桑略記に據りて書り。書紀、孝德天皇元年條に云

まゝに、午馬を殺して、諸社の神を祭り、或は河神に祈ると雖も驗なし。蘇我大臣曰はく、諸寺に於て、大乘經を轉讀して、過を悔ゆること、佛の說き給ふが如くして、雨を祈らむと。庚辰の日、大寺の南庭に於て、佛菩薩の像と、四天王の像とを嚴ひて、衆僧を請じて、大乘經等を讀ましむ。時に蘇我大臣、手に香爐を執り、香を燒きて祈願す。然れども、辛己の日に、微雨わりしのみにして雨ふらず。因りて讀經を停めらる。八月甲申朔日に、天皇、南淵河上に幸して、跪きて四方を拜み、天を仰ぎて雨を祈り給ひしに、やがて雷なり、大に雨降ること五日、天の下悉く潤ふ。故に天下の人民、悉く喜びて、至德天皇なりと、申すと見ゆ。

十一月十一日、そがの蝦夷の大臣の子入鹿、そのつみこいふことなかりしに、聖德太子の御子、むまご、廿三人をうしなひたてまつりてき。いくさをおこして、いかるがの宮をかこみて、せめたてまつりしに、太子の御子に、大兄王こ申し、けものゝ骨をとりて、御このでもりし所にをきて、われはにげて、いこま山に入給へりしに、いるかゞいくさ、火をはなちて、いかるがの宮をやきて、はいの中を見しに、物のほねありき。これを大兄王のなりこ、思ひて歸にき。此大兄王、六日といひしに、この所に歸きたり給て、かうろをさゝげて、ちかひ給ひしかば、煙、雲にのぼりてのち、仙人、天人のかたち、あらはれて、西に向て、飛さり給にき。光を

ひゝ。集覧本、作ニひゝこ。敏達天皇の以下、イ本、曾孫押坂彦人大兄の皇子の孫、茅淳王の娘、御母は吉備姫王、欽明天皇の御孫女也ニ作ル。壬寅年、集覧本に、命長三年ニ作ル。日てりして下、イ本、人民うれへ歎しかば九字アリ。さま〳〵ノ下、集覧本、杉本、の字アリ。みづから。同本、てづからニ作ル。

はしき。御母、欽明天皇の御むまでに、吉備姫と申侍りしなり。壬寅年正月十五日、位につき給ふ、世をしり給ふ事三年、女帝におはします。七月に、世中日でりして、さま〳〵、御祈侍りしかども、そのしるし、さらになし。大臣蝦夷と申しは、そがの馬子大臣の子なり。この事をなげきて、みづから、かうろをとりて、祈こひしかども、なをしるしなかりき。八月になりて、御門、河上に行幸し給ひて、四方をおがみ、天にあふぎて、祈こひ給しかば、たちまちに、神なり、雨くだりて、五日をへき。世中、みななをり、百穀ゆたかなりき。いみじく侍し事也。

○皇極天皇。天豊財重日足姫尊と申す。○敏達天皇のひゝごにおはします。ひゝごは、曾孫をいふ。敏達天皇の皇子を押坂彦人大兄といひ、その御子、茅渟王の御女、即ちこの天皇にて、曾孫に當り玉へり。○舒明天皇の后にておはしき。舒明天皇紀に、二年春正月丁卯朔戊寅、寶皇女を立て皇后と爲すと見ゆるは、即ち此天皇の御事なり。○吉備姫。欽明天皇皇子、櫻井皇子の皇女。○かうろ。和名抄僧坊具に、香爐、小品經に云ふ、白銀の香爐を以て、黒沈水を焼き、般若を供養すと見ゆ。香を焼く器なり。○世中みななをり。旱魃の爲に、人畜草木の類、悉く生きたる色もなかりしに、降雨の爲に、色を直して、生氣あるやうになりしなり。○皇極天皇元年紀に云ふ、六月大に旱す。秋七月云々、戊寅の日、群臣語りて云はく、この頃、雨降らざるによりて、村郷の祝部の敎の

人、男女子八人、葬ニ河內國石川郡ニ作ル。申き。杉本、作ニ申は。御子、杉本、作ニ御孫。つちのとノ上、杉本、有ニ聖德元年四字。の年、杉本ナシ。三年。イ本、作ニ五年。

治三年ノ下、杉本、欽明后三字アリ。申き。杉本、作ニ申は。

つき給ふ、御年四十七、世をしり給ふ事、十三年なり。三年と申しにぞ、玄奘三藏、もろこしより、天竺へわたり給と、うけたまはり侍し。

○舒明天皇。初め田村皇子と申す。諱は息長足日廣額尊と稱す。○彥人大兄。敏達天皇の皇子、押坂彥人大兄皇子。○御年四十七。書紀に、御年を記さず。皇年代畧記、皇胤紹運錄、扶桑畧記、一代要記、並に年三十七に作る。後考をまつ。○三年。扶桑畧記には元年の事とせり。○玄奘三藏云々。三藏とは、經、律、論の三部に通じて、これを翻譯するもの丶尊稱にて、玄奘は、唐の河內洛陽の人なり。姓は陳幼、字は褘と云ふ。幼くして佛門に入り、長して長安に往き、莊嚴寺に住す。常に佛跡を訪はむと欲する情あり。貞觀三年、上表して乞ふと雖も許されず。よりて、私に脫して玉關に出で、貞觀七年、中印度に至り、那蘭陀寺に止り、戒賢論師に從ひ、瑜伽唯識の宗を學び、貞觀十九年京師に歸る。帝命じて、洛陽の弘福寺に住せしめ、經論を翻譯せしむ。これを新譯と云ふ。羅什三藏の翻譯を舊譯と云ふ。麟德元年二月五日逝く、年六十五、その詳傳は、續高僧傳、佛祖通載、釋氏稽古畧等に見えたり。さて、彼の貞觀三年は、我が舒明天皇の即位元年に當れば、扶桑略記に之を元年のことゝせるを、正しとすべし。

第三十七、　皇極天皇、　治三年、

次の御門、皇極天皇と申き。敏達天皇のひこにおはします。舒明天皇の后にてお

廿三年崩以下、杉本、治十三年、命長元年辛巳十月崩、四十、后五年

ひを霽らすことなくて、長く佛法の名も知らずに、終りしならむとなり。◎天竺よりもろこしに、佛法つたはりて云々。天竺は、下學集に、印度は天竺なり。梵語に印度と云ひ、此に月支と云ふ。その地形、半月の如くなるが故なりと云へり。佛祖釋迦は、中印度迦毘羅衛國の主、淨飯王の太子にして、悉太と云ふ。夙に世間生死の苦を厭ひ、十九歳にして擅特山に入り、阿羅々、迦羅々の二仙に從ひて道を修し、三十歳にして佛道を成就し、釋迦牟尼佛と稱す。その後說法度生すること、殆ど五十年にして、寂滅す。その唐土に傳通せしは、後漢書に、明帝永平七年、帝、夢に金人を視給ひ、怪みて群臣に問ふ。時に太史傅毅進みて曰はく、臣周の昭王の時、西方に聖人出づ、その名を佛と云ふと聞く、恐くは是ならむと、帝即ち中郎將蔡愔、博士王遵等十八人を遣はし、西域に入りて、佛道を求めしむ。同十年蔡愔等、中天竺大明氏に於て、迦葉摩騰、竺法蘭に逢ひ、佛像及び梵經六十萬言を得、白馬に載せて雒陽に歸る。この時、竺法蘭、沙門の服を著けて帝に見ゆ。同十一年、雒陽城西雍門外に白馬寺を立て、摩騰始めて四十二章經を譯すと、見ゆるを始めとす。爾來流通熾盛にして、三韓諸國に入り、遂に本邦に傳來せしこと、已に上に云へるが如し。

第三十六、舒明天皇、（十三年崩、葬二押坂内陵一）

つぎの御門、舒明天皇と申き。敏達天皇の御子に、彦人大兄と申し皇子の御子なり。御母、敏達天皇の御むすめ、糠手姫なり。つちのとのうしの年正月四日、位に

○廿九年二月廿二日、太子うせ給ひにき。書紀、推古天皇條に、二十有九年春二月己丑朔癸巳、半夜、厩戸豊聰耳皇子命薨二於班鳩宮一に作る。癸巳は五日なり。日本靈異記及び太子傳暦の二書は、廿九年辛巳春二月に作りて、日を云はず。扶桑畧記、大鏡裏書、帝王編年記、一代要記、皇胤紹運錄等、本書に同く、廿九年二月廿二日に作る。然れども上宮聖德法王帝說に、壬午年二月廿二日夜半、聖王薨逝也、また同書に引く、法隆寺金堂の釋迦佛光後の銘文に、法興元卅一年、歲次二辛巳一十二月、鬼前大后崩り玉ふ。明年正月廿二日、上宮法王病を得給ひて、食を斷ち給ふ。妃また疾を得て、並に床に著き給ふ。時に、王后、王子等、病を轉じて、壽を延べむが爲に、釋像を鑄奉りしかど、終に、二月廿一日癸酉、妃先づ薨り給ひ、翌日、法王薨り給ふと見ゆ。この法興元は、當時民間に、私に用ゐられたる、いはゆる逸年號にして、干支を案ずるに、辛巳は推古天皇廿九年にして、その翌年卅年は、法王帝說に云ふ、壬午の歲なり。且太子の生誕は、敏達天皇三年に生れ給ふこと、上文に云へる如くにして、その享年四十九歲は、各書異同なければ、書紀以下各書に、廿九年の薨去とするは、誤りにして、法隆寺の釋迦佛の銘文、及び法王帝說に據りて、推古天皇三十年二月廿二日に薨去と定むべきなり。○一天下。天の下殘らずの義。○事あたらしく云々。聖德太子の事蹟は、凡人の及ばざる事數多にして、今更ら、事新らしく、語り續ぐべきにもあらず。且その事蹟の中の、勝れて人に異りたるものは、誰も〴〵、知り給ふところなれども、その事の、特に人に勝れたるだけに、無用と知りつゝも、くり返し申さるゝとなり。○太子よに出給はざらましかば云々。太子、世に出て給ふことなかりしならば、我國人、悉く佛法の光りに當りて、心の迷

申侍り。イ本、侍るとも二作ル。

侍りき。イ本飢饉に及びし也ニ作ル。

三年太子の降誕に後るること、三年なれば、傳暦の說の信ずるに足らざること明なり。凡て、太子の傳は、その數多しと雖も、概、僧徒の手になりて、牽强附會にして、少も信ずるに足らず。本書の記事も、太子傳暦によれること多ければ、同く信ずべからざるもの多し。序に云ふ、太子の傳記中に、尤も正確なるものは、上宮聖德法王帝說にして、多くは當時の記錄と、法隆寺にある佛像背後の銘文等によりて、記述するものなれば、尤も信用するに足るものなり。

廿九年二月廿二日、太子うせ給にき。御年四十九なり。御門をはじめたてまつりて、一天下の人、父母をうしなひたるがごとくに、かなしびをなしき。おほかた、太子の御事、萬が一を申侍り。事あたらしくも、申つゞくべくもなけれども、めでたき事は、みな人しり給へれども、くりかへし申さるゝ也。太子、よに出給はざらましかば、くらきより、くらきにいりて、ながく、佛法の名字をきかぬ身にてぞあらまし。天竺より、もろこしに、佛法つたはりて、三百年と申しに、百濟國につたはりて、百年ありてぞ、この國へわたり給へりし。そのとき、太子の御力にあらざりせば、守屋が邪見にぞ、此國の人は、しりたがひ侍らまし。三十四年と申六月に、おほ雪ふりて侍りき。

製し給ふ。その令旨を承けて、その身に持ちし所の、複せる法華經一卷を取らむが爲に、此所に來れるなりと、老僧等大に喜びて、沙彌に命じて、その經を取り來らしむ。暫ありて、經卷を、漆の函に納れて、持ち來る。老僧等、妹子に語りて曰はく、この經幷に函は、念禪法師の持ちしものなり。念禪、こゝにありし時、讀經に倦みて、睡りて經を燒く。その燒痕、今に殘れりとて、かくて老僧等、經を授け了りて、南峰の上にある一石塔を指して、彼は念禪遷化の後、骨を納めし塔なり。今已に三十六歲を經たりと云ふ云々、また同じき十六年九月の條に、この月望の日に、太子斑鳩の宮に在して、夢殿の內に入り給ふ。御褥を設けて、一日沐浴して入り給ふ。明る朝、海外の雜事を談じ、また諸經の疏を製り給ふ。若その義理の解すべからざるものあれば、夢殿に入り給ふに、常に東方より、金人出で來りて、妙理を敎ふ。戶を閉ぢて、開き給はざること、七日七夜の間、御膳を進めず、侍從を召さず、妃以下近づき給ふこと能はず。時人、大に異み思ふ、慧慈法師の曰く、殿下三昧定に入り給ふなり。敢て驚し奉る勿れと、八箇日の朝、玉机の上に、一卷の經あり。筵を設けて、慧慈法師を引きて、告げて曰く、これ吾先身に、衡山に修行せし時、持ちし所の經なり。去年妹子が持來りしものは、吾弟子の經なり。三人の老比丘、吾藏し所を知らず、他の經を取りて送れり。故に吾このころ、わが魂を遣りて、取り來れりと、その他經に落るところの文字を指して、法師に示す。師大に驚きて、奇とす。妹子が持ち來りし經には、此字あることなしと、見えたり。即ち太子を以て、衡山の南丘禪師、即ち僧慧思の再生とするものなり。然れども南丘禪師は、陳の大建九年六月廿三日、壽六十三歲にして寂す。即ち我朝敏達天皇六年に當り、同

班鳩宮の夢殿。夢殿は、聖德太子傳曆に、此月望の日、太子斑鳩の宮に在して、夢殿の內に入り給ふ。註にこの殿、寢殿の側に在り。玉林抄に、寢殿は當時御舍利殿の跡なり。或は云ふ、今の大門の前なる、文殿跡なり云々と云へり。○此一段、聖德太子傳曆によりて書り。即ち推古天皇十五年條に、夏五月、太子奏して曰はく、臣が先身に、漢土に修行して、持ちし所の經、今衡山にあり。望むらくは、使を遣はして持ち來り、誤るところの本に比較せむと、申し給ふ。天皇、大に奇しと思ほして、許し給ひ、且誰を使はすべきかを尋ね給ふ。太子、百官の內を相して、大禮小野妹子を撰みて、秋七月大隋に遣はし給ふ。時に太子、妹子に命じて曰はく、大隋の赤縣の南、江南道の中に、衡州と云ふ所あり。そこに衡山と云ふ山あり。即南嶽にして、山中に般若臺あり。南溪の中より登りて、繁れる松の中に入りて、行くこと三四里許にして、門、谷の口に臨む。吾むかしの同法、みな已に遷化して、いま殘れるもの、たゞ三人あり。汝この法服を持ちて、我名を稱して贈るべし。また、吾むかし、其臺に住みし時、持ちたる法華經、複して一卷と爲しあり。乞ひ受けて、持ち來るべしと、妹子遂に衡山に至り、太子の命の如く、南溪の下より入り、門の側に到るころ、一沙彌あり、門內にありて、念禪法師の使人到來せりと云ふ。時に一老僧あり、杖をつきて出づ。又二老僧あり、相つぎて出て、互に顧みて歡を含む。妹子三拜す。言語通せざるが故に、地に書して意を通ず。各、法服を贈る。老僧地に書して曰はく、念禪、いま何とか號する。妹子答へて云ふ、我國は倭國なり。東海中にあり。今、聖德太子と云ふもの坐すと雖も、念禪法師と云ふものなし。彼太子、佛道を崇め尊びて、妙義を流通し、自ら諸經を說き、兼て義疏を

五月にノ下、イ本、太子癸して五字アリ。

昔ノ上、イ本、我字アリ。いもこノ下、イ本、三人二字アリ。

世中。流布本、世間ニ作ル。

の料を、太子悉く伽藍の造用として、誓て曰はく、若しくは信、若しくは不信、一たびこの道場に詣る者、必ず菩提の因を成さむと、故に菩提寺と名くと云ひ、大和志高市郡條に、菩提寺、橘村にあり、一名は橘寺、山は安倍島、また佛頭山と號す云々と見ゆ。以上みな、太子傳曆によりて書けり。

十五年と申し五月に、御門に申給はく、昔もちたてまつりし經、もろこしの衡山こ申所におはします。とりよせたてまつりて、此わたれる經の、ひがごこの侍るに、見あはせんこ申給て、小野のいもこを。七月に、もろこしへつかはしき。あくるとしの四月に、いもこ一巻にしたる法花經を、もてきたれりき。九月に、太子いかるがの宮の夢どのに入給て、七日七夜出給はず。八日こいふあしたに、御まくらがみに、一巻の經あり。太子の給はく、此經なむ、わがさきの世に持したてまつりし經にて、おはします。いもこが、もてきたれるは、わが弟子の經也。この經に、三十四のもじあり、世中にひろまる經は、此文字なしこなむの給し。

◯ひがこと。あやまり。◯小野妹子。姓氏錄に、天帶彦國押人命（アマタラシヒコクニオシヒトノ）六世の孫、米餅搗大使主命の後なり。近江國滋賀郡小野村に家す、因りて氏と爲すと見ゆ。後にその位、大德冠に至れり。◯

の夜こそおぼえ侍る、はすの花のながさ二三尺ばかりなる、そらよりふりたりし。あさましかりし事ぞかし。御門、その所に、寺をたて給ひき。いまのたちばなでらこれなり。

○麿と云ふ人。太子傳暦に、舍人調子麿と見ゆ。○はちをかでら。原本、はらをかでらに作る。諸本に據りて改む。即ち蜂岡寺也。上宮聖徳法王帝説に、太子七寺を造り給ふ中の一となせり。推古天皇紀に、十一年冬十一月己亥朔、皇太子諸大夫に謂て曰く、我に尊佛の像あり、誰かこの像を得て、恭拜するものぞと、時に秦造河勝進みて曰はく、臣之を拜まむ。便ち佛像を受けて、因りて以て蜂岡寺を造ると見え、また廣隆寺資財帳に、推古天皇卅年大花上秦河勝、上宮太子の爲に建立する處なりと見え、山城志に、廣隆寺葛野郡太秦村にありと云へり。○勝鬘經。委しくは、勝鬘師子吼一乘大方便方廣經と云ふ。波斯匿王の后、勝鬘夫人の説きしものなり。○師子のゆか。師子は、獸類の中に、獨歩して畏るゝところなく、一切を伏す。佛も亦此の如く、九十六種の外道、一切の人天の中に、一切降伏して畏るゝ所なし。故に人中の師子と稱し、その床席を稱しても、師子座と云ふ由、釋氏要覽に見ゆ。此より轉りて、一般法師の座を、尊びて師子座ともいふ也。○翁その庭に聽聞して侍りき。序文に見ゆる仙人の翁の、その講演の庭に侍りしとなり。○はての夜。その講演の終の夜なり。○橘寺。聖徳太子傳暦皷吹に、橘寺を時の人は菩提寺と云ふ。天皇、往昔、勝鬘經講談の日、奇特の有けることを感じて、皇太子に布施し給ふ雜用

はちをかでら。流布本、作㆓はらをかてら㆒下同。

にあり。西大寺の興隆、菩薩、戒法をすゝめて、繁昌なりしが、今破壞して、僅に遺れりと云へり。

六年と申し四月に、太子、よき馬を、もとめ給しに、かひの國より、くろき馬の、四の足しろきをたてまつりき。太子おほくの馬の中より、これをえらび出して、九月に、此馬にのり給ひ、雲の中に入りて、東をさして、おはしき。麿といふ人ひとりぞ、御馬の右の方に、とりつきて、雲にいりしかば、見る人、おどろきあさみ侍し程に、三日ありて歸給て、われこの馬にのりて、ふじのだけにいたりて、しなのゝ國へつたはりて、歸きたれりとの給き。十一年と申し十一月に、太子のもち給へりし佛像を、この佛、たれか、あがめたてまつるべきと、の給しに、秦河勝、すゝみいでゝ、申うけ侍りしかば、たまはせたりしを、はちをかでらをつくりて、すへたてまつりき。そのはちをかでらと申は、いまのうづまさなり。佛は、彌勒とぞうけ給り侍し。十四年と申し七月に、御門、わがまへにて、勝鬘經講じ給へと、申給しかば、太子、師子のゆかにのぼりて、三日講じ給き。そのありさま、僧のごとくになむおはせし。めでたかりし事也。おきなそのにはに、聽聞して侍りき。はて

ば、井上翁所藏本によりて改む。○鶴舌香。和名抄に、南州異物志を引きて、鷄舌香は葷花、含みて口を香はしくすべしと見え、箋註に、丁子香と同物なりと云ひ、又然らずと云へる、諸家の說を擧げたり。詳くは、本書に就きて見るべし。○丁子。和名抄箋註に、山海經を引きて、東海、及び崑崙國に生ず。二月三月の頃、花を開く。その色紫白色、七月に至りて實を結ぶ。大なる物、巴豆の如し。これを母丁香と爲す。小なるものを、丁香と爲す云々と云へり。○薰陸。和名抄に、兼名苑註に云ふ、薰陸香、俗音君祿、中天竺に出づ。箋註に本草の蘇敬註を引きて、樹、沙中に生ず。盛夏の頃、その樹ノ膠（アブラ）、沙上に流出す。夷人採りて賈人に賣與す云々と云へり。○淺香。和名抄に、南州異物志を引きて、沈香を採る外間に、白き處あり。その質甚堅からず。水中に置く時は、浮ばず、また沈まず、水と平なり。名けて淺香と云ふと見ゆ。さて以上の諸香木、和名抄及箋註に、諸家の考證を引きて、詳くその物質產地等を擧げたれど、本書の說の如く、一木より諸種の香料を得ることを載せず。而て本書の說は、傳曆、推古天皇三年の記に據れるものなれば、恐くば誤なるべし。○釋梵威德のうかべ、をくり給ふなるべし。釋は、忉利天の主なる帝釋（タイシャク）を云ひ、梵は初禪天の主なる梵天を云ふ。但太子傳曆には、釋梵感レ德漂ニ送此木一と見ゆれば、威德は、感德の誤寫か、或は本書の著者の、ふと讀み誤りたるにもあるべし。佛法興隆の德に感じて、香木を浮べ送り給ひしとなり。○ひそでら。比蘇寺なり。同書に、即勅して、百濟の工に命じて、檀像を刻み造りて、觀音菩薩を作る。高數尺、吉野の比蘇寺に安ずと云へり。さて此寺は、玉林抄に、一名現光寺と云ふよし見ゆ。大和名所圖會に、大和國吉野郡池田莊比曾村

ひやゝか。井本ニ據ル、諸本のびやかにニ作ル。

あなに。集覧本、作ニあなへ。

く、たきゞになむしける。これを太子見給て、沈水香と申物なり。この木を、栴檀香といふ。南天笠の南の海の岸におびたり。此木の、ひややかなるによりて、夏になりぬれば、もろ〳〵の蛇、まとひつけり。其時に、人かの所へゆきむかひて、その木に、やをいたてゝ、冬になりて、蛇のあなにこもりてのち、いたてしやを、しるしにて、これをとるなり。そのみは雞舌香、その花は丁子、そのあぶらは薫陸、ひさしくなりたるを、沈水香といふ。ひさしからぬを、淺香といふ。御門、佛法をあがめ給ふがゆへに、釋梵威徳の、うかべをくり給なるべしと、申給き。御門、此木にて觀音をつくりて、ひそでらになむをきたてまつり給へし。とき〴〵、光をはなち給き。

○沈香。和名抄に、本草に云ふ、沈香は節堅くして、水に沈むものなり。兼名苑に云ふ、一名堅黒と云ふと見ゆ。また同書箋註に、葉は橘の葉に似て、花は白く、實は檳榔（ヒンロウ）に似、大さ桑の實の如く、色紫にして、味辛しと見ゆ。さてこの木の年を經て、枯れ朽ちて、心のみとなれるを、香に用ゐるなり。○旃檀。和名抄に、旃檀は香木なり。箋註に、赤は牛頭旃檀と云ひ、黒は紫檀の属と云ひ、白は白檀の属と云ふと見ゆ。○ひやゝか。諸本、のびやかに作る。誤なること明なれ

位は、愚管抄、帝王編年記に仝じけれども、書紀の年紀に合はず。この他、皇代畧記、皇年代畧記、並に丙子の年生るに作る。然とも、何れも確實ならず。暫く疑を存す。○磯長山田陵。陵墓一覽に、河内國南河内郡山田村大字山田と見ゆ。○四天王寺を、難波荒陵（ナニハノアラハカ）には、移し給ひしなり。四天王寺のこと、委く上に云へるが如し。書紀、この天皇元年條に、この歳、始めて四天王寺を、難波荒陵に造り給ふと見ゆるは、この荒陵に遷して、造營し給へる始を云へるなり。荒陵寺御朱印緣起に、四天王寺、法號は荒陵寺と云ふ、荒陵郷荒陵の東に建立す。故に處の村の名を以て、寺の名に號く。發願は、四天王、故にまた四天王寺と云ふと見ゆ。攝津志東條郡の條に、四天王寺は、天王寺村にあり、山は荒陵と號すと見ゆ。○我が身は女人なり以下、扶畧記によりて書り。書紀推古天皇元年の條に、夏四月庚午朔己卯、廐戸豐聰皇子を立てゝ、皇太子と爲し給ふ。よりて萬機を攝以せしむと云へり。

三年と申し春、沈は、この國に、はじめて、浪につきてきたれりしなり。土佐國の南のうみに、夜ごとに、おほきにひかる物ありき。そのこゑ、いかづちのごとくにして、三十日をへて、四月に、あはぢの島の南の岸によりきたれり。おほきさ、人のいだく程にて、ながさ、八尺余ばかりなむ侍りし。そのかうばしき事、たとへんかたなく、めでたし。これを、みかどにたてまつりき。島人、なにこもしらず、おほ

三十六年崩。杉本作治三十六年、仁王五年戊子三月七日崩、御年七十五、葬河内國石川郡磯長山間陵、敏達天皇の后也。

姫也ノ下、杉本、有敏達天皇四年正月九日后に立給ふ十五字。

稲目大臣女云々。イ本、用明天皇同腹也ニ作ル。そのさきは云々。此集覽本、无此段と云へり。

御さし上、杉本、六年四月四字アリ。廿ニ以下、次段ニ互りて、四百三十九字、流布本脱落せり。

その事顯れて、大臣の爲に殺されぬと見ゆ。

第三十五、　推古天皇、　三十六年崩、年七十三、葬磯長山田陵、

次の御門、推古天皇と申き。欽明天皇の御女、御母稻目大臣女、蘇我小姉君姫也。壬子年十二月八日、位につき給ふ、御とし三十八、世をしろしめす事三十六年。位につき給て、あくる年の四月に、御門、我身は女人なり、心に物をさとらず、世のまつり事は、聖德太子にし給へと、申給しかば、世の人、悦をなしてき。太子はこの時に、太子には立給て、よのまつりごとをし給しなり。そのさきは、たゞ皇子と申しかども、いまかたり申事なれば、さきざきも、太子とは申侍つるなり。御とし廿二になむなり給し。ことし四天王寺をば、難波荒陵にはうつし給しなり。もとは、たまつくりの峰に、たて給へりき。

○推古天皇。　御諱は、豊御食炊屋姫尊(トヨミケカシキヤヒメ)、初め額田部(ヌカタベ)皇女と申す。欽明天皇々女、用明天皇同母妹にして、敏達天皇々后たり。○御年七十三。　書紀に、年十八にして、皇后に立ち、卅四歳にして、敏達天皇崩じ、卅九歳の時、崇峻天皇、馬子の災にかゝり給ふ由に書れど、何れも、年紀合はず。　本書の卅八即また、天皇崩御の條に、時に年七十五と註したれども、是亦前記の御年數に合はず。

その國史に見えたるは・續記書に見えたる始なり。但、正史、及他の古書には、この事見えず。和銅七年の條に、六月庚辰皇太子（聖武）加二元服一と見ゆるを始とす。○うちにはわたくしを、ほしきまゝにし云々。蘇我馬子、大臣として、内に私情を擅にし、朝廷を蔑にして、これを飾り詐るに、佛法を以てし、頻りに寺塔を建て、僧尼を度し、盛に佛教を興隆するが如しと雖も、心より信ずるにあらずして、たゝ己が政略に用ゐるのみなるが故に、如何處分すべきと詔し給ふなり。○わがきらふところの人。馬子。○内宴。上卷に云へり。○ちらすな。世間に言ひ散らす勿れとなり。○その人をとらへさせしめかば云々。天皇の傷害に逢ひ給ひしを見て、驚き騒く宮中の人々を、馬子が捕へさせしにより、人々始めて、馬子の所爲なることを知りたれど、その猛威に恐れて、何の言を出すものも無りしなり。○大臣のことをしれり、みかどといふことを云々。流布本、大臣のみを知れりとあり。即ちわれその時に當りては、獨り大臣のみのあるを知りて、天皇のましますことを知らざりしとなり。○東漢駒。書紀、崇峻天皇條に、東漢直磐井（イハヰ）が子なりと見ゆ。○この段も、太子傳暦によりて書り。書紀に、五年冬十月癸酉朔丙子の日、山猪を獻るものあり。天皇猪を指して詔して曰はく、何の時にか、この猪の頸を斷（キ）るが如く、我嫌ふところの人を斷らむと仰せて、多く兵仗を設け給ひて、常に異るところあり。壬午、蘇我馬子宿禰、前に天皇の仰せし語を聞きて、與黨を集めて、天皇を弑し奉らむことを謀る。十一月癸卯朔、馬子群臣を詐りて、今日、東國の調を進むと云ひて、東漢直駒をして、天皇を弑し奉らしむ。この月、東漢直駒、馬子が女河上娘（カハカミノイラツメ）を盜み隱して・妻と爲す。馬子これを知らず、河上娘の死去せるを疑ふ。後に、

おかし下、集覧本、て字アリ。

おろか。流布本、をろかニ作ル。

のこさ。同本、作ニこのみ一。

世中。同本、世間ニ作ル。

おどろきさはぎしを、そがの大臣、その人をとらへさせしめしかば、人〲、此大臣のしわざにこそとしりて、とかく、物いふ人なかりき。大臣、駒を賞じて、さま〲の物をたまはせて、わが家の中に、女房などのなかにも、はゞかりなく、出いり、心にまかせて、せさせし程に、大臣のむすめを、忍びておかしき。大臣、この事をきゝて、おほきにいかりて、かみをとりて、木にかけて、身づからこれをいき。なむぢ、おろかなる心をもちて、御門をうしなひたてまつるといひて、やをはなちしかば、駒さけびて、われ、その時に、大臣のことをしれりき。みかどゝいふことを、しりたてまつらずと、いひしかば、大臣、此時、いよ〱いかりて、けむをとりて、はらをさき、かうべをきりてき。大臣の心あしきこと、いよ〱、世中にひろまりしなり。

○元服。下學集に、元は首也、始也、また首服とも云ふと見ゆ。即和漢の習、幼き時は、冠を着くることなく、常に頂をあらはすを、年頭に至れば、始て首に冠す。之を元服、冠服、初冠(ウヒカウブリ)、または男になるとも云ふなり。本書聖德太子の元服し給ふことは、傳暦、崇峻天皇三年條に、時年十九、冬十一月太子冠りし給ふ。群臣賀し奉ると、あるに據れるなるべし。是本邦に、元服の事の

いつはり下、集覽本、有二を字一。

思ゐ。流布本、思ひニ作ル。

陛下の相、かはる可らず。これ過去の因なり。若し三寶を崇めて、魂を般若に遊ばしめ給はゞ、近くは免れ給はむ。即ち群臣左右に命じて、能く陛下を護衛せしむと見ゆ。

三年と申し十一月に、太子御年十九にて、元服し給き。五年と申し二月に、御門、しのびやかに、太子にの給はく、そがの大臣、うちには、わたくしを、はしきまゝにし、ほかには、いつはりかざり、佛法をあがむるやうなれども、心たゞしからず、いかゞすべきと、の給しかば、太子、只此事をしのび給ふべしと、申給し程に、十月に、人のゐのしゝをたてまつりたりしを、御門、御らんじて、いつか、ゐのくびをきるがごとくに、わがきらふところの人を、たちうしなふべきと、の給はせしかば、太子、おほきにおどろき給て、世中の大事、この御ことばによりてぞ、いでくべきとて、にはかに、内宴をおこなひて、人〴〵に、祿たまはせなどして、けふ御門の、の給はせつることと、ゆめ〳〵、ちらすなと、かたらひ給しを、たれかいひけむ、そがの大臣に、御門、かゝる事をなむ、の給ひつると、かたりければ、わが身を、の給にこそと、思ゐて、御門をうしなひたてまつらんとはかりて、東漢駒（やまとのあやのこま）といふ人をかたらひて、十一月三日、みかどをうしなひたてまつりき。宮の中の人、

に、申給ごとくにおはしましゝかば、おどろきをそりおはしましき。

かくて、太子、人〴〵に、御門の御相は、さきの世の御事なれば、かはるべき御ここにあらずとぞの給し。

○崇峻天皇。　御諱泊瀬部尊と申す。　古事記には、長谷部若雀命と云へり。○年七十二。　本書、即位の年六十七とあるを推算する時は、崩年は七十一歳なり。　然るに、皇年代畧記、一代要記、並に六十九歳にして即位と云へば、崩年は七十三歳に坐すが如し。　書紀、古事記、並に享年を闕きたれば、何れに從ふべきか、決し難し。○倉橋山岡（クラハシノヤマノヲカノ）陵。　陵墓一覽に、倉梯岡上（クラハシノヲカノヘノ）陵、磯城郡多武峯村大字倉橋。○第十二の御子。　書紀、及び神皇正統記、本書に同じ。　舊事記、聖德太子傳曆、愚管抄、皇年代畧記、帝王編年記、第十五子に、歷代皇記第十六子に作る。○よこさまに、　御命のあやぶみなん云々。　あやぶみは、危險の義、人の病を受けて死するは、定命にして、正しき死とし、之に反するものは、凡て非命の死なり。　之を橫さまなる死と云ふ。　即ち橫死の御相有りと也。○この段は、聖德太子傳曆によりて書り。　同書崇峻天皇元年條に云ふ、天皇、密に太子を召て言く、汝に神通の意あり、また能く人を相すと聞く。　朕が躰を相して、隱すこと勿れと、太子相して曰く、陛下の玉躰、實に仁君の相まします。然れども恐くは非命忽に至らむ。　伏て請ふ、能く左右を守りて、姦人を容るゝこと勿れ。　天皇、問ひ給はく、何を以てか之を知る。　太子の曰はく、赤文の眸子（ヒトミ）を貫くは、傷害の相なりと、天皇鏡を取りて、視（ミソナ）はして、大に驚き給ふ。　太子左右に謂て曰はく、

五年崩以下、杉本、作ニ治五年、端政四年三子、崩御年七十二、后一人御子二人一。申き。集覽本作ニ申は一、丁未の年一。集覽本、勝烈四年戊申ニ作ル。

見給しに下、イ本、誠に太子の五子アリ。

庄(トコロ)と爲す云々、また皇極天皇二年紀に、冬十月蘇我大臣蝦夷、病によりて參朝せず。私に紫冠を、子入鹿に授けて、大臣の位に擬す。また、その弟を呼びて、物部大臣と云ふ。大臣の祖母は、物部弓削大連の妹なり。故に母の財に因りて、威を世に取れりと見ゆ。○四天王寺。創立の由緣、上に云へるが如し。聖德太子傳補闕記に云く、玉造の東岸に於て、四天王寺を營み、後に荒墓村に遷すと云ひ、攝津志東條郡の條に、玉造岡、大坂城の東南にありと云へり。元興寺と共に、本邦最古の寺院なり。なほ荒陵村に遷れることは、下文に見えたり。

第三十四、崇峻天皇、

（五年崩、年七十二、葬ニ大和國倉橋山岡陵一、）

次の御門崇峻天皇と申き。欽明天皇の第十二の御子、御母稻目大臣女、小姉君姫(オイロネギミ)也。丁未の年八月二日、位につき給ふ、御年六十七、世をしり給事五年、位につき給て、あくる年の冬、御門、聖德太子をよびたてまつりて、汝よく人を相す、われを相し給へと、の給しかば、太子、めでたくおはします。但よこさまに、御命のあやぶみなん見はさせおはします。心しらざらむ人を、宮の中へいれさせ給まじき也と、申給しかば、御門、いかなる所を見て、の給ぞと仰られしに、太子あかきすぢ、御眼をつらぬけり、これは傷害の相なりと申給しかば、御門、御鏡にて見給し

よりて遊獵に托して、替へ立つることを謀らむとし、密に、使を穴穂部皇子に遣はして、淡路に獵せむと言はしめしに、その謀、世上に洩れぬ。六月、蘇我馬子宿禰等、炊屋姫等を奉じて、佐伯連丹經手、土師連磐村、的臣眞嚙に詔して曰く、汝等、兵を整へ、速に往きて、穴穂部皇子と、宅部皇子とを誅殺せ、この日夜半、佐伯連丹經手等、穴穂部皇子の宮を圍みて、遂に殺し奉つる。辛亥の日、宅部皇子を殺し奉る。秋七月、蘇我馬子宿禰大臣、諸皇子と、群臣とに勸めて、物部守屋大連を滅さむことを謀る。泊瀬部皇子、竹田皇子、厩戸皇子、難波皇子、春日皇子、蘇我馬子宿禰大臣、紀臣麻呂宿禰、巨瀨臣比良夫、膳臣賀拕夫、葛城臣烏那羅、倶に軍兵を率ゐて、進みて大連を討つ。大連自ら子弟と、家の奴等を率ゐて、稻城を築て戰ふ。その軍強盛にして、皇子等と、群臣との軍兵恐れて進まず。この時、厩戸皇子、軍兵の後に從ひ、この有さまを見て、佛力をからざれば、大事の成り難きを思ひ、白膠木を伐り取りて、四天王の像を作りて、頂髮の中に置き、誓言を發て給はく、今もし、我をして、敵に勝たしめ給はゞ、護世四王の爲に、寺塔を起む。蘇我馬子大臣、また誓言を發つ、凡そ諸天王、大神王等、我を助け衛りて、利益を獲せしめば、諸天と、大神王との爲に、寺塔を立て、三寶を流通せむと、誓ひ終りて、種々の軍兵を整ひて、進み討つ。爰に、迹見首赤檮と云ふ者あり、大連を射て殺す。大連の軍、忽ち敗る。この役に、大連の兒息、及び眷屬ら、或は葦原に逃げ匿れ、姓を改め、名を換るもの、或は逃げ亡せて、行く所を知らざるものあり。時人云ふ、蘇我大臣の妻は、物部守屋大連の妹なり。大臣、妄りに妻の計を用ゐて、大連を殺すと云へり。亂平ぎて後、攝津國に於て、四天王寺を造り、大連の奴の半と、宅とを分けて、大寺の奴と田

頃。集覧本、作レ町。

を失つ。秦河勝をして、くびをきらしめ給、守屋がいもうとは、そがの大臣のめにて侍りしかば、その妻のはかりごとにて、守屋はうちころされぬるなりとぞ、其時の人は、申あへりし。さて、此守屋を、いころして侍りしとねりをば、赤檮とぞ申侍りし。水田一萬頃をなむ給はせし。かくて、ことし天王寺をば、つくりはじめられしなり。

○ぬるでの木。書紀に、白膠木(ヌリデノキ)と書けり。山野に自生し、高さ一丈餘に至る。此木、白膠ありて塗るべき物なれは、名とせりとぞ。又、秋早く紅葉するが故に、波にぬるでの紅葉しにけりなど、古き歌に見えたり。○秦河勝。山城國葛野郡の人、推古天皇の朝、聖德太子の命を奉じて、佛像を尊崇し、蜂岡寺を造りしこと、下文に見えたり。また皇極天皇三年に、大生部の多と云ふもの、不盡河の上に於て、異蟲を養ひ、常世の神と稱し、里民を惑はし丶時、河勝その妖術を惡み、大生部の多を笞ち懲らして、その災を絕ちしこと、日本紀に見えたり。○守屋か妹は云々。下に引く書紀の文に見ゆ。また扶桑畧記に、時人云ふ、蘇我の妻は、守屋が妹(イモウト)なり。大臣妻の計を用ゐて、大連を殺すとも見ゆ。○七月に至りて以下、扶桑畧記に據れりと見ゆ。書紀、崇峻天皇即位前紀に、二年夏四月、橘豊日天皇(用明)崩ず。五月に、物部大連の軍兵、三たび驚駭(ドヨ)む。(太子傳玉林抄に引ける文には、驚ニ駭天皇裹ニに作る。今の書紀の文には、天皇裹の三字なし。)大連もとより、餘の皇子を棄て丶、穴穗部皇子を立て丶、天皇と爲さむと欲ふ。

連睨みて大に怒る。この時、押坂部史毛屎（ケクソ）、急に來りて、大連に告げて曰はく、今群臣、卿を亡さむと謀り、將に道路を斷たむとすと、大連聞きて、其の別業阿都に退きて、味方を聚む。中臣勝海連も、己が家に味方の衆を集めて、大連を助く。遂に太子彦人（ヒコヒト）皇子の像と、竹田皇子の像とを作りて、禁厭（マツナヒ）の術を行ふ。俄にして、事の成り難きを知りて、彦人皇子に、水派（ミマタノ）宮に歸り附く。舍人迹見赤檮、勝海ノ連が、彦人皇子の所より歸り退くを伺ひて、刀を拔きて殺しつ云々と見ゆ。○四月九日、帝かくれさせ給ひぬ。上に引ける書紀の文の續きに、天皇の御病、いよ〳〵盛にして、將に失せ給はむとす。時に鞍部多須奈（クラツクリベタスナ）、進みて申さく、臣、天皇の爲に出家して、道を行はむ。また丈六の佛像、及び寺を奉らむと、天皇爲に悲み給ふ。今南淵坂田（ミナフチノサカタ）寺の木の丈六の佛像、挾侍菩薩これなり。癸丑の日、天皇大殿に崩ずと見ゆ。

七月になりて、太子そがの大臣もろともに、いくさをおこして、守屋とたゝかひ給、守屋がかたのいくさ、かずをしらざりしかば、太子の御かたのいくさ、をぢおそれて、三たびまで、しりぞきかへりき。其時に、太子、大誓願をおこし、ぬるでの木をとりて、四天王をきざみたてまつりて、いたゞきのうへに、をきたてまつりて、いま、はなつところのやは、四天王のはなち給こゝろなりと、の給はせて、とねりをして、いさせしめ給しかば、そのや、守屋がむねにあたりて、たち所に命

云々、この物に由ありて、御名に負ひ坐るなるべしと云へり。○乙巳年。敏達天皇十四年。○すなほ。正直にして、柔和なる義。○御こゝち例ならず。こゝちは、心持、または氣分など云ふ義なれば、氣分常の如くならずして、病にかゝり給ひしなり。○あるべきことにも侍らず。しかあるべき事にもあらず。○三寶の妙理。こゝにては、佛敎の甚深至妙なる道理を云ふ。○まじわざ。まじなひの術。太子傳暦に、守屋大連、阿都の宅に退きて、人衆を聚む云々、兼て魔魅を爲す。事皇家に及びて、已に發覺すと見ゆ。また下に引く書紀の文にも委し。○太子舍人。舍人は古事記傳三十三の卷に、左右近く、親く仕奉る者なり。書紀、仁德卷に、近習舍人、武烈卷に、近侍舍人、顯宗卷に、左右舍人などもあり。名義は殿侍か。書紀に帳內、官者、兵衛、などもあり。又やゝ後に、大舍人と云あり、また內舍人と云ふもありと見ゆ。大寶令の制に、中務省に內舍人九十人、左右大舍寮に大舍人、おの〳〵八百人あり。弘仁十年減じて四百人と爲す。何れも天皇、三宮、又は皇族に近侍して、雜使を勤め、行幸啓あれば供奉して、警衛に當る。後世には、攝關以下の人臣にも賜はれり。今は、舍人跡見赤檮を云ふ。○守屋にかたよれる人々。守屋大連に、味方する人々の心。○聖德太子、父帝を相し奉りて以下、太子傳暦によりて書り。書紀に云ふ、二年夏四月乙巳朔丙子の日、新甞を磐余河上に聞し召す。この日、天皇病を得て還り給ふ、群臣悉く侍る。天皇詔し給はく、朕三寶に歸依せむと思ふ、卿等その得失を議れと、物部守屋大連、中臣勝海連申さく、何ぞ國神を背きて、他神を敬はむと、蘇我馬子宿禰大臣申さく、詔に隨ひて、天皇の御志を助け奉るべしと、こゝに天皇の庶弟穴穗皇子、豐國の法師を引きて、內裏に入る。物部守屋大

さり下、集覧本、て字アリ。
いとゞ。同本、いよ〳〵ニ作ル。
しき。イ本、しければニ作ル。
うせ下、集覧本、させ二字アリ。

こび給て、そがの大臣の手をとり、涙をながし、三寳の妙理を、人しることなくして、みだりがはしく、もちゐたてまつらざるに、大臣、佛法を信じたてまつる、いと〳〵、かしこき事也と、の給しを、守屋おほきにいかりて、はらたちにき。太子人〴〵にの給はく、守屋、因果をしらずして、いまほろびなむとす。かなしきことなりと、の給しを、人ありて、守屋につげきかせしかば、守屋、いとゞいかりをなして、つは物をあつめ、さま〴〵の、まじわざどもをしき。此事、きこえて、太子のごねりをつかはして、守屋に、かたよれる人〴〵を、ころさせ給し程に、四月九日、みかどうせ給にき。

○用明天皇。 初め大兄皇子、後に、橘豊日尊と申す。○磐余池上陵。 陵墓一覧に、河内磯長原陵、河内國南河内郡磯長村大字春日にありと見ゆ。 本書は書紀、用明天皇條に、磐余池上陵に葬めまつるとあるに據れるなり。 然れど推古天皇紀に、元年秋九月、橘豊日天皇を、河内磯長陵に改め葬ると見え、諸陵式にも、河内磯長原陵と見ゆれば、今の所在地は、陵墓一覧の如くなること明なり。
○堅鹽姫。 欽明天皇紀に、堅鹽媛の堅鹽は、岐多志と云ふと見え、古事記傳に、和名抄に、崔禹錫食經云、石鹽、一名白鹽、又有二黒鹽一、今按俗呼二黒鹽一爲二堅鹽一、日本紀私記云、堅鹽木多師是也と見え

二年崩。杉本ニ治二年、勝烈三年丁未四月九日崩、御年六十九、后一人、御子七人、葬云々ニ作ル。申き、集覧本、作ニ申は一乙巳年、同本、作ニ勝烈二年丙午一。ち、下、同本、有ニの字一。

十二に、その傳見ゆ。○さて、この事は、日本靈異記上の巻に見えて、尾張國阿育知ノ郡片蕝ノ里に住める農夫が事と爲す。而して、この村里は、同書の考證巻一に、海邦名勝志に、今の市部莊古渡村なりと云へり。

第三十三、　用明天皇、二年崩、葬ニ大和國磐余池上陵一

次の御門、用明天皇と申き。欽明天皇の第四の御子、御母大臣蘇我宿禰稲目女、妃堅鹽姫、乙巳年九月五日、位につき給、世をしり給事二年、位につき給てあくるとし、聖徳太子、ちゝみかどを相したてまつりて、御命このほかに、みじかくみはさせ給へり。政を、よくすなほにし給べしと、申給き。かくて、つぎのとしの四月に、父御門、御心ち例ならずおはせしに、太子、よるひるつきそひたてまつりて、こゑだにもせず、いのりたてまつり給き。御門、大臣以下、三寶をあがめたてまつらむ、いかゞあるべきと、仰られあはせ給しに、守屋は、あるべきことにも侍らず、わが國の神をそむきて、いかでか、こと國の神をば、あがむべきと申き。そがの大臣は、たゞ仰でごにしたがひて、あがめたてまつらんと申き。御門、そがの大臣のここにしたがひ給て、法師を、内裏へ、めしいれられしかば、太子、おほきによろ

皆くち。流布本、水口ニ作ル。
むそれ、同本、なそれニ作ル。

石をこりて、こゝ人の田の皆くちにをきて、水を寺田に入しかば、人ぐ、をぢおそれて、そのみな口を、ふさがずなりにき。かくて、寺田やくるこゝなかりしかば、寺の僧、此男、法師になる事をゆるしてき。世の人、道場法師こぞ申し。

○田に水まかせむとせし程に。夏の炎暑によりて、田面の干るにより、水を引きて、灌ぐなり。即ち靈異記に、作㆑田引㆑水と見え、又本朝文粹に、田に漑ぐとも見えたり。○神なり。雷鳴。○すき。靈異記に、金杖と見ゆ。また、本朝文粹、道場法師傳の文には、擧㆑耒將㆑擊と見ゆ。和名抄に、鋤、和名須伎ト云へり。○うなじ。和名抄に、項、和名宇那之、頸後也と見ゆ。○たゞ明にあけなんとす。たゞは、直に、または、すぐにの意、明るを重ねたるは、例の語勢を強むるなり。○兎しわびて、かうぎはを。しわびは、爲しわびにて、彼の童子と、爭を爲すを、苦く思ひての義。かうは、かみの音便にて、髮際なり。○おとこになりて。成人して、元服するを、男になるといふ。○すきがら。鋤の柄を云ふ。○寺の田を作り云々。此一節、本書の譯文、詞足らざるが如し。靈異記に、然後其童子、作㆓優婆塞㆒、猶住㆓元興寺㆒、其寺作㆑田引㆑水、諸王等妨不㆑入、水田燒亡時、優婆塞言、吾引㆓田水㆒、衆僧聽㆑之、故十餘人可㆑荷作㆓鋤柄㆒使㆑持也、優婆塞彼持㆓鋤柄㆒、撞㆑枝而、往立㆓水門口㆒而居、諸王等、鋤柄引棄塞㆓水門口㆒而、不㆑入㆓寺田㆒と見ゆ。但し、此に優婆塞と云ふは、彼の童子を指し、諸王と云ふは、當時、この童子と、力をくらべたる力者を云ふなり。○皆くち。流布本、水口とあるに從ふべし。水を引き入るゝ口なり。○道場法師。本朝文粹

アリ。
石との下、同本、やすく三字アリ。
うつ。集覧本、つくニ作ル。
夜下、流布本、は字アリ。
もさめ下、集覧本、侍字アリ。
其後下、同本、有ニ鬼字一。をさめて、同本、作ニをさまりて一。めり。同本、作ニけり一。

寺の僧につかへし程に、その寺のかねつきだうに、鬼ありて、夜ごとに、かねつく人をくひころすを、此わらは、鬼の人をころす事を、とゞめてんといひしかば、寺の僧ども悦て、すみやかに、とゞむべきよしをすゝめき。其夜になりて、わらは、鐘つきだうにのぼりて、鐘をうつ程に、れいのごとく、鬼きたれり。わらは、鬼のかみにとりつきぬ。鬼は、とへひきいださむとし。わらはゝうちへひきいれんとする程に、夜、たゞあけにあけなんとす。鬼、しわびて、かうぎはを、はなちおこして、にげさりぬ。夜あけて、ちをたづねて、もとめしかば、その寺のかたわらなる、つかのもとにてなむ、ちとまり侍にし。昔、心あしかりし人を、うづめりし所也。其人、鬼になりたりけるとぞ、人〴〵申あひたりし。其後、人をころす事、侍らざりき。鬼のかみは、寶藏におさめて、いまだ侍めり。このわらは、おこになりて、なを此寺に侍りき。寺の田をつくりて、水をまかせんとせしに、人〴〵、さまたげて、水をいれさせざりしかば、十餘人ばかりして、になひつべき程の、すきがらを作て、みなくちに、たてたりしを、人〴〵、ぬきてすてたりしかば、此男、又五百人して、ひく

むくはむ。集覽本、作二むくゐむ一。

さがれりきの下、集覽本、ちからよにすぐれたり、十字

養ふ。秋八月乙酉朔己亥に、天皇の病彌重りて、遂に、大殿に崩ずと見ゆ。この己亥は、即ち十五日なり。

この御時こそおぼえ侍る。おはりの國に、田をつくるものありき。夏になりて、田に水まかせむとせし程に、俄に神なり、雨ふりしかば、木のしたに、たちいりてありし程に、そのまへに、いかづちおちにき。其かたち、おさなき子のごとし。此おとこ、すきをもちて、うたむとせしかば、いかづち、われをころすことなかれ。かならず、此恩をむくはむといひき。おのこのいはく、なに事にて、恩をむくふべきぞといひき。いかづち、こたへていはく、汝に子をまうけさせて、かれにて、恩をむくひん。われに、くすの木の舟をつくりて、水をいれて、竹のはをうかべて、すみやかに、あたへよと、いひしかば、此をのこ、いかづちのいふがごとくにして、あたへつ。いかづち、是をゑて、すなはち、そらへのぼりにき。其後、おのこゞを、まうけてき。むまれしときに、くちなは、そのかうべをまとひて、お、かしら、うなじのかたにさがれりき。このとし十よになりて、ほう八尺の石をなげき。このわらは、元興

鏡には見えたり。六月以下は、扶桑畧記に據れりと見ゆ。書紀に云ふ。十四年春二月戊子朔壬寅、蘇我大臣馬子宿禰、塔を大野丘の北に起して、大會の設齋（チガミ）す。即ち司馬達等の獲るところの舍利を、塔の柱頭（ハシラカミ）に藏む。辛亥、蘇我大臣疾す。卜者に占はしむるに、卜者の云ふ、父の時に祭れる佛の祟りなりと、大臣、その事を奏す。詔して、父の祟めし神を祭らしむ。大臣詔を奉じて、彌勒の石像を禮拜して、壽を延べむことを乞ふ。この時、國に疾疫行はれて、民の死するもの多し。三月丁己朔に、物部弓削守屋大連、中臣勝海大夫と共に申さく、何が故に、臣らが言を用ゐ給はざる。父天皇の御世より、陛下の御世に及びて、疫疾流行して、國民まさに絶えむとす。これ蘇我の大臣が、佛法を興行するに依れりと。天皇詔し給はく、誠に然り、宜しく佛法を止むべしと、丙戌に、守屋大連、自ら寺に詣（イタ）りて、その塔を斫り倒し、火を放ちて、佛殿佛像を燒き、尙ほ、餘れる佛像を取りて、難波の堀江に棄てしむ。この日、雲なきに雨降り、風吹けり。守屋大連、また馬子と、佛法を行ふ僧侶等を辱めむとし、佐伯造御室をして、馬子の宿禰と、尼善信等を喚び出して、御室に付與す。有司、尼等の三衣を奪ひ、海石榴市（ツバキ）の亭（ウマヤタチ）に禁錮（イマシメトラ）へて之を鞭つ。時に、天皇、及守屋大連、にはかに、瘡を患ひ給ひ、人民また、この病にかゝるもの多く、國内に充滿せり。その瘡を病むもの、身燒かれ打たるゝが如く、苦みて死す。老少竊に佛像を燒き奉れる罪かと云ふ。夏六月、馬子宿禰、奏して云ふ、臣が病、今に至りて未だ愈えず、三寶の力を蒙らざれば、救ひ治むること難しと、天皇馬子に詔して、汝、獨り佛法を行ふべし、餘人に許さずと、乃ち三人の尼を、馬子の宿禰に還付す。馬子、受けて大に喜び、三尼を拜し、新に精舍を營み、迎へ入れて

をはぎ、しもとをもちて、うちし程に、そらに雲なくして、おほきに、雨ふりかせふきゝ。御門も、守屋も、たちまちに、かさをわづらひ、天下に、かさおこりて、命をうしなふもの、數をしらず。そのかさをやむ人、身をやききるがごとくになむおほねける。佛像を、やきしつみによりて、此やまふおこれりしなり。六月に、蘇我の大臣、病ひさしくいねず、猶三寶をあふぎたてまつらんと申き。御門、しからば、なむぢひとりおこなふべしと、の給はせしかば、よろこびて、又堂塔をつくりき。佛法は、これより、やう〳〵、ひろまりはじまりしなり。かくて、八月十五日に、御門はうせさせ給にき。

○おこたらず。疾病の愈えざるを云ふ。○宣旨。詔書の内に、ある一人に限りて、賜はるものを云へど、こゝにては、單に詔の意なり。○しもと。和名抄に、木の細き枝なりと見ゆ。○かさ。同書に、瘡、和名、加佐と見ゆ。うみを持つ一種の腫物なり。○やまふ。やまひ也、やまひを、やまふといふは、終止言の名詞になれる例にて、猶ほ、相撲(スマヒ)を、すまふといふが如し。○三寶。觀無量壽經に、「恭敬三寶、奉持師長」と見え、三寶とは、佛法僧を云ふと見ゆ。また大乘に說く所は、三身の如來を佛寶と爲し、二空の教を法寶と爲し、三賢十聖を僧寶と爲す。即ち佛像、經文、比丘の三なり。○この一段、十四年以下、今其の據る所を詳にせず。但し後のものながら、神明

その悲智、偏小の及ぶ所にあらざる義を以て、無能勝とも譯す。過去善思佛の時、轉輪聖王と爲りて、毗盧遮那と號す。釋迦如來に先つこと四十劫の時なりと云ふ。また梵に梅咀麗耶と言ひ、慈氏と譯す。彌勒は、舊譯なり。現に知足の內院に居り、當來には、此の堪忍土に出興して、釋迦佛の處を補ふ。彌勒如來と號し、華林園內龍華樹下にして、正學を成じ給ふ。其の出世は、器世間、二十增減の第十減劫、即ち釋迦佛滅後、五十六億七千万年に在り。人壽は八万歲、佛壽は六万歲にして、身長六十二丈なり。世間に災患无く、衣服自然に化生し、營苦を須ゐず、女子は五百歲にして嫁す。其佛の父は、修梵摩、母は梵摩跋提と云ふといひ、また、慈氏を姓と爲し、阿逸多を字とす。南天竺婆羅門の子なりと云へり。○元興寺。書紀、崇峻天皇元年の條に、蘇我大臣、願のまゝに、飛鳥の地に法興寺を起つ。推古天皇元年紀に、春正月壬寅朔丙辰、佛舍利を法興寺の刹柱の礎の中に置く。丁己、刹柱を建つと見え、地名によりて、飛鳥寺とも云ひしが、後に元興寺と改め、七大寺の一にして、難波の四天王寺と共に、本邦最古の寺院なり。

十四年と申し三月に、守屋の大臣、御門に申さく、先帝の御時より、今にいたるまで、世中のやまひ、いまだをこたらず。そがの大臣、佛法をおこなふゆへなるべしと、申しかば、佛法をうしなふべきよし、宣旨くだりにき。守屋、身づから、寺にゆきむかひて、堂をきりたをし、佛像をやぶりうしなひ、火をつけてやき、尼のき物

十四年。杉本、勝熙元乙巳ニ作ル。

き物。杉本、きる物ニ作

ず。太子、ひそかに微服して、諸童子を從へて、舘に入りて見給ふ。日羅、太子を指して、いかなる童子ぞや、これ神人なりといふ。時に、太子麁布の衣を着け、面を垢し、繩を帶にして、飼馬(ウマカヒノ)兒(ワラハ)と肩を連ねて居給ふ。日羅、人を遣して、指して引き入れしむるに、太子驚き去り給ふ。日羅、遙に拜し奉り、履を脫ぎて走り出づ。諸大夫、大に奇として、門に出でゝ、始めて太子なることを知る。太子、衣を改めて出て給へば、日羅、再拜すること二度、太子辭讓して、直ちに、日羅が房に入り給ふ。日羅、地に跪き、掌を合せて曰く、敬禮救世觀世音大菩薩、傳燈東方粟散王と、人聞くことを得ず。太子、容を修めて折磬して、謝し給ふ。日羅、大に身の光を放つ。火の熾なる炎の如し。太子亦眉間より光を放ち給ふこと、日の輝くが如し。須臾(シバラク)ありて止む。太子、日羅に申し給はく、汝が命盡なむとす、惜むべしと雖も、聖人すら、害を免れず、吾、また如何せむ。清談すること終夕、人解すること能はず。明る日、太子、宮に還り給ふ。冬十二月晦夕、新羅人、日羅を殺す。太子これを聞きて、左右に申し給はく、日羅は聖人なり。兒、昔、漢に在りし時、彼は弟子たり、常に日天を拜せしが故に、身より光明を放つ。その身の仇、離れざるが故に、命を斷ちて賽(ツグナ)へり。生を捨てゝ後、必ず上天に生れむと、云ひ給へりと見ゆ。○十三年云々、石にてつくりたる彌勒を、わたしたてまつりしを。書紀、敏達天皇條に云ふ、十三年秋九月、百濟より來れる鹿深(カフカノ)臣、彌勒の石像一軀を持てり。佐伯連、また佛像一軀を持てり。この歲、蘇我馬子宿禰、その佛像二軀を請ひて、鞍部村主司馬達等(クラツクリノスクリシバダチト)を遣はし、池邊直氷田(イケベノアタヒ)を四方に使はし、修行者を求めしむ云々、馬子、佛殿を宅の東方に營み、彌勒の石像を安置し奉ると見ゆ。○彌勒。慈氏と譯し、また、

遷りし頃より、德爾等、晝夜計りて、日羅を殺さむとす。時に日羅が身の光り、火焰の如きものあり、德爾等恐れて殺さず。十二月に至り、その光を失ふを窺ひて、遂に殺しつ云々と見えて、聖德太子の日羅に逢ひ給ひしことを載せず。本書は、太子傳暦によりて、書けるなるべし。○敬禮救世觀世音云々。太子傳暦に、欽明天皇卅二春正月朔甲子の夜、間人穴穗部皇女夢み給はく、金色の僧の容儀甚だ艶しきありて、妃に對ひて、立ちて曰はく、吾に救世の願あり、暫く后が腹に宿らむ。妃問ふ、これ何人ぞやと、僧の曰はく、吾は救世菩薩なり、家は西方にあり。妃曰く、妾か腹は垢穢なり、何ぞ貴人を宿せむ。僧の曰はく、吾は垢穢を厭はず、唯尠しく人間に感せむことを欲す。妃曰はく、敢て辭せず、命に隨はむ。僧喜びて、躍つて口中に入そ。妃驚き悟めて後、始めて娠めることあり。遂に聖德太子を生むと見えて、古くより、この太子を以て、觀音の化身と爲せり。されば敬禮救世觀世音とは、觀音の化身なる聖德太子に敬禮する意なり。粟散王とは天臺の仁王經疏に、小王は衆多、猶粟散の如しと見えて、小國の王を云ふ。傳燈は、佛敎の燈を、この日本國に掲げ傳ふるを云ふ。然れば、この一句の心は、觀音の、佛敎を日本國に傳へむが爲に、暫く人間に化身せられたる聖德太子に、敬禮すと云ふ義なり。○太子、又、眉間より光をはなち給ひき云々太子傳暦に云ふ、敏達天皇十二年秋七月、百濟の賢者、葦北達率日羅、我朝の召の使、吉備ノ海部の羽島に隨ひて來朝す。この人勇にして計あり。身に光明ありて、火焰の如し。天皇、阿部臣目、物部贄子大連、大伴糠手子連等を遣して、國政を問はしむ。太子、日羅は異相あるものと聞し召して、天皇に奏して曰はく、兒、望らくは難波の館に往きて、彼の人となりを見むと、天皇許し給は

も、果さずして崩り給ひしが故、朕、その御志を繼ぎて、任那を興復せむと思ふ。今、百濟國にある火葦北國造阿利斯登が子、達率日羅、賢にして勇ありと聞く。朕、その人と計るところあらむと、紀國造押勝と、吉備海部直羽島とを遣はして、日羅を召さしむ。冬十月、押勝等、百濟より還りて復命すらく、百濟國王、日羅を惜みて、還り上ることを肯はずと、よりて、又吉備海部ノ直羽島を遣して、日羅を召さしむ。羽島、已に百濟に至りて、まづ、私に、日羅を見むと欲して、獨り彼が家の門に至る。時に、家の内より出て來る韓婦あり、韓語を以て、汝が根を以て、我か根の内に入れよと云ひて、家に入り去りぬ。羽嶋、その心を覺りて、後に隨ひて入る。こゝに、日羅出て迎ひ手をとりて、座に就かしめて、密に曰く、僕竊に聞く、百濟國王、朝廷の臣を召し給ひて、後再び還し給はざらむことを疑ひて、詔を奉せずと聞く。宜しく、詔を宣り聞かさむ時に、猛き色を現はし、急に催し召すべしと、羽島、その計に從ひて、日羅を召す。是に於て、百濟王、朝威を畏れて、敢て詔に違はず。日羅に恩率德爾、余怒哥奴知、參官德率次干德、柁師、水手等を添へて奉る。日羅、吉備の兒島の屯倉に到り着く。朝廷、大伴糠手子連を遣して、慰問せしむ。また、大夫等を遣はして、難波の舘に、日羅を訪はしむ云々、舘を阿斗桑ノ市に造りて居らしめ、朝夕の供給、願のまゝにせしめ、また阿部目ノ臣、物部贄子連、大伴糠手子連を遣はして、國政を問はしむ。日羅、具に百濟を征する計を奏す。こゝに、百濟國より、日羅を送り來れる恩率參官、國に歸るに臨みて、ひそかに、德爾等に語りて曰はく、吾、築紫を過ぐる頃を伺ひて、偷に日羅を殺すべし。吾具に、王に白して、厚く功を賞せむと、德爾、余奴等、これを諾す。よりて、日羅が桑市村より、難波の舘に

また、初八日には、四天王、輔臣を四天下に遣はし、人民の善惡を觀察せしむ。十五日は、天王みづから按行し、諸善業者には、福を與へ、不善業者には、祿を減ず。二十三日は八日の如し、廿九日は、十四日に、三十日は、十五日に同じと云へり。○梵天帝尺。梵天は、色界の天主なること、既に序文の條に云へるが如し。帝尺は、忉利天の主にして、自ら喜見城に在りて、他の三十二天を統領すと云ふ。即ち三十三天の主なり。○國の政を見給日也云々。上に引ける四天王經に說けるが如く、帝釋、及びその臣の四天王の、人間の善惡に從ひて、報ゆる所あるを云ふ。聖德太子傳習に、七年、百濟、經論數百卷持來して上奏す。春二月より、太子、香を燒て、披見し給ふこと、日ごとに一二卷、冬に至りて一遍了る。また奏して曰く、月の八日、十四日、十五日、廿三日、廿九日、三十日、これを六齋日と爲す。この日は、梵天帝釋、降りて、國の政を見給ふなり。故に、殺生を禁じ給へ、これ仁の基なり。仁と聖と、その心近しと、天皇大に悅びて、勅を下して、この日に、殺生の事を禁ぜしむと見ゆ。○八年云々、釋迦佛をわたしたてまつりしかば云々。書紀に、八年冬十月、新羅、枳叱政奈末を遣して、調を進り、幷せて、佛像を献ると見ゆ。○山階寺の東金堂におはしますは、この佛なり。傳曆に、八年冬十月、新羅國より佛像を献送す云々、天皇大に悅びて、安置して供養し給ふ。注に、今は興福寺の東金堂にありと見えて、拾芥抄、七大寺の條に、興福寺藤原不比等の創立、和銅三年、山階寺を造ると云ふは、是なりと云へり。○十二年云々、日羅といふ人、きたれりき。敏達天皇紀に云ふ、十二年七月丁酉ノ朔に、詔して曰はく、我が先考天皇（欽明）の世に、新羅、わが内官家の國、即ち任那を滅しき。先考天皇、これを回復せむことを謀り給へど

宣旨上、同本有ニやがて三字一。

宣旨以下。杉本、御門いみじく思召て、天下に宣旨を下て、殺生を戒められし也。

この上、集覧本、有ニ則字一。人。同本、作レ佾、粟散王下、杉本、從於西方來誕生、皆演妙度衆生十三字アリ。

十三年。集覧本、作ニ鏡常四田辰一。

わたしたてまつり下、集覧本ニ有ニたり二字一。

は、やがて、宣旨をくだし給ひき。ことし、太子七歳にぞなり給ひし。八年と申し十月に、新羅より、釋迦佛を、わたしたてまつりしかば、御門、悦び給て、供養したてまつりき。山階寺の東金堂におはしますは、この佛なり。十二年と申し七月に、百濟國より日羅(にちら)といふ人きたれりき。太子、あひ給ひて、物がたりをし給程に、日羅、身より光をはなちて、太子をおがみたてまつるとて、敬禮(きやうらい)救世觀世音、傳燈東方粟散(ぞくさん)王と申き。太子、又眉間より光をはなち給き。かくて、人〴〵にの給き。われむかし、もろこしにありし時、日羅は、弟子にてありしものなり。つねに、日をおがみたてまつりしによりて、かく身より光をいだすなり。のちの世に、かならず、天にむまるべしとの給き。十三年と申し九月に、百濟國より、石にてつくりたる彌勒を、わたしたてまつりしを、蘇我馬子の大臣、堂をつくりて、すへたてまつりき。いま元興寺におはします佛なり。

〇六齋日。智度論卷六十五に引く、摩訶般若經に、六齋日、月ノ八日、廿三日、十四日、廿九日、十五日、三十日、諸天衆會と見え、佛說四天王經に、月の六齋日には、使者太子、及び帝釋の外臣たる四天王、下りて衆生を觀察す。布施、持戒、及び父母に孝順なるもの少ければ、帝釋諸天皆悅ばず。

尺ァ集覽本、作レ釋。さめ。同本作さゞめ

の衡山は、衡州に屬す。その衡山は、五は五嶽の一數なり。その山に五峯あり。云々。思禪師、六度この山に生じて道を修す。一生に各一塔、幷に一磐石を立つ云々、思禪、無常に臨みて、磐若臺北方の石室に於て、法華經、鉢盂、錫杖を置きて、弟子に謂へらく、吾滅度の後に、無佛法の處に向ひて身を受けて、衆生を敎化せむ云々、碑下に題して云ふ、倭州天皇は、彼の聖（ヒジリ）の化する所なり云々と見ゆ。○わざむ。驚嘆の意、俗にアギル、といふ程の詞なり。○二年以下の紀事太子傳暦に詳なり。いま、六年の條のみを記せば、六年丁酉冬十月、百濟に遣はしゝ大別王、經論、並に律師、禪師、比丘尼等を率ゐて、還り來りて、この由を奏し給ふ。太子、天皇の床下に侍りて、奏して曰はく、兒、いま百濟より持來れる經論を見むと思ふと、天皇奇みて、何故ぞと問ひ給ふ。太子奏し給はく、兒むかし漢に在りて、衡山の峯に住し、數十身を經て、佛道を修行したりき。佛の敎を垂れ給ふことと、有にあらず、無にあらず、只諸善は奉行すべく、諸惡は作すことなかれとなり。故に今、百濟より献ずる所の佛の經、菩薩の諸論を見むと欲ふと。天皇、大に奇として、また問ひ給はく、汝、いま年六歲なり常に朕が前にあり、何の日か、漢にあらむ。何をもて、詐り云ふかと。太子奏し給はく、兒が前身の意に覺ゆるところを云ふなりと。天皇手を拍て、大に異み給ひ、聞くところの群臣も、舌を鳴らし、手を拍て、奇と爲すと見ゆ。

七年と申し二月に、太子、よろづの經論をひらき見給て、六齋日は、梵天帝尺おりくだり給て、國の政を見給日也、ものゝ命をころす事を、とめ給へと、申給しか

衡山以下、杉本、衡山に有し時、多くの經論をよみ侍りさ、前世の事ごも語り給ひしかば、帝を始皆人々、手を打、あやしび申されきニ作ル。

あさましさ。同本、作ニあさましく。

敎は見給へりき。いまその經論をたてまつりて侍なれば、見給へらんこ、思ひ給る也こ、申給しかば、御門、あさましとおぼしめして、なむぢは、六歳になり給、いつのほどに、もろこしにありしこは、の給ぞと、仰事ありしかば、太子、さきの世の事の、おぼね侍るを申也こ、申給し時に、御門を、はじめたてまつりて、きく人、手をうち、あざみ申き。法花經は、こさしわたり給へりけるごぞ、うけ給はりし。

○二年。イ本三年に作る。 諸本、二年に作り、扶桑略記、及傳暦共に、二年の條に系けたれば、今これに從ふ。○南無佛。佛に南無する心なり。 南無は、歸命と譯し、佛菩薩に歸依し信仰するを云ふ。○三年三月三日。イ本四年に作る。改むる由は、上に同じ。○うつりか。物に移りて、殘れる香氣を云ふ。○女房。汎く宮中に奉仕する官女、および貴族の家の侍女等を云へり。○六年十月と申しに、百濟國より云々。 書紀には、六年十一月の事とす。曰く冬十一月庚午朔、百濟國王、前に我邦より使して、いま還らんとする大別王(オホワケノ)等に付けて、經論若干卷、幷に律師、禪師、比丘尼、咒禁(シュゴン)師、造佛工、造寺工六人を献る。 遂に難波の大別王の寺に、安置せしむと見えたり。さて經論とは、佛典に經律論の三別ある内の、經と論とにて、經は法華經、涅槃經の類。 論は倶舍論、唯識論の類を云ひ、律とは僧尼の持すべき戒律を云ふ。○衡山。聖德太子傳暦に、大隋の赤縣の南、江南道の中に衡州あり、州の中に衡山あり。これ南嶽なり。注に七代記に云ふ、南嶽

申ノ下、集覧本、し字アリ。南無佛以下、杉本南無佛と宣ひて、佛しやりを掌の内より出し給ひき。御とし二歳の折也ニ作ル。御年、集覧本、今年ニ作ル。三年。イ本四年ニ作ル。わうじ。集覧本、みかどニ作ル。六年下、井本、有ニ丁酉ニ字一給へりき。集覧本作ニはべりき一。

せ、更に大和、河内二國に在りて、公文を記錄する司の者等を召して、汝等が習ふ所の業、何が故に成就せざる、汝等多しと雖も、辰爾に若かずと、詔玉ひき。此時高麗の奉りし上表、鳥の羽に書きたるが故に、その文字羽の黑きまゝに、讀み知るものなし。辰爾その羽を、飯の氣に蒸して、帛(チリギヌ)を以て羽に押して、悉くその文字を寫す。朝庭悉く之を異とすと見え、尙ほ續日本紀、四十の卷、延曆九年七月條にも見えたり。但し十訓抄に、敏達天皇御時、云々、王辰爾、その羽をむして、ふくさの絹に押しければ、書る如く寫りて、鮮かに讀れけり。史師明とも云ふ。同名か、おぼつかなしと、見えたるは、何に據れるか詳ならず。また師明と云ふも、他に見る處なし。

二年と申、二月十五日、聖德太子、東にむかひて、たな心をあはせて、南無佛との給き。御年二にこそはなり給しか。三年三月三日、父のわうじ、聖德太子をあいしたてまつりて、いだき給へりしに、いみじく、かうばしくおはしき。其後、おほくの月日をすぐるまで、そのうつりか、うせ給はざりしかば、宮のうちの女房たち我も〳〵と、あらそひ、いだきたてまつり侍き。六年十月と申しに、百濟國より、經論、又、あまたわたり給へりしを、太子、これを見侍らんと、御門に申給ひしかば、御門、そのゆへをとひ給ひ、太子申給はく、昔、もろこしの衡(かう)山に侍りしに、佛

ことしの五月こそおぼえ侍る。高麗より、からすのはに、物をかきて、たてまつりたりしを、いかにして、よむべしとも、おぼえぬ事にて侍しを、なにがしの王とかや、申し人の、こしきのうちにをきて、うつしとりて、よみたりしこそ、いみじきことにて侍しか。御門、めでほめ給て、その王は、御まへちかく、つねに候べきよしなど、仰られき。

○ことしの五月。即ち元年五月なり。○なにがしの王。船史(フチノフヒト)の祖、王辰爾を云ふ。王氏は、その本姓、百濟國王貴須(ギス)王の後なり。欽明天皇の御宇、勅を奉じて、船舶の賦税を錄し、姓を船史(フネノフヒト)と賜ふ。○こしき。飯を炊ぐ器、形圓く、底に細き穴ありて、湯氣の通るやうになせり。されば鳥の羽をこの内に入れて、湯氣にて蒸(ム)し、白き帛(キヌ)の上に押したるが故に、黑き羽に、墨もて書る文字も、その帛上に顯はれて、讀み得たるなり。○をきて。おきてとあるべし。置きて也。○侍しか。しかは、こその結にて、き、し、とも活きて、共に過去の意に用ゐるテニヲハなり。○書紀敏達天皇紀に云ふ。元年五月丙辰の日、天皇、高麗の上表を執りて、蘇我馬子の大臣に授け、諸の公文を記錄するものを召し集(ツド)へて、讀み解かしめ給へども、讀み解くこと能はざること、三日に至る。爰に船史(フチノフヒト)の祖王辰爾と云ふもの、能く讀み解き奉れり。よりて天皇、大臣と共に賞めて、よきかな辰爾、汝もし學を好まずば、誰か能く讀み解かむ。今より後、近く殿内に侍るべしと仰

せし。四月になりにしかば、物など、いとよくの給き。

○敏達天皇。渟名倉太珠敷尊と申す。○年廿四。書紀、享年闕く。神皇正統記、六十一歳に作り、皇年代畧記、四十八歳に作る。何書に據れるかを詳にせず。但、崩年廿四とする時は、十一歳にして、即位し給ふことゝなりて、欽明天皇十五年、立太子の文に合はず。誤りなること明なり。○磯長中尾陵。河内國南河内郡磯長村大字太子にあり。○石姫皇后。欽明天皇元年紀に、正妃武小廣國押盾天皇女、石姫を立て、皇后と爲し給ふと見ゆ。○おとゝ。おは、をとあるべし。弟也。○ことし正月一日ぞ、聖徳太子はうまれ給し。上宮聖徳法王帝説に、上宮聖徳法王、また云ふ、法主王、甲午の歳生れ、壬午の歳薨じ給ふと云へり。甲午の歳は、敏達天皇三年にして、壬午の歳は、推古天皇卅年なり。また同書に、丁未年六七月、云々、難波の四天王寺を造り給ふ。時に聖王生れて十四年と云へるを推算するも、上宮太子は、この天皇の三年に、生れ給ふこと明なり。然るに聖徳太子傳暦、及び同補闕記、並に、本書に、元年正月生れ給ふと爲す。共に誤れり。なほ下文の薨去の條をも合せ看るべし。○いまだ皇子と申しなり。用明天皇、御諱を橘豐日尊と申し、初め大兄皇子と申しき。○御母。用明天皇の皇后、穴穂部間人女王を云ふ。○いさゝかおぼえさせたまふ事もなくて云々。少しも、産の氣の苦しみもなくて、生れ給ひしを云ふ。○またありつるやうに。前にありしが如く。○物などいとよくの給き。小兒のやうにもなく、何事も、よく仰せられしとなり。○この一　、聖徳太子傳暦によりて書り。

十四年崩。杉本、治十四年、勝烈元年乙巳、八月十四日崩、御年廿四、后四人、御子男六人、女十人ニ作ル。宣化天皇下、一本、御字アリ。壬辰の年上、集覧本、金光三年、四字アリ。こさし。同本、おなじき四年癸巳ニ作ル。いさゝか下、集覧、本有ニも字一此月下、イ本、まで二字アリ。またありつる、以下、杉本、作ニ宮の内光きし、かゞやきけり、帝あやしく思めし、只人にはれはしますまじき人也さぞ人々賣はせし。

卷の中

第三十二、敏達天皇、十四年崩、年廿四、葬河内國磯長中尾陵、

つぎの御門、敏達天皇と申き。欽明天皇の第二御子、御母、宣化天皇女、石姫皇后也。欽明天皇のみよ、十五年甲戌正月に、東宮にたち給、壬辰の年四月三日、位につき給、世をしり給事、十四年なり。ことし正月一日ぞ、聖徳太子はむまれ給し。ちゝの用明天皇は、御門の御おとゝにて、いまだ皇子と申しなり。御母、みやのうちをあそびありかせ給しに、むまやのまへにて、御心に いさゝかおぼへさせたまふ事もなくて、にはかにむまれさせ給しなり。此月は、十二月にぞあたらせ給し。人々、いそぎ、いだきとりたてまつりてき。かくて、あかく、きなる光、にしのかたよりさして。御殿のうちをてらしき。御門、このよしを聞食て、行幸なりて、事のありさまをとひ申給に、またありつるやうに、宮のうちひかりさして、かゞやけり。御門あさましとおぼして、たゞには、おはすまじき人なりとぞ、人々にはの給は

米しらぐる。米を舂きて、白くする。○からうすのや。靈異記に、碓屋と云へり。即ち米を舂く碓を据ゑし小屋なり。○此一段、日本靈異記に出てたり。昔、欽明天皇御世、三野國大野郡の人、妻と爲すべき好き女を求めて、路を行く時に、廣き野中に好き女に遇り。その女かの男に親く言を交はして、媚び馴る云々、男、わが心の内を語りて、妻になりなんやと云へば、即ちゆるしつ。よりて家に具し歸りて、後に一の男子を生めり。然るにその家に飼へる犬、十二月十五日に、子を生めるが、この子犬、時々かの妻に對ひて、吠えかゝるによりて、妻の女大に恐れて、家主に、この犬を打殺してよといへども、家主あはれに思ひて、え殺さず。二月三月の頃に至り、年米(トシコメ)を舂く時、妻の女、稻舂女に間食を宛むとて、碓屋に入りしに、彼の子犬、妻の女を咋はむとす。女大に驚きて、野干と成り、籬の上に登り居たり。時に家主これを見て曰く、汝と我との間には、己に一人の男子まで成せる中なり。故に、吾、汝を忘るゝことなし。夜毎に來て寢よといへば、夫の語に隨ひて、此後も猶は來り寢ぬ、故に名けて岐都禰(キツネ)といふ。時に彼の妻、紅染の裳を着たり。夫、その去り行くを戀ひて詠める歌、古非皮米奈(コヒハメナ)、和我斤爾於知奴(ワカヘニオチヌ)、多万可妓留(タマカギル)、皮呂可爾美縁豆(ハロカニミエテ)、伊邇師古由惠邇(イニシコユヱニ)、その子を岐都禰と號け、その姓を狐直(キツネノアタヘ)といふ。人となり力強くして、奔ること飛鳥の如し。是れ三野國狐直等が根本なりと云へり。此文、扶桑畧記にも引載して、私に云、聖武天皇の時、三野狐と名つくるものあり。是れ其子かといへり。

上の卷 終

うみたりし、杉本、うまれたりし二作る。

るたびごとに、ほえしかば、かのめの女、いみじくをぢて、男にこれうちころしてよと、いひしかども、をうこの男きかざりき。このめの女、よねしらぐる女どもに、物くはせんとて、からうすのやに入にき。そのとき、この犬はしりきて、めの女をくはんとす。此めの女おどろきおそれて、ゐたへずして、野干になりて、まがきのうへに、のぼりてをり。をとここれをみて、あさましと、思ひながらいはく、なむぢとわれとがなかに、子すでにいできにたり。われなむぢをわするべからず、つねにきてねよといひしかば、そのゝち、きたりてね侍りき。さてきつねとは申そめしなり。そのめは、もゝの花ぞめのもをなむきて侍し。そのうみたりし子をば、きつとぞ申し。ちからつよくて、はしる事、とぶとりのごとく侍りき。

○よしなき事。つまらなく、云ふに足らぬ事。○野干（ヤカン）。日本靈異記考證に云ふ、法華經譬諭品に、狐狼、野干、音義に云ふ、禪經に云ふ、一の野狐を見る。また野干を見ると云へば、別物なることを知る。子虚賦に、射干（ヤカン）、狐に似たり。能く木に緣ると云へり。また別物なることを知る。但和名抄に、狐は獸の名、射干なり。野干といふは、語の訛れるなりと云へり。古來狐を以て野干と同一物となすは、是等の說によりて誤れるなりと見ゆ。○かほよきめ。容色の美しき妻。○

と、妃問ひ給はく、こは誰人に坐すかと、僧申さく、吾は救世の菩薩なり。家は西方にありと、妃また申給はく、妾が腹は垢穢なり。何でか貴人を宿さむと、僧曰く、垢穢を厭はず。唯少く人間に感ぜむことを望むと、妃また申給はく、然らば敢て辭せず。ともかくも命に隨はむと、申し給へば、僧歡ぶ色ありて、躍りて口中に入りぬ。妃驚き寤め給へば、なほ喉中に物を呑めるが如し云々、八月を經て、胞中に物いふこと、外に聞ゆ。皇子及び妃、大に奇とし給ふと云へり。さて聖德太子の傳は、この傳暦を始め、太子傳補闕記、太子傳拾遺記、古今目錄抄、太子傳玉林抄等、數多ありと雖、多くは佛家の荒誕無稽說にして、採るに足らざるもの多し。たゞ上宮聖德法王帝說は、徵證正確なれば、信憑するに足る。

このころほひに、うさの宮は、あらはれはじめおはしましき。よしなき事に侍れども、この御時とぞおぼへ侍、野干をきつねと申侍りしは。ことのおこりは、みの〻國に侍し人、かほよきめをもとむとて、物へまかりしに、野なかに、女にあひ侍にき。このをとこ、かたらひよりて、わがめになりなんやといひき。此をんな、いかにも、のたまはんに、したがふべしといひしかば、あひぐして、家にかへりてすむ程に、をのこゞ一人うみてき。かくて、とし月をすぐすに、家にある犬、十二月十五日に、子をうみてき。その犬の子、すこしおとなびて、このめの女をみ

世云々。扶桑畧記、欽明天皇十三年條に云ふ、日吉山薬恒法師法華驗記に云ふ、延暦寺僧禪岑記に云ふ、第廿七代繼體天皇即位十六年壬寅、大唐漢人案部村主司馬達止、此年春二月入朝、即ち草堂を大和國高市郡坂田原村に結び、本尊を安置して歸依禮拜す。世を擧げて皆云ふ、是大唐の神なりと、此文を見れば、欽明天皇以前、唐人佛像を持ち來る、然れども流布に非るなりと見え、又塵添壒囊鈔にも、繼體天皇十六年、南梁司馬達等止と云ふ者來朝し、和州高市郡坂田原に草堂を結びて、佛に奉仕すと雖も、其時未此方、佛法を不レ知故、名異域神と云ふ。漸馬子臣近寄、釋敎を語りけりとも見えたり。○佛を持し奉りて。佛にかしづき奉る心。○をがめおこなひ。佛を尊敬して、その道を修行するなり。○もろこしの神。書紀に、蕃神とある意。○卅三年と申しに、聖德太子はらまれ給き。聖德太子は、厩戸豊聰耳皇子とも、また上宮聖德法王とも云へり。○その降誕の事は、中卷敏達天皇條に云ふべし。○太子の御はゝ。穴穗部間人女王なり。○こがねの色したる僧。身体より金色の光りを放つ僧を云ふ。なほ下文の傳曆の文を見るべし。○救世菩薩。菩薩は、悉くは摩訶菩提質帝薩埵と云ひ、大道心成衆と譯し、また覺有情と譯す。覺は上求の謂にして、智なり。有情は下化にして、悲なり。また摩訶を大、菩提を道、質帝を心、薩埵を成衆生と譯す。諸の佛道を用ゐて、衆生の證を成就し、自行及び他を化するの益高く、一切衆生を覆ひて、化度漏さず。勇猛精進、群に秀づるを云ふ。○以上聖德太子の事は、聖德太子傳曆によりて書けり。同書に云ふ、欽明天皇三十二辛卯春正月朔甲子、夜、妃夢み給はく、金色の僧の容儀甚うるはしきあり。妃に對ひて申さく、吾に救世の願あり。願くは、しばし、后の腹に宿らむ

此の病これりさて則佛像を難波の堀江に流し捨、伽藍を燒ほろぼしけり。此時天に雲なくして、あめふりしが云々ニ作ル。

三十三年イ本、金光廿二千[illegible]の年ニ作ル。

やざらんと以下、杉本、の給ふを后ふしぎに思召いかゞる人にたはすそと、申給へばその僣たへての給はく、マタいとはず、ノ下、杉本、旦人間に着道せく爲のみ也さの給ふ程に、さらば、ともかくもトえエタリ。

聖明王、釋迦ノ佛ノ金銅像一軀、幡蓋若干、經論若干卷を獻る。別に上表して、その功德を讃して曰はく、この法は、諸の法の中に於て、最も殊勝のものたり。解り難く入り難し。周公孔子も尚知ること能はざりき。この法、能く無量無邊の福德果報を生じて、無上の菩提を成し辨ふ。譬へば、人の意に隨ふ寶を懷ひて、用ゐる所に從ひて、情のまゝなるが如く、この妙法もまた、祈願、情のまゝにかなひて、乏き所なし。且つ遠きは天竺より、三韓に及ぶまで、尊敬せざるはなし。よりて臣百濟王明、これを帝國に傳へ奉り、幾內に流通せしむ。これ佛の記し置き給へる、我法は東流すと云へるを果すなりと。天皇聞し召して、大に悅び給ひて、群臣に謀り給はく、西蕃の献れる佛の相貌端嚴なり、禮ふべきや否やと。蘇我大臣稻目宿禰奏さく、西蕃諸國悉く禮す。我日本獨り背かむやと。物部大連尾輿、中臣連鎌子、同じく奏さく、我國の天下に君たるものは、常に天神地祇を祀りて、春夏秋冬に祭事を怠らず。今改めて蕃神を祀らば、恐くは國神の怒を致さむと。天皇宣り給はく、然らばこの佛を得むと、願ふものに授けて、試に禮ひ拜ましめむと、遂に稻目宿禰に賜ふ。大臣大に悅びて、小墾田の家に安置し、また向原の家を寺と爲す。この後國內疫氣起りて、民の夭死するもの多し。物部大連尾輿、中臣連鎌子、同く奏さく、前に、臣等が計るところを用ゐ給はざりしが故に、今この禍あり。早く彼の蕃神を敬ふことを止め給はゞ、再び慶事あるべしと、天皇これを許し給ふ。有司、佛像を執りて、難波の堀江に流し棄て、火を伽藍に放ちて燒き盡す。是に於て、天に風雲無きに、忽ち大殿に火つけりと見ゆ。〇かの大連うせにき。扶桑畧記、欽明天皇十三年條に、同年大連物部尾輿薨ずと見ゆ。〇繼體天皇の御

也。禮すべきや、いなやと宣ふ。曾我の大臣稻目の宿禰、奏て申さく、西蕃の諸國、皆是禮す、我國獨背んやと申。又物部の大連尾輿、奏て申さく、我國家、天下に君たる人、古より天神地祇をあがめて、再拜をなす事を、事とし給ひぬ。然を今改て蕃人を拜せば恐らくは國神の怒りをなし給はんか、と申し程に、帝、實にとや覺しけん、佛經を稻目に給りぬ。稻目則我家を、こぼちて寺となし佛を居奉りぬ。此時、世の中に疫病起りて、人民多く煩をなしゝかば、物部尾輿、申樣、稻目が佛法を崇るゆへに如

はこれより西のかたにありとの給き。御はゝ申給はく、わが身はけがらはし、いかでかやどりたまはんとの給に、この僧、われけがらはしきをいとはずと、の給しかば、しからばと、ゆるしたてまつり給しにしたがひて、はゝの御口に、おどり入給とおぼして、おどろき給たりしに、御のどに物ある心ちし給て、はらみ給へりしなり。八月と申しに、腹のうちにて、物のたまふきこえ侍き。

○欽明天皇。　天國押開廣庭尊(アメクニオシハルキヒロニハノ)。　○卅三年崩。　原本、廿二年に作る。今、諸本によりて改む。　○崩年。　書紀、古事記、並に闕く。　一代要記、皇年代略記、並に六十二歲とし、神皇正統記、八十一歲とせり。　○檜隈坂合陵(ヒノクマノサカヒノ)。　高市郡坂合村大字平田。　○安閑天皇御弟。　原本、及松本、御兄とあり。　杉本御弟とあるに從ふ。　繼體天皇第三皇子、安閑、宣化二帝の御弟なり。　但此二帝は、古事記によるに庶兄にして、天皇は太后手白髮命の御子に坐すなり。　故に欽明天皇紀には、繼體天皇の嫡子と書り。　○御母皇后手白香(タシラカ)。　仁賢天皇皇女。　○癸亥。　書紀に據るに、巳未の誤なり。　巳未は宣化の四年なれば、欽明の四年癸亥と誤れるなるべし。　○世中の心ち起りて。　世間一般の人の心地を惡くする病の意にて、今の傳染病をいふ。　書紀に、國に疫氣(エヤミ)行(オコ)りて、民夭殘を致す。久くして、愈多く、治療すること能はずと見ゆ。　○尾輿(ヲコシ)の大連。　與は輿とあるべし。　大連目の孫、荒山連の子にて、大連物部ノ弓削ノ守屋連の父也。　○欽明天皇紀に　いふ、十三年冬十月、百濟

小註イ本ニ、金光二年辛卯四月十五日、崩御年八十、后六人、女九人御子なりニ作ル。

三十二年以下、イ本、年御位に即給ふるとしの七月に、都を大和國、しきのほとり、磯城島にうつさる、金刺の宮と申ニ作ル。

百濟國以下、杉本、聖明王、使を遣して、釋迦の佛像、經論等を奉るに、則表を捧て申さく、此法は諸法の中に殊に勝れて、難解難入たり。能是を持時は、無量無邊の功德果報を生すと申き。帝則群臣に問給ふ、西蕃より佛經を献す、昔よりいまだ聞し召ぬ法

次のみかど欽明天皇と申き。安閑天皇の御おとゝ、御母皇后手白香也。癸亥歳位につき給、世をしり給ふ事三十二年、十三年と申しに、百濟國より佛經わたり給へりき。みかどよろこび給て、これをあがめ給しに、世中の心ちおこりて、人おほくわづらひき。尾輿の大連といひし人、佛法をあがむるゆゑに、このやまひおこるなるべしと申て、寺をやきうしなひしかば、空に雲なくして、雨ふり、内裏やけ、かの大連うせにき。このゝち、さま〴〵の佛經、なほわたり給き。繼體天皇の御世に、もろこしより人わたりて、佛を持ちたてまつりて、あがめおこなひしかども、その時の人、もろこしの神となづけて、佛ともしりたてまつらず。又世中にも、ひろまりたまはずなりにき。此御世よりぞ、世の人、佛法といふ事はしりそめ侍りし。卅三年と申しに、聖德太子はらまれ給き。御ちゝの用明天皇は、此みかどの第四の御子と申し也。太子の御はゝの御ゆめに、こがねの色したる僧の、われ世をすくふ願あり。しばらく、君が腹にやどらんとの給しかば、御母、かくの給ふは、たれにかおはすると申給ひき。その僧、われは救世菩薩なり。家

のこしテ、教到四年甲寅ニ作ル。

小註、杉本、治四年、僧聽四年己未、二月十八日、イ本崩御御年七十、后二人、男女御子六人ニ作ル。

四年以下、杉本、位に付給へるとし、都を檜隈盧入野宮にうつさるゝ、同四年と申す己未の年、唐土に、天台大師生給へると、後にぞ承り侍りける。

○安閑天皇。勾大兄廣國押武金日尊と申す。○古市高屋丘陵。南河内郡古市村大字古市。○尾張目子媛。尾張連草香の女。○都やまとの高市郡にうつりにき。安閑天皇紀に、元年春正月、都を大倭國勾金橋に遷す。よりて宮の號となすと見ゆ。

第三十、宣化天皇、四年崩、年七十三、葬ニ大和國身狹桃花鳥坂上陵一

次のみかど宣化天皇と申き。安閑天皇のひとつはらの御弟におはします。乙卯のとし十二月に、位につき給、御年六十九、世をしり給事四年、位につきたまひて三年と申しにぞ、天台大師むまれ給し時に侍しと、のちにうけたまはりし。

○宣化天皇。武小廣國押盾尊と申す。○年七十二。扶桑略記、本書に同し。○年七十二。イ本及び書紀、帝王編年記、一代要記、並に七十三に作る。○身狹桃花鳥坂上陵。高市郡白橿村大字鳥屋の內、字ミサンザイといふ所にあり。○ひとつはらの御弟、同母弟。○天台大師云々。天台大師は、佛祖統記に、名は智顗といひ、揚州の天台山に在りて、一宗を開拓せしを以て、天台宗といひ、天台大師と稱すといへり。また隋の煬帝、いまだ晋王たりし時、智者の號を賜はりしによりて、智者大師ともいへり。

第卅一、欽明天皇、三十二年崩、葬ニ大和國檜隈坂合陵一

小註、杉本、治二年、教到五年乙卯三月、十二月一日、イ本崩御年七十、后四人、御子はなしニ作ル。尾張目子媛ノ下、イ本、尾張連草香の女也。マタ癸丑

金村大連、更に議りて曰く、男大迹王、性慈仁孝順に坐す。懇懃に勸めて、天位に即け奉るべしと、物部麁鹿火大連、許勢男人大連等、これに從ふ。よりて臣連等を遣はして、節を持ち、駕を備へて、三國に迎へ奉る。儀仗整々、警蹕のこゑ嚴にして、俄に王子の御許に至る。王子安然として、常の如く胡床に坐し、陪臣左右に侍坐すること、恰も帝の坐すが如し。迎への使等、このありさまを見て、ます〱畏敬の念を起す。されど天皇心に疑ひ給ひて、いまだ出て立ち給はず。時に兼てより御心易く交り給ひし、河内馬飼首荒籠といふもの、密に使を遣して、具に大臣、大連等が迎へ奉る本意を述ぶ。留ること二日三夜に至りて、遂に出て立ち給ふ。甲申、王子樟葉宮に至り給ふ。二月辛卯朔甲午、大伴金村等、鏡、劍、璽の御しるしを奉る。王子固く辭し給へども、群臣固く請ひて止まず。よりて璽符を受け給ふ。この日、天皇の位に即き給ふと見ゆ。○都うつり三たびありき。紀に、五年冬十月、都を山背筒城に遷す。十二年春三月、都を弟國に遷す。二十年秋九月、都を磐余玉穗に遷すと見ゆ。筒城と弟國とは大和國、玉穗宮は山城國なり。

第廿九、安閑天皇、二年崩、年七十、葬河内國古市高屋丘陵、

次のみかど安閑天皇と申き。繼體天皇の御子、御母妃尾張目子媛、癸丑のとし、二月に位につき給、御とし六十八、世をしり給事二年、位につき給て、あくるとし正月に、都やまとの高市郡にうつりにき。

越前ノ國ノ下、イ本三國村ノ三字アリ

三たびありき、ノ下、杉本、初ハ山城つゞき、次同なさ國、後に又大和國磐余玉ほの宮に移されしなり。此御時はしめて、年號なしき給ふさアリ。

といふ事きこゑて、又つかさゞゝ、御むかへにまいりたりしに、この王、おどろく御けしきなくして、あぐらに志りをかけて、御まへに候人ゝゝ、かしこまり、うやまひたてまつること、おほやけのごとくなりき。この御むかへにまいりたる人ゞゝ、いよゝゝかしこまりて、ことのよしを申き。王この事をうたがひたまひて、むなしく、二日二夜をすぐさせ給き。御むかへの人ゞゝ、かさねて、大臣のむかへたてまつるよし、事のありさまを申侍し時に、京へいり給ゝ也。さりながらも、位をうけとり給はざりしかば、大臣をはじめて、あながちに、すゝめたてまつりしかば、つひに位につき給しなり。此御時、都うつり三たびありき。

○つかさゞゝ。 諸司百官。 ○あぐら。 和名抄に、胡床、和名あぐらと見ゆ。 椅子の後方によりかゝるところなきが如きもの、腰をかくるに用ゐる具なり。 ○御まへに候ふ人々云々。 書紀に陪臣とあり。 即ち王子の御前に仕候する從來の諸臣の、王子を敬ふこと、天皇に群臣の仕へ奉るに比(ヒト)しとあり。 ○いよゝゝかしこまりて。 かの御迎へに參れる人々、天皇の威儀嚴重に坐して、先きの倭彦王とは、大に相違せるを見て、ますゝゝ畏み懼るゝなり。 ○事のよしを申しき。 武烈天皇崩じて、嗣ぎて立ち給ふべき皇子なきにより、この王子を迎へて、皇位に即け奉らむとする子細を申したりとなり。 ○あながち。 しひての心。 ○書紀にいふ、元年春正月辛酉朔甲子、大伴金

十皇子なり。本書第八皇子に作るは非なり。さてこの天皇の御世系、神皇正統記。皇胤紹運錄の一說、本書に同じく、共に隼總別皇子より出づとなす。然れども釋日本紀に引く上宮記に曰く、應神天皇稚野毛二派皇子を生む。皇子、大郎子を生む。大郎子またの名を意富々等王といふ。この意富富等王、宇非王を生む。宇非王、汙斯王を生む。汙斯王、布利比賣命の美貌を聞し召して三國坂井縣より召し上して、娶ひまして、伊波禮宮に天下治しゝ平富等大公王を生みましきと見ゆ。即繼體天皇なり。また古事記にも、品陀天皇の御子、若野毛二俣王、大郎子一名は意富々杼王を生むと見ゆれば、若野毛二俣王の御世系なること明なり。○振姬。書紀に、活目天皇の七世孫と見え、上に引ける上宮記に、伊久牟尼利比古大王の兒伊波都久和希、その兒偉波智和希、その兒伊波己里和希、その兒麻和加介、その兒阿加波智君、その兒乎波智君。余奴臣祖、名は阿那爾比彌に娶ひて生る兒、都奴牟斯君妹布利比彌命と見えたり。○仲哀天皇の五代の御むまで云々。繼體天皇紀に云ふ、八年冬十二月己亥、小泊瀨天皇崩ず。壬子、大伴金村大連議りて曰く、いま天皇の御嗣なし、天下何の所にか心を繫かむ。古より今に至るまで、禍是によりて起れり。今足仲彥天皇、〇仲哀五世の孫、倭彥王、丹波國桑田郡に坐す。試みに兵仗を設けて、乘輿を夾み衛りて、行きて迎へ奉り、立てゝ君と爲し奉らむと、大臣大連、皆これに從ふ。よりて迎へ奉ること計の如くす。倭彥王、迎の兵を望み見て、驚き恐れて、色を失ひ、山壑に遁れて、行く所を知らずと見ゆ。

かくてあくるとしの正月に、越前國に、應神天皇の五代の御むまでの王、おはす

五代の御むま　このノ下、イ本、倭彦王丹波國桑田郡に云々ニ作ル。

なげきて、仲哀天皇の五代の御むまで、丹波國におはすときこゆ。かの王をむかへたてまつりて、位につけたてまつらんとて、つかさ〴〵御むかへにまいりしを、はるかにみやりて、をぢおそれ、色をうしなひて、山中にかくれ給て、そのゆきがたをしらずなりにき。

○繼體天皇。　男大迹尊、またの名彥太尊。　○廿五年崩、年八十二。　紀に廿五年春二月、天皇病甚し、丁未に天皇磐余玉穗宮に崩ず。　時に年八十二、又安閑天皇即位前紀に二十五年春二月辛丑朔丁未、男大迹天皇、大兄、○安閑を立てゝ天皇と爲す。　即日男大迹天皇崩ず。　然るに繼體天皇紀、廿五年條の本註に、或本に云ふ、天皇廿八年歳次甲寅崩ずと見ゆ。　此に廿五年歳次辛亥崩ずといふは、百濟本記を取りて文を爲すなり。　その文に云ふ、大歳辛亥三月、師進みて安羅に至りて、乞德城に營す。　この月高麗、その王、安を弑す。　又聞く日本天皇、及び太子、皇子倶に崩じ薨ると、而して辛亥の歳は、廿五年に當れりと云々と云へり。　今按ずるに書紀、安閑天皇の元年條に、是年也大歳甲寅とあるが故に、若し繼體天皇の崩御を辛亥の歳とせば、その間、壬子、癸丑の二年空位なり、　然れども、上にも云へる安閑天皇紀には、天皇即位の日、繼體天皇崩御し給ふと云へば、其間に空位あるべからず。　果して然らば、書紀の本註に、二十八年歳次甲寅崩ずとあるもの、宜きに似たり。　古事記、天皇御年肆拾參歲、丁未の年四月九日崩に作る。　本書と合はず。　○三島藍野陵。　三島郡三島村大字太田。　○第八御子隼總別皇子云々。　隼總別皇子は、應神天皇第

小註、杉本、治廿五年、教到三年癸丑二月一日。イ本崩、御年八十三、后九人、男九人、女子十二人、ト見ユ。

不浄（カクシドコロ）を觀て、沾れ濕ふものは殺し、然らざるものは沒して官婢と爲し、以て樂と爲すなど見ゆるを指せり。然るに齋藤彦麿が、傍廂後篇に、武烈天皇の御暴惡の事、御紀にあるを思ふに、その御代に、百濟の末多王が暴惡なりし上に、同御代、南齊明帝が二男、東昏侯寳卷が大惡虐も、永元元年にて、この天皇の御即位元年にあたれば、かたぐ〴〵いぶかしく思ひしに、遠江國内山眞龍が書紀類聚解巻一神系部に云く、二年より八年まで、無道奇偉の戯を記すは、百濟王の無道暴虐を奏上し、百濟記の轉じて本文となれり。この本文上代より誤り傳へて。武烈の謚を奉りしなり云々と云へり。さては我思ふ所と等し。我この天皇の御意よわく、御愼深かりしより證をあげて、暴虐謚名一巻著せり。かしこくも、天皇の尊靈、遙に聞召て、恐くも、御心おちゐ給はんと思ふのみと云へり。また如蘭社話五の巻にも考説あり。就きて見るべし。

第廿八、繼體天皇、

二十五年崩、年八十二、葬攝津國三島藍野陵。

次のみかど繼體天皇と申き、應神天皇第八御子、隼總別皇子と申き。その御子を大迹王と申き。その御子を私斐王と申き。又その御子に、彦主人の王と申し王の子にて、このみかどはおはしましゝなり。御母垂仁天皇の七世の御むまご、振姫なり。丁亥のとし二月に位につき給、御年五十八、世をさり給事二十五年、武烈天皇うせ給てのち、位をつぎ給べき人なきことを、大臣をはじめて、一天下の人

せさせ給に、そのかたにいりたる女は、板をうるはすを、みかど、これをにくみて、やがてころし給き。さなきをば、めして、宮づかへすべきよしの仰ありき。かやうのあさましく、心うき事おほかりし御世なり。御年十八にてうせ給にき。御子もおはせず。

○武烈天皇。小泊瀬稚鷦鷯尊。○年十八。書紀、及び古事記享年闕く。扶桑畧記、神皇正統記、本書に同じ。帝王編年記、歴代皇記、皇年代畧記、皇代記、並に五十七に作る。按ずるに前説に従ふ時は、十一歳にして即位し給ふべし。然るにその前年、仁賢天皇十一年、天皇、物部麁鹿火大連女影媛を聘さむとし給ふ事、書紀に詳なり。この時十歳の御幼年とも見えず。又後説に従ふ時は、御父仁賢天皇、享年五十にして崩じ給ふ。即父子殆と同年に坐す。然れば両説共に信ずべからす。後考をまつ。○傍丘磐杯丘北陵。北葛城郡志都美村大字今泉。○春日大娘。雄略天皇の皇女。○その程。その間。○ゆゝしきわざ。ゆゝしきは、いま〳〵しきといふ心、即ち馬の交尾するをいふ。○そのかたに入りたる。その情に感ずるをいふ。○さなきをば。その情に感せざるものをば。○あさましく、心うきことおほかりし御世なり云々。武烈天皇紀に、二年秋九月、孕婦の腹を刳き、その胎を観給ふ。三年冬十月、人の指甲を解きて、暑蕷を堀らしむ。四年夏四月、人の頭髪を抜きて、樹の末に登らしめ、樹の本を斬り倒して、昇る者を落し死し、快と爲し給ふ。八年春三月、女を躶形にして、平板の上に坐せしめ、馬を牽きて遊牝せしむ。女の

小註、杉本、丙戌十二月八日崩、御年十八ニ作ル。
大娘ノ下、杉本、雄畧天皇ノ御女トア

かに申侍りぬ。御心ざま、めでたくおはしましき。

○仁賢天皇。億計尊(ヲケ)。○年五十。書紀、及び古事紀享年闕く、扶桑畧記、愚管抄、神皇正統記、歴代皇記、皇年代畧記、本書に同じ。一代要記、帝王編年記、並に五十一に作る、今とらず。○植生板本陵(ハニフサカモトノ)。南河内郡藤井寺村大字野中。○御心ざま、めでたくおはしましき。めでたくは、愛甚く(メデイタ)の義、うるはしくといふに同じ。この天皇、位を弟弘計王にゆづりて、有功を顯はし、また顯宗天皇の雄畧天皇の御陵を毀たむと爲し給ひし時、諫めて止め給ひしなどによりて見るに、實に温良恭謙なる君にましましゝなるべし。

第廿七、武烈天皇、（八年崩、年十八、葬二大和國傍丘磐抔丘北陵一）

次のみかど武烈天皇と申き。仁賢天皇の御子、御母皇后春日大娘なり。仁賢天皇七年正月に、東宮に立給、御年六歳、戊寅年十二月に位につき給、御年十歳、世をしり給こと八年、その程人をころす事、あさ夕のしわざとし給ふ。はらめる人の腹をさきわりて、その子を見給ひ、人のつめをぬきて、いもをほらせ、人を木にのぼせて、おとしてころし、ある時は、人を水にいれて、ほこにてさしころし、ある時は、女をはだかになして、板のうへにすゑて、馬のゆゝしきわざするを、見

小註、杉本、治十一年戊寅、八月八日崩、御年五十、后二人、男女御子六人ニ作ル。

詔り給ひき。是を以て億計王、自ら下り幸まして、少く御陵の傍を堀りて、還り上り來まして、己に毀ち破りぬと奏し給ふ。天皇その早く還り上り給ひしを怪みて、如何なるさまに破り給ひしぞと、問ひ給へば、彼の御陵の傍を、少く堀りつと奏し給ひき。時に天皇詔り給はく、父王の仇なれば、必ず悉く壞り損すべきを、何故に、しかなし給ひしぞと詔り給へば、答へ給はく、父王の怨を、彼ノ天皇の御靈に報いむと欲すは、誠に理なり。然れどもその大長谷天皇は、父の怨にはあれども、我には從父に坐し、また天の下治し天皇に坐す。然るを今單に父の仇といふ志をもて、悉く天皇の御陵を壞らば、後人必ず誹らむ。但父王の仇は報いざるべからず。故に少く彼の御陵を堀りつ。已にかく耻を見せ奉りてあれば、後世に示すにも足りなむと、奏し給へば、天皇是もまたいと理なり。御言の如くにて善しと、詔り給ひけると見えたり。◯世治り民安らかに侍りき。書紀に、この時、天下安平、民に傜役なく、歲しきりに稔りて、百姓富み榮え、稻一斛の價、銀錢一文、馬野を被ふと見えたり。

第廿六、仁賢天皇、十一年崩、年五十、葬二河内國埴生坂本陵一

次のみかど仁賢天皇と申き。顯宗天皇のひとつ御はらのあになり。淸寧天皇の御世三年四月に、春宮に立給、戊辰のとし正月五日、位につかせ給、御年四十、世をたもり給事十一年なり。此みかどの御ありさま、顯宗天皇の御事のなかに、こま

に侍りき。○我ちゝは、みかどの御子なりといへども。我父、押磐皇子は、履中天皇の皇子なれどもの意。○またみかど。顯宗天皇をいふ。○おはせずや。御座ずやの義、俗にゴザリマセヌカといふに同じ。○紀にいふ、二年秋八月己未朔、天皇、皇太子億計王に謂ひ給はく、吾父押磐王、もとより罪なし。然るを大泊瀬天皇、射殺して骨を郊野に棄て、今に至りて獲ること能はず。憤怨やむことなし。吾聞く父の讐には倶に天を戴かず。兄弟の讐には兵を反さず。朋友の讐には國を同くせずと、匹夫の子だも此の如し。況して、吾立ちて、天子たること、こゝに二年なり。願くば、その陵を壞ち、骨を摧きて投げ散し、以て父の讐を報いむと、皇太子諫めて申し給はく、大泊瀬天皇は、萬機を統べて天下に臨み給ふ、正しく天皇なり。吾父は皇子なりと雖も、騷亂に會ひて、天位に昇り給はず。尊卑の分明なり。若その陵墓を壞たば、誰をか人主として、神靈に仕へ奉らむ。是その事の不可なる一なり。又天皇、億計と、前に白髮天皇の殊恩に遇ひ給はずば、いかでか皇位に昇り給はむ。大伯瀬天皇は、白髮天皇の父なり。若し陵墓を壞たば、恩に報いざるの甚きなり。何を以てか國に莅み、民を養ふことを得む。その事の不可なる二なり。天皇詔はく、善きかなと、遂にその事を止めしむと見ゆ。また古事記、顯宗天皇條に云ふ、天皇深く其父王を殺し給ひし、大長谷天皇を怨みて、その靈に報いむと欲して、大長谷天皇の御陵を毀らむが爲に、人を遣し給ふ時、この兄億計王、奏し給はく、この御陵を破らむには、他人を遣す可らず。僕自ら行きて、天皇の御心の如く破りて來らむと、申し給ひき。かれ天皇、御言のまゝに出でます可しと

またみかど、イ本、また我等はニ作ル。

りて、御前にて詩を作りて、講せられけるにや。御溝水（ミカハミヅ）に盃を浮べて、文人以下これを飲むよし、康保の御記に載せられたり。また顯宗天皇元年三月上ノ巳日、後苑に幸して、めぐり水のとよのあかりきこしめすと、日本紀にあり。曲水宴は、周の世より始まりけるにや、文人ども水の岸になみ居て、水上より盃を流して、我前を過ぎざるさきに、詩を作りて、その盃をとりて飲みけるなり。羽觴を飛ばすなどいふも、この事なるべし。又上巳のはらへとて、人みな東流の水上にて、はらへするよし、漢書などに記せり。また草餅を、三月三日に用る事は、周の幽王より事おこりぬるよし申し傳へたりと見ゆ。

二年八月と申しに、みかど御兄の東宮に申給はく、わがちゝのみこ、つみなくして、雄略天皇にうしなはれ給へりき。うらみの心いまだやむことなし。われかのみかどのみさゝぎをこぼちて、そのほねをくだきて、すてんとのたまひしを、東宮申給はく、雄略天皇は、みかどにおはします。我ちゝは、みかどの御子なりといへども、位にのぼりたまはざりき。またみかど、清寧天皇の御めぐみをかうぶり給へり。雄略天皇は、清寧天皇の御ちゝにおはせずや。いま位にのぼり給、いかでか、そのこゝろざしをわすれたまはん。みさゝぎをやぶりたまはん事、あるべからずと申給しかば、そのことにしたがひ給き。この御時、世をさまり、民やすらか

べり。名を顯はし、貴を示すは、今宵にありと、億計王、惻然として歎きての給はく、自ら名を著はして殺さるゝと、身を全くして禍を逃るゝと、孰れか是なると、天皇いひ給はく、吾は去來穂別天皇、○安康の御孫なり。然るを人に事へて、牛馬を飼はむよりは、名を顯はして殺さるゝに若かずと、遂に兄弟相抱きて泣き給ふ。この夕、屯倉首、二王子に命じ、竈の左右に居て、燭を秉らしむ。夜深く酒酣にして、各起ちて舞ふ。小楯二王子に命じて、起ちて舞はしむ。御兄億計王、先づ起ちて舞ひ、次に天皇起ちて舞ひ、歌によりて押磐皇子の御裔なることを知らしむ。小楯大に驚きて、席を下り、屬僚を從ひて、謹みて仕へ奉り、郡民を發して宮殿を造り、假りに、こゝに置き奉りて、自ら都に至りて、二王子を迎へむ事を乞ふ。白髮天皇聞し召して、大に喜びて、朕子なし、宜しく嗣と爲すべしと宣り給ひ、小楯をして、節を持ちて、左右の舍人を將ゐて、赤石に至りて、二王子を迎へしむ。白髮天皇三年春正月、天皇億計王に隨ひて、攝津に至り給ふ。白髮天皇、臣連をして宮中に迎へしめ給ふ。夏四月、億計王を立てゝ皇太子と爲し、天皇を立てゝ皇子と爲す。五年春正月、白髮天皇崩ず。二王子、互に、位を讓りて、久くして立ち給はず。皇姉飯豐ノ青ノ皇女、忍海角刺宮に政を視給ふ。自ら忍海ノ飯豐ノ青ノ尊と稱し給ふ。冬十一月、飯豐青尊崩ず。十二月億計王、天皇の璽を取りて、弘計天皇の座に置き、自ら諸臣の位に從きて申し給はく、天皇の位は功あるもの居るべし。前に吾が身の貴を顯はして、今日あるを致しゝは、皆弟の皇子の謀なりと云ひて、固く讓り給ふ。天皇また固く辭し給へども、遂に兄皇子の意に、逆ふべからざるを知りて、位に即き給ふと見ゆ。○曲水宴、公事根源に、曲水宴、三月三日、これは、昔王卿など參

○いとよきことなり。至極よろしからむと、兄ノ王の同意し給ふなり。○あらはしたまひてよ。よは希望の辭なり。早く吾々の身分を公にして、運命を一擧に定めてよと、兄の王の希ひ求め給ふなり。○あまだりのもと。軒の雨水の垂れ落る處をいふ。○わが御身のありさまをいひつゞけて云々。書紀にいふ、天皇遂に殊舞を作し給ふ。詰びて曰はく、倭は彼々の茅原、淺茅原、弟日僕らま是なり、○言ふ心は大和の弟彦なりとの意 小楯深く怪みて、また歌はしむ。天皇誥びて曰はく、石上ふるの神榲、本伐り末截らひ、市邊宮に天下しらしゝ、天萬國萬押磐尊の御裔、僕ら是なりと、小楯大に驚きて、席を離れて云々と見ゆ。○ありさはぎて。座を下り奔走して。○郡の内の民ども起して。郡民を召し集めてなり。○かりそめにすゑ奉りて。假りに、今つくれる宮に、居ゑ奉りてなり。○有るべき事にあらず。しかすべき事にあらず。○かたみに。互に。○顯宗天皇紀にいふ、穴穗天皇三年十月、天皇の父、市邊押磐皇子、及び帳内佐伯部仲子と、蚊屋野に於て、大伯瀬天皇の爲に殺されぬ。是に於て天皇、億計王と共に、禍の及ばむことを恐れ、逃れて匿る。帳内日下部連使主、その子吾田彦と、竊に天皇と億計王とを奉じて、難を丹波國余社郡に避く。使主名字を改めて、田疾來といふ。然れども、なほ誅せられんことを懼れて、播磨國縮見山石室に入りて、自ら縊れて死す。天皇億計王を勸めて、播磨國赤石郡に向ひ、倶に御名を改めて、丹波小子といひ、縮見屯倉首に仕ふ。吾田彦こゝに至りて、なほ去らずして仕へ奉る。白髮天皇二年冬十一月、播磨ノ國ノ司山部連の先祖伊與來目部小楯、赤石郡に至りて、新嘗の供物を徵す。適、縮見屯倉ノ首が新室宴するに會ふ。天皇億計王に謂ひて曰はく、亂を避けて、逃れ隱るゝこと數年に及

等が名をあらはしたまひてよと、の給しかば、ふたりあひぐして、こほりのつかさの家におはして、あまだりのもとにゐ給へりしかば、よびいれたてまつりて、かまどのまへにすゑて、さけのみ、あそびなどして、おの〳〵たちてまふに、このおとゝの君、わが御身のありさまを、いひつゞけてまひ給を、こほりのつかさ、きゝおどろきて、おりさはぎ、拝したてまつりて、こほりのうちのたみどもをおこして、俄に宮づくりして、かりそめにすゑたてまつりて、みかどに此ふたりの王を、むかへたてまつり給へと、申しかば、清寧天皇よろこびて、すなはちむかへとり給つ。われ子なし。位をつぎ給べしとて、あにの王を、東宮に立たてまつり給き。さて清寧天皇うせ給ひにしかば、東宮位につき給べかりしを、御弟にゆづり給しかども、あるべき事にあらずと、申給へりき。かくてかたみに、位につき給はざりしかば、御いもうとの飯豊天皇を、つけたてまつり給しほどに、そのとしのうちに、うせ給にしかば、なほ弟のわう、東宮の御すゝめにしたがひて、位につき給き。そのとし三月上巳日、はじめて曲水宴はおこなはせ給し。

紀にいふ。冬十月癸未朔、〇安康天皇三年天皇、穴穂天皇の、前に市邊押磐皇子に、國を傳へ、後事を托せむと欲し丶を恨みて、人を市邊押磐皇子の許に遣はし、詐りて、獵して郊野に遊ばむと云はしめて曰く、近江の狹々城山君韓袋申さく、近江の來田綿蚊屋野に、猪鹿多くあり。その戴ける角は、枯樹の枝に似、そのあつまれる脚は、林の並び立てるが如し。願くば皇子と郊野に遊び、互に騁せ射むと、押磐皇子、その言に隨ひ、その野に獵りし給ふ。大泊瀬天皇、弓を引き馬を馳せ、詐りて猪ありと呼びて、押磐皇子を射殺すと見ゆ。〇世中をおそり。おそりは、恐れにおなじ。世上に我名の聞えて、災の及ばむことを恐れてなり。〇御名どもをかへて。紀に、名を改めて、丹波小子といふと見ゆ。なほ下にいふべし。〇郡のつかさ、後世の謂ゆる郡司なり。されども書紀には、縮見屯倉首に仕ふと見ゆ。なほ下にいふべし。

さてとし月をすぐし給しほどに、おと丶の君、あにの君に申給はく、われら命をのがれて、此所にてとしをへにたり。いまは名をあらはしてんとの給しに、あにの君、しからば命をたもたむこと、いとかたかるべしと、の給しかば、又おと丶の君、われらは履中天皇の御孫なり。身をくるしめて、人につかへて馬牛をかふ。いけるかひなし。たゞ名をあらはして、命をうしないてん。いとよき事なりとの給て、あに弟かたみに、いだきつきて、なき給ことかぎりなし。兄の君、さらばとく、我

小註、杉本、治三年丁卯四月廿五日ニ作ル。

り。故に頭注に引ける杉本、及松本の文に、ぬとあるに從ふ。〇日本紀には入れ奉りて云々。書紀の記載は、上に引くが如し。只仁賢、顯宗二帝、相ゆづりて空位の間、政を見給ひしまでの事にて、一世紀を立つるにあらず。されば御世代には數へざるなり。〇次第に申侍るなり。順序に從ふて申述るとなり。

第廿五、顯宗天皇、三年崩、年三十八、葬二大和國磐杯丘陵一

次のみかど顯宗天皇と申き。飯豐天皇おなじ御腹のおとゝにおはします。乙丑歳正月一日位につき給、御年三十六、世をしり給事三年、御父のおしはの皇子は、安康天皇の御世三年と申しに、安康の御おとゝの雄略天皇と申しみかどの、いまだ皇子にておはしましゝに、うしなはれ給しかば、その御子ふたり、丹波國へ、にげておはしたりしに、なほ世中をおそり給て、弟の君、あにの君をすゝめたてまつりて、播磨國へおはして、御名どもをかへて、こほりのつかさにつかへ給き。

〇顯宗天皇。弘計尊。〇年三十八。書紀享年闕く。古事記、本書に同じ。扶桑略記、愚管抄、一代要記、歷代皇記、神皇正統記、皇年代略記、並に四十八に作る。帝王編年記、三十一歲とす。今とらず。〇磐杯丘陵。北葛城郡下田村大字北今市。〇御父のおしはの皇子は云々。雄略天皇

同母　顯宗天皇　弘計
同母　橘王

○荑媛（ハエヒメ）。葦田（アシタノ）宿禰の子、蟻臣（アリノオミ）の女。○垣内丘陵。書紀に葛城ノ埴日（ハニ）丘陵に葬ると見え、扶桑畧記には、大和國葛木埴田丘陵、一に云河内國古市郡坂門原南陵に葬とも見ゆ。而して舊事記、延喜式には、埴口とあれば、本書垣内（カキウチ）とあるは、埴口（ハニクチ）の誤なるべし。陵墓一覽にもしか見えたり。今北葛城郡新庄村大字北花内にあり。○御いもうと。飯豊皇女は、書紀、顯宗天皇即位前紀の本註に、譜第に曰云々、其三曰弘計王云々、其四曰飯豊女王と見え、御妹となせり。されど同註に、一本飯豊女王を以て、億計王の上に叙でたりと見え、又その本紀に、天皇姉飯豊青皇女と見えて、即ち飯豊皇女は、允恭天皇廿九年庚辰の年に生れ給ひ、億計王は同卅八年己丑の歳に、弘計王は、同卅九年庚寅の歳に、生れ給へば、御姉なること明なり。○位につけ奉りしなり云々。顯宗天皇紀に、五年春正月白髪天皇崩ず。この月、皇太子億計王、天皇と位をゆづり、久くして處（ゐ）給はず。是に由りて天皇の姉飯豊青皇女、忍海角刺宮（オシヌミノツヌサシ）にて、朝に臨みて政をとり給ふ。自ら忍海飯豊青尊（オシヌミノイヒトヨノアヲノ）と稱すと見ゆ。○この帝をば系圖などにも云々。原本に、系圖などにもいれたてまつらんとかやぞうけたまはるとあり。又松本には、いれたてまつらぬとかやぞ承るとあり。今案するに、本書は、扶桑畧記に、此天皇、不ㇾ載ニ諸皇之系圖一、但和銅五年上奏、日本記載ㇾ之、仍註ニ傳之一、諸本有無不ㇾ同也と、見ゆるに依りて、書けるなるべければ、いれたてまつらんのんは、誤なること明な

小註、杉本、治即位年ニ作リ。イ本、十一月崩、御年三十五、葬ニ大和國垣田丘陵ニト見ユ。

荑媛なりノ下、杉本、弟の御子たち、互に譲りて、位につき給はざりし程にトアリ。

四十五以下、杉本、然共いく程なく、其年の十一月にうせ給へりしかは、此帝なは、系圖などには、入奉らぬさ承るトアリ。

第廿四、飯豊天皇、即位年崩、年四十五、葬ニ大和國垣内丘陵ニ

次のみかど飯豊天皇と申き。これは女帝におはします。履中天皇のみこに、押羽皇子と申て、黒媛の御はらに王子おはしき。その御むすめ也。御母荑媛なり、甲子のとし二月に、位につき給、御とし四十五。このみかどの御おこゝふたり、かたみに位をゆづりて、つぎ給はざりしほどに、御いもうとを、位につけたてまつり給へりしなり。さて程なく其年のうち、十一月にうせ給にしかば、此みかどをば、系圖などにも。いれたてまつらぬとかやぞうけたまはる。されども、日本紀には、いれたてまつりて侍なれば、次第に申侍るなり。

○飯豊天皇。飯豊青皇女(イヒトヨアヲノ)、また忍海部女王(オシヌミベノ)と申す。○押羽皇子云々。押羽皇子は履中天皇御子なり。その御系圖左の如し、

履中天皇——市邊押磐皇子(イチベノオシハノ) 母黒媛——夏姫 母荑媛
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　|—飯豊青尊 同母 忍海部女王
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　|—仁賢天皇 同母 億計

履中天皇の以下、杉本、御孫子の播磨の國に忍ひて、二人おはせしを、求め出し給ひぬ。扨御兄億計をはやそ東宮に立給ひぬ、御弟弘計をば皇子となし給ひぬニ作ル。

して、あにをば東宮に立て、弟をば、皇子とし給き。

○清寧天皇。白髮武廣國押稚日本根子尊と申す。○年四十一。扶桑畧記一說、一代要記、皇年代畧記、本書に同じ。扶桑畧記、神皇正統記、三十九歳とし、皇代記、歷代皇記、四十二とす。書紀には享年かけたり。○坂門原陵。南河内郡西浦村大字西浦。○民を愛し給ふ。書紀に、天皇生れながらにして白髮あり。長じて民を愛み給ふ。大泊瀨天皇、諸皇子の中に、特にその行ひを異なりとして、立て丶太子と爲し給ふと見ゆ。○使をよろづのくにぐにつかはして云々。扶桑畧記に、二年辛酉二月、天皇その繼なきを愁へて、大伴室屋大連を、諸國に遣はして、皇種を求めしむ、白髮部舍人、同じき膳夫等を以て尋ねしむ云々、三年四月、兄億計を以て皇太子に立て、弟弘計を以て皇子と爲すとあるによりて、書けるなるべし。書紀には、二年春二月、天皇、子無きを恨みて、大伴室屋大連を、諸國に遣はして、白髮部舍人、白髮部膳夫、白髮部靫負を置き、遺跡を垂れて、後の世に觀せしむ。冬十一月、大嘗供奉の料により、播磨國の司、山部連先祖伊與來目部小楯を遣し、明石郡縮見屯倉首忍海部造細目が新室に於て、市邊押磐皇子の子、億計、弘計の二王子に見えつ。乃ち假宮を作り、使を馳せて奏す。天皇大に悦びて、小楯をして、左右の舍人を率ゐて、赤石に至りて、迎ひ奉らしむと見ゆ。なほ下にいふべし。○王孫。皇族の子孫。○履中天皇御むまご。市邊押磐皇子の子、億計、弘計の二皇子にて、即ち履中天皇の皇孫に當りませり。○兄をば東宮に立て。御兄は億計王、御弟は弘計王を申す。

小註杉本治五年甲子、正月十六日、イ本崩御年、二十九マタ二十五ニ作ル。立給ノ下、イ本、巳未の年十月四日位に即給ふトアり。

東宮にたち以下、杉本、給ひつゝ、御位をゆづり給へる也。扨此帝には御位を讓り給ふべき皇子のおわせざりしかば、深くなげき給ひて、云々ニ作ル。

如何と、島子思ひの外にて、郷中をさまよひあるくこと、十日になりぬれども、一人の知れるものに逢ふことなし。よりて前の神女を思ひ忍ぶこと甚しく、遂にその戒めを破りて、かの玉匣を開きしかば、白雲立ち上りて、我身白髮の翁となりぬ。よりて、再び、彼の神女に會ひ難きことを歎き、涙にむせびて、郷中にさまよひ、二首の歌を作る云々と見ゆ。○昔人の、知り給ひたる事なれば云々。この浦島子の物語りは、名高きことにて、たれ〱も知り給ひたる事なれば、子細に申さずと、かの仙人の翁のいふなり。

第廿二、清寧天皇、

五年崩、年四十一、葬二河内國坂門原陵一、

次のみかど清寧天皇と申き。雄略天皇の第三御子、母皇大夫人葛城韓媛也。雄略天皇の御世、廿二年正月に、東宮に立給、御とし卅五、世をしり給事五年、みかどむまれ給て、御ぐししろくながゝりき。さて白髮皇子とは申しなり。たみをあひし給心ありしを、ちゝみかど、御子たちのなかに寵じ給て、東宮にたて〱まつりし也。庚申のとし正月四日、位につき給、御年三十七、世をしり給事五年なり。此みかど位をつぐべき人なき事をなげきて、よろづの國〱に、使をつかはして、王孫をもとめ給ひしに、履中天皇の御むまでといふ人二人を、播磨國より求め出

上仙家の人なり。君請ふ疑ふなかれと、島子遂に娘子に從ひて、海中の島に至る。その地、玉を敷けるが如く淸らかにして、樓臺玲瓏として、その美しきこと、いまだ曾て見ざる處なり。やがて娘子と手を携へて行くに、一の大なる家の門に至れり。女のいはく、君しばらくこの處に立ちて、待ちてよと、時に七人の童子來りて、島子を見て、これ龜姫の夫なりといふ。また八人の童子あり、同しくこれ龜姫の良人なりといふ。よりて彼の娘子は、龜姫なることを知る。かくて娘子出て來りて、導きて内に進み入る。父母あひ迎へて、坐に就かしめ、人間と仙都の分ちあることを語り、人神遇會の喜びを述べ、百品の珍味を列ね、兄弟、姉妹、杯を擧げて獻酬す。仙歌寥亮として上り、神舞透迤として起る。その樂み人間に倍す。殆と日の暮るゝを知らず。日沒に及びて、人漸く散ず。娘子獨り留りて、遂に島子と契りを結ぶ。島子舊俗を忘れて、仙都に遊ぶこと三歲に餘りしが、忽ち郷土を想ふ心つきて、二親を慕ひ、しきりに嗟歎す。娘子あやしみて、その故を問ふ、島子詳にその心を明す。娘子悲み歎くと雖も、島子遂に聞かず。よりて娘子の父母親族等、別を悲みて遠く道に送る。娘子一の玉匣をもて、島子に授けて曰はく、君もし妾を忘るゝ事なくば、謹みてこの匣を開くことなかれと、相別れて舟に乘らむとする時、敎へて目を眠らしむ。忽にして本土、筒川の郷に至れり。即ち村邑を望むに、人變り物うつり、一も、もと見しが如くならず。よりて村人に問ひて曰く、水江の浦嶼の子の家人は、いま何處に住めるかと。村人答へて曰く、君は何處の人ぞ、吾古老の言を傳へ聞くに、昔水江の浦嶼の子といふものありき。獨り海中に遊びて、遂に還り來らず、已に三百餘年を經たり。然るに、今忽ち、この古人を問ふ（以

こと乘し、天下の人、誹謗して言く、大惡天皇也と見ゆるが如し。○みかどあひせさせ給ひし女云々。あひは愛にて、あいとあるべし。　こと男とは、わが夫ならぬ、他男をいふ。　紀に二年秋七月、百濟池津媛(クダラノイケツ)を幸せむと欲す心(オモホ)ありしに、その女、石河楯(イシカハノタテ)に淫(タハケ)ぬ。天皇大に怒り給ひ、大伴室屋(オホトモノムロヤ)連に詔せて、久米部をして、夫婦の四支を木に張らしめて、假床(サズキ)の上に置きて、火をもて燒き殺しつと見ゆ。○一言主の神。　事代主神(コトシロヌシノ)なりと云ひ、また味鉏高彥根命(アヂスキタカヒコネ)と云ふ說あれども詳ならず。延喜式神名帳に、大和國葛上郡葛木坐(カツラキニマス)一言主神社、名神大、月次、相嘗、新嘗とあるはこの神なり。　また三代實錄に、貞觀元年正月、葛城一言主神を、從二位に敍せらるゝこと見ゆ。○たゞ人。　凡人の義、一言主の神、かたちを表はして、共に遊び給ひしを見て、天皇も凡庸の人にては坐まさずと、世人の思ひ悟りたるなり。○ほうらい。　山海經にいふ、蓬萊山は海中に在り。註にいふ、上に仙人の宮室あり、皆金玉を以て造る、鳥獸盡く白く、これを望むに雲の如し。　渤海中にありと見ゆ。○廿三年と申しゝ七月に、うら島の子云々。　書紀によるに、廿二年を正しとす。釋日本紀に引く丹後國風土記に曰く、長谷朝倉宮御宇(ハツセノアサクラノミヤニアメノシタシラシ)天皇の○雄畧御世に、與謝郡日置鄉筒川村に、嶼子(シマコ)といふ者あり。　獨り小船に乘りて、海中に出でゝ釣を爲すに、三日三夜を經て、一の魚をも得ず、たゞ五色の龜一つを得たり。　嶼子、奇異の思をなして、船中に置きて、暫く眠りし間に、龜、婦人となる、容姿の美きこと、比ぶべき者なし。　嶼子問ひて云らく、海中人宅に遠し、何人か忽ち來れると、娘子微笑して曰く、風流の士、獨り海中に遊ぶ、近く物語りせむが爲に、風雲に乘りて來れるなりと、嶼子また問ふ、風雲何れの處より來る。　娘子答へて曰はく、天

りをし給ひしに、みかどの御かたちに、いさゝかもたがはぬ人、いできたれりき。みかどこれは、たれの人ぞと、のたまはせしに、其人、まづ、わうの名を、なのり給へ、そののちまうさんと申しかば、みかどなのり給き。其後、われは、ひとことぬしの神に侍と申て、あひともにかりをして、日くれてかへり給しに、このひとことぬしの神、おくりたてまつりしかば、世中の人、たゞ人にはおはせぬかとぞ申あひたりし。廿三年と申し七月に、うら島の子、ほうらいへ、まかりにけりといふこと侍しなり。みな人のしり給ひたる事なれば、こまかには申べからず。

○雄畧天皇。　大泊瀬皇子。　○年九十三。　扶桑畧記、一代要記、之に同じ。書紀に享年闕く。古事記、舊事記、並に一百廿四に作り、神皇正統記八十、帝王編年記、扶桑畧記一説、愚管抄百四歳に作る。　允恭天皇紀、七年十二月、皇后大泊瀬皇子を生み給ふ夕、天皇始めて藤原宮に幸すと見ゆ、これによりて推算する時は、享年六十二になり給ふが如し。　○高鷲原陵。　南河内郡高鷲村大字南島泉。　○丙申。　一本、丁酉に作る、誤れり。　○宮の内なむひかりたりし。　紀に、神光滿レ殿と見ゆ。　○大惡天皇。　この天皇御心荒々しく、前に眉輪王を始め、二皇子を殺し、後に市邊押磐皇子を殺し、常に遊獵を好みて、親ら猛獸を撲ち、臣下の罪を得るものには、往々極刑を施し給ひしが故に、かく言ひなせるなり。　即ち書紀に、天皇心を以て師と爲し、誤て人を殺し玉ふ

小註、杉本、治二十三年巳未、八月七日イ本崩御年八十、后四人、御子五人ト見エ葬以下同ジ。

に隱る。大泊瀨皇子、使を遣はして、二人を出さむことを乞はしむ。大臣對へて申さく、人臣事ある時は、逃げて王室に入ると聞く、いまだ、君王の臣家に隱るゝを聞かず。いま二皇子、深く臣が心を恃めり、いかでか忍びて之を送り奉らむと。大泊瀨皇子、ますく兵を興して、大臣の家を圍む。大臣軍門に進みて、跪きて申さく、願くば臣が女、韓媛（カラヒメ）と、葛城の宅、七ところとを献りて、罪を贖はむことを請ひ申すと、大泊瀨尊許し給はず。火を縦ち家を燒き給ふ。大臣、及黒彥皇子、眉輪王みな燒き死されぬと見ゆ。

第廿二、雄畧天皇、 二十三年崩、年九十三、葬ニ河內國高鷲原陵ニ、

次のみかど雄畧天皇こ申き。允恭天皇第五のみこ、御母皇后忍坂大中姫なり。丙申のとし十一月十三日、位につき給ふ、御年七十、世をしり給事、廿三年なり。このみかどむまれ給ひし時、宮のうちなむひかりたりし。おこなになり給て後、心たけくして、おほくの人をころし給き。世の人、大惡天皇と申き。二年こ申し七月に、みかどあひせさせ給し女、ことをとこにあひにけり。みかどいかり給ひて、をとこ、をんな、ふたりながらめしよせて、四のえだを、木のうへにはりつけて、火をつけてやきころし給てき。四年二月と申しに、みかどこのかづらき山にて、か

志ぬ。此まゆわの王、七歳になむなり給し。

○御酒などすゝめて云々。　御酒をきこしめして、御心を晴らし給ふなり。　○御いとほしみ。　御寵愛をいふ。　○まゝ子の眉輪王。　この王子は、皇后の大草香皇子の妃たりし時、設け給ひしものなれど、今は皇后と共に、宮中に養はるゝが故に、しかいひ給ふなり。　○おとなしくなりて。　成人して後。　○あしき心。　復讐の念。　○あやまち奉りて。　弑志奉りて。　○大臣。　圓(ツブラノ)大臣。　○自ら頸を切りて死ぬ。　扶桑略記に、爰に眉輪王云ふ、臣もと天位を求めず、唯父の仇を報ゆるのみと、遂に自ら己が頸を切りて死ぬと見ゆ。　さてこの事、雄略天皇即位前紀にいふ、三年八月、穴穂天皇沐浴せむと欲(オモホ)して、山の宮に幸し、遂に樓に登りて、酒を命じて聞し召す。　心和ぎ樂み極り給ふ時、顧みて皇后に申し給はく、汝(イマシ)に親み睨(ムツ)まじと雖も、獨り眉輪王を畏ると、眉輪王いまだ幼くて、樓の下に遊び戯れて、悉くこの御談を聞き、天皇の酔ひ伏し給ふを伺ひて、刺し殺し奉る。　この時大舍人(オホトネリ)あり、馳せて大泊瀬皇子に、眉輪王の天皇を弑し奉りし事を告ぐ。　皇子大に驚きて、兄の皇子等の仕業ならむかと疑ひ、甲(ヨロヒ)を着、刀を帯び、兵を卒ゐて、自ら將となり、八釣(ヤツリノ)白彥(シラヒコ)皇子を責め問ふ、皇子恐れて默す。　大泊瀬尊怒りて、刀を拔きてこれを斬り、更に坂合黑彥(サカアヒノクロヒコノ)皇子を責め問ふ、皇子恐れて亦默す。　大泊瀬ます〳〵怒りて、眉輪王と共に併せ殺さむと欲し、まづ事の故を尋ね給ふ。　時に眉輪王申さく、臣もとより天位を望まず、たゞ父の仇を報ゆるのみと、坂合黑彥皇子、深く疑はるゝことを恐れて、竊に眉輪王に語り、共に間を得て、圓(ツブラ)の大臣の家

大草香皇子（母日向髮長媛）──眉輪王（母中蒂姫）

幡梭皇女（母同上）（先履中天皇妃　後雄略天皇妃）

安康天皇

雄略天皇（大泊瀬皇子）

三年と申八月に、みかど、ろうにのぼり給て、みきなどすゝめて、あそび給て、后の宮に、なに事かおぼす事はあると、申給ひしかば、后の宮、みかどの御いとほしみをかうぶれり。何事をかは思ひ侍べきと申給。みかどおほせられていはく、我身にはおそるゝ事あり。このまゝ子の眉輪（マユワ）のわう、おこなしくなりて、わが、その、ちゝをころしたりとしりなば、さだめて、あしき心をおこしてんとの給を、このまゆわのわう、樓のしたにあそびありきて、きゝ給てけり。さてみかどのゑひて、后の御ひざをまくらにして、ひる御このでもりたるを、かたはらなるたちをとりて、まゆわのわう、あやまちたてまつりて、にげて、大臣の家におはしにき。みかどの御おとゝの、大はつせのみこ、此事をきゝて、いくさをおこして、かの大臣の家をかこみて、たゝかひ給き。まゆわのわう、もとより、われ位につかむとの心なし、たゞちゝのかたきを、むくふるばかりなりこいひて、みづからくびをきりて

ひしなり。〇その妹を召して云々。　その妹は幡梭皇女をいふ。　本意ははいと訓む。本望の意。
〇この一段、例の扶桑畧記によれりと見ゆ。　紀にいふ、元年春二月戊辰朔、天皇、大泊瀬皇子の爲に、大草香の皇子の妹、幡梭皇女を聘せむと欲し、坂本ノ臣祖根使主（ネノオミ）を遣して、大草香皇子に請はしめて曰く、願くば幡梭皇女を得て、大泊瀬皇子に配せむと欲ふと、大草香皇子對へて申さく、僕このごろ、重き病を患へて、愈ることを得ず。　然れども、死は命なれば惜むに足らず。　たゞ妹幡梭皇女の孤なるを以て、心安く死すること能はず。　いま陛下、その容色の醜きを嫌ひ給はず、皇子の妃に配し給はむこと、辱き極みなり。　故に我が眞心を表はさむが爲に、私の寶、名は押木珠縵（オシキノタマカツラ）を捧げむとて、根使主に付けて献る。　使主その寶の美しきを視て、盜みて己が寶と爲し、詐りて申さく、大草香皇子、命を奉せず、臣に謂て曰く、同族と雖も、いかでか、吾妹を以て妻と爲すことを得むと申すと、天皇大に怒りて、兵を起して、大草香の家を圍み、遂に之を殺して、その妃中蒂姫（ナカシ）を取りて、宮中に納れて妃となし、幡梭皇女を喚びて、大泊瀬皇子に配せ（アハ）給ふと云へり。
さて次に、この事に關する諸皇子の系譜をあぐれば、左の如し。

仁徳天皇
- 履中天皇（母磐之媛）
  - 中蒂姫（母幡梭皇女）先大草香妃　後安康天皇妃
- 反正天皇（母同上）
- 允恭天皇（母仝上）
  - 木梨輕太子

りて。古事記にいふ、允恭天皇崩じて後、木梨之輕太子、いまだ位に即き給はざりし間に、その妹輕大郎女に姧く。是に於て、百官、及び天下の人心、輕の太子に背きて、穴穗の御子に歸す。よりて輕の太子、畏れて、大前小前宿禰の大臣の家に逃げ入り、兵器を作りて自ら備ふ。穴穗御子、兵を起して宿禰が家を圍み給ふ。宿禰、輕の太子を捕へて、穴穗御子に奉る。御子これを伊豫の湯に放つと見ゆ。○御め。御妻にて、大泊瀨命の妃になし奉らむとてなり。○御をぢ。大草香皇子は、仁德天皇御子にして、この天皇の父、允恭天皇には、異母弟に當りませば、この天皇には叔父に當り坐せり。○御妹。幡梭皇女といふ。大草香の同母妹、母は日向髮長媛なり。先に履中天皇の妃たりし時、中磯皇女を生む。○けふあすといふ事を知らず。病の爲に、命も朝夕をはかられずとなり。○身なし子にて侍るを。幡梭皇女の父仁德天皇も、母髮長姬も、旣く崩れ給ひし故にいふ。○みおきがたくて云々。いまは、兄の我身一人を、賴みに思ふものを、病とはいひ、見捨て、そのまゝに置き難くて、このまゝに死なば、黃泉の道をたどりゆかむにも、心安く參られざるべきに。○この心ざしをあらはさむとて。その感謝の意をあらはさむとてなり。○めでたき寳。美しき寳。○ふける心。おぼるゝ心といふに同じ。その寳の、あまり美しく、珍らしきにはまりて、惡心を起すなり。○さらに。俗に一切といふ程の心。○同じみこたちといふとも。同じ皇族なりと雖もの意。書紀に、其同族と雖も、豈に吾妹を以て、妻と爲すを得んやとあり。○あはせ。夫婦にするをいふ。○そのめをとりて云々。めは妻にて、即大草香皇子の妃、中磯皇女にて、是は履中天皇の女、母は幡梭皇女なり。この中磯皇女を、天皇自ら妃とし給

かど、虚淫にたはせしによつて、大臣たち相計て、甲午のさし云々トアり。

どおほせ事ありて、御つかひをつかはしたりしに、この御子よろこびて、身にやまひをうけて、ひさしくまかりなりぬ。世に侍る事、けふあすといふ事をしらず。此人身なし子にて侍を、みおきがたくて、よみぢもやすくまかられざるべきに、そのかたちのみにくきをも、きらひたまはず、かゝるおほせをかうぶる、かたじけなき事なり。この心ざしを、あらはしたてまつらんとて、御使につけて、めでたきたからをたてまつれるを、此御使これをみて、ふける心出きて、このたから物をかすめかくしつ。さてかへりまいりて、みかどに申やう、さらにたてまつるべからず。おなじみこたちといふとも、われらがいもうとにて、いかでかあはせたてまつるべきと、申よしを、いつはり申しかば、大にいかり給て、いくさをつかはして、ころし給てき、そのめをとりて、わが后とし給。そのいもうとを召て、本意のでとく、大はせのみこにあはせ給つ。

○安康天皇。穴穂(テナホノ)御子と申す。○菅原伏見西陵(スガハラノシミノニシノ)。生駒郡伏見村大字寶來にあり。字寶萊山といふと、諸陵周垣成就記に見えたり。○第二御子。古事記、第三子に作る。書記に第二子、一に云ふ第三子に作る。いま允恭天皇二年紀を案ずるに、第三子を正しとす。○御兄の東宮を失ひ奉

小註、杉本ニ治三年丙申、八月九日イ本ニ、崩御年五十六、后一人、御子同、葬云々ニ作ル。中姫ノ下、イ本、命、稚淳毛二岐皇子の女トアリ。マタ、杉本、叱帝の兄、木梨軽皇子、允恭天皇三十二年き申しに、東宮に立給ひし

愁きて、調の船八十艘、及び種々の樂人八十を貢ぎ上る。これら對馬に泊りて大に哭き、筑紫に至り、また大に哭き、難波津に至りて、喪の服を着、御調物を捧げ、種々の樂器をならして、難波より京に至り。或は哭き、或は歌ひ舞ひ、遂に殯の宮に參り逢ふ。冬十一月、新羅の弔使等還る。爰に新羅の使者等、京の邊りなる耳成山と、畝傍山とを愛で丶、還り去る時、琴引坂にて、この二の山を愛で惜みて、ウネメハヤ、ミ丶ハヤといへり。これいまだ我國の言語になれざるが故に、うねびをウネメ、み丶なしをミ丶とあやまれるなり。時に新羅の使者に從へる倭の飼部、この辭を聞きて、新羅人、采女を犯したるが故に、かく忍び思ふぞと疑ひて、京に返りて、大泊瀬皇子に申す。よりて皇子、新羅の使者を搦め捕へて、事の實否を正し給ふ。使者陳辨して、赦さる丶ことを得たれども、遂にこの事を恨みて、貢物の品、及び船の數を減ずと見ゆ。

第廿一、安康天皇、三年崩、年五十六、葬二大和國菅原伏見西陵一、

次のみかど安康天皇と申き。允恭天皇の第二の御子、御母皇后忍坂大中姫なり。甲午のとし十月に、御あにの東宮をうしなひたてまつりて、十二月十四日に、位にはつき給ひしなり。御とし五十六、世をしり給事三年なり。あくる年の二月に、御おと丶の雄畧天皇の、大泊瀬のみこと申ておはせし、御めになしたてまつらんとて、御をぢの大草香のみこと申し人の、御いもうとをたてまつり給へと、みか

來る、もし參り給はずば、臣かならず罪せられむ。寧ろこの庭内に伏して死なむと、七日を經るまで、庭中に伏せり。飲食を與ふるも食はず、密に懷中の糒を食へり。弟姫思へらく、皇后の嫉を畏れて、既に天皇の命を拒み、且君の忠臣を亡はむとするは、罪がましわざなりと、遂に烏賊津使主に從ひて京に至る。天皇大に喜びて、厚く烏賊津使主を賞し給ふ。然れども皇后の御氣色平ならざるが故に、宮中に入ること能はず、舍を藤原に造りて居らしむ。後皇后大泊瀨天皇を生みます夕に、天皇初めて藤原に幸ます。皇后聞きて恨みて申し給はく、妾幼きより後宮に仕へて、多くの年を經たり。今産に臨みて、生死相半ばするにあたり、かゝる憂きを見せ給ふはいかにと、自ら産室を燒きて、死なむとし給ふ。天皇大に驚きて、皇后を慰め諭し給ふと見ゆ。

四十二年おはしましゝに、みかどうせ給にしを、新羅より、こしでとの事なれば、舟八十に、さまぐゝの物をつみて、樂人八十人、あひそへてたてまつりたりしに、みかどうせ給にけりとききて、なきかなしむことかぎりなし。なにはのつより京まで、このみつぎ物を、もてつゞけたてまつりおきてかへりにき。この後は、わづかに、舟二などをぞたてまつりし。又をこたるとしぐゝも侍き。

○なにはの津。津は、船舶の集り泊る處をいふ。なにはの津は、いまの大坂なり。○この事蹟も、扶桑記に據れり。書紀には、四十二年春正月乙亥朔戊子、天皇崩ず。新羅王聞きて、大に驚き

いへり。○御かへりごと。御返事。○ひれふして。平伏。○つやくと、物を食はざりしを。少も食物を口に入れざりしをとなり。○いふがひなく。無益にの心。○うち。禁中。○ときめき。時を得て榮ゆる。○やすからぬ。妬みの爲に、心安からず思ふ。○べち。別の音便。○すゑ奉り。住はせ給ふこと。○此一段は、扶桑畧記に據れりと見ゆ。書紀に據れば、七年冬十二月壬戌朔(サク)、新室に讌(トヨノアカリ)し給ふ。天皇親ら琴を彈き、皇后起ちて舞ひ給ふ。舞已に終りて、禮事(ヰヤゴト)を言ひ給はず。但當時の俗、宴會(トヨノアカリ)に、舞人まひ終れば、必らず座長に對ひて、娘子(ヲムナ)を奉らむと云へり。故に天皇、皇后に對ひて、何ぞ常の禮を失へるやと仰せしかば、皇后かしこまりて、再び起ちて舞ひ終りて、娘子(ヲムナ)を奉らむと申し給ふ時、天皇、其娘子の名は、如何にと問ひ給へば、皇后已むことを得ずして、奏し給はく、妾が妹、名は弟姫、容姿秀ぐれて双ぶものなく、身の色、衣を通りて光り輝く、故に時の人衣通郎姫(ソトホリノイラツメ)といふと申し給ふ。天皇、もと衣通姫の容色に、心をよせ給へり。皇后これを知ろし召すが故に、前に禮事を申し給はざりしなり。明る日、天皇使者を遣りて、弟姫を召さしむ。時に弟姫、母に隨ひて近江の坂田に在り。皇后の情(コヽロ)を畏れて、勅を奉じ玉はず。よりて重ねて七たびまで、召し給へども、固く辭みて至りまさず。天皇即ち、中臣(ナカトミノ)烏賊津使主(イカツオミ)に勅し給はく、皇后の進(マヰ)らせし弟姫、召せども參らず。汝ゆきて弟姫を召し來らば、必ず厚く賞せむと仰せ給ふ。烏賊津使主、仰を受けて退き、糒(ホシヒ)を衣中につゝみて、坂田に至り、弟姫が庭中に伏して申さく、天皇の命をもて召すと、弟姫對へて、いかでか仰せ言を畏まざらむ。唯皇后の志を傷ましむるを欲せざるのみ。身死ぬとも參らずと、烏賊使主申さく、臣、命を蒙りて

やすからぬ云々、イ本、やすからずおぼしゝかばニ作ル

ま、ならぶ人なかりき。此事をあねぎさき、やすからぬことにし給しかば、宮をべちにつくりてぞ、すゑたてまつり給へりし。

○くすし。藥師(クスシ)にて、即醫師をいふ。さて師とは、爲(シ)の義にて、書家を手師(テシ)といひ、弓作りを弓(ユミ)師(シ)、瓦燒きを瓦師といふが如く、凡て常に其職を業とするものをいふ。○つくろはさせ。病は身の内のやぶれたるにて、それをいやすは、物の破れを、繕ひ直すに比しければ、病を直すをも、つくろふと云ふなり。○いえさせれはしましにしかば云々。書紀に、三年春正月、使を新羅に遣りて、良醫を求めしむ。秋八月來る。則ち天皇の病を治めしむ。幾許ならずして病愈えぬ。天皇歡び給ひて、厚く醫を賞して、國に歸らしめ給ふと見えたり。○ろくどもなど。ろくは祿にて、衣服、織物の類を、數多賞與として、賜ふをいふ。○御あそび。酒宴を催して、歌ひ舞ひなどして、遊び給ふをいふ。○めで奉りて。めでは賞美の心、天皇のひき給ふ琴の音を、賞美し奉りてなり。○まひて、うちゐ給ひしをり。皇后、琴の音のおもしろさに立ちて舞ひて、しばし休み居給ひし程をいふ。書紀に舞竟て言く、娘子(ヲムナ)を奉む云々と見ゆ。○ひめご。姫御にて、姫君といふにおなじ。○われにもあらず云々。吾を忘れて、ふと、いひ出し給ひたる事にやありけむとなり。侍りけむの下に、タメラヒ給ヒシガなどいふ詞を入れて見るべし。○さりながらも。さうてはありながら、已にいひ出したることは、とりかへしもならでなり。○ならぶたぐひ侍らず。容色の美しきこと、雙ぶきべものなし。○ころものうへひかりとほり。身の色つややかにして、着たる衣を通し、輝き渡るとなり。紀に、艶色、衣より徹りて晃(ヒカ)る、是を以て時の人衣通郎姫(ソトホリイラツヒメ)と號くと

わがおとゝ、イ本ニ、稚郎わトアリ。

いえさせおはしましにしかば、さま〴〵の、ろくどもなどたまはせて、かへしつかはしてき。七年と申し十二月に、御あそびありしに、みかど琴をひき給を、后きゝめでたてまつりて、まひて、うちゐ給しをり、あはれひめでをまいらせばやと、申たまひしを、みかど、ひめでとは、たれが事にかと、とひ申させ給しを、御ことのめでたさに、われにもあらず申給へりける事にや侍けむ。さりながらも、申いだし給ひぬる事なれば、かくし給べきならで、わがおとゝに侍、おとひめとなん申、いろかたちなん、世に又ならぶたぐひ侍らず。ころものうへ、ひかりとほりかゞやき侍、世の人は、されば、そとほりびめとぞ申。みかどこれをきこしめして、それたてまつり給へと、后をせめ申させ給しかども、ともかくも、御かへり事も申給はざりしかば、御使をつかはして、七度までめししかども、まいり給はざりしかば、又御つかひをかへて、つかはしたりしに、その御使、庭にひれふして、七日まで、つや〳〵と、物をくはざりしを、御使のいふがひなく、しなんことのあさましさに、おとひめ、うちへまいり給にき。みかど悦給ことかぎりなくて、ときめき給さ

と、宣り給ひ、また我兄の二天皇、我を愚なりとして、常に輕しめ給ひしこと、群卿の知るところなり。それ天下は大器なり。帝位は鴻業なり。且民の父母は、聖賢の職なれば、愚者の任にあらず。宜く賢者を撰びて立つべし。寡人は敢て當らずと、群臣再拜して申さく、帝位は久く曠しかるべからず。大王、衆望に逆ひて、位に即き給はずば、恐く百姓の望み絶えなむ。願くば大王、勞（イタハ）しと雖も、天皇の位に即き給へ云々。同元年の條に、冬十有二月、妃忍坂大中姫命、群臣の憂吟を苦みて、親ら洗手水を執りて、皇子の前に進め、仍て啓し給はく、大王辭して帝位に即き給はず、空く年月を過ぬ。よりて群臣愁へ歎きて、爲す所を知らず。願くば、大王群望に從ひて、强ちに帝位に即き給へと、皇子なほこの事を、許さむと思し給はざるが故に、背き居て言を出し給はず。是に於て大中姫命、大に恐れて退き出でむ術を知らず。かの洗手の水を持ち給ひしまゝに、時を經ること久くなりぬ。時に季冬の節なれば、風寒く烈くして、大中姫の捧げ給ひし鋺の水、溢れ出てゝ手腕ひえ氷りて、人心地なきに至り給ひき。皇子驚きて、顧みて扶け起して宣はく、皇位を嗣くことは重事なり。輙く受くべきにあらず。故に今日に至るまで、その請に從はざりき。然れども群臣のこの事を强ゐ願ふも、また理り明なり。遂に辭み退くべきにあらずと、大中姫命、大に歡びて、群臣に皇子の意を告げ、即日天皇の璽を捧ぐ。皇子宣はく、群卿天下の爲め、寡人の即位を請ふ、我何ぞ遂に辭むやと、乃ち天皇の位に即き給ふと云へり。

三年と申し正月に、新羅へ、くすしをめしにつかはしたりしかば、八月にまいりたりき。みかどの御やまひをつくろはさせ給しに、そのしるしありて、御やまひ、

をいふ。書紀には洗手水(オホミテミヅ)を執りとあり。○位につかせ給へかし云々。かしは、希ひ求むる心のテニヲハなり。うち後むきてのうちは、添辭にて、上へあぐるをうちあぐる、笑ふをうちわろふなどいふうちにおなじ。○さりとも云々。さりともは、然ありとものの約言なり。さうはありとも、どうにか心を變へて、仰せらるゝ事もあらうかと、待ち給ひしにとなり。○しはす。十二月の異名、清輔奥義抄に、僧を迎へて、佛名を行ひ、或は經を讀ませ、東西に走せ走るゆゑに、師はせ月と云ふを訛れりと云ひ、語意考には、登志波都留月(トシハツルツキ)の上下を畧き、都と須とを通はしいへりと云ひ、又類聚名物考には、爲果(シハツ)る月の畧語なりとも云へり。○しにいり給ひしを。死に入るにて、嚴(キビシ)く寒き折ゆゑ、うがひの水も氷り、それを持ち給へる手も、こゞえ通りて、生氣なくなり給ひしなり。○きはまりなき大事。この上もなき大切なる事なり。○うけとらぬ。皇位をうけとらぬにて、即ち位につき給はざるをいふ。○かくの給ひあひたる事なれば。これまでに、仰せらるゝ事なればなり。○あながち。强ひて、どこまでもの心。○一天下の人。天の下一般の人々。○さて書紀、允恭天皇即位前紀に、六年春正月に、瑞齒別天皇崩ぬ。爰に群卿議りて曰く、方今大鷦鷯天皇の子は、雄朝津間稚子宿禰皇子と、大草香皇子となり。然るに、雄朝津間稚子宿禰皇子は、年長けて仁孝に坐すと、吉日を選びて、天皇の璽を上る。時に皇子辭みて申給はく、我不幸にして、久く篤疾に罹りて、歩行すること能はず。且早く病を除かむと思ひて、父皇に奏さずして、密に身を破りて病を治むれども、なほ愈ゆること無し。是に由りて、先皇、我を責めて、汝病を患ひて、縱に身を破れり。不孝これより大なるはなし。長生すと雖も、帝業を繼承することを得ず

きはよりなき集覧本、いふばかりなき二作ル。

ほきこしめさで、うちうしろむき給て、物ものたまはさりしかば、この御うがひをもちて、さりとも、とかくおほせらるゝ事もやと、まち給しほどに、しはすの事にて、いとさむかりしに、ひさしくなりにしかば、御うがひもこほりて、もち給へるても、ひえとほりて、すでにしにいり給へりしを、皇子見おどろき給て、いだきたすけて、位をつぐ事は、きはまりなき大事なれば、いまゝでうけとらぬことにて侍れども、かくのたまひあひたる事なれば、あながちに、のがれ侍べきことにあらずと、おほせられしかば、一天下の人、よろこびをなしき。かくて位にはつき給しなり。

○允恭天皇。　雄朝津間稚子宿禰尊(ヲアサヅマワクゴノスクネノ)○年八十。　この帝も、反正天皇同母弟にましませば、磐之媛の御腹なり。　かくて磐之媛の仁德天皇卅五年に、崩れましてより、この天皇の崩れましし四十二年まては、九十八年を經たり。　されば崩年八十といふは、何れか誤れるなるべし。　○惠我長野北原陵(エガノナガノノキタハラノ)。　南河内郡道明寺村大字國府。　○しるしのはこ。　書紀に、天皇之璽(ミシルシ)を奉ると見ゆ。　即、三種神器なり。　○おほやけの位。　皇位。　○あにのみかど、うせおはしまして云々。　六年正月に、反正天皇崩御、七年十二月、天皇即位、　この間凡そ二ケ年の　空位あるをいふ。　○御めのとにておはしゝ人の云々。　書紀に、　妃忍坂大中姫命(オシサカノオホナカツヒメノ)とあるを正しとす。　○うがひ。　湯水を取りて、口をそゝぐ

小註、杉本、治四十二年癸巳、正月十四日イ本崩御年八十、后二人、御子九人、葬以下同。

正月ノ上、イ本ハ入給はず。反正天皇のかくれ給ろニ作ル。

北にありと、河内志に見えたり。

第廿、允恭天皇、 四十二年崩、年八十、葬二河内國惠我長野北原陵一、

次のみかど允恭天皇と申き。仁徳天皇第五の御子、御母皇后磐之媛なり。壬子のとし十二月に位につき給。御年三十九、世をしり給事四十二年なり。あにのみかどうせ給てのち、大臣をはじめて、位にはこの君こそ立給べけれとて、しるしのはこをたてまつりしかども、うけとり給はずして、我身ひさしくやまひにしづめり、おほやけの位は、おろかなる身にて、たもつべき事ならずとの給しを、大臣以下、なほすゝめたてまつりて、帝王の御位のむなしくて、ひさしかるべきにあらずと、たび〳〵申しかども、なほきこしめさずして、正月に、あにみかど、うせおはしまして、あくるとしの十二月まで、みかどおはしまさでありしを、御めのとにておはしましゝ人の、水をとりて、御うがひをたてまつり給しついでに、皇子は、など位につきたまはで、とし月をばすぐさせ給にか侍る。大臣よりはじめて、世中のなげきに侍めり。人々の申にしたがひて、位につかせ給へかしこ申給を、な

の年正月二日、位につき給、御とし五十五、世をしらせ給事六年、みかど御かたちめでたくおはしましき。御たけ九尺二寸五分、御はのながさ一寸二分、かみしもごゝのほりて、玉をつらぬきたるやうにおはしき。むまれ給しとき、やがて御はひとつ、ほねのごとくにておひたまへりき。さてみづはの皇子こそ申侍りし。この御世には、雨風も時にしたがひ。世やすらかに、たみゆたか也き。位につき給て、つぎの年十月に。都、河内國柴垣の宮にうつりにき。

○反正天皇。瑞齒別尊。○年六十。本書、及び古事記、舊事記、扶桑略記、帝王編年記、神皇正統記、皆同じ。然る時は仁德天皇四十年の降誕なり。然れども御母磐之媛は、書紀に同天皇卅五年に崩御とあればあはず。後考をまつ。○百舌鳥耳原北陵。和泉國泉北郡向井村大字中筋にあり。○御形めでたく坐しましき云々。古事記に、御身の長九尺二寸半、御齒の長一寸、廣二分、上下ひとしく齊ひて、貫ける珠の如しと見え、書紀に天皇初め淡路の宮に生れます。生れまして齒一つ骨の如し、容姿美麗なり。こゝに井あり、瑞の井といふ。この水を汲みて、太子に洗し奉る。時に多遲の花、落ちて井の中にあり、よりて太子の名となす。多遲の花は、今の虎杖花なり。よりて稱へて、多遲比瑞齒別天皇と謂ふと見ゆ。○雨風も時にしたがひ云々。書紀に、風雨時に順ひて、五穀成熟、人民富饒、天下太平と見ゆ。○柴垣宮。河内國丹北郡松原莊植田村廣庭神祠の東

小註、杉本、治六年辛亥、正月廿二日イ本、崩、御年六十、后二人、男女子四人、葬云々ニ作ル。

然れども其功を報いずば、不信なり。しかも先さに契りし事を實にせば、其情はかり難し。故にその功に報ゆるとも、その身を滅すにしかずと思ぼして、曾婆訶理に詔り給はく、今日此處に留りて、まづ大臣の位を賜ひ、さて明る日に、上り幸まさむと、俄に假宮を造り、宴を設けて、乃ち隼人に大臣の位を賜ひ、諸司百官をして、悉く隼人を拜ましむ。隼人大に喜ぶ。時に皇子、今日は大臣と、一盞の酒を飲まむと宣り給ひて、共に飲ます時に、面を隱す大鋺に、その進むる酒を盛りたり。時に皇子まづ飲み給ひて、次に隼人飲む。その時大鋺の面を覆ふを見て、席の下に隱し置せる劒を取りて、隼人か頸を切り給ひきと見えたり。○五年九月云々。書紀に、五年秋九月乙酉朔壬寅、天皇淡路の嶋に狩りし給ふ。癸卯、風の如き聲あり、大空に呼はりて曰く、劒刀太子王なりと、亦呼はりて曰く、鳥往來、羽田之汝妹者、羽狹丹葬立往、また曰く、狹名來田蔣津之命、羽狹丹葬立往と、俄にして使者來りて、皇妃薨れ給ふと申す。天皇大に驚きて、駕を命じて歸り給ふと見ゆ。○あへなく。敢へ無しの義、俗に力なし、はりあひなりしなどいふ程の意なり。

十九、反正天皇、六年崩、年六十、葬ニ和泉國百舌鳥耳原北陵一

次のみかど反正天皇と申き。仁徳天皇第四御子、履仲天皇の御おとゝ也。御母皇后磐之媛なり。履仲天皇の御世、二年正月に、東宮に立給、御年五十、履中天皇の御子おはせしかども、このみかどを東宮には、たてまつらせ給しなり。丙午

ず、太子の在さゞるを愁ひて、此處に尋ね參れるのみと、太子人をして告げしめ給はく、汝まことに異心なくば、仲皇子を殺して來るべしと、皇子私に歎きてのたまはく、いま太子と仲皇子と、並にわが兄なり。何に從ひ、誰にか脊かむ。然れども、無道を亡して、有道に就くは人道なり。誰かは吾心を疑はむと。還りて難波に至り、仲皇子の消息を伺ふ。時に仲皇子の近習の隼人に、刺領巾といふものあり。瑞齒別皇子、密にこれを喚びて、我か爲に仲皇子を殺せ、厚く汝を賞せむと、錦の衣、及び袴を脱ぎて授け給ふ。領巾諾して、矛を執りて、仲皇子の厠に入るを伺ひ、刺し殺して瑞齒別皇子に屬す。時に木菟宿禰、皇子に申さく、領巾、己が君を殺す、我に大功ありと雖も、無道なりといひて、遂に領巾を殺す。皇子直に石上に到りて太子に復命し給ふ。よりて天皇、厚く皇子を寵み給ふと見え、また古事記に、伊邪本和氣命、もと難波の宮に坐しゝ時、大嘗に坐して、豐明し給ふ時、大御酒聞し召して、醉ひて寢ねましき。こゝにその弟墨江中王、天皇を討ち奉らむとして、火を宮殿に付けたり。こゝに倭漢直の祖、阿知直、密に天皇を出し奉りて、御馬に乘せまつりて、倭に幸まさしめき云々、こゝに天皇の弟水齒別命、天皇の御爲に墨江中王に近く仕へ奉る隼人、名は曾婆訶理を欺きて云はく、若しわが云ふ言に從はゞ、吾天皇となり、汝を大臣と爲して、天下を治めむとす、如何にと云ひ給ひき。隼人、即ちこの御詞に從ふ。よりて、物多く賜ひて、然らば汝が主の王子を殺すべしと宣り給ふ。よりて曾婆訶理、竊にその主の厠に入り給ふを伺ひて、矛を以て刺し殺し奉りき。かれその曾婆訶理を率て、倭に上り坐す時に、大坂の山ノ口に到りまして、曾婆訶理、わが爲に大功あれども、己が君を弑せるは不義なり。

るよし申しこそ、いさあへなく侍しか。

○あひぐして。引きつれてなり。○くらうあれども。功勞あれどもなり。○うるはしき心にあらず。うるはしきは、美事なるをいふ。即ち臣下として、その主を殺したるものなれば、正しく、美しき心にあらずとなり。○その黒媛をば云々。書紀元年秋七月壬子、葦田宿禰の女黒媛を立てゝ皇妃と爲すと見ゆること、上に云へるが如し。○さてこの一段の事は、書紀履中天皇の即位前紀に、八十七年春正月、大鷦鷯天皇崩ず。皇太子諒闇より出まして、いまだ天皇の位に即き給はざる間に、羽田矢代宿禰が女、黒媛を以て妃と爲さむと欲す。納采已に訖りて、住吉仲皇子を遣して、吉日を告げ給ふ。時に仲皇子、太子の名を冒へて、黒媛を犯しつ。この夜、仲皇子、その手に飾れる鈴を黒媛の家に忘れて歸れり。あくる日の夜、太子此事を知らずして、黒媛の家に到り、室に入り、帳を開けて玉牀に居ます。時に牀邊に鈴の音あり、太子怪みて、誰の鈴ぞと問ひ給ふに、對へて、昨夜太子の持ち來たまへる鈴なりといふ。太子よりて、仲皇子の太子の名を僞りて、媛を犯しゝことを知しめして、默して黒媛の家を去り給ひぬ。仲皇子、事顯れて、罪せれらむ事を恐れて、太子を殺さむとし、密に兵を起して、宮を圍む。時に平群木菟宿禰等、この事を太子に告げ申すに、太子酒に醉ひて起き出で給はず。木菟の宿禰等、太子を扶け、馬に乗せて逃げ奉らしむ。河内國埴生坂に至りて、始めて醒め給ふ。かくて大坂より倭に出で、石上振神宮に居ます。こゝに瑞齒別の皇子、太子の在まさゞるを知りて、追ひてこの處に至り給へども、太子その心を疑ひて、喚び入れ給はず。瑞齒別王、人をして申さしめ給はく、僕異心あるにあら

されどもノ下イ本、約なば變すべからす、させてニ作ル。

ゆ。○いふがひなくゑひ給ひてこ。何をいふても、甲斐無き程に、酒に醉ひ給ひてなり。○つの國難波の宮。攝津の國難波、いまの大坂の地なり。○いそのかみの宮。書紀に布留神宮と見ゆ。大和國山邊の郡布留村に鎭座、已に上文神武天皇條に云へり。○ありつるさま。難波の宮を、出でしよりの來歷。○みづはの王子。瑞齒別皇子をいふ。天皇の同母弟。○おなじ心にあらず。仲皇子と同心にあらず。○ちかく仕ひ給し人。書紀に近習隼人の刺領巾といひ、古事記に、隼人曾婆訶理と云へり。○そのことに從ひて。瑞齒別皇子の依賴の詞に從ひて。○ほこ。和名抄に、戟、和名保古、或は于と謂ひ、或は戈といふと見ゆ。

みづはの皇子、その人をあひぐして、まいりて此よしを申。東宮ののたまはく、この人わがためにくらうあれども、おのれがおうをころしつ。うるはしき心にあらず。されども、大臣の位にのぼさせ給て。けふ大臣とさかもりせんこのたまはせて、かほかくるゝほどのおほきなるさかづきにて、東宮まづのみ給、つぎにみづはの皇子のみ給、次に大臣のむをりに、たちをぬきて、くびをきり給てき。さてつぎのとし、位につき給てのち、そのくろひめをば、きさきにたて〲まつらせ給しなり。五年九月に、みかどあはぢのくにゝおはして、かりし給しに、そらに風のおとにて、こゑする物ありしほどに、にはかに、人はしりまいりて、后うせ給ぬ

やきてき、異本、焼ほろぼされけるニ作ル。

つりて、にげ侍りにき。王子このことをしらずして、宮に火をつけてやきてき。これはつのくにの難波の宮也。東宮やまとの國におはして、ゑひさめ給て、これはいづれの所ぞと、とひ給しかば、大臣たち、事のありつるさまを申給き。さていそのかみの宮に、おはしつきたりしに、又の御おとゝに、みづはの王子と申し人、いそぎまいり給へりしを、うたがひ給て、あひ給はざりしかば、この王子、われにおきては、さらにおなじ心に侍らずと、申給しかば、しからば、かの住吉仲皇子をころして、のちにきたるべしと、のたまはせしかば、此みづはの王子、すなはち、なにはにかへりて、住吉仲皇子のちかくつかひ給し人をかたらひて、わがいはむ事にしたがひたらば、われ位をたもたん時、なんぢを大臣になさむとの給しかば、いかにもおほせにしたがふべしと、申しかば、おほく物どもをたまひて、しからば、なむぢがしうをころして、われにはさすべしとの給ふに、そのことにしたがひて、しうの皇子のかはやにおはするを、ほこをもちてさしてころしてき。

○わが身たひらかならむこと。　我身の平穏ならむことなり。　○宮。　下に、津の國難波の宮と見

條に、葦田宿禰の女、黒媛を立て皇妃と爲し、磐坂市邊押羽皇子、御馬皇子、青海皇女を生み給ふと見えたり。されば、仲皇子の爲に、汚かされたる黒媛は、武内大臣の子羽田矢代宿禰が女にして、後に皇妃となれるは、羽田矢代宿禰が弟、葦田宿禰が女にして、同名異人なりと古事記傳に云へり。されば本書は、その名の同きによりて、誤りて前後共に葦田の宿禰が女となすか。下文にも、そのくろひめをば、きさきにたて奉らせ給ひしなりとも云へり。なほ下に、書紀の文を引くを合せ見るべし。

武内宿禰─┬─羽田矢代宿禰─黒媛
　　　　　└─葛城曾都比古─葦田宿禰─黒媛（本書上 [illegible] 女）

○東宮のおはするさまに云々。皇太子の御出でになりしやうに、我身をもてあつかふてなり。○したしきさまに云々。書紀に、仲皇子、太子の名を冒して、黒媛を奸しつとある心なり。○もちたりつる鈴。鈴は曲玉と同く、古代の人の身の廻りの装飾物に用ゐられたり。故に書紀には、手鈴と書り。○よべ。きのふの夜、といふことなり。

王子此事を、東宮きゝ給ぬらん、わが身たひらかならんこと、かたかるべしとおもほして、東宮をかたぶけたてまつらんとはかりて、つは物をおこして、宮をかこみしをり、大臣たち、東宮に、かゝる事侍と、つげたてまつりしに、いふかひなくゑひ給て、おどろき給はざりしかば、大臣たち、此東宮を、むまにかきのせたてま

[illegible]て、御心ばへめでたくおはし[illegible]

[illegible]十三年秋九月庚子朔、[illegible]

[illegible]るに、[illegible]

[illegible]

[illegible]、書紀、帝王編年記、年七一[illegible]

[illegible]三十一年立太子、時に年十五とあるに合はず[illegible]

[illegible]、[illegible]に、百舌鳥耳原北陵とあり。本書鳥の下耳の字を脱せるなるべし。今の和泉國[illegible]

[illegible]大阪上石津。○葛之媛。葛城襲津彦の女。○御年五歳。書紀の註に、年十五とある

[illegible]て、十五歳と書けるを、後に十字を脱したるなるべし。○御年六十二。皇代記、皇年代畧

記、本書に同じ。歴代皇記、六十四、帝王編年記、六十五に作る。何れか是なるを知らず。○

葦田宿禰。古事記に、葛城の曾都毘古の子、葦田宿禰の女、黒姫命に娶ひまして生みませる御子、

市邊之忍齒王、次に御馬王、次に妹青海郎女、またの名は、飯豊郎女と見え、書紀履中天皇の即位

前紀には、先帝八十七年春正月、羽田矢代宿禰が女、黒媛を妃と爲さむと思し、納采已に訖りて、

住吉仲皇子を遣して、吉日を告げ給ふ云々と、仲ッ皇子のあるまじき事柄を載せて、元年秋七月の

皇子の曰く、その氷をばいかやうにして納めたるにか、答へて曰く、土を一丈あまり掘りて、草をその上に葺きて、茅萱などを、厚くとり敷きて、氷をおきたるに、氷りていかなる大旱にも解けず。これを取りて、熱月に用ゐるとなん。その時皇子、この氷を仁德の聖の御門に奉らせ給ひければ、斜ならず叡感ありしよし、日本紀などにも載せたり。これ氷を奉りし始なり云々と見ゆ。

○御かたち世にすぐれて云々。菟道稚郎子、この天皇を指して、大王風姿岐嶷、仁孝遠聆、以歯且長足爲天下之君と申し給ひ、また應神天皇の皇太子を定め給ふ時、自ら退きて、菟道の稚子を進め、また位に即きて、仁政を施し給ひしかば、是後風雨順時、五穀豐穰、三稔之間、百姓富寛、頌德既滿、炊烟亦繁など、書記に見ゆる類をいふなり。

第十八、履中天皇、六年崩、年六十七、葬和泉國百舌鳥原南陵。

次のみかど履仲天皇と給き。仁德天皇の御子、御母皇后磐之媛なり。仁德天皇卅一年に東宮に立給、御年五歳、庚子のとし二月一日、位につき給、御とし六十二、世をたもち給ふ事六年。ちゝみかどうせおはしましてのち、いまだ位につきたまはざりし程に、葦田宿禰のむすめ黑媛といひし人を、きさきとせんとおぼして、御をとゝの住吉仲皇子をつかはして、その日おはすべきよしおほせられしに、この皇子、わが名をかくして、東宮のおはするさまにもてなして、このひめ君に、ゐた

ふるなり。此みかど御かたち世にすぐれて、御心ばへめでたくおはしましき。

○たかの、鳥を取るといふことはしりそめて、云々。書紀に、四十三年秋九月庚子朔、依網屯倉阿弭古、異鳥を捕へて、天皇に献りて申さく、臣常に網を張りて鳥を捕ふるに、いまだこの鳥の類を得ず、故に怪みて献る。天皇酒君を召して、鳥を示して、何の鳥ぞと尋ね給ふ。答へて申さく、此の鳥の類、百濟に多し、能く馴らし得ば、人に從ふ。またはやく飛びて、諸の鳥をとる。彼の國に、名けて倶知といふ。よりて酒の君に授けて、養ひ馴さしむ。幾ならずして馴れたりき。酒の君。即ち韋緡をその足に着け、小鈴を其の尾に着け、腕の上に居ゑて、天皇に献る。この日百舌鳥野に幸して、獵りし給ふ、雌雉多く起つ。倶知を放ちて捕へしむ。忽に數十を獲つ。倶知は即ち今の鷹なり。この月甫めて、鷹甘部を定むと見ゆ。○五十五年云々。帝王編年紀に、七十八年と云へり。武内宿禰、享年のことは、上文、景行天皇の條に云へり。○氷すふること云々。氷据うる事なるべし。即ち氷を窟に藏する事なり。闘雞稻置大山主といふもの、その蓄へたる氷を献りし事、書紀に詳しく見えたり。○いまにいたるまで、供御にそなふるなり。供御は、くごと馴むべし。公事根源に、四月、貢氷、主水の司、四月一日より九月月盡まで、是をたてまつる、事の起りなど、氷樣の所に申しはべりぬ。また、同書元日節會の條に、氷樣は宮内省より奉る云々、昔仁德天皇の御宇、六十二年五月に、額田大中彦皇子、闘雞と云ふ所に、獵しに出て給ひて、山に登り、野中を見やり給ひしかば、庵を作りたるやうなる所あり。人を遣はして見せ給ふに窟なりと申す。その時かの山のあたりに侍る人を召して、問はせ給ふに、氷室なりと申す。

いふこさノ下イ本、を世ニ作ル。

つ島、倭の國は、と見えたり。〇民をやすめ。民の貢ぎものを許して、民力を休養し給ふなり。〇すり。修理、即ち修繕のことなり。古事記に、今より三年、民の課役を除せと詔り給ひき。是を以て大殿破れ壊れて、悉く雨漏れども、嘗て修理せしめ給はず。槭を以て漏る雨を受けて、漏らざる處に遷り避けて坐さと見ゆ。〇たかきやに登りて見れば云々。一首の心は、高き樓臺に上りて、四方を見渡せば、盛りに煙り立こめて、いかにも、賑やかに榮えたるさまなり。さてその煙は、國民の朝夕の飯を炊しく竈に、焼く煙りの立てるなれば、やがて人民の富み榮えて、貢ぎものなきしるしなれば、懐さ極みなりといふ心なり。さてこの歌は、新古今集賀に、みつぎ物ゆるされて、國富めるを御覽じて、仁德天皇、「高き屋にのぼりて見れば烟たつ云々と、この歌を上げて、古くより、この帝の御製と云ひならはせれど、是は延喜六年の日本紀竟宴の和歌に、藤原の時平朝臣の、仁德天皇といふ題を得て、「たかどのに上りて見れば天のした四方にけふりていまぞ富みぬる」と、詠まれたりしぞ、なほ後の世の口調に作りなして、この帝の御製と誤り傳へしなりとぞ。げに詞も姿も、この天皇の御世の頃のさまにあらず。

四十三年と申し九月にぞ、たかの、鳥をとるといふことは、ありそめて、かりはじめ給し。五十五年と申しに、武内の大臣うせにき。二百八十にぞなりたまひし。六代のみかどの御うしろみをして、大臣の位にて、二百四十四年ぞおはせし。六十二年と申しに、氷すふることはいできはじめて、いまにいたるまで、供御にそな

御らんぜられけれ、杉本、もたかなりしかば、見かごの御歌に、ニ作ル。

ら失せ給ひぬ。大鷦鷯尊、難波より馳せ至りて、悲み歎き給へども、詮かたなければ、太子の勸め給ふまゝに、太子の同母妹、八田皇女を納れて皇后と爲し、遂に皇位に即き給ふと見ゆ。

四年と申二月に、たかきろうにのぼりて、よものたみのすみかを見給て、けぶりたえ、さびしかりしかば、いまよりのち三年、たみをやすめ、こゝのへのうちのすりをとゞめさせ給き。さて七年と申し四月に、又ろうにのぼりて御らんぜしに、たみのすみかにぎはひて、御らんぜられければ、みかどよませたまひし也。

たかきやにのぼりてみれは煙たつたみのかまこはにきはひにけり。

○たかきろふ。高樓なり。古事記には高山に登りて、四方の國を見給ふとあり。高樓は和名抄に、樓、辨色立成に云ふ、太加止乃(タカトノ)、一にいふ和名、呂(ロ)と見ゆ。我邦上古は、二階造りの殿舍なかりしが、三韓と交通するに及びて、家屋の建築も大に進みて、高き樓閣も出來しなり。但雄畧天皇紀に、十二年冬十月、始めて樓閣を起すと見ゆれば、この時の事は、なほ古事記に、高山に登りてと、あるかた宜かるべし。○よもの民のすみか。よもは四方なり。すみかは住み處。○けぶりたえ。民家の竈に、立つ煙の繁きは、民に餓うるもののなき驗にして、その煙の絶えて見えざるは、民の貧きしるしなること、云ふも更なり。去れば萬葉集に、舒明天皇、大和の香具(カグ)山に登りて、國見し給へる時の御製に、國原(クニハラ)は煙たちこめ、海原は、かまめ立ち立つ、うまし國ぞ、あき

せ給へば、東宮をば魂殿におさめまつりしが、再よみがへり給ひて、我かく成ぬる事、天命也。兄の御子は、御かたち、うるはしく御心ばへめでたうましませば、世の人したがひ重んじ奉るべし。速に位に卽給ふべし。是父の帝の仰ごと也、との給ひて終になくならせ給ひぬ。帝は歎かぎりなし。則後の御わざなどとげ行せ給ひて、終に癸酉歳正月、御位につき給へるなり。御年廿七、世を治め給ふ事八十七年なり。四年と申しニト、次へ續ケメリ。

り。　本書は延喜諸陵式に、百舌鳥耳原中陵とあるに據れるにて、鳥の下に耳の字を脱せるなるべし。　今和泉國大鳥郡舳松(ヘノマツ)村に在り。（○元正天皇靈龜二年、河内國大鳥、日根、和泉三郡ヲ割キテ、始テ和泉監ヲ置ク。後監ヲ改メテ國ト爲ス。）さて生前に、陵墓を定めて、世に謂ゆる壽藏を作ることは、此の時に始まりしなり。　○皇后仲姬。　五百城入彥の命の孫。　○御年廿四。　天皇の生れ坐しゝ年明ならざること、上にいふ如くなれば、この御年も定かならず。　但本書は、御年百十歳とあるによりて、推算せしなるべし。　○御弟を東宮と申しゝかば。　御弟は、菟道稚郎子(ウヂノワキイラツコ)を申す。　應神天皇紀に、四十年春正月、天皇大山守命と、大鷦鷯尊とを召して、長子と少子と、孰を尤も深く愛すべきかと尋ね給ふ。　大山守命、長子にしかずと申す。　天皇悅び給はざる色あり。　時に大鷦鷯尊、これを察して、長子は多く寒暑を經て、已に人と成れり。　少も憂ふべき處なし。　獨り少子は、いまだ人となるや、いなやを知るべからず。　故に少子は甚憐愛すべしと申し給ふ。　天皇大に悅びて、卿が言、誠に朕が心に合へりとて、遂に菟道稚郎子を立てゝ、皇太子となし、大山守命に命じて、山川林野を掌らしめ、大鷦鷯尊をして、太子の輔けとなして、國事を知らしむと見ゆ。　○すべからく云々。　爲可(スベ)かるの延言(ノベコトバ)にて、豫め爲べき事と定めおく心。　べかりしには、べくありしになり。　○仁德天皇紀に、四十一年春二月、譽田天皇崩ず。　時に太子菟道稚郎子、位を大鷦鷯尊に讓りて、帝位につき給はず。　大鷦鷯尊も、また固く辭して受け給はず。　時に大山守の命、位に卽くことを得ざるを恨みて、密に太子を除かむと謀る。　大鷦鷯尊、豫め之を知り、太子と謀りて、遂に之を亡じ給ひ、太子は更に宮を菟道に作りて、なほ位を大鷦鷯尊にゆづりて、皇位空しき事三年に及ぶ。　皇太子、遂に兄の皇子の志を枉ぐ可らざるを知りて、自

六人、葬和泉國百舌鳥原中陵、廟號平野大明神」一皇后仲姫以下、杉本命、五百城入彦皇子の御後、應神天皇四十年正月、菟道皇子を東宮に立給、此帝は太子のたすけと成て、政なし給ふべき由、勅りを殘して隱れ給へりけるに、東宮此帝に讓り給ひて、位に即給はず。然共父帝の仰置せ給へりしことなれば、速に東宮位につき給ふべしと、すゝめ給ひて、即給はず。互に讓て、空數三年を過し給へりし程に、民の歎き、世の煩なりしかば、東宮悲しませ給ひて、終にみづから御命を失ひ給ひぬ。帝聞召驚給ひて、宇治の宮に入ら

し正月己卯日位につき給、御年廿四、世をしり給事八十七年也。此みかどの御おとゝを、東宮と申しかば、すべからく、位をつぎ給べかりしに、あにゝゆづり申給しかども、たがひにつぎ給はずして、むなしく三とせをすぐさせ給しかば、東宮みづから命をうしなひ給にき。みかど此ことをきこしめして、かの東宮へいそぎおはしまして、なきかなしみ給しかども、かひなくて、其後位にはつかせ給しなり。

○仁德天皇。大鷦鷯尊と申す。應神天皇第四子。○年百十。扶桑畧記、皇代記、皇年代畧記、神皇正統記、本書と同じ。然れば、應神天皇二十一年生誕なり。然れども書紀に、平群木菟と同日に生るといひ、木菟は應神天皇三年に、百濟に使する事見え、また同天皇十三年紀に、この天皇の、髮長姫を愛で給ひしこと見ゆれば、本書をはじめ、百十歳に作るは誤なるべし。扶桑畧記一說に、百廿三歳とし、古事記に八十三歳とせり。何れか是なるを知らず。○和泉國百舌鳥原中陵。仁德天皇紀、六十七年條に、十月甲申、河内石津原に幸して陵地を定む。丁酉始めて陵を築く。この日鹿あり、野中より出て丶走り、役民の中に入りて仆れ死ぬ。あやしみてその痍を探るに、百舌鳥耳より出で丶飛び去る。耳の中を視るに、悉く咋ひ剝ぐ。故にその處を號けて、百舌鳥耳原といふは、これその緣なりと見え、又同紀に、八十七年十月己丑、百舌鳥野陵に葬るとも見えた

不註、杉本、治八十七年己亥正月十六日崩、御年百十、后三八、男女子

裂きて、已これに君となり、三韓を招きて、朝貢せしめむとすと。天皇使を遣して、武内宿禰を殺さしむ。武内宿禰これを聞きて、吾君に仕ふるに忠を以てして、敢て二心なし。今何の禍ぞ、罪無くして死ぬやと、いひて歎く。時に壹岐直根子(イキノアタヒマネコ)といふものあり。人となり、能く武内宿禰の容貌に似たり。武内の罪なくして、空く死せむとするを惜み、武内に語りて曰く、大臣忠を以て君に仕ふ、不義の心なきは、天下の共に知る處なり。願はくば、密に避けて都に至り、自ら罪なき事を申して、然る後に死ぬるもいまだ晩からじ。世の人、僕が容貌、大臣に似たりといふ。故に我いま大臣に代り死し、大臣の忠誠を表はさむと、自ら劍に伏して死す。武内宿禰、大に悲みつゝ、密に筑紫を逃れて、海路、都に至り、罪なきことを訴ふ。天皇武内宿禰と、甘美内宿禰とを召して、尋ね問ひ給ふに、二人固く申し爭ひて、是非を決めがたし。天皇勅して、神祇に請ひて、探湯(クカダチ)せしむ。よりて二人、磯城(シキ)川のほとりに出で、探湯(クカダチ)す。武内宿禰勝ちぬ。よりて、大刀を執りて、甘美内宿禰を殺さむとす。天皇勅して釋さしめ、紀伊直等が祖に賜ふと見ゆ。序にいふ、くがだちとは、允恭天皇紀に、盟神探湯、注に此に區訶陀智(クカダチ)と云ふ。或は湼(ヒヂ)を釜に納れて、煮沸して手を攘(カカ)げて、湯の湼を探り、或は斧を火の色に燒きて掌に置くと見ゆ。事の是非善惡を正さむが爲に、神明に盟を立てゝ、此の如き業をする一の術なり。

第十七、仁徳天皇、八十七年崩、年百十、葬和泉國百舌鳥原中陵

次のみかど仁徳天皇と申き。應神天皇第四の御子、御母皇后仲姫なり。癸酉のと

すす、みいでゝ、みづからゑぬ。杉本、みづから劍にふして死たりニ作ル。マタ申聞にノ下、帝聞し召して、甘美宿禰に問せ給へば、武内大臣の罪おはせぬ事、顯ぬる故、甘美宿禰をぞ罪せられし＝作ル。

給ふ。其時に、壹岐直祖眞根子(アタヒノオヤマネコ)といふものありき。かたち武内の大臣にたがはず、あひにたりき。この人大臣に申ていはく、かまへて、のがれて、都へまゐりて、つみなきよしを申給へ、われ大臣にかはりたてまつらんとて、すゝみいでゝみづからゑぬ。武内ひそかに、都にかへりて、このありさまを申給に、おとゞたち二人を召て、かさねてとはせ給に、武内つみおはせぬよし、をのづからあらはれにき。そのゝち、みかど此武内の大臣を寵じ給し也。

○八年。　書紀に九年と見ゆ。　○ことを定め、まつりごたせ。　事をさだめとは、庶事を處分すること、まつりごつは、政を行ふ事なり。　書紀に、百姓を監察せしむと見ゆ。　○武内の御おとゞ。異腹の弟甘美内宿禰(ウマシウチノスクネ)をいふ。　古事記に、孝元天皇の御子比古布都押之信命(オシノマコトノ)、尾張連等の祖、意富(オホ)那毘(ナビ)が妹、葛城之高千那毘賣(カツラギノタカチナヒメ)を娶りて、味師内宿禰(ウマシウチノ)を生み、又木國造の祖、宇豆比古(ウツヒコ)の妹、山下影(ヤマシタカゲ)日賣を娶りて、建内宿禰を生むと見えたり。　○心にかけたり。　心懸けて望むをいふ。　○壹岐直祖眞根子。　姓氏錄に、壹岐直は、天兒屋根命九世之孫、雷(イカツチ)大臣の後なりと見ゆ。　○かまへて。豫め心組みして用心するをいふ。　○おとゞたち。　大臣等の意、おとゞは、大殿の轉語なり。　○書紀に、九年夏四月、武内宿禰を、筑紫に遣して、百姓を監察せしむ。　時に武内の弟甘美内宿禰、天皇に讒して申さく、武内宿禰、久しく天下に君たることを願ふ心あり。　今密に聞くに、筑紫を

たてまつらせ六字、イ本ニナシ。又ねはせし人の甘美宿禰さいふに作ル。身を失ひてんさす、心うきこさなり。原本、うしなひてんさぞ心うき事なり。心また一本、事こそ心うきこさなれさあり。さ今異本によりて改む。

○應神天皇。譽田尊、また大鞆和氣命と申し、胎中天皇とも申す。○年百十一。書紀一百十歲に、古事記百參拾歲に作る。然れども書紀に、仲哀天皇九年庚辰の年生れ給ふ事、前に引けるが如し。されば、四十一年庚午の年までは、百十一歲となり給ふ。本書の說よろし。皇年代畧記、帝王編年記、亦同じ。○河內國惠我藻陵。惠我の下藻は藻の誤りにて、この下に伏字を脫するか、古事記に、御陵在二川內惠賀之裳伏岡一也と見ゆ。イ本も然り。今南河內郡古市村大字譽田○今の八幡の宮は云々。元明天皇和銅五年、豐前國宇佐郡宇佐に社を建て丶、この天皇、及比賣神、息長足姬尊を祭る、世に宇佐八幡宮といふ。男山八幡宮は山城國綴喜郡男山に在り。貞觀元年の創建にして、祭神は前に同じ。共に現今は官幣大社たり。○御年四歲。書紀三歲に作る。然れども神功皇后攝政元年の前年、庚辰の年に生れ給ふこと、前に云へる如くなれば、本書の方正し。

八年と申四月に、武內の大臣を、つくしへつかはして、ことをさだめ、まつりごたせたてまつらせ給しに、この武內のおとゝにておはせし人の、みかどに申給はく、武內の大臣、つねに王位を心にかけたり。つくしにて、新羅、高麗、百濟、この三の國をかたらひて、おほやけをかたぶけたてまつらんとすと、なき事を讒し申しかば、みかど人をつかはして、この武內をうたしめ給に、武內なげきて、われ君のためふた心なし。いまつみなくして、身をうしなひてんとす。心うき事なりこの

小註、杉本、治、四十一年庚午、イ本ニ二月十五日崩、御年百十一、葬河内國志紀郡惠我藻伏岡陵トアリ。四十一年也ノ下、イ本、御廟を八幡大菩薩とぞ申奉る、此御世九年トアリ。

させ。埋めさせの誤寫なるべし。此事は、書紀に、皇后、皇太子に會まさむとして、紀伊國に至りまし、更に小竹宮（和泉國和泉郡）に遷り給ひし時、晝くらきこと、夜の如くにして、多くの日數を經たり。皇后紀直の祖、豐耳に、是は何のしるしぞと、問ひ給ひければ、一人の翁ありて、かゝる恠は阿豆那比の罪といふと申す。よりて、里人に問はしゝに、小竹の祝、天野の祝といふものと、年ごろ善き友なりしが、小竹の祝、病にあひて失せぬ。天野の祝、泣きかなしみて、吾れ生る間、彼か友たり。死して穴を同ふすることと無らめやといひて、屍の側に伏し居りて、遂に死ぬ。よりて一處に合せ埋めたる事あり。即ち是なるべしと申す。よりてその塚を發きて見せしめ給へば、果して然なり。よりて更に處を異にして、埋めさせ給ひしかば、日常の如くに照り輝けりと見ゆ。

○祇園精舍云々。孝靈天皇條に、法苑珠林を引きていへり。

第十六、應神天皇、（四十一年崩、年百十一、葬河内國惠我藻陵、）

次のみかど應神天皇と申き。いまのやはたの宮は此御事なり。仲哀天皇第四の御子、御母神功皇后におはします。神功皇后の御よ三年に、東宮に立給、御年四歳也。庚寅のとし正月丁亥日位につきおはしましき。御年七十一、世をしろしめす事四十一年也。

給ひしかばノ下、イ本、先人答て申やうトアリ。

うさにけるを以下、杉本、天野祝、深くなげきかなしびて、我彼に後ては、うき世あるまじ。同じ道にこそさて、伏しづみしが、終にむなしくなりて候へしかば、則二人が死がいをば、一塚につきこめて侍ろ故にこそさ、申ければ、さらば其塚をこぼちてみよさて、こぼたせらるゝに、誠に老翁が申し如くなれば、則其かばねを取出て、別所にうつして、埋ませられけるさきト見ユ。

くて、日かずのすぎしを、皇后おほきにあやしみたまひて、こしおいたるものどもに、とひ給しかば、二人をひと所にはうぶりたるゆゑなりと、申しかば、たづねさせ給に、小竹祝と、天野祝こいふもの、いみじきこもにてとしをふるに、この小竹祝うせにけるを、天野祝なきかなしみて、われいきて、なにゝかはせむこて、かたはらにふして、おなじくなくなりにけるを、ひとつつかにこめてけりと、申しかば、そのつかをこぼちて、見せさせ給に、まことに、申がごとくなりしかば、ほか〳〵に、うづませさせ給てのち、すなはち、日のひかりあらはれにしなり。十月に、臣下たち、皇后を皇太后にあげたてまつる。此程こぞたぼね侍、祇園精舎を、天魔やき侍にけりときゝ侍し。

○小竹祝。シヌノハフリと訓むべし。一本に、さゝのはふりともあり。さてハフリは、姓氏錄に、紀祝(キノハフリ)、波多祝(ハタノハフリ)、三歲祝(ミトセノハフリ)などいひて、姓なるもあり。また、伊呂波字類抄に、祝、ハフリ、神官也。令義解に、祝部、祭の爲に賛辭を主るものなりと云へる如く、神に仕ふる職掌なるもあり。是は書紀に、二社の祝とあれば、神職なること明なり。○いみじき友にて。すぐれて、中よき友だちにて。○こめてけり。一處に埋めたりとなり。○ほか〳〵に。別々にの心。○うつませ

事ハ、イ本ニヨリテ補フ。

ゆ。まゝ子は、繼子の義にて、繼母をまゝは、、繼父をまゝち、、庶兄をまゝあになどいふ如く、まゝとは、多く生さぬ中の親子、又は異腹の兄弟をいふ詞にて、今は麛坂、忍熊の二皇子を云へり。○かたぶけ奉らむと。亡し奉らむとの心。○自ら王子を抱き奉りて。紀には、武內宿禰に、皇子を懷きて、橫に南海より紀伊の水門に泊らしむとあり。○軍の試みに。この試みは、俗に運だめしなどいふ心なり。即ち戰の勝負の運を試さむ爲に獵するなり。○つぎの皇子、忍熊皇子。○書紀に、十年春二月、皇后、群臣百官を率ゐて、穴門の豊浦宮に移り、天皇の喪を奉じて、海路より京に向ひ給ふ、時に麛坂王、忍熊王、密に謀り給はく、天皇已に崩じて、皇子新に生れませり、必ず幼主を立つるなるべし。吾ら何の顏ありてか、兄を以て弟に從はむと、詐りて天皇の爲に、山陵を興すと稱し、播磨赤石に至り、船を編みて、淡路嶋に渡り、その島の石をとりて、陵を作り、人毎に兵器を執りて、皇后の來ますを待たしむ。時に麛坂王、忍熊王、共に菟餓野に出でゝ、事もし成らば、良き獸を獲させ給へと、神に誓ひて狩りし給ひしに、赤猪忽ち出來りて、麛坂王を咋ひ殺す。軍氣大に喪む。忍熊王、退きて住吉に屯す。皇后之を聞して、武內宿禰に、皇子を懷かせて、橫に南海より紀伊の水門に泊らしめ、親ら、海路直に難波に迫り給ふ。忍熊王、また退きて菟道に軍す。皇后、紀伊に到りて、太子に日高に會ひ給ひ、三月武內宿禰、及武振熊に、數万の軍兵を授けて、忍熊王を討たしむ。武內即ち奇計を以て王の軍を破る。忍熊王遂に瀬田の濟に沈みて死ぬと見ゆ。

さてもあさましかりし事は、このたゝかひのあひだ、ひるもよるのごとくにくら

かくてノ下、イ本、皇后ハ三韓を従へ給ひつ、トアリ。マタ十二月ノ下、十四日トアリ。まつり給、き以下、杉本、應神天皇と申は是なり。其所をば、うみの宮と申ぬ。神とならせ給ふ、八幡大菩薩と申奉る。神のり給ひしによりて、これを胎中天皇と申すニ作ル。したがふべきとてノ次、イ本、軍をもよふしトアリ。皇子達ハ以下十七字、イ本によりて補フ。たゝかひ給ひし以下、杉本、か、終に軍敗しかば、川に沒して、うせ給ひぬとぞきゝへぬニ作ル。

かくてつくしにかへり給て、十二月に王子をうみたてまつり給き。これぞやはたの宮にはおはします。あくるとし、皇后、京へかへり給しを、御まゝこの御子たち思ひ給やう、ちゝみかどうせ給にけり。又皇后、すでに皇子をうみたてまつり給てけり。是を位につけんとこそはかり給らめ。われらこのかみにて、いかでか、おとゝにしたがふべきとて、はりまのあかしにて、皇后をまちたてまつりて、かたぶけたてまつらんとはかり給しを、皇后きゝ給て、みづから王子をいだきたてまつりたまひて、武内の大臣におほせられて、南海へ御舟をいだし給しかば、おのづから、紀伊國にいたり給にき。そのゝち、みこたちむほんをおこし給て、皇后をかたぶけたてまつらんとし給し程に、皇子達は軍の試に、かりし給へりけるに、あかきゐのしゝいできたりて、このかみのみこを、くひころしてき。其後つぎの御子、武内の大臣と、又たゝかひ給しも、うしなはれ給にき。

○やはたの宮。譽田別尊、後に應神天皇。○御まゝ子の御子たち。仲哀天皇紀に、二年春正月息長足姫尊を立てゝ皇后となす。是よりさき、叔父彦人大兄の女、大中姫を妃となして、麛坂皇子、忍熊皇子を生む。次に熊田造が祖、大酒主の女、弟媛を娶して、譽屋別皇子を生みますと見

成らすば、吾獨り罪を得むと、諸臣喜びて詔を奉ず。九月船舶を集め、兵甲を練らしめ、又磯鹿(シカ)海人名草(アマナクサ)をして、海上に出でゝ國ありや、否やを看せしむ。名草日を經て還り來りて、西北の方に國ありと申す。よりて吉日を卜して、船出し給はむとす。時に皇后娠み坐して、臨月に當れり。皇后即ち石を取りて、腰に挿み、事終りて還らむ日に、この土に生れ給はむ事を祈り給ふ。十月巳亥朔辛丑、和珥津(ワニノ)より船出(フナデ)し給ふ。時に順風吹き來り、海中の大魚悉く浮びて、船を挾み、勞せずして、新羅の國に近寄れる時、忽ち大浪起りて、新羅の國内に打ち上げしかば、彼の國王波(ハ)沙寐錦(サムキム)大に恐れて、國初以來かゝる例しなきに、今かゝる災あるは、國の亡ぶる兆ならむとて、大になげき居りしに、我軍の兵船、海を覆ひ、旌旗日に輝き、金皷の聲、山川を動(トヨカ)して見えしかば、國王また大に恐れて、東方に神國あり、日本といひ、國王を天皇といふと聞く、これかならずその國の神兵ならむ。いかでか、拒ぎ戰ふことを得べきといひて、白旗を立て、面縛して、國の圖籍を持ちて、御船に至りて、降を乞うて曰く、今より後、天地と共に長く遠く、犬馬の勞を執り、朝貢怠る事なからむ。譬、日西より出て、阿利奈禮川(アリナレガワ)〇今の鴨緑江の水、逆に流れ、河の石昇りて星となることありとも、背て春秋の貢を欠く事なからむと申す。皇后これを許し給ひ、重寶の府庫を封し、圖籍を収めて、その手にし給へる矛を、王城の門に立てゝ、征服のしるしとなし給ふ。新羅王即ち質を納れ、金銀綾羅の類、船八十艘に載せて奉る。高麗、百濟の二國、またその勢に恐れて、自ら來り降り、永く西蕃となりて、朝貢を絶たざる事を誓ふ。因りて内官家(ウチツミヤケ)を定む。これ謂ゆる三韓なりといへり。

し。されども、此時は訓は舊の如く、ヤマトと訓めり。但し文字の訓のまゝに、またヒノモトとも云へること、萬葉集等を見て知るべし。然るに外國に對するには、ヤマト、又はヒノモトにては通せざると、音讀の簡便なるとによりて、後にはおしなべて、ニッポン、又ニホンと云ふことゝなれるなり。○たちあふ。立ち合ふにて、抗敵する心。○國の指圖、文書をとりたまひき。國のさしづといへば、國内の地圖の如く聞ゆれども、書紀に重寶の府庫(クラ)を封じ、圖籍(シルシ)の文書を收むとあれば、是に從ふべし。圖籍は戸籍なり。この圖籍、即文書にて、別に文書あるにあらず。○高麗百濟。高麗は、もと馬韓と云ひ、後に高勾麗とも云へり。即今の大韓國江原道の一部より、咸鏡、平安、黄海道の三道を總括したる地にして、古の三韓中、尤大國なり。百濟はもとの卞韓にして、今の京畿道、忠淸道、及全羅道の各一部に據有したり。○神功皇后三韓征討の事は、書紀に、仲哀天皇、神の教を信ぜず。○急(ニハカ)に橿日の宮に崩じ給ひければ、皇后息長足姫尊(オキナガタラシヒメノ)、神の祟(タヽ)りなる事を知しめして、諸臣に大秡を行はしめて、齋宮を作り、親ら神を祭りて、先に天皇に教を垂れ給ひし、神の御名を知らむと願ひ給ふ。是に於て、撞賢木嚴之御魂天疎向津媛尊(ツキサカキイツノミタマアマサカルムカツヒメ)○天照大神の一名を始め、事代主神○攝津長田神社に祀る及表筒男(ウハツヽノヲ)、中筒男、底筒男○此三神は住吉神社也の神など、あらはれ給ひき。よりてまづ吉備鴨別(キビノカモワケ)を遣して、熊襲及所々の強賊を征服せしめ、四月肥前の國松浦縣に至り、小河に釣して、新羅を征服すべき驗しを得給ひ、還りて橿日の浦に臨みて、頭を海水にそゝきて、御髮(ミグシ)を角髮(ミヅラ)に結ひ、男子の裝ひをなして、群臣に宣り給はく、軍を起すは國家の大事なり。況(マシ)て外國を征するに於てをや。上は神明の助けにより、下は群臣の忠を頼みとす。事成らば、功諸臣に在り。もし

て、すゝみてしたがひたてまつりぬ。

○たゞいりにいりくる。たゞは專一の心、ひた押しに押すなどいふ、ひたに同じ。その事がらを、強く聞かすための詞なり。入るといふ詞を重ぬるも同じ。○おぢおそり。おそりは、恐るの古言なり。土佐日記に、海賊のおそりありといへばなど見ゆ。おぢも恐るゝこと、即ち恐懼の心なり。○日本。ヤマト、またヒノモトと訓み、後に音讀する事となれり。この國號の由來は、神武天皇以來、世々畿内の大和國を、都と定め給ひしを以て、遂に全國の大號にも、ヤマトの稱を用ゐることゝなれるが、後に推古天皇十五年に、小野妹子を、隋國に遣はさるゝ時、その國書に、日出處國天子、致二書日沒處天子一と載せられ、同天皇十六年、再び妹子を隋國に遣はさるゝ時、その國書に、東天皇敬白二西皇帝一と認められたり。其心は、我邦は東方に表立して、日出の處に位するは、實にめでたき極みにて、他國に誇るに足る事なるを以て、今始めて外國へ國書を遣はさるゝに際し、舊號のヤマトを用ゐず。特に日出處、また東天皇と稱し給ひしなり。然れども、日出處といふも、東といふも、國號と爲すには雅馴ならざるが故に、改めて、日本の二字に定められたるなり。舊唐書日本傳に、以三其國在二日邊一故、以二日本一爲レ名、また新唐書日本傳に、惡二倭名一更號二日本一、使者自言、國近二日所一レ出、以爲レ名と云へるに依りて明なり。さてその日本を、國號と定められたる時代は、國號考に、孝德天皇即位、大化元年、秋七月丁卯朔丙子、高麗、百濟、新羅並遣レ使云々、巨勢德太臣詔二高麗使一曰、明神御宇日本天皇詔旨云々、又詔二百濟使一曰、明神御宇日本天皇詔旨云々と見えたる、これぞ新に日本といふ號を建て、示し給へる始なりけると云へるが如

辛丑日ぞノ下、イ本皇后の御船トアリ。國の王ノ次、杉本、此由を見て、大にたそれ、さはぎつゝニ作ル。みちなんこすノ次、イ本、世の末になりトアリ。

日本こノ下、杉本、なづく、其國の主をば天皇さ申。の國、民、皆以武く、いさめるつわものなりトアリ。マタ、奉りてノ下、かうへをかたぶけ申やうニ作ル。皇后ノ下、杉本、則其罪をゆるしトアリ。

ば、その頃は、いまだ、皇后御姙娠の事は、天皇は知し召さゞりしならんとなり●

扨十月辛丑日ぞ、新羅へわたり給へりしに、うみのなかの、さま〴〵のおほきなる魚ども、船どもの左右にそひて、おほきなるかぜふきて、すみやかにいたる。舟にしたがひて、波あらくたちて、新羅國のうちへ、たゞいりにいりくる時に、かの國の王、をぢおそりて、臣下をあつめて、「昔よりいまだかゝる事なし。うみの水、すでに國のうちにみちなんこす。運のつきをはりて、國のうみになりなんとするか」こ、なげきかなしむほどに、いくさの舟、うみにみちて、つゞみのこゑ山をうごかす。新羅の王、これを見てれもはく、これより東に神國あり。日本こいふなり。そのくにのつは物なるべし。われたちあふべからずと思て、かの王すゝみて、皇后の御舟のまへにまいりて、「いまより、ながくしたがひたてまつりて、としでこに、みつぎ物をたてまつるべし」と、申き。皇后、其國へ入たまひ、さま〴〵のたからのくらを封じ、國の指圖、文書をこりたまひき。王さま〴〵のたからを、舟八十につみてたてまつる。高麗、百濟といふ二の國、このことをきゝて、をぢおそれ

はれは、名のり出で給ふといふに同じ。〇御ぐし。髪をいふ。〇みづから。みづらの誤りなるべし。書紀に、皇后即ち分髪を結びて、髻と爲すとあり。古代の男子の髪の結び方にして、髪を左右の額ぎはに分ちわがねて、結ぶものなり。去れば、下に、男の姿をかりてとも、宣り給へり。〇此事を思ひ立つ。新羅征討の事を思ひ立ち給ふをいふ。〇なんたち。なんぢたちの畧言。〇まつらといふ河におはして云々。松浦は肥前國松浦郡にあり。書紀に、火前國松浦の縣に到りて、玉島里の、小河の側に御食を奉る、皇后針をまげて、鈎を作り、米粒を餌となし云々と見ゆ。さて紀には、先づ松浦にて年魚をつり給ひ、還りて、橿日の浦に至りまして、頭を海水にそゝぎ云々と見えて、本書と前後の差異あり。〇舟を召し、つは物を集めて。舟は崇神天皇の御世に、廣く作らしめ給ひしこと、上に見えたり。つはものは、兵士をいふ。〇いぬゐの方。西北の方をいふ。三韓は我か九州よりは、西北に當れり。〇くもかゝりて云々。海上はるかに、見渡すなれば、彼の新羅の國の山に、雲かゝりて、わづかに見ゆるなり。〇石をとりて御こしにさしはさみて。古事記に、御腹を鎭ひ給はむ爲めに、石を取らして、御裳の腰に纏して、筑紫國に渡り給ふと見ゆ。また筑紫風土記には、俗間に、姙婦の腹忽ちに動きて、立産せんとする時は、裙の腰に石を挿みて、厭ひて時を延べしむと見ゆれば、大古には、かゝる一の風俗ありしこと、見ゆ。事おはりてとは、征討の事成就して後なり、この國にしては、この日本國に於ての心。〇やはた。應神天皇を申す。後に八幡大神として祭る、故に云へり。〇此事は十月なれば云々。書紀には、九月の事と見ゆ。たゞならずとは、姙娠の事をいふ。仲哀天皇は、本年二月に崩じ給へ

たのむさてノ下、杉本、是より松浦郡玉島川に望せ給ひ、はりをかゝめて、釣はりさし、いのり云々ト云へり。みこさのりして、イ本ニヨリテ補フ。やがて國に、イ本ニヨリテ補フ。給はんさノ下、杉本、するに、胎内に、はらみ給へる八幡大菩隆、御産の内、すでにちかくまし〳〵ければ、石をトアリ。

したには、なんたちのたすけをたのむ」とて、まつらといふ河におはして、祈りての給はく、「もし西國をうべきならば、つりにかならずうををえむ」とて、つり志給しに、あゆをつりあげ給にき。その後、諸國にみことのりして、船をめし、つは物をあつめて、海を渡り給はんとて、まづ人をいだして、國のありなしを見せさせ給ふに、見えぬよしを申す。又人をつかはして、見せしめ給に、日數多くつもりて、歸り參りて、「いぬゐのかたに山あり。くもかゝりて、かすがに見え侍」と、申しかば、皇后、やがて、その國へむかひ給はんとて、石をとりて、御こしにさしはさみ給て、「事終はりてかへらむ日、このくにゝして、うみたてまつらん」と、いのりちかひ給にき。このほど、やはたをはらみたてまつらせおはしましたりしなり。仲哀天皇うせさせおはしますことは二月なり。此事は十月なれば、たゞならずおはしますとも、みかどはしらせ給はぬほどにもや侍けん。

○たゝり。神の崇(トガメ)を受けて、災を受くるをいふ。○託宣。神の御つげをいふ。○うらに出させ給ひて。浦は海邊なり。書紀によるに、筑前の橿日(カシヒ)の浦(ウラ)なり。○いすゞの宮。諸本、すゞかの宮に作る。今改む。その由欄外に云へり。即ち伊勢の五十鈴宮に坐す天照皇大神宮なり。あら

皇后いまのたまはく、イ本ニナシ。かなしき事ノ下、に思召て、いつきの宮を作りて、入せおはしまし、トイ本ニ見ユ。いすゞの宮、原本、すゞかの宮ニ作ル。杉本ニヨリテ改ム。臣下、イ本群臣。

と書けると同じ心にて、神の人に就きて、託宣し給ふをいふ。○さまぐ〳〵のたから多かる國。仲哀天皇紀に、金銀彩色、多在其國。栲衾新羅國焉。顯宗紀に、金銀蕃國、武烈紀に銀鄕など見ゆ。即ち新羅國をいふ。○新羅。シラギと訓む。斯羅、また斯盧、また新盧、新良ともかけり。古の三韓、今の朝鮮國の一部分にして、後漢書東夷傳に、韓有三種、一曰馬韓、二曰辰韓、三曰弁辰。（魏志辨韓ニ作る）と見ゆ。新羅はその辰韓の一部にして、今の江原道、及慶尙道の一部に據りて、一國を爲したるなり。○ゆき向ひ給はゞ。彼の國へ、行き向ひて、征伐する時は、直に降服せむとなり。

皇后いまのたまはく、みかど、神のをしへにしたがひ給はで、世をたもち給事久しからずなりぬ。いと悲しきことなり。いづれの神の祟りをなし給へるぞと、七日祈り給ひしかば、神託宣しての給はく、「いせの國いすゞの宮に侍神なり」と、あらはれ給しによりて、皇后、浦に出でさせ給ひて、みぐしを海にうちいれさせ給て、「此事かなふべきならば、わがかみ、わかれて二つになれ」と、の給しに、二つになりにき。すなはちみづからにゆひ給ひて、臣下にのたまはく、「いくさをおこす事は、國の大事なり。いま此事を思ひたつ、ひとへになんたちにまかす。我れ女の身にして、男のすがたをかりて、いくさをおこす、うへには神のめぐみをかうぶり、

イ本、たやすく。しかるノ下、イ本、さも天皇是を信じ給はず、此故に、神の御たゝり有て、天皇かくれ給へりき。今トアり。

かひ給はゞ、おのづからゑたがひなん」と、のたまひき。ゑかるに、その事なくてやみにき。

○神功皇后。息長足姫尊（オキナガタラシヒメ）と申す。開化天皇の曾孫、息長宿禰（オキナガノ）の御女なり。さてこの皇后は、仲哀天皇崩御の後、數十年の久き、萬機の政をとらしゝのみならず、遠く三韓を征服し給ひしが故に、後世淡海の御船が、勅を奉して御代々の諡號（オクリナ）を定めしにも、神功と追謚あり、その他の稱號、山陵等、皆正統の天子に同じ。故に朝庭の御系圖を始め、皇胤紹運錄の類、又は扶桑畧記、本書、神皇正統記など、みな御世代に數へ奉り、攝津國風土記には、天皇とさへ申せり。されども、古事記は、仲哀天皇崩御の後は、直に應神天皇の御世となし、書紀は、別に皇后の世紀を立てたれども、攝政元年として、天子親政と區別せり。故に古來御一代に數ふると、數へざるとにつき、種々の異說あり。本書は、扶桑畧記、皇年代畧記等に據りて、御一代に數へたるなり。いまその當否を論せむは、要なきに似たれど、試に云はゞ、古事記に、この皇后の世紀を立てざると、書紀に、世紀は立てつれど、天子親政と區別したると、またその御謚も、神功皇后とありて、天皇と申さゞるなどによれば、御一代に數へざるぞ宜しかるべき。○狹城楯列池上陵（サキノタテナミノイケノヘノ）。成務天皇陵と同所にありて、北は神功皇后、南は成務天皇の陵なるを、世人の混同せしことある由、續日本後紀、承和十年四月條に見えたり。○ひゐで。ひゝでの音便にて、曾孫なり。○葛木高額媛（カヅラキノタカヌカ）。新羅の人、天日矛が孫、多遲摩比多訶（タヂマヒタカ）の女。○女帝はこの時はじまりしなり。女帝といふことの非なるよしは、上に辨せるが如し。○神この皇后につき給ひて。つきとは、書紀に、神託（カミガヽリ）、古事記に、歸神（カミヨリタマヘリ）

小註、杉本、治云々年字ノ下、イ本癸丑四月十七日ニ作ル。御母ハ云々、杉本、御父氣長宿禰の女也ニ作ル。給ひきの下、杉本、御年廿二。天皇ノ下、イ本、つくしにおはせし時ニ作ル。おのづから、

及に血ぬらずして、自ら從はむ。熊襲もまた、自ら從ふべしと。天皇聞し召して、高き山に登りて、海中を見せしめ給ふに、海上廣く遙かにして、國あるを見ず。天皇神に對ひて、朕四方を望むに、海上に國なし。何(イヅレ)の神か我を詐(アザム)くと、仰して、諾(ウケヒ)き給はず。時に神また皇后に託(カヽ)りて、水天髣髴の間に、確に我見る國を、何ぞ國なしと云ひて、吾言を誹り給ふぞ。天皇我が言を信じ給はずば、その國を得給ふことなかるべし。今皇后胎みませり。その御子得給ふべしとありしが、天皇遂に信じ給はず。強ひて熊襲を撃ちて、勝たずして歸り給ふ。九年春二月癸卯朔丁未、天皇忽ち病みて、明日崩じ給ふ。時に年五十二、或は、天皇親ら熊襲を伐ちて、賊矢に中りて、崩じ給ふとも云へり。爰に於て、皇后及び、武内宿禰、天皇の喪を秘して知らしめず。武内宿禰に命じて、竊に天皇の御屍を奉じて、穴門に還り、豊浦宮に殯せしむと見ゆ。

第十五、神功皇后、六十九年崩、年百、葬二大和國狹城盾列池上陵一。

つぎのみかど神功皇后と申き。開化天皇の御ひゐで也。仲哀天皇の后にておはせしなり。御母は葛木高額姫、辛巳のとし十月二日位につき給ひき。女帝は、この御時はじまりしなり。世をたもち給事六十九年、御心ばへめでたく、御かたち世にすぐれ給へりき。はじめ仲哀天皇の御時、八年と申しに、つくしにて、神、この皇后につき給て、敎の給はく「さま〴〵のたから多かる國あり、新羅といふ。ゆきむ

九年、つくしにてうせ給にしかば、武内御骨をばとりて、京へかへり給へりしなり。

○仲哀天皇。足仲彦尊。○年五十二。本書、及愚管鈔、皇代記、皇年代略記、即位の時四十四といふ。在位九年とすれば、崩御の時五十二歳となり給ふなり。○古事記一代要記之に從ふ然れども、書紀に成務天皇四十八年、太子となり給ふ時に、三十一歳と見え、舊事記も是に同じければ、崩御の時、五十一歳に坐すが如し。帝王編年記には、七十二歳ともあり。後考を待つ。○惠我長野西陵。南河内郡藤井寺村大字岡にあり。○御母。兩道入姫。○成務天皇三十八年。上文に引ける書紀に據れば、四十八年の誤なり。○つくしにてうせ給ひにしかば云々。こゝに京といふは、穴門の豐浦宮にて、みやこは何處にても、帝の坐す處をいふ。書紀に、二年二月角鹿○今越前國敦賀に幸まして、行宮を立てゝ居ます。これを笥飯宮といふ。三月、天皇、南方の國々を巡狩せむとして、皇后及び百官を行宮に留め、二三の侍臣と共に、紀伊國に至りて、徳勒津宮に坐す。この時、熊襲叛きて朝貢せず。天皇行宮を發し、海路穴門○今長門國に幸まし、使を角鹿に遣はして、皇后に此處に會せしめ、九月、宮を穴門に興して居ます。これを穴門豐浦宮といふ○長門國豐浦郡八年正月、筑紫に幸し、橿日宮。○筑前國糟屋郡香椎に坐ます。九月群臣に詔して、熊襲を討つことを議らしめ給ふ。時に神ありて、皇后に託りて敎へ給はく、熊襲の服せざるは憂ふるに足らず。これ膂之空國○不毛の地の意なり、兵を擧げて討つに足らず。西方に寶の國あり、金銀多し。これを新羅國と云ふ。若し能く吾を祭らば、

十二世
十二代
景行天皇

十三世
日本武尊

十三世
十三代
成務天皇

十四世
十四代
仲哀天皇

小註、杉本、治云々、イ本、御年五十二、葬河内國惠我長野西陵、越前氣比明神是也ニ作ル。御母ノ下、杉本兩道入姫也ニ作ル。

御の年は、百八歲なり。さればこの御年にも違算あり。○御かたちことに勝（スグ）れ云々。本書の外に、此事見えず。○大臣。オホオミと訓む。後世の大臣と聊か異りて、臣姓（オミ）の人々を統べて、朝廷に仕へ奉る人の號にて、大連（オホムラジ）の連姓の人々を統べて、仕へ奉ると同じ。大臣（ダイジン）の官は、孝德天皇の御世、左右大臣を定められたるに始れり。但大臣の名の見ゆるは、これを初めとす。○棟梁の臣。書紀に、ムネトルマチギミとよめり。群下を統べ率ゐる臣の義にて、定りたる官名にあらず。又股肱の臣の意にもいふべし。されば下文に、つかさの名をかへ給へりしばかりなりといへるは、語弊あるを免れず。○御をひのみこぞ云々。日本武尊の御子、足仲彥尊（タラシナカツヒコノ）、即ち仲哀天皇を申す。神武天皇以來、父帝崩じて、御子位を繼ぎ給ふ、故に父子相繼ぐ世と、皇位繼承の代と異ることなし。この天皇、御子坐さず、御兄日本武尊の御子に、位をゆづり給ひしより、世と代と異ることゝなりて、神皇正統記、仲哀天皇の條に、大祖神武より第十二代景行までは、代々のまゝに繼体し給ふ。日本武尊世を早くし給ふ、この天皇を太子として、ゆづりまし〳〵より、代とかはれる始なりと云へり。

第十四、仲哀天皇、九年崩、年五十二、葬河内國惠我長野西陵

つぎのみかど仲哀天皇と申き。景行天皇の御子に、日本武尊と申し第二の御子におはします。御母は垂仁天皇の御むすめなり。成務天皇三十八年三月に、東宮に立ち給ふ。壬申のとし正月十一日に位につき給ふ、御年四十四、世をたもち給こと

六十一年ノ下、辛未六月十一日崩、御年百七、八イ暦、壹人ニ作リ。マタ狹城楯ノ下神字アリ。立給ノ下、イ本、御年三十四。

御をひの以下、イ本、仲哀天皇に、御位をばゆづらせ給へりきニ作ル。

次のみかど成務天皇と申き。景行天皇第四の御子、御母皇后八坂入彦皇子のむすめなり。景行天皇の御世五十一年八月壬子、東宮に立給、辛未のとし正月五日戊子、位につき給、御とし四十九、世をたもち給事、六十一年なり。御かたちことにすぐれ、御たけ一丈ぞおはしましける。武内この御時、三年と申しにぞ、大臣(オホオミ)になり給へりし。大臣と申す事は、これよりはじまれり。もとは棟梁の臣と申き。これもたゞ大臣おなじことなり。つかさの名をかへ給へりしばかりなり。此みかど御子おはせざりしぞくちをしくは侍し。さて御をひのみこぞ位にはつき給へりし。

○成務天皇。稚足彦尊(ワカタラシヒコノ)と申す。○年百九。紀に一百七歳、記に九十五歳、一代要記に、一百八歳と見ゆ。されど景行天皇の即位前紀に四十六年立太子の時、廿四と見ゆるを推せば、九十八歳にて、崩御し給へるが如し。蓋し景行天皇紀には、五十一年に立太子ともありて定かならず。後考をまつ。○六十一年崩。辛未の年に即位、庚午年に崩御なれば、六十年に作るべし。○狹城楯(サキノタ)列池後陵(ナミノイケジリノ)。池後の二字、書紀になし。延喜式によれるにや。今大和國生駒郡平城村大字山陵にあり。○八坂入姫命(ヤサカノイリヒメ)。八坂彦命の女。○御年四十九。辛未即位の年四十九才に座さば、庚午崩

小註、杉本、治字アリ。イ本、

樂み遊びて、警衛おろそかなり。もし狂人ありて、非望の事を謀らば、恐るべき事なりと思ひて、宮門にありて、非常を守ると申し給ひしかば、天皇叡感ありて、益寵を垂れ給ふと見えたり。〇武内云々。武内宿禰なり。タケウチノスクネと訓むべし。うまごは、孫なり、汎く子孫をさしていへり。武内は孝元天皇の皇子彦太忍信命（ヒコフトオシノマコトノ）、その子、屋主忍男武雄心命（ヤヌシオシヲタケヲコヽロノ）の子なり。〇代々のみかどの、御うしろみとして云々。うしろみは、後見の義、即ち補弼の臣をいふ。武内宿禰、この豐明（トヨノアカリ）の節會の日に、棟梁之臣（ムネトルマチギミ）となり、成務天皇三年に、大臣となり、仲哀天皇、神功皇后攝政の御世、應神天皇を經て、仁徳天皇に至るまで、前後六朝に仕へたり。但その年壽は、本書仁徳天皇條には二百八十といひ、公卿補任同帝條には、二百九十五といひ、或は二百五十五とも、二百八十二とも、三百十二とも、三百六十ともいひ、愚管抄には二百八十餘ともいひて、定かならざるが上に、薨去の處さへ明ならざるは、いと不審の事なり。なほ委しくは帝王編年記、武內傳に載せたる因幡風土記等にも見えたれば併せ見るべし。〇やはたの御かたはらに云々。八幡は、男山八幡宮をいふ。今官幣大社にして、山城國綴喜郡男山にあり。攝社高良明神は、武内宿禰を祭る。

〇近江の穴穗宮。景行紀に、五十八年春二月近江國に幸（イデ）まして、志賀に三歳まし〳〵き。是を高穴穗宮といふと見ゆ。今も滋賀郡に穴太（アナホ）村あり。〇熊野の新宮。本宮の事は、崇神天皇條に見えたり。帝王編年記には、二十年庚寅の年に作る。皇年代畧記は、本書に同じ。

第十三、成務天皇、六十一年崩、年百九、葬二大和國狹城盾列池後陵一

イ本ニヨル。太子以下心をマデ、原本、申給はく、人〳〵みな、御あそびのあひだトアり。今杉本ニ從フ。侍らんにさ、イ本、侍らんかさニ作ル。いよ〳〵ノ下、イ本、はひかんまし〳〵てトアり。孝元天皇のノ下、杉本御子彦太忍信命の孫、武雄心命の御子也ニ作ル。かたはらにノ下、イ本、高麗明神さて、マタ、いはゝれノ下、てぞおはしますめれ。マタ二月にノ下、都を近江の國志賀の郡に移されてニ作ル。

申たまひしかば、みかどいよ〳〵、ならびなく寵じ給き。武内は、孝元天皇の御うまでなり。この後代々のみかどの御うしろみとして、世に久しくおはしき。今に、やはたの御かたはらに、ちかくいはゝれてこそおはしますめれ。五十八年二月に近江穴穂ノ宮にうつりにき。熊野の新宮は、此御時にぞはじまり給へりし。

○内宴行ひ給ひしに。内宴は、公事根源正月廿一日條に、内宴とは、内々の節會なり。仁壽殿にて行はる。文人ども題を賜り、詩を作りて、やがて御前にて講ぜらる。廿一日、廿二日、廿三日の程、子の日にあたらば、其日行はれて、一二献の後、親王、公卿に若菜のあつものをたまふ云々と見ゆ。即ち内々の御宴會なり。されども、此事の定れる儀式となれるは、後世の事なれば、此時はたゞ書紀に、招(メシテ)二群卿一而(チ)、宴(トヨノアカリキコシメス)數日矣と見えたるが如くなるべし。本書に之を內宴と譯せるも、その心にて見るべし。文字にかゝはること勿れ。○御遊の時。あそびといふ詞は、すべて、樂き事して、心をなぐさむるをいへり。こゝは、御宴の席に列りて、酒のみ樂むをいふ。○心をゆるぶ。宴會の樂みにまぎれて、人々何の用心もなく、心をゆるすなり。○ひまをうかゞふ心あるもの云々。窺ふとは、その宴樂の虚をうかゞひて、如何なる大事を企つるものもあらんかとなり。門をかためて。宮門の警衛なり。此時の事、書紀に、五十一年春正月壬午朔戊子、群卿を招(メ)して、豊明(トヨノアカリ)、即ち御宴を賜はること數日なり。時に皇子稚足(ワカタラシヒコノ)彦尊と、武内宿禰と、御宴に列ならず。天皇二人を召して、その故を尋ね給ふ。二人奏さく、今御宴を賜はるによりて、人々

内宴の上、イ本に、帝字アリ。その頃、イ本ニヨリテ補フ。武内宿禰とおなじく、原本、武内こそ其座にまいり給はざりしかばトアリ。杉本ニヨリテ改ム。其故ヲ、

神宮を拜み、倭姫命に別れを告げ給ふ。　姫、草薙劍を執りて、日本武尊に授く。　是歳駿河に至り給ふ。　賊いつはり歸服して、野に麋鹿多し、遊獵し給ふべしといふ。　尊之を信じて、野に入り給ふに、火を放ちて野を燒く、　尊、草薙劍をもて、草を薙ぎ、燧を出して、向ひ燒きて免れ給ふ。　進みて、相摸を過ぎ、上總に渡らむとして、暴風にあひ、轉じて陸奥に入り、海路葦浦（アシノウラ）を廻り、横に玉浦を渡りて、蝦夷の境に至る。　賊首大に恐れて降る。　よりてその首帥を俘にして從はしめ、日高見國より、常陸を經、甲斐國に至り、酒折宮に居（ヰマ）して、宴を設け、將士を勞ひ給ひ、又吉備津彦を、越國に遣して、民情を察せしめ、尊は進みて信濃に入り、美濃に出で、吉備武彦と合し、遂に尾張國に還り坐して、尾張氏の女、宮簀媛を娶りて、暫くこゝに留り給ひしが、近江の膽吹山に、荒る神ありと聞召して、草薙の劍を、宮簀姫の家に殘し置きて、彼の山に登り、遂に毒氣に中りて疾み給ひ、再び尾張に還り、伊勢に轉じて、尾津に至り、能褒野に至るに及びて、病益甚し。　よりて、前に俘にせる蝦夷を、神宮に奉り、武彦をして、東夷征服の狀を奏さしめ、遂に能褒野に薨じ給ふ事は、詳しく、書紀、古事記等に見えたり。

五十一年と申しに、内宴行ひ給しに、その頃成務天皇は、いまだ東宮と申しに、武内宿禰とおなじく、其座にまいり給はざりしかば、みかど其の故をたづねさせ給しに、太子の給はく、「かく御遊の時は、人々みな心をゆるぶべきをりなり。その時、もし、ひまをうかゞふ心あるものも侍らんにと思ひて、門をかためてなん侍」と、

○竹生島云々。この一段は、杉本によりて補ふ。諸本になし。さて帝王編年記巻十、元正天皇養老七年條に、古老の傳を載せて曰く、近江國伊香郡與胡郷伊香小江云々、霜速比古命の男、多々美比古命、是を夷服岳神といふ。女須佐志比女命、是は夷服岳神の姉、久恵峯に在り。次に淺井比咩命、是は夷服岳神の姪、淺井岳に在り。是に夷服の岳、淺井の岳と、其長高きことを爭ひて、淺井岳一夜の程に高を増せり。夷服岳怒りて、刀を抜て淺井比賣の頭を殺て、江中に墮けるが、即がて江の島と成りき。今竹生島と名づくるは、其頭ならんかといへり。此事を誤り傳へたるにや。

○東の夷ども、帝の御ことのりを背く事ありしかば云々。景行天皇四十年夏六月、東國の夷叛く。秋七月、天皇群臣を會して、誰人を遣して、東夷を平げむかを尋ね給ふ。日本武尊、臣先に熊襲を討ちて、勞りいまだ休まず。今度は、大碓命、宜くその任に當るべしと申し給ふ。大碓命、大に慴きて、逃げて草中に隱る。日本武尊、慨然として、東夷征討の任に當らむ事を願ひ給ふ。天皇斧鉞を執りて、授けて詔り給はく、東夷、強暴にして、凌き侵すことを事となす。中にも蝦夷尤も強く、山を登ること飛禽の如く、草を行くこと走獸の如し。恩を受けては必ず忘れ、怨を見ては必ず報ゆ。汝の人となりを見るに、身體長大、容姿端正、力能く鼎を上ぐ。東夷を征服せむこと疑ひなし。形は我子なりといへども、實は神人なり。天神、朕が不明にして、且國內の平ならざるを愍み、卿をして、天業を經綸し、宗廟を絶ざらしむるなり。此天下は、即ち汝が天下なり。この位は、汝か位なり。願くば、遠く謀り、深く慮りて、恩威並び行ひて、暴夷を征服せよと、吉備ノ武彥、大伴ノ武日連をして、從ひ行かしむ。冬十月、尊、征討の道に上り、道を枉げて、伊勢

彦命、おさいのみこ大足彦命トアリ。

御子をば、東宮にたて、たてまつり給へりしなり。辛未のとし七月十一日、位につき給ふ。御とし八十四、世をたもち給事、六十年なり。

○景行天皇。　大足彦忍代別尊（オホタラシヒコオシロワケ）と申す。　先帝第三子。　○年百四十三。　書紀、舊事記、並に一百六歳に作る。然れども垂仁天皇紀三十七年條に、立て丶太子となす、時に年廿一と見ゆれば、前後矛盾せり。　本書はこの廿一年を推算して、崩年を定めたるものなり。　古事記に壹百參拾柒歳に作る。　○山邊道上陵（ヤマノベノミチノヘノ）。　今磯城郡柳本村大字澁谷に在り。　○日葉酢媛。　上に出づ。　○卅年　正月云々。　書紀に據るに、卅七年の誤なり。　○ちゝみかどふたりの御子に申給やう云々。　垂仁天皇三十年正月、天皇長子五十瓊敷命（イニシキ）、及び次子大足彦尊（オホタラシヒコ）を召し宣り給はく、汝等おの〳〵願はしからむ事を申すべしと、兄王の奏し給はく、弓矢を得む。　弟王の奏し給はく、皇位を得むと思ふ、と申し給ふ。　天皇即ち弓矢を五十瓊敷命に賜ひ、　大足彦尊に、　汝は必ず朕が位を繼げと仰せ、　三十七年春正月、　大足彦尊を立て丶皇太子と爲すと、　書紀に見えたり。　されば立太子と、　事の起りとは、年月を隔てたり。　本書に同時とするは誤れり。　○御年八十四。　愚管抄、四十四に、皇代記、六十四に、皇代記、廿四に作る。　本書は立太子の時、廿一歳といへるを推算せしこと、上に云へるが如し。

此御世十年と申し比、あふみの湖水に、竹生嶋出現せり。同四十年、東の夷ども、みかどのみことのりを背く事ありしかば、すなはち日本武尊をさしつかはして、ゐびすどもをば平げ給ひにき。

を持して、漢土に渡り侍りぬ。漢土の佛法は、是より始りけるニ作ル。

小註、杉本、治六十年崩、イ本六十年ノ下、庚午十一月七日、御年百四十、后八八、男女八十八ニ作ル。命也ノ下、杉本丹波道主王の女也トアリ。御年廿一、イ本ニヨリテ補フ。あにのみこ、イ本入

陀羅は帝の義、即ち能天帝なり。さるを因陀羅の漢譯、帝の字を取り、之に釋迦の頭字を添へて、常に帝釋といふなりとぞ。○後漢の明帝の御夢に云々。後漢書に云ふ、永平七年明帝夢に金人の丈六なるものを見る、項に日光を佩び、殿庭に飛行す。明くる朝、帝群臣に何物なるかを尋ね給へども、能く對ふるものなし。時に太子傅毅進みて申さく。臣聞く周の昭王の時、西方に聖人出づ。その名を佛と云ふと。帝乃ち中郎將蔡愔、秦景、博士王遵等十八人を遣し、西域に使して、佛道を求めしむ。同十年蔡愔等、中天竺大明氏に於て、迦葉、摩騰、竺法蘭に遇ひ、佛像と梵本の經六十萬言を得、白馬に載せて雒陽に達す。竺法蘭、沙門の服を着けて帝に謁す。同十一年雒陽城外に、白馬寺を立つ、摩騰始て四十二章經を譯し、梵本を蘭臺の石室に藏し、佛像を西陽門、及び顯節陵上に圖すと見え、昔よりこの明帝の時を以て、佛敎の支那に流傳したる始めとなせり。然れども佛祖統記には、周昭王の頃より、已に佛敎あることを知り、佛像の傳來もありと云へり。

第十二、景行天皇、六十年崩、年百四十三、葬二大和國山邊道上陵一。

次のみかど、景行天皇と申しき。垂仁天皇の第三の御子、御母皇后日葉酢媛命也。垂仁天皇の御世、卅年正月、東宮に立ち給ふ、御とし廿一、ちゝみかど、ふたりの御子に申給ふ、「おの〳〵心に何をかねむとか思ふ」とのたまふに、あにのみこは、「我れは弓矢なんほしく侍」と申給。をとゝのみこ、「われは皇位をなむねんと思ふ」と申給、この事にしたがひて、このかみの御子には、弓矢をたてまつり、おとゝの

人もなくて以下、イ本、住ずなりにしを忉利天皇ニ作ル。佛などの云々、佛の世には・いませし時にしもまさりてト、杉本ニ見ユ。めでたくノ下、イ本ニ榮え侍るとぞうけ給はるニ作ル。明帝以下、杉本、と申帝おはせしが、丈六の金人、金けつに入と御夢を、御覽じけるが、そのあくる年ニ作ル。又はじめて以下、摩騰竺法蘭とて、二人の沙門、佛沙利、佛經

大技音人は、平城天皇の曾孫、阿保親王の孫、大枝本主の男、母は中臣氏、阿保親王侍女とあるに據れば、或はこの中臣氏、阿保親王の寵を受けて、孕みたる後、本主に嫁して生れたる子、即ち音人なるが故に、後に系譜を作りし際、阿保親王に系けたるものなるべし。この事夙く、大日本史大江音人の傳にも疑ひ置けり。

八十二年、このほどぞうけたまはりし、祇園精舍は、あれはてゝ、人もなくて、九十年ばかりすぎて、忉利天皇の第二の御子をくだして、人王となして、又つくりみがゝるとうけ給はりき。佛などのおはしましゝにもまさりて、めでたくぞつくられにける。九十三年と申しにぞ、後漢の明帝の御夢に、こがねの人きたると御覽じて、そのあくるとし、天笠よりはじめて、佛法もろこしへつたはりにし。

○忉利天皇の第二の御子云々　○天皇は、普通によりて、書るものなるべれど、正くは天王と書くべし。感通記に、九十年を經て、荒人物無し。忉利天王、第二子をして、下りて人王と爲らしむ。又舊地に依りて、祇洹寺を造る。莊飾嚴好なること、佛の在時に過ぐと見えたり。詳しくは、孝靈天皇條にいへり。さて忉利天王は、忉利天の主にして、即ち帝釋なり。自ら喜見城に居て、他の三十二天を統領す。帝釋は、委しくは、釋迦提桓因陀羅（シヤカダイクワンインダラ）といふ。釋迦は、能の義、提桓は天の義、因

に詔して、殉死の不良の習ひなること、前に知る處なり。こたびの葬には、奈何すべきかと議り給ひしに、野見の宿禰、出雲國の土部一百人を召して、埴土を以て、人馬及種々の物の形を作りて、是をもて生たる人に代へて、陵墓に樹てむことを乞ふ。天皇大に喜び給ひ、立てゝ永制となし、その土物を埴輪、または立物といふ。天皇厚く野見の宿禰の功を賞し、鍛地を賜ひ、土部の職に任じ給ふ。因て本姓を改めて、土部臣と賜ふ。土部連等が、天皇の喪を主ること、この緣に由る。謂ゆる、野見宿禰は、土部連等の始祖なりと見ゆ。○この比大江と中姓は云々。土師宿禰は、續日本紀卅六に、土師宿禰古人、同き道長十五人言す。土師の先は、天穗日命より出づ。その十四世の孫、名を野見宿禰と云ふ。望み請ふ居地の名によりて、土師を改めて、菅原の姓と爲さむと、勅してこれを許す。又同書卅七に、土師宿禰安人等言す云々、望み請ふ土師の字を改めて、秋篠と爲さむと、詔して之を許す。又同書四十の卷に、詔して曰はく、云々、朕か外祖母土師宿禰、その土師氏を改めて大枝朝臣と爲す。また菅原の眞仲、土師の菅麿等、同しく大枝朝臣と爲す。また勅して、土師の宿禰の諸士等に、姓を大枝朝臣と賜ふ。その土師氏、總て四腹あり。中宮の母家は、毛受腹なり。故に毛受腹には、大枝朝臣を賜ひ、自餘の三腹は、或は秋篠朝臣に從ひ、或は菅原の朝臣に屬すと見え、また三代實錄十三に、大枝朝臣音人、大枝朝臣氏雄等、表を上りて曰く、云々、以㆓大枝㆒爲㆑姓云々、望み請ふ、稱謂を改めて、拔の字を以て、江と爲さむ云々、詔して之を許すと見ゆ。即ち菅原、大江、秋篠の三氏は、同系にして本姓土師なり。然るに大江氏系圖に、平城天皇の皇子阿保親王より出づと爲すは、頗る怪むべきことなり。案ずるに、公卿補任に、

さの給てノ下、杉本、てさゞめ給ひぬ。そのゝち野美の宿禰さ申人、土にて人かたニ作ル。これをよろこびて、杉本、聞召れすなはちトアり。

たはれるこさなれども、われ此ことを見きくに、かなしき事かぎりなし。いまよりは、この事ながくとゞむべし」さの給て、そのゝち土師の氏の人、土にて人がた、けだものゝかたなどをつくりてなむ、人のかはりに、塚にこめ侍し。おはやけ、これをよろこびて、土師(ハジ)さいふ姓をたまはせしなり。この比大江さ申姓は、その土師の氏のすゑなるべし。

○みかどの御をとうとのみこ。倭彦命を申す。○その程の世のならひ。その頃の世間の習慣にてなり。○ちかくつかうまつる人々。近侍の臣をいふ。○しぬるにしたがふ。殉死をいふ。○土師。正しくは、ハニシと訓むべし。ハニは土の古言。シは爲(シ)の意、後世の研師(トギシ)、硯師(スヾリシ)などいふ師に同じ。野見の宿禰、土器を作りて、殉死に代へたるより、賜りたる姓にて、後世常に凶禮を掌る部屬となれり。○おはやけ。朝庭。○土師といふ姓をたまはせしなり。垂仁天皇紀に、廿八年冬十月、天皇の母弟倭彦命薨ず。十一月倭彦命を、身狭桃花鳥坂(ムサノツキサカ)に葬る。是に於て、近習の臣を、生ながら、陵の周りに埋め立つるに、數日の間死なず。晝夜泣き悲みて、遂に爛れ死すれば、犬鳥の類、集り噉む。天皇此泣吟の聲を聞し召して、甚く悲み玉ひ、群卿に詔し給はく、生を愛するは人の情なり。然るに、死者に殉(シタガ)はしむるは、傷(イタ)きわざなり。古の風俗なりと雖も、今より永く止めよと見え、同じき三十二年、皇后日葉酢媛崩じて、葬り奉らむと爲しゝ時、天皇群卿

杉本、五十鈴ノ川上にあまくだらせ給ひぬ。是より先には、やまとの國笠縫のさとに、あまくだらせ給へりき。その所にいはひの宮をたてゝ、崇神天皇の御むすめ、の齋宮にそなへらる。是れ齋の宮のはじめぞ。其後又、太神、此みかどの御むすめ、倭姫命にたくせんし給ひて「神風や伊勢の國は、とこよの浪のよする國なり。こゝに住まんと」のたまはせし程に、すなはち、社をたて鎮座し給ふ。今の内宮是れにおはしますニ作ル。

よりさきに、あまくだりおはしましたりしかども、所〳〵におはしまして、伊勢に宮うつりおはしますことは、あまてる御神の御をしへにて、このとしありしなり。

○星の雨の如く云々。　神明鏡にも、十五年に、星の降事、雨の如しと見えたり。○大神宮、はじめて伊勢國に坐しまし丶なり云々。　崇神天皇御世に、神器を摸造して、宮中に留め給ひ、眞の鏡劍は、倭國笠縫邑に齋ひ祭り給ひしこと、前にも云へるが如し。　是即天照大神なり。　此天皇廿五年三月、大神を豊耜入姫命より離ちて、倭姫命に托し、鎮り座すべき土地を求めて、先づ大和美和の御諸宮、次に宇太乃阿貴宮、次に筱幡宮、次に伊賀穴穂宮、次に阿閉柘殖宮に座し、更に近江に入りて、坂田宮、次に美濃伊久良賀宮、次に伊勢桑名野代宮、次に河曲、次に鈴鹿小山宮、次に壹志藤方片樋宮、次に飯野高宮、次に多氣佐々牟迤宮、○迤ハ延ノ誤 次に玉岐波流磯宮、次に百船平度會國佐古久志呂宇治家田田上宮に座しきと、皇大神宮儀式帳に見えたり。

廿八年と申しに、みかどの御をとゝの御こゝろせ給にき。その程の、世のならひにて、ちかくつかうまつる人々を、いきながら御はかにこめられにけり。この人々ひさしくしなずして、あさ夕に、なきかなしむを、みかどきこしめして、おはせらるゝやうは、「いきたる人をもちて、しぬるにしたがへんことは、いにしへよりつ

伊勢國以下、

蹈み折きて殺す。よりて當麻蹶速が領地を奪りて、悉く野見宿禰に給ふと、見えたり。○丹波國にすみ給ひしみこ。丹波の道主王をいふ。○ときめかせ。御寵愛ありて、繁榮させ給ふなり。○かつら川わたりて云々。書紀には葛野にて、輿より墮ちて死ぬといひ、古事記には、相樂の里にて、木の枝に懸りて死なむとし、弟國に到りませる時、深き淵に入りて、失せ給ふといへり。桂川わたりて、丹波路を中に狹みて、左は今の乙訓郡、右は葛野郡なれば、本書の如くにも傳へしならむ。もとのくには、故鄕にて、即ち丹波國なり。はかなくは、死去するをいふ。さて、此事は、前に皇后狹穗姬の、兄狹穗彥と共に、燒死し給ひし時、妾死すといふとも、敢て天皇の恩は忘れじ、妾が掌りし后の宮の事は、心正しき婦人を求め給ふべし。丹波國に五人の婦人あり。並に志、貞潔なり。是れ丹波道主の女なり。內宮に納れて、后宮の數に當て給へと奏し給ひ、天皇之を聽し給ふ。かくて、この變亂定まりて後に、十五年春二月、彼の五人の姬を、內宮に召し給ふ。第一を日葉酢媛、第二を渟葉田瓊入媛、第三を眞砥野媛、第四を薊瓊入媛、第五を竹野媛といふ。八月、長女日葉酢媛を立てゝ皇后と爲し、弟の三女を妃と爲す。唯竹野媛は、容姿醜きによりて、故鄕に歸し給ふに、竹野媛、ひとり歸へる事を羞ぢて、葛野に至り、輿より墮ちて死す。故にその地を名けて、墮國といふ。今弟國といふは訛れるなりと、書紀に見えたるをいふなり。

その年の八月、ほしの雨のごとくにふりしをこそ見侍しか。あさましかりしことに侍り。廿五年と申しに、太神宮ははじめて、伊勢の國におはしましゝなり。これ

丹波國にノ下、イ本に、道主王ノ三字アり。又、これなノ下、聞召てトアり。給へりしにノ下、杉本、則皆后姫に、かしつかれ時めかせ、給へりしに、その中に、なかのト續ケタり。もさのくにへ、以下、杉本、送りやり給ひしかば、心うき事にや覺しけん、かつらの川のわたりにてニ作ル。

す。自ら死すべきのみ。譬ひ死すとも、皇恩の大なるを忘れずと、遂に、兄と共に、城中に憤死し給ひけるを云ふなり。◯ゆゝしくあさましく。いま〳〵しく、あぎれたる心。

七年と申しにぞ、すまひははじまり侍し。同十五年こ申しに、丹波國にすみたまひしみこの、御むすめ五人おはしけるを、みかど、これをみなまいらすべきよし、おほせ事ありしかば、奉り給へりしに、おの〳〵時めかせ給しに、中のおとゝのおはせし、かたち、いとみにくゝなむおはしければ、もとのくにへ、かへしつかはしゝ程に、かつら川わたりて、心うしとやおぼしけん、くるまよりおちて、やがてはかなくなり給き。あはれに侍し事なり。さてそれより、かしこを、おちくにこ申しを、此ごろは、おとくにこぞ人は申なる。

◯七年と申しにぞすまひははじまり侍し。書紀七年秋七月、左右の人奏(マチ)さく、當麻邑(タギマノ)◯倭國葛下郡に勇士あり。當麻蹶速(クヱハヤ)といふ。力強くして、角を毀(カ)き、鈎(カギ)をのぶ。常に人に語りて曰く、四方に求むとも、吾に比ぶ者あらむや。いかでか、力強き者を得て、生死を期して、力を角(クラ)べむと、いふと申す。天皇聞召して、當麻蹶速は、天下の力士なりと聞く、これに力をくらぶるものありやと、仰せられ時に、一人の侍臣進みて申さく、出雲國に勇士あり、野見宿禰(ノミノスクネ)といふ。これを召し上せて、蹶速に合せ給ふべしと、よりて宿禰を召して、相撲せしむ。宿禰、遂に蹶速が脇骨(アバラホネ)を

りともいふ。○この事たゞいまにこそ。佐穂彦の賴みし、帝を弑し奉る事を行ふは、只今よき時機なりと、思ふにつけて、さすがに、悲しくて、涙を流し給ふなり。○にしきの色のこくちなは云々。和名抄に、蚺蛇は、蛇の文、連錢錦の如くなるなり。和名仁之木倍美とあり。クチナハは、朽繩の義にて、其形の似たるより蛇の一名となれるなり。○おほきなる雨云々。書紀に、此事を記して、天皇、寤めて皇后に語りて申し給はく、朕、今日夢に、錦色の小蛇來りて、朕が頸に繞はり、また大雨、狹穂の方より降り來りて、朕が面にそゝぐと夢みたり。これ何のしるしならんと語り給ふと見えたり。さて狹穂は、大和國添上郡の地名にして、此佐保彦兄弟の、本の居住地にして、その名も、この地名によりて得たるものなれば、本書におほきなる雨、后の方より降り來てと書るは、書紀に狹穂の方より云々とあるを、誤譯せしなるべし。○后えかくしはてたまはで。隱し果すことを、ようせずしてなり。○この事后の御とがにあらずと云々。書紀に、皇后その時、狹穂彦に賴まれて、かゝる企を爲し給ひし事を、つゝまず申し給ひけるに、天皇これ汝が罪にあらずと仰せて、近國の兵を催し、八綱田を大將として、狹穂彦を、伐たしめ給ふ。その時狹穂彦、善く防ぎて、月を踰ゆれども降らず。皇后悲みて、吾后の位にありといへども、兄の王を失ひては、何の面目ありて、世に存らふべしやと、遂に王子譽津別尊を抱きて、兄の籠れる城に入り給ふ。八綱田兵を增して、城を圍むこと益急に、かつ火を放ちて、城を燒く。是に於て、皇后侍臣をして、皇子を抱かしめて、城外に出し奉り、かつ奏さしめて曰く、妾の始に、兄の城に逃れ入りしは、妾が身と、皇子の故によりて、兄の罪を赦し給ふ事あらむかと思ひてなり。今已に免るゝ事を得

開化天皇─┬沙本毘古王
　　　　　├袁邪本王
　　　　　└沙本毘賣─┐
崇神天皇──────────┴垂仁天皇

後には、弟に對して、すべての兄をいふ稱となれり。后は佐穗姫を申し、兄は佐穗彦をいふ。古事記開化天皇段に、天皇又春日建國勝戸賣が女、沙本之大闇見戸賣に娶ひて、沙本毘古王、次に袁邪本王、次に沙本毘賣命、亦の名は佐波遲比賣を生みませり。この沙本毘賣命は、伊久米天皇。○垂仁の后と爲りませりと見ゆ。されば、皇后佐穗姫は、垂仁天皇には、叔母に當りませり。○よきひまを伺ひて。よき間合を見てといふに同じ。○をふと。をひとの轉語。和名抄に夫、乎布度とあり。即男人の義にて、婦より其夫を指す詞なり。○たれをか心ざしふかく云々。兄と夫と、いづれを、深く心に入れて、恃むべきものに思ひ給ふかとなり。○后なにともおぼさで云々。后は何の心もなく、兄をこそ夫よりは、志ふかく、恃み思ふと答へ給ふなり。○我色おとろへず云々。妻として、夫の恃むべきは、わが容色の衰へざる間の事にて、年老い、容色衰へては、再び顧られずとなり。○形よくわれも〳〵と云々。世の中には、容顔人に優れて、后の位を、われ〳〵もと、競ひ望むもの多しとなり。○我位につきなば。佐穗彦は、開化天皇御子にして、皇族なれば、皇位に上らむとする志を起せるなり。○この世におはせん程は。皇后の此世に存在して、御座する間はなり。○世の中を云々。何事も心の儘に任せ奉らむとなり。○あさましく。あざれて、興を冷ます心。○のがるべきかたもなくて。かくいひ懸けられては、逃るべき道もなくて。○みかど、きさきの御ひざをまくらにして云々。書紀に、五年冬十月己卯朔、天皇來目○高市郡高に幸して、高宮に坐す時、皇后の膝を枕として、晝寢し給ふと見ゆる時の事なり。とのごもりは殿籠にて、眠り給ふには、戸を閉ぢて、殿内に籠り給ふが故に、御寢の事を、ミトノゴモリとも、オホトノゴモ

をふさはノ下、イ本、若くしで色たさろえず二作ル。

このかみの云々、イ本、このかみのさほ宮の王をも、又后をも二作ル。

は、世中を御心にまかせたてまつるべし。みかどをうしなひたてまつりたまへ」とて、つるぎをとりて、きさきにたてまつり給ひつ。后あさましく、おそろしくおぼせど、かくいひかけられなんこと、のがるべきかたもなくて、つねに御そのうちにつるぎをかくして、ひまをうかゞひ給に、あくるとしの十月に、みかど、きさきの御ひざをまくらにして、ひる御とのごもりたりしに、后、この事たゞいまにこそとおぼしゝに、おのづから涙くだりて、みかどの御かほにかゝりしかば、みかどはおどろき給て、のたまふやう、「われ今、夢に、にしきの色のこくちなは、わがくびをまつふと見たり。又おほきなる雨、后のかたよりふりきて、わがかほにそゝぐと見つ、いかなることにか」と、おほせられしに、后はかくしはてたまはで、ふるひ、をぢおそれ給て、涙にむせびて、ありのまゝの事を申給を、みかどきこしめして「この事、后の御とがにあらず」と、おほせられながら、このかみの王、又后をも、ともにうしなはせ給にき。ゆゝしく、あさましかりし事に侍き。

○后のこのかみ。このかみは、子上(コノカミ)といふことにて、子等(コドモ)の中の、首(ハジ)めの一人をいふ稱なりしが、

四年、イ本、二年ニ作リ、申しノ下、二月トアリ。マタ杉本ニハ狹穗姫を后に立給ふ、同四年、后の兄狹穗彦王、よきひま云々ニ作ル。心さし。原本やさしニ作ル。今杉本ニヨリテ改ム。

し。いま生駒郡都跡村大字尼ヶ辻といふ處にあり。○御母御間城姬。古事記に、大毘古命の女、御眞津比賣命と見え、舊事記に、御間城入姬と見ゆ。○御夢のつげありて云々。崇神天皇の四十八年正月に、此天皇、及び御兄豐城命を、御前に召して、朕、汝等二子を慈(ウツクシ)み思ふこと齊しく、何れを嗣と爲して、皇位を讓らむかに迷へり。よりて、各夢みよ、夢によりて、占ひ定めむと詔(ノリタマ)ふ。明旦、おの〳〵夢の狀を申して、豐城命は、御諸山に登り、東に向ひて、八度槍を弄し、八度刀を擊ちつと奏し、この天皇は、御諸山の頂に登りて、繩を四方に絚(ハ)へて、粟を食む雀を逐ひつと、申し給ひき。崇神天皇諭して詔(ノタマ)はく、兄の夢は東方に向へり、宜しく東國を治むべし。弟の夢は四方に臨めり、宜しく皇位を繼くべしとて、遂に皇太子と定め給ひしをいふなり。かくて、此事は四十八年正月の事なれば、本書に四月といふは、傳寫の誤なり。○御年四十三。天皇先帝の廿九年壬子に生れ給へば、壬辰の年は、正に四十一歲に當り給へり。

四年と申しに、后のこのかみ狹穗彦王、よきひまをうかゞひて、后に申給やう、「このかみと、をふとと、たれをか心ざしふかく思給と申給に、后なにともおぼさで、兄をこそは思ひましたてまつれ」と、の給ふをきゝて、この御あにの、の給はく「しからば、をふとは、我色おとろへず、さかりなる程也。世中にかたちよく、われも〳〵と、おもふ人こそおほかる事にて侍れ。我位につきなば、此世におはせん程

小註、杉本・治九十九年庚午、七月一日崩、御年百四十一、后六人、御子十三人、葬云々ニ作レリ。集覽本、第三の御子チ、第二の御子ニ、皇后チ皇大后ニ作ル。姫なり、イ本ニ、姫命、大彦命の女ニ作ル、御さし廿イ本廿一、二日、イ本三日ニ作ル。

條に、法苑珠林を引きていへり。◯沙竭羅龍王。法華經序品に、八大龍王の第三を、娑伽羅龍王(サカラリウ)といふよし見ゆ。さて娑伽羅は、此龍王の住む海の名にて、翻譯名義集卷三には、娑竭羅、或は娑伽羅、譯して醎海と云ふといへり。◯熊野の本宮。帝王編年記は、五十年に現れ給ふとせり。皇年代畧記は本書におなじ。本宮を熊野坐(クマノニイマス)神社といひ、新宮は熊野早玉神社といふ。今國幣中社にして、紀伊國東牟婁郡本宮村にあり。伊佐奈伎伊佐奈美二神を祭るといふ。なほ新宮の事は、景行天皇の條に見えたり。

第十一、垂仁天皇、九十九年崩、年百五十一、葬ニ大和國添上郡伏見東陵一、

つぎのみかど垂仁天皇と申き。崇神天皇第三の御子。御母皇太后御間城姫なり。崇神天皇四十八年四月に、御夢のつげありて、東宮にたて〳〵まつりき。御とし廿。壬辰の年正月二日位につき給、御とし四十三、世をしり給事九十九年なり。

◯垂仁天皇。活目入彦五十狹茅(イクメイリヒコイサチ)尊と申す。◯年百五十一。書紀、及び舊事記、百四十歳に、古事記、百五十三歳に、帝王編年記、百十一歳に作る。然れども垂仁紀に、崇神天皇廿九年壬子御降誕と見ゆるによりて推算すれば、百卅九歳にして、崇神紀に、四十八年立太子とある（〇垂仁紀時に二十四歳と見ゆ）文によれば、百四十三歳、また舊事記に、三十八年立太子の文によりて推算すれば、百五十三歳にして、古事記に合へり。何れか正しきか定めがたし。◯伏見東陵。書紀に、菅原伏見(スガハラノフシミ)陵、古事記に、御陵は菅原之御立野中(スガハラノミタチノヽナカ)にありと見ゆ。本書は延喜式に、菅原伏見東陵とあるによりて書けるなるべ

給へるをば、天照大神、伊勢の國五十鈴川上に天降らせ給ふ時、奉らせ給ふとぞ。同十七年、始て舟を作らせらる。是は國々より奉る御調物、かちよりもてまいれば、民も苦み、日數も程をふりて、わろき事なりとて、作り出されけるとぞと、云ひて、六十二年云々と續けたり。去れど鏡劒の御事は、神武天皇條の記事と重復するのみならず、松本、及大系本にも見えざれば取らず。また船舶を作らせ給ふことも、諸本に合せ考へて、原文に從へり。○齋宮は、はじめてたち給へりしなり。齋宮はイツキノミヤと稱し、またサイグウとも云へり。天皇即位の初、皇女、若くば女王を卜定して、皇大神宮に侍せしめ給ふを云ふ。故にその皇女、または女王を、齋內親王と稱し、畧して齋王とも稱す。而てその齋王の居住し給ふところを、齋宮と云ふ。後世その宮舍を、伊勢國多氣郡に置るゝを以て、多氣の宮とも云へり。日本書紀に、六年、是より先、天照大神、倭大國魂二神を、竝に天皇大殿の內に祭り給ふ。然れどもその神勢を畏みて、共に住み給ふこと安からず。故に天照大神を以て、豐鍬入姬命（トヨスキイリヒメノ）に託して、倭の笠縫邑に祭らしめ、仍りて磯城神籬を立つと見るは、即この時のことなり。なほ委くは、皇大神宮儀式帳、古語拾遺等に見えたり。

○國々のみつぎ物云々、諸國に舟を造らさせ給ひき。紀に、十七年秋七月丙午朔、詔し給はく、船は天下の要用なり。今海邊の民、船なきによりて、歩運（カチハコビ）に苦めり。諸國に令せて、船舶を造らしめよと。冬十月、始めて船舶を造ると見ゆ。○みつぎ物。みは御にて、つぎは續ぐといふ詞の體言となれるなり。公の用ゐ給ふものを、臣民より絶ゆることなく、續ぎ〳〵に供給するをいふ。

○かち。歩行する義より轉りて、陸路をいふ也。○天竺に惡王おはして云々。上文、孝靈天皇

百十九ヲ、百廿ニ作レリ。松本之ニ同シ。開化天皇云々御こし十九、イ本ニヨリテ補フ。マタ杉本ニ伊香色謎命ノ下大綜麻命の女也。辛亥のとし東宮に立給。御年十九ニ作ル。六十八年なり。の下、杉本ニ、三種神器の記事アリ。本註ニ云フヲ見ルベシ。こぼちける人を云々、イ本、大磐石をふらしつゝ、かのこぼちける人ニ作ル。

たまへりしなり。又國〳〵のみつぎ物、かちよりもてまゐること、たみもくるしみ、日數もふる。あしきことなりとて、諸國に舟をつくらさせたまひき。六十二年と申しころほひ。天竺に惡王おはして、祇園精舍をこぼちすて、人をころす所にせんとさだめ給しかば、四天王、沙竭羅(シヤカラ)龍王怒りをなして、こぼちける人を、おほきなる石をもちて、おしころし給けることぞうけたまはり侍き。六十五年と申しに、くまの本宮は、出おはしまししなり。凡このみかどは、御こゝろめでたく、殊に御おきてくらからずおはしましき。

○崇神天皇。　御間城入彦五十瓊殖(ミマキイリヒコイニヱノ)尊と申す。　○年百十九。　立太子の年に合へり。　イ本、松本、及書紀百二十、古事記百六十八歳に作るは非なるべし。　○山邊道上(ヤマベノミチノヘノ)陵。　古事記に、山邊道勾之(ヤマノヘノミチノマガリノ)岡上(ヲカノヘ)に在りと見ゆ。　今磯城郡柳本村大字柳本に在り。　○世をしり給事六十八年なりの下、杉本に、此御世、六年と申し巳丑年、帝の御守寶劍、内侍所と申して、神代より世々傳はらせ給へるを、あらため作り給ひぬ。　抑神代より傳り給ひて、劍三ふりおはします。　一つはあつたの社に納り給ふ。　一つはいその上ふるの社におはします寶劍なり。　又鏡三面おはします。　一は伊勢大神宮におはします。　一は日前の宮におはします。　一つは内裏にれはします。　内侍所にてぞおはしますなれ。　然を此御世におよんで、　わらたに作り給へる劍鏡をぞ、　内裏にとゞめ給へる。　偖神　代より傳らせ

此後以下杉本世の十年にあたる程さそ覺あトアリ

小註、杉本、治六十八年、崩御年百十九、葬大和國山邊道上勾山陵ニ作リ、又イ本ニ、六十八年下、辛未十二月五日ノ七字アリ。マタ、

○開化天皇。稚日本根子彦大日日尊と申す。○年百十五。古事記に、六十三歳と記す。皇年代略記に、百十一とあるに從ふべし。即先帝廿二年、十六歳にて太子に立ち給ひ、即位の年五十一歳とあれば、崩御の歳は、正しく一百十一なり。杉本松本是なり。○春日率川坂上陵。書紀に、坂上を坂本に作る。今大和國添上郡奈良市油坂地方町といふ處にあり。○鬱色謎命。孝元天皇記（○以下記といふは古事記を指す也）に、穗積臣等が祖、內色許男命の妹、內色許賣命を娶して、大毘古命、少名日子建猪心命、若倭根子日子大毘々命を生ますと見ゆ。○南天竺に龍猛菩薩云々。天竺を、東西南北中の五部に分つこと、委く西域記に見えたり。龍猛は、翻譯名義集卷一に、西域記に那伽閼剌那、此には龍猛といふ。舊譯に龍樹といふは訛なりと見ゆ。さてこの龍猛は、弘法大師の付法傳卷上に、釋迦如來掩化の後、八百年にして一大士あり、那迦閼剌那菩提薩埵といふ。南天竺に生れて、印度全土を敎化す。遂に南天竺の鐵塔中に入りて、親く金剛薩埵に灌頂を授けられ、この秘密最上曼荼羅敎を誦して、人間に流傳すと見ゆ。眞言宗七祖中の第三なり。菩薩は菩提薩埵の畧稱にして、佛果を求めて、修行する人をいふ。○六師迦王。上文、孝靈天皇條にいへり。

第十、崇神天皇、（六十八年崩、年百十九、葬二大和國山邊道上陵一）

次のみかど崇神天皇と申き。開化天皇第二の御子、御母皇太后伊香色謎命、開化天皇廿八年、東宮に立給ふ、御とし十九、甲申のとし正月十三日、位につき給ふ、御とし五十二、世をしり給事六十八年なり。六年と申しに、齋宮は、はじめてたち

百十六、三十九年云々、集覽本、此御世二十九年と申しニ作ル。

小註、杉本、治六十年癸未四月九日崩、御年百十一、葬云々、松本、崩年同之、鬱色謎命ノ下、穢積臣遠祖鬱色雄命の妹也トアリ。龍猛菩薩ノ下、杉本、と申沙門おりしが、始て眞言を弘め給ふとぞ、又ト、續ケタリ。

十九歳にて太子に立ち給へば、松本、及び皇年代畧記、異本愚管抄等に、一百十六に作るに從ふべし。○輕劒池島上陵(カルノツルギノイケノシマノヘノミサヽギ)。高市郡白橿村大字石川にあり。○細媛(クハシヒメ)。孝元天皇紀に、磯城縣主大目(シキノアガタヌシオホメ)の女也と見ゆ。○ゆゝしき大雪の降りたりしこそ云々。ゆゝしきは、忌々(イマ〱)しき義にて、非常なるといはんが如し。さて此天皇の時、夏六月大雪の降りし事は、後のものながら、神明鏡にも、此帝三十九年乙丑六月大雪降し也と見えたり。蓋し紀、記、其他の確なる書には見えず。

第九、開化天皇、六十年崩、年百十五、葬二大和國春日卒川阪上陵一

つぎのみかど開化天皇と申き。孝元天皇の第二の御子、御母皇太后宮鬱色謎命(ウチシコメノミコト)なり。孝元天皇の御世、廿二年正月に、東宮にたち給、御とし十六、癸未のとし十一月十二日に、位につき給、御年五十一、世をしり給事六十年。此御よの程こそおぼえ侍、南天竺に龍猛菩薩(リユウミヤウボサツ)と申僧いますなりと、うけたまはりし。眞言をはじめてひろめ給し事は、此菩薩なり。又祇園精舍は、ふたゝびまでやけしを、旃育迦王のつくりたまへりけるを、百年と申しに、ぬす人やきはべりにけり。いづこも〱、心うきは人の心なり。そのゝち十三年ありて、六師迦王、又つくりたまへるとうけたまはりしは、此御時、位につかせ給て、十年など申しほどこそおぼえ侍る。

小註、杉本、治五十七年、癸未七月崩、御年百十七、后三人、十七、皇子男女五人、葬云々、五人、イ本、五十七年ノ下、九月二日ニ作ル。皇后細媛也ノ下、イ本、磯城孫主大目の女也ニ作ル。崩年、松本、

造る。壯嚴云ふべからず。名けて祇陀園林須達精舍といひ、畧して祇園精舍ともいふ。かくて法苑珠林卷三十九に、祇洹寺感通記を引きて、祇陀、須達二人、この精舍を造りて後、二百年を經、都て燒け盡す。後五百年を經て、旃育迦王といふものあり。精舍の舊趾によりて、工を起すと雖、昔の十が一に及ばず。百年を經て、また賊の爲に燒き盡さる。十三年を經て、六師迦王といふものあり、重ねて造營す。これより百年の後、惡王ありて、これを壞ち、人を殺す塲と爲す。四天王、及娑竭羅龍王忿りて、大石を以て壓して毀者を殺す。後九十年を經て、ますく荒廢す。忉利天王その第二子をして、人王たらしめ、再び之を造營す。結搆の莊麗なること、佛在世の時に過ぎたり。後また百五十年を經て、魔天燒き滅すと見ゆ。さて此事、神明鏡には、天竺祇園精舍、佛滅後三百年と申に、又燃けるを、祇陀太子造、又五百年にて燃けるを、旃育迦王の造しは、此帝二十六年丙子に當る也といへり。

第八、孝元天皇、五十七年崩、年百十七、葬ニル大和國輕劒池島上陵ニ

つぎのみかど孝元天皇と申き。孝靈天皇のみこ、御母皇后細媛也。孝靈天皇の御世、卅六年丙午正月、東宮に立給、御年十九、丁亥の年正月十四日に、位につき給、御年六十、世をしらせ給事、五十七年なり。三十九年乙丑六月に、ゆゝしき、おほ雪の降りたりしこそあさましく侍しか。

○孝元天皇。大日本根子彦國牽尊と申す。先帝の第一子。○年百十七。先帝御世三十六年に、

小註、杉本ニ、治七十六年丙戌、正月ト見エ、イ本、松本、二月八日ニ作リ、マタ崩年ハ、イ本、松本ハ、百廿八ニ作リ、其下ニ、杉本、后三人、皇子一人ノ七字アリ。

姉押姫、イ本、天足彦押人命の女ニ作ル。

七十六年、大系本ニ、庚辰、次のとし、辛未トアリ。

其後又……を經ノ八字、イ本ニヨリテ補フ。

第七、孝靈天皇、七十六年崩、年百三十四、葬ニ大和國片岳馬坂陵一

つぎのみかど孝靈天皇と申き。孝安天皇第一の御子、御母皇太后姉押姫なり。孝安天皇の御世、七十六年正月に、東宮に立給、御とし廿六。ちゝみかどうせ給て、次の年正月二日ぞ、位につき給し。御とし五十三、位をたもち給事、七十六年なり。此御世とぞ覺え侍る、天竺の祇園精舍のやけてのち、旃育迦王のつくり給ふと、うけたまはり侍しは。かの須達長者が、つくりて、佛にたてまつりて、二百年と申しに、やけにけるを、祇陀太子、またもとのやうに、作り給へりける。其後、又五百年を經てやけたるを、今、旃育迦王は、つくり給とぞ聞えし。

○孝靈天皇。大日本根子彦太瓊尊（オホヤマトネコヒコフトニノ）と申す。○年百三十四。松本、並に、皇胤紹運錄、百廿八に作る。古事記、百六歳に作り、帝王編年記、愚管抄、並に百十歳に作れり。然れども、孝安天皇七十六年、廿六歳にして、皇太子となり給ひしこと、諸書異同なければ、推算して、百廿八歳とあるに從ふべし。○片岡馬坂陵（カタヲカノウマサカノ）。大和國北葛城郡王寺村大字王寺にあり。○姉押姫。姉は、孝安天皇紀に、姪押媛（ミメヒ）を立て丶皇后と爲す。また古事記に、姪忍鹿比賣命（ミメヒオシカヒメ）に娶ひて、大吉備諸進命（オホキビノモロスヽミノ）、次に大倭根子日子賦斗邇命（ヤマトネコヒコフトニノ）を生みますなどある、姪を姉に見誤れるなるべし。○祇園精舍の燒けて後云々。天竺舍衞國に、須達（スダツ）長者といふものあり。祇陀（キダ）長者といふもの丶園林を相して、僧房を

小註、杉本、治八十三年、戊子八月崩、年百十四、后三人、皇子一人、葬云々、マタ、イ本、松本、八月ノ下、五日二字アリ。天豊津媛、イ本ニ、天豊津媛命さ申、息石耳命の女也トアリ。

小註、杉本、治百二年午正月崩、御年百卅七、后三人、皇子一人、葬云々、マタ、イ本、松本、正月ノ下、九日ノ二字アリ。世襲足姫なり。イ本、さ申、瀛津世襲の妹なりニ作ル。

こと、凡そ六年なりしとぞ。委しくは史記世家に見えたり。

第五、孝昭天皇、　八十三年崩、年百十四、葬ニル大和國掖上博多山上陵ニ、

つぎのみかど孝昭天皇と申き。懿徳天皇の御子、御母皇太后宮天豊津媛也。懿徳天皇廿二年三月戊午日、東宮にたち給、御とし十八、丙寅歳正月九日、位につき給、御とし三十二、世をたもたせ給事、八十三年なり。

○孝昭天皇。観松彦香殖稲尊と申す。○年百十四。古事記、九十三歳に作る。○掖上博多山上陵。南葛城郡八ヶ村組合の内三寶村に在り。○御年三十二。歴代皇紀、三十四に作る。されど、懿徳天皇廿二年、立太子の時、御年十八とする時は、本書のかた正しかるべし。崩年にもよくあへり。○天豊津媛命、紀に、息石耳命之女也と見ゆ。

第六、孝安天皇、　百二年崩、年百卅七、葬ニル大和國玉手岳上陵ニ

つぎのみかど孝安天皇と申き。孝昭天皇の第二皇子、御母世襲足姫なり。孝昭天皇の御世、六十八年正月に、東宮にたちたまひき。御とし廿、己丑の年正月十三日辛卯、位につき給、御とし三十六、世をたもたせ給事、百二年なり。

○孝安天皇。御諱、日本足彦國押人尊と申す。○年百卅七。古事記、百二十三歳とす。○玉手岳上陵。南葛城郡掖上村大字玉手。○世襲足姫。紀に、尾張連遠祖、瀛津世襲之妹也と見ゆ。

小註、杉本、治世四年甲子九月八日崩、御年七十七、后三人、皇子四人、葬云々ニ作ル。第三の皇子、イ本、第二のニ作ル。淳名底中媛ノ下、イ本、ミ中鴫の女事代主のむまごなリニ作ル。

第四、懿德天皇、卅四年九月八日崩、年七十七、葬ニ大和國纖砂溪上陵一

つぎのみかど懿德天皇と申き。安寧天皇の第三の皇子、御母皇后淳名底中媛なり。安寧天皇の御世、十一年正月壬戌日、東宮に立給、御とし十六、辛卯年二月四日壬子、位につかせ給、世をしらせ給事、三十四年なり。卅二年と申すにぞ、孔子はうせたまひにけると、うけたまはりし。

○懿德天皇。御諱は、大日本彥耜友尊と申す。○年七十七。古事記、四十五歲に作る。○纖沙谿上陵。古事記に、御陵畝火山之眞名子谷上に在りと見ゆ。今、大和國高市郡白橿村大字池尻にあり。○第三皇子。安寧天皇紀に、是より先き、皇后二皇子を生み給へり、第一を息石耳命、第二を大日本彥耜友天皇と見ゆれば、本書の第三皇子とあるは誤れり。イ本に、第二の皇子とあるに從ふべし。○三十二年と申すにぞ孔子はうせたまひにける。三十二年は、周の敬王、四十一年に當る。孔子、名は丘、字は仲尼、其先は宋人なり。父は叔梁紇、母は顏氏、魯襄公二十二年十一月庚子を以て、孔子を魯の昌平鄕陬邑に生む。長じて周に適き、禮を老子に問ふ。既に反りて、弟子益々進む。魯に仕へて大司冦に至り、相事を攝行す。後去て四方に周遊して志を得ず。退て詩、書、禮、樂を删正し、又力を周易、春秋に用ゐる。弟子三千、身六藝に通ずるもの七十二人あり。魯の哀公十六年四月己丑卒す、年七十三、魯の城北六里泗水の南に葬る。今、孔林、若しくば聖林と稱する地是なり。弟子皆心喪を服すること、三年にして去る。唯子貢は冢上に廬する

松本十二月ノ下、六日トアリ。五十鈴依媛なりノ下、大系本、事代主神少女の也トアリ。十月、イ本十一月。

ゝ、あくる年十一月廿一日ぞ、位につき給ふ。御年廿、世をたもち給てこ、三十八年也。

○安寧天皇。御諱、師木津彦玉手看尊と申す。○年五十七。古事記、四十九歳に作る。書紀、本書に同じ。然れども安寧天皇紀に、天皇、神渟名川耳天皇廿五年を以て、立ちて皇太子となり給ふ。年廿一とあるを推せば、即位の時年廿九、崩年は六十七歳に坐すべし。然るに卅八年條に、天皇崩時年五十八と云へるは、前後矛盾せり。本書、東宮に立ち給ふ時年十一、即位の時廿といふは、崩年五十七を逆算せしなり。後考をまつ。○御陰井上陵。古事記に、御陵在㆓畝火山之美富登㆒と見ゆ。今大和國高市郡白橿村大字吉田にあり。○皇太后宮云々。皇太后は、天皇の御母なり。令義解に、天子の母、后位に登りしものを、皇太后と爲し。妃位に居りしものを皇太妃となし。夫人の位に居りしものを、皇太夫人と爲すと見ゆ。但し上古は、天皇の御寢に侍するものは、悉く后と申し、その內の尤も尊き方御一人を、大后と申し、御母は、オホミオヤと云ひしが、漢土の制を移さるゝに及びて、當代の嫡妻を皇后といひ、御母を皇太后、御祖母を大皇太后と申すに至れり。○五十鈴依姬、綏靖天皇紀に、二年春正月、五十鈴依媛を立てゝ皇后と爲す。安寧天皇紀に、母は五十鈴依姬命と曰ふ。事代主神の少女也と、見ゆれども、綏靖天皇紀、一書に、磯城縣主の女、川派媛と云ひ、古事記綏靖天皇段に、師木縣主の祖、河俣毘賣を娶して、生みませる御子、師木津日子玉手見命と見ゆ。何れか宜しきや、後考を待つ。

小註、杉本に、治卅八年庚寅十二月丁亥日崩、御年五十七、后一人、皇子一人、明年葬云々ニ作ル。

二の矢にて背を射て殺し給へり。よりて、神八井耳命、大に耻ぢて、吾兄なりといへども、心弱くして、彼を射る事能はず。御身は、能く、彼の元惡を射殺し給へり、速に皇位につき給ふべし。吾は御身を輔翼(タス)けて、神祇に仕へ奉らむと仰せられしことと見えたり。〇かたみに位をゆづりて云々。七十六年丙子の歲三月、神武天皇崩じ給ひ、庚辰の年正月、綏靖天皇即位し給へば、この間に三年餘の空位あるが如し。然れども、神渟名川耳尊は、巳に先帝の四十二年に、皇太子に立ち給へば、皇位を嗣ぎ給ふべきは、いふ迄もなきことにして、今更らに神八井耳命の讓りを受け給ふべきにあらず。然るに、書紀にも、本書に云へるが如く、神八井耳命の讓りを受けて、始めて皇位に即き給ひしが如く云ふは、前後矛盾の嫌なきにあらず。これ古事記傳などにも、疑ひ置れたる處なり。今按ずるに、この空位は、この天皇の先帝の喪に服し、殊に葬事に心を留め給ひしより、その事の終るまで、位に即き給はざりしものにあらじか。さ思はるゝ由は、書紀に、神渟名川耳尊、孝性純(モツハラ)にして深し、悲慕(シノブ)ること已むことなし。特に心を喪葬(ミハフリ)の事に留め玉ふ、其庶兄手研耳命、行年(トシ)已に長(タケ)て、久く朝機(ミカドノマツリゴト)を歷玉へり。故に亦事を委ねて親(ミヅカラ)せしむと見ゆるは、誠に、この空位の間の事なるべしと、思はるればなり。

第三、安寧天皇、　卅八年十二月崩、年五十七、明年八月、葬ニル大和國御陰井上陵ニ、

つぎのみかど、安寧天皇と申き。綏靖天皇の御子、御母皇太后宮五十鈴依媛なり。

綏靖天皇の御世、廿五年正月戊子日、東宮にたち給、御年十一、ちゝみかどうせ給

いころし給つ、イ本、手研耳命を云々ニ作ル。

よさせ以下、イ本、過給はりしが、終に兄の御すゝめに隨ひ給ひて、此帝、位に付給ひし也ニ作ル。

マタ、よさせハ、大系本ニ、世チニ作ル。

○この弟の御子云々。　弟の御子は、神渟名川耳尊にて、即ち綏靖天皇なり。　下にみかどといふもおなじ。　○みかどいまひとりの御あにのみこと。　いま一人の御兄は、神八井耳命をいふ。　○おんはて。　諒闇の終るをいふ。

みかどその弓をとりて、いころし給つ。　このはいずなりぬるあにのみこの、の給やう、われあになりといへども、心よわくして、其身たへず。なんぢはあしきこゝろもちたるあにを、すでにうしなへり。すみやかに、位につき給べしと、申給しに、かたみに、位をゆづりて、たれもつき給はで、よとせすでし給へりしかども、つひに、このみかど、あにの御すゝめにて、位につき給へりしなり。

○えいずなりぬる。　射ることを、能うせずに終りたる、といふことにて、えは得なり。是は神八井耳命をいふ。　○の給。　宣り給ふの畧なり。　仰せらるゝといふに同じ。　さて、書紀、綏靖天皇段に、天皇、孝心深く坐すが故に、深く先帝の崩御を哀みて、専ら御心を葬事に留め給ひしが故に、庶兄手研耳命をして、萬機の政を執らしむ。　然に手研耳命、二弟を害して、自立せむとす。　仍りて天皇、先帝の山陵の事畢りて、御兄の神八井耳命と謀りて、手研耳命の、片岳大窨(カタヲカノオホムロヤ)の中に臥せるを、射殺さむとし給ふ。　然るに、神八井耳命、其時に臨みて、手足れのゝき震ひて、矢を放つこと能はず。　よりて、天皇、神八井耳命の持てる弓矢を執りて、射給ふに、一の矢にて、胷を射、

五十鈴姫。古事記に伊須氣余理比賣と見ゆ。神武天皇紀に、庚申年秋八月癸丑朔戊辰、天皇當に正妃を立てんとす。改めて廣く華冑を求む。時に人有て奏して曰はく、事代主神、三島溝摑耳神の女玉櫛媛にみあひまして、生める兒、號を媛蹈鞴五十鈴媛命と云ふ。是れ國色の秀たる者なりと、天皇大に悅びたまふ。九月壬午朔巳巳、媛蹈鞴五十鈴媛命を納れて、正妃と爲し玉ふ。辛酉年春正月庚辰朔、天皇帝位に橿原宮に即き玉ふ。是歳を天皇元年と爲す。正妃を尊て、皇后と爲す。皇子神八井耳命、神渟名川耳尊を生むと見ゆ。○神武天皇御世云々、東宮に立ち給ふ。書紀に、四十有二年正月壬子朔甲寅、皇子神渟名川耳尊を立て丶、皇太子と爲し玉ふと見ゆ。○諒闇。亮陰とも書けり。尙書註疏に、王宅レ憂亮陰三祀、傳に二陰默也、居レ憂信默、三年不レ言、また、塵添壒嚢抄に、國主の崩に限て、諒闇とも諒陰とも云也。諒陰をば、まことにもだすと讀也。諒に陰とは、天子は日々に萬民の訴を斷給ふべきを、一向に默して聞食ざる故也と見えたる如く、諒闇は、天皇喪服中の特に重きものにして、其父母の爲に行はせ玉ふ大禮をいふ。後世或は皇祖父の爲に行ひ、或は御養父、御准母、皇兄、皇弟等の爲に行ひ、或は又後一條天皇の如きは、外祖父藤原道長公の爲に行はせ玉はんとせしことさへありけれど、要するに、其父母に對する禮を以て、之を過し玉ふ也。さて其期限は、一朞十三月を以てすれども、萬機の暇なきにより、後には日を以て月に易へ、十三日を以て、その日限とし、その餘の月日は、心喪を服して、一朞の後に、大祓を行ふ。是を諒闇の終とす。○世の政を、御あにのみこに申つけ給へりしを。諒闇の間は、天皇、万機の政を視給はざるが故に、庶兄手研耳命をして、代りて天下の政治を執り行はしめ給ひしにとなり。

小註、三年王崩云々。イ本ハ五事女也

原本、ニ作。ニヨ。のみ手研ル。

まはず、イ本、まはざばニ作

第二、綏靖天皇、卅三年五月崩、年八十四、十月葬ニ大和國桃花鳥田岳陵ー

つぎのみかど綏靖天皇と申き。神武天皇の第三の御子也。御母事代主神の御むすめ五十鈴姫なり。神武天皇の御世、四十二年正月甲寅日、東宮に立給、御年十九、庚辰のとし正月八日己卯日位につき給、御年五十二、世をたもち給事、卅三年。ちゝみかどうせ給て、諒闇の程、世の政を御あにのみことに申つけたまへりしを、この御あにのみこの、おとゝたちを、うしなひたてまつらむと、はかり給へりしを、このおとゝのみこと、心ゑ給て、御はてなどすぎて、みかど、いまひとりの御あにのみことと、御心をあはせて、かのあにのみことを、いさせたてまつらせ給に、このあにのみこと、てをわなゝかして、えいたまはずなりぬ。

○綏靖天皇。 御諱、神渟名川耳尊と申す。 ○年八十四。 古事記、四十五に作る。 ○桃花鳥田岳陵。大和國高市郡白橿村大字四條にあり。 桃花鳥は、形、鷺に似たる鳥にて、つきとも又ときともいふ。 此物に由ありて負へる地名なるべし。 ○第三の御子。 書紀同じ。 古事記に、同母兄日子八井耳命、神八井耳命二柱あり。 また庶兄に、多藝志美々命、岐須美々尊の二柱見ゆれば、天皇は第五子に當ります。 但し書紀及び本書は、皇后の生ませる御子達のみを數へしにもあるべし。 ○

に、摸造せられたる神鏡を祭りて、內侍所と云ふものとは、異なり。〇あきつしまとつけられしことは、この御時なり。神武天皇紀、三十一年の條に、天皇國內を巡幸して、大和の掖上(ワキノカミ)嗛間(ホホマ)丘に上りて、四方を望み、蜻蛉(アキツ)のとなめせるが如しと仰せられしより、始て秋津洲(アキツシマ)の号ありと見ゆ。〇事はるかにして。是等の事がら、遙に上代の事なれば、詳に申し盡し難しとなり。

〇釋迦佛涅槃に入り給ひて後云々。釋迦は、支那に能仁と譯す。印度四姓の一にして、刹帝利(セツテイリ)の姓なり。中印度迦毘羅衞(カピラエ)國淨飯(ジヤウボン)王の太子にして、幼名を悉多(シツタ)といふ。周の昭王二十四年に生れ、夙に世間生死の苦を厭ひ、十九歲にして、王城を出て、檀特山(ダントクセン)に入り、阿羅々(アララ)、迦羅々(カララ)の二仙に從うて、道を修す。三十歲にして、佛道を成就し、釋迦牟尼佛と稱す。爾後五十年間、說法濟度の爲に力を盡し、八十歲にして入滅す。周の穆王五十三年に當るとぞ〇釋迦の出家、及び成道の年齡、他に二說あり。一は廿五歲出家、成道三十歲、一は廿九歲出家、三十五歲成道と爲す。今因果經、本起經、智度論等の說に據る。涅槃は、飜譯名義集に、秦に無爲といひ、また滅度と名くといへり。一切の煩惱を滅し、生死の海を度る義なり。されば、是れ悟りの名にして、死ぬることの名にはあらされども、悟りたる人の身体の滅するに就て、涅槃に入るといふなり。〇二百九十年にあたり侍し。彼の穆王の五十三年より數ふる時は、神武天皇即位の歲は、恰も二百九十年にあたれり。然れば我邦にてこそ、この時代は、非常に遠く隔りたる世の如く思へども、彼の天竺に比ぶる時は、釋迦佛の入滅し給ひてより、二百九十年後に當る時なれば、漸く末の世たることを免れずとの意なり。但新撰年表によりて推算する時は、神武天皇の即位元年辛酉は、周の惠王十七年に當れば、穆王の五十三年より數へて、二百八十九年となりて、本書とは一年の差あり。

と爲し、別に摸造の神器を作りて、眞物は大和國笠縫邑に祭り給ひしが、後に伊勢の國五十鈴の川上に移し祀り給ひ、後また、寶鏡は皇大神宮の祈魂代（ミタマシロ）、寶劒は熱田神宮の神魂代となり、神璽と摸造の鏡、劒とを以て、護身の寶器となし給へり。○いそのかみふるの社にます。此社は、大和國山邊郡布留村に在り。素戔嗚尊の八岐大蛇を斬り給ひし天羽々斬（アメノハハキリ）の劒とも、又神武天皇東征の日、武甕雷（タケミカヅチ）命の奉り給ひし韴靈（フツノミタマ）の劒を祀るともいへり。○また鏡三あり、一は日前（ヒノクマ）におはします。日前神宮は、又日前國懸（ヒノクマクニカカス）神宮ともいふ。紀伊國名草郡宮村に在り。古語拾遺に、彼の天岩屋戸にて、伊斯許里度賣命、御鏡を鑄たまひしに、初に、造り給ひしもの、少しく意に合ひ給はず。これ紀伊國日前神なりと云へり。但この鏡三あり云々の説は、釋日本紀卷七に、大倭本紀の一書を引きて、天皇（神武）の始めて天降り給ひし時、共に護齋の鏡三面、子鈴一合を副へ給ふ。註に、一鏡は天照大神の御靈にして、天懸大神と名く。一鏡は、天照大神の前の御靈にして、國懸大神と名く。今紀伊國名草宮に、崇め敬ひて拜祭する太神なり。一鏡及び子鈴は、天皇の御食津神（ミケツカミ）にして、朝夕の御食、夜の護り、日の護りに、齋き奉る太神なり。今卷向穴師（マキムクノアナシ）社の宮に坐して、拜祭する太神なりと見え、明文抄、また扶桑畧記にも、同くこれを引き用ゐたる古傳說によりて、書けるものなり。

○內侍所にこそおはしますめれ。內侍所とは、後世、宮中に齋き祭る神鏡を、內侍をして、守護せしめ給ひしより起れる名にして、その威靈の畏むべきより、恐所（カシコドコロ）、また賢所とも云へり。さて、こゝに云ふ內侍所は、上に引く大倭本紀に、一鏡及び子鈴は、天皇の御食津神にして、朝夕の御食、夜の護り、日の護りに齋き奉る太神なりとある御鏡をさして云へるが如し。されば後に崇神天皇の御代

に、東宮は齊の太子なり。正義に、太子、東宮に居る。因りて東宮を以て、太子を表すと云へるによりて、皇太子を東宮と稱する由來を知るべし。○御年五十二。歴代皇記同じ。天皇御生年、及びこの御年も、崩年百廿七歳より逆算するに、皆合へり。

神代よりつたはりて、劒三あり。一はいそのかみふるの社にます。一はあつたのやしろにます。一は内裏にます。またかゞみ三あり。一は太神宮におはします。一は日前におはします。一は内裏におはします。内侍所にこそおはしますめれ。この日本をあきつしまとせられしことは、この御時なり。事はるかにして、こまかに申がたし。位につかせおはしましゝとしぞ、釋迦佛、涅槃にいり給てのち、二百九十年にあたり侍りし。されば、世あがりたりと思へども、佛の在世にだにもあたらざりければ、やうやう、世のすゑにてこそは侍なれ。

○神代よりつたはりて劒三あり云々。三種の神器の内、寶劒は素戔嗚尊、八岐の大蛇を斬りて得給ひ、天照大神に奉り給ひしものにて、天村雲劒、又草薙劒といふ。寶鏡、神璽は、天照大神、天石屋戸に隱り坐しゝ時、伊斯許理度賣命、玉祖命の造り給ひしものなり。かくて皇孫彦火瓊々杵尊、この國土に天降り給ふ時、天照大神、この三種の神器を授けて、天位の神璽と爲し給ひ、代々相傳へて、崇神天皇に至りし時、神璽と共にゝ殿を同ふし、牀を共にするは、神威を瀆す恐れあり

小註、杉本ニ、治七十六年丙辰三月甲辰日崩云々ニ作ル。御母は云々、杉本ニ、御母は玉依姫さ申海神の女なりニ作ル。

○神武天皇。　御諱、神倭伊波禮毘古尊（カムヤマトイハレビコノ）と申す。○七十六年三月甲辰日崩云々。　日本書紀、神武天皇條に、七十有六年春三月甲午朔甲辰、天皇橿原宮に崩じ玉ふ。　時に年一百二十七歲、明年秋九月乙卯朔丙寅、畝傍山東北陵（ウネビヤマノウシトラノ）に葬ると云へり。　甲辰は十一日に當り、丙寅は十二日に當る。但し古事記には、崩年百三十七歲と見ゆ、御陵は、大和國高市郡白橿村大字洞に在り。○玉依姫。　彥火々出見尊の妃、豐玉姫の御妹にして、五瀨命、稻飯命、三毛入野命、神日本磐余彥尊（即神武天皇）四柱の皇子達を生みませり。○まことの母は海に入りまして云々。　豐玉姫の鸕鷀草葺不合尊（ウカヤフキアヘズ）を生み給ふ時、その夫彥火々出見尊に、產屋を見給ふことなかれと、申し給ひしに、夫の尊、聞し召さずして、竊に窺ひ見給へり。　よりて、豐玉姫、皇子を抱きて、海中に入り給ひしが、後に、天孫の御子、久しく海中に置き奉るべからずとて、妹玉依姫をして、抱きて送り奉り、御養育申させ給へりといふこと、書紀の一書に見えたり。　扶桑畧記にも、一云、生母早入レ海、玉依姫者養母云々といへり。然れど、是は鸕鷀草葺不合尊の時の事と知るべし。○その世に侍りしかども云々。　序文に、神代より、この葛城、吉野山などをすみかとして、時々は形を隱して、都のありさまも、諸國に至るまで、見聞きて侍りきといへるを受けて、彼の仙人、この神武天皇の生れ給ひし時には、親しく此の世にありて、見聞したる事なれども、左まで委しき事は知らずと云へるなり。○庚午の年生れ給ふ。　歷代皇記同じ。　愚管抄、皇年代畧記に、正月庚申朔生に作る。○東宮。　繼體天皇紀に、ヒツギノミヤと訓めり。　またヒツギノミコともいふ。　即ち天日嗣（アマツヒツギ）の御位を、嗣ぎ給ふべき御子といふ義にて、皇太子といふに同じ。　毛詩註疏に、齊侯之子、衛侯之妻、東宮之妹云々と云ひ、傳

天皇御名ノ上ニ、御世代ノ數ヲ掲ケタル流布本、及松本ニハ、小字モテ、第一第二ト記シ、活字本ニハ、神武天皇ノ條ニノミ、一第一代トアリ、餘テ第字ヲ省キハ、一何代トアルヲ、屋代氏校本、即杉本ニハ改メテ一字ト、代字トヲ省キテ、第一第二ト次第シ、大系本ハ、一何代ト次第シタリ。今流布本、松本、及杉本ノ校正ニ從フ。

出見尊、鵜葺草葺不合尊の五神を申す。　この御名義は、御母、海神豐玉彦の女、豐玉姫尊の、この尊を生み給はむと爲し丶時に、鵜の羽を以て、産屋をふき給ひしに、未だ葺き終らざる内に、生れ給ひしより、負はせ給へるなり。かくて、あはせずを約むる時は、あへずとなる故、常にはうがやふきあへずの尊とも申せり。○言にあらはし申さむにつけて云々。　神代の神々の御上は、口にあげて申さむも、かしこしとなり。○千五百二十二年。　千五百十年の誤なり。　十二子を一回數へ損ねたるにやと思はる。○帝五十四代。　本書帝王の御世代は、十五代に神功皇后を加へ、二十四代に飯豐天皇を加へたれば、神武天皇より仁明天皇まで、五十五代なり。

第一、　神武天皇、　七十六年三月甲辰日崩、年百廿七、九月丙寅日、葬大和國畝火山東北陵、

神武天皇と申しみかどは、うのかやふきあはせずのみことの第四の御子なり。御母は、海神の女、玉依姫也。又まことこの御母は、うみにいり給て、玉依姫は、やしなひたてまつりたまへりけるとも申き。その世に侍りしかども、こまかにしり侍らざりき。このみかど、ちゝのみかどの御世、庚午のとしむまれたまふ。甲申歲、東宮に立給。御年十五、辛酉の年正月一日位につき給。御年五十二、さて世をたもち給事七十六年。

嘉祥、イ本ニ文德トアト。

事も昔に及ばずと思ふは、その世の實地を知らぬ人の思ふ事にて、實際は、古も今も、善惡ともに交るとなり。

かの嘉祥三年より、さきの事を、おろ〳〵申すべし。まづ、神の世七代、そのゝち伊勢大神宮の御世より、うのかやふきあはせずのみことまで、五代、あはせて十二代のことは、こと葉にあらはし申さむにつけて、はゞかりおほく侍べし。神武天皇より、申侍るべきなり。そのみかど、くらゐにつき給ひし辛酉のとしより、嘉祥三年庚午のとしまで、千五百二十二年にや成りぬらむ。その程、みかど五十四代ぞ、おはしましけむ。まづ神武天皇よりこて、いひつゞけ侍し。

○嘉祥三年云々。仁明天皇崩御の年號にして、即ち文德天皇の即位元年なり。大鏡は、文德天皇より書き始めたり。故に、本書は、その先帝の末年までの事實を記載すとなり。○神の世七代。古事記卷上に、天地の初め云々、次に成りませる神の名、國之常立神、次に豐雲野神、次に宇比地邇神、次に妹須比智邇神、次に角杙神、次に妹活杙神、次に意富斗能地神、次に妹大斗能辨神、次に淤母陀流神、次に妹阿夜訶志古泥神、次に伊邪那岐神、次に伊邪那美神、是を神世七世と稱す。上の二柱は、獨神おの〳〵一代と云ひ、次に双びます十柱は、二神を合せて、一代といふと云へり。○うのかやふきあはせずのみことまで五代。天照大神、天忍穗耳尊、彦火瓊々杵尊、彦火々

あらぬ世になるにやなど、云々。されば、今の世とても、あるまじく、不都合なる世になり行くにやなど、貶しめ思ふ可らずとなり。あざむくとは、淺はかなりと、賤しむ意をいふ。

萬壽のころほひ、世繼と申し、さかしきおきな侍き、文德天皇より、のちつかたのことは、くらからず申おきたるよし、うけたまはる。そのさきは、いときゝみゝさほければとて、申さゞりけれども、世の中をきはめしらぬは、かたおもむきに、いまの世をそしる心の出くるも、かつはつみにも侍らむ。めのまへの事を、むかしににずとは、世をしらぬ人の、申こさなるべし。

○萬壽。後一條天皇御宇の年號。○世繼と申しゝさかしきおきなの云々。本書、及び增鏡と共に、三鏡と稱する大鏡は、世繼と稱する翁の萬壽二年五月某の日に、雲林院の菩提講に來會ひて、文德天皇の即位元年、即ち嘉祥三年庚午歳より、後一條天皇の萬壽二年乙丑歳まで、百七十六年間の昔がたりを爲したるを、若き侍の書記せるものと爲せり。故にかく云ふなり。○さかしき。賢き。○暗からず、明なる心。○聞き耳とほければとて。その事を聞きても、餘り時代の隔りたる爲に、耳遠くして、會得し難しとして、彼の大鏡には漏らしたりとなり。○世の中を極め知らざれば云々。世上の出來事は、古今にわたりて、極め知らざれば、一方に片よりて、遂には今の世を譏り、昔をのみ慕ふ心の出づるものなりとなり。○目の前の事を云々。目前の事は、何

千づゝの佛出現し給ふ。是を三千佛といふ。今十五の滅刧に出る九百九十四佛に、上に云ふ拘留孫佛より以下の四佛を加へ、是に第廿の増刧に出る、樓至佛と彌勒佛とを加へて、現在住刧の一千佛となるなり。○世に從ひて、人の命も果報も云々。果報は、因に對して果と云ひ、縁に對して報と云ふ。譬ば農夫の米麥を作るに、その種子は因なり。雨露下りて潤すは縁なり。米麥成熟して實を得るは、因に對して果と云ひ、縁に對して報と云ふが如く、人物の過去の業因に對して、現世に現はるゝものは果と云ひ、又その業因によりて、現世に報ゆるものを報と云ふ。已に云へるが如く、刧に依りて、人の壽命に長短あり、また、住刧、壞刧によりて、人の受くる果報異るが如く、その世々に付きて、善惡あるものなれば、強ちに古を慕ひ、今を誹るべきにあらずとなり。○大かたはさることにて。大かたの道理は、然あるべきことにてなり。○世わかりては、事さだまらず。この日本國も、上世のありさまは、一定の敎へもなかりしが故に、人々迷ひを執りて、定まる處を知らず。○却りてこの頃に、おひにたる事も侍りき。されば却りて、この近頃の世の、人々迷ひを執りて、定まる處なきに似たるありさまもありきとなり。○佛法わたり、因果わきまへなどして云々、その後、佛法渡り來て、因果應報の理を悟りてより、人心の向ふ處も、おひ／＼定まりしに。○なごりの、又末になりて云々。なごりは、物事の過ぎ去りたる後に、殘る面影を云ふ。彼の佛敎の理を悟りて、人心漸く定りたる世の面影も、再び末になりて、佛法も失せ果て、世間の有さまも惡くなりて、又元の佛法の無りし時代へ返る譯なれば。○よしあしを定むべからず。此の如く、一往一反して、不定の世の中なれば、何れを善とも、何れを惡とも定むべからず。○ひとへに、

給しなり。釋迦のいで給しは、人の命百歳の時なれば、第九刧のむげにすゑになりたるにこそ。第十の減刧のはじめに、彌勒はいで給はんずるなり。第十五の減刧に、九百九十四佛いで給べし。かくのごとく、世にしたがひて、人の命も、果報もなりまかるなり。大かたはさることにて、この日本國にとりても、又中々世あがりては、事さだまらず。かへりてこのごろに、あひにたる事も侍き。佛法わたり、因果わきまへなどしてより、やう〱、しづまりまかりしなごりの、又すゑになりて、佛法もうせ、世のありさまも、わろくなりまかるにこそあるべきことわりなれば、よしあしをさだむべからず。ひとへにあらぬ世になるにやなど、あざむきれもふべからず。

○この住刧。現今の住刧を云ふ。賢刧ともいふ。○はじめ八刧。現在の住刧に、廿の中刧あり、その第八の刧なり。○七佛。過去の七佛なり。第一に毘婆尸佛、第二に尸棄佛、第三に毘舍浮佛、第四に拘留孫佛、第五に拘那含牟尼佛、第六に迦葉佛、第七に釋迦無尼佛なり。但第一以下第三迄は、過去の莊嚴刧の佛にして、第四より第七釋迦無尼佛までを、現在住刧の佛とす。詳しくは、佛祖統紀第三十、法苑珠林第八等に見えたり。○九百九十四佛。過去、現在、未來の三刧に、各一

を七遍重ね已りて、更に七火の後に、一風災ありとの意にて、此の水風火の三災を、一周する數より云へば、六十四の大刧を經ることゝなるなり。

この住刧ご申つるに、佛は世にいで給なり。そのなかに、人の命まさりざまになるをりは、たのしみおごれる心のみありて、をしへにかなふまじければ、出給はず。命やう〳〵おちつかたに、物のあはれをしり、をしへごとにもかなひぬべき程を、みはからひ給て、出給なり。

○この住刧。住刧に現今の住刧と、過去の住刧とあり。この一段は、過去の住刧にして、莊嚴刧とも云ふ。故にこの住刧に出でたる佛も、過去の佛にして、次の一段に、現在の住刧、及び佛を云へり。○まさりざま。增る方に進むをいふ。即ち前に云へる住刧の内の增刧なり。○おちつかた。降り減ずる方なり。即ち減刧を云ふ。○物のあはれを知り云々。物事の無常なることを知り初むる也。さて此一節は、倶舍論十二に、この洲の人壽は、八萬歲より漸く減じて、壽極百年に至る。この中間に諸佛出現す。何によりて增刧に、佛の出ることなきかと云ふに、有情の樂み增行く時は、厭ふことを敎へ難きが故なり。何に緣りて、百を減じて佛の出ることなきか、五濁極めて增す時は、化す可きこと難きが故なりと、云へるに據りて書けり。

この住刧にとりては、はじめ八刧には、佛いで給はず。第九の減刧に、七佛のいで

又はじまり／＼して、杉本ニ、はじまりてはをはりニ作ル。

へり。

次に空刧と申て、又廿の中刧のほどを、世の中に何もなくて、大そらのごとくにてすぐるなり。むなしければ空刧とは申なり。この成、住、壞、空の四刧を、ふるほどは、八十の中刧をすぐしつるぞかし。これを一の大刧とは申すなり。かくてをはりては。又はじまり／＼して、いつをかぎりといふことなし。かくのごとくして、水、火、風災などあるべし。ことながければ申さず。

○空刧。倶舎論十二に、この世間、災に壞られ已みて、二十の中刧、たゞ虚空ありと見ゆ。○成住、壞、空の四刧を經るほどは云々。同論に云ふ、成、住、壞、空の四刧、おの／＼二十の中刧あれば、積て八十中刧となる。これを大刧の量と爲すと云へり。即ち一千二百八十萬歳なり。○いつを限りと云ふことなし。以上の四刧、代り／＼に來りて際限なきを云ふ。○水、風、火災などあるべし。此三災は、必ず一大刧の末、即ち壞刧の時に起る大災なり。同論に云ふ、三災は、何に次第するか、先づ無間に七火災を起し、その次は定て一水災起るべし。この後、無間に、復た七火災あり。七火災を度りて還た一水災あり。是の如くして、七水災を滿たし、また七火災あり。後に風災起る。是の如く總じて、八七の火災、一七の水災、一の風災起ることありと見ゆ、即ち初に火災を以て、七大刧を續け、次に一度の水災あり、即ち第八大刧なり。次に此の如き七火一水

も風輪とて、風吹はりたる所のうへより、梵天まで、山川もなにもかもなく、燒けうせぬ。かくやぶれぬれば、壞刧とは申すなり。

○壞刧。倶舍論十二に、壞刧と云ふは、地獄の有情より、外器の都てに至るまで破壞するを云ふ。壞に二種あり。一は有情の壞、一は外器の壞と云へり。○有情。衆生の義にして、衆緣和合して、この世間に生れたる人畜草木をいふ。○然るべくして天上へ生るゝなり。人界の人、おの〳〵、初禪天の禪定を得て、初禪天に生るゝを云ふ。○業。佛敎にては、一切の作業を、身業、口業、意業の三業に分ち、之を總稱して業といふ。さて五戒を守り、十善を勤むるは善業なり。五逆十惡を爲すは惡業なり。その業の善惡によりて、善報惡報あり。○こと三千界云々。倶舍論十二に、諸の地獄に、定て業を受る者有るときは、業力引て、他方の獄中に置くとある意なり。三千界は詳しくは三千大世界と云ふ。一小世界を千合せたるものを、小千世界と云ひ、小千世界を千合せたるものを中千世界と云ひ、中千世界を千合せたるものを大千世界と云ふ。地獄の衆生の中に、罪業未だ盡きざるものは、暫く他方の三千界の地獄に移すなり。○第二十の刧に火いで來て。倶舍論十二に云ふ、第二十刧に至りて、七の日輪、同時に出現し、諸海乾渴し、衆山洞然たり。風猛焰を吹きて、上天宮、乃至、梵宮を燒く、灰燼を遺すことなし云々、是の如く、始は地獄より漸く減して、乃至、器盡るを、惣て壞刧と名つくと見ゆ。○しも風輪。倶舍論十二に、この世界の最下底に於て、虛空に依止して、風輪生ずることあり。廣さ無數にして、厚さ十六億踰繕那なりと云

十歳までなるなり。イ本十歳にいたるまでなりニ作ル。

壞劫、原本ニ、懷劫トアリ。杉本ニヨリテ改ム。

らで、無量歳にて、それより十歳までなるなり。されども、ほどのふることは、一の中劫のほどなり。さて第二の刧より十九の刧まで、さきに申つるやうに、八萬歳より十歳になり、十歳より八萬歳になり、刧ごとにかく侍なり。さて第廿の刧は、十歳より八萬歳まで、まさる事のみありて、おとる事なし。これもすぐるほどは、一の中刧の間なり。是れは天より地獄まで、成刧にいできとゝのほりて、有情のあるほどなり。さて住刧とは申なり。

○次に住刧と申して云々。　倶舍論卷十二、世間品に云ふ、この後また貳十の中刧あり。　彼の器世間成りて後、有情漸く住す。　この國の人壽無量時より、漸く減じて、極十年に至る。　是を始の一の住の中刧といふ。　この後の中刧は、皆増減あり。　刧増は八萬に過ることなく、刧減は唯極十年なり。　是を總稱して、成し己みて住する刧と爲すと、あるによりて文をなせり。

次に壞刧と申て、このほど、また廿の中刧のほどなり。はじめの十九刧には、地獄よりはじめて、有情みなうせぬ。このうすと申は、いづこともなく、うせぬるにはあらず。しかるべくして、天上へむまるゝなり。但地獄の業、なを盡きぬ衆生をば、こと三千界のぢごくへ、ゐばし、うつしやるなり。かくて、第廿の刧に、火いできて、し

しれんに、原本ナシ。杉本ニヨリテ補フ。

人命、イ本、人壽ニ作ル。

ふ天より、ひとりの天人むまれて、大梵王となる。そののち、次第に、やうやう、しもざまにうまれて、つぎに人むまれ、餓鬼、畜生出きて、はてに地獄はいでくるなり。かくて成劫廿劫はきはまりぬ。世間も有情も、なりさだまるによりて、成劫とは申なり

○世のはじまる時をば成劫と申し云々。倶舍論巻十二に、成劫は、風の起るより、地獄に始めて有情の生ずるに至る迄なりといへり。即ち中劫を廿併せたるにて、三百廿万歳なり。○その始の一劫の程は云々。つやつやは、絶えての義なり。少しも、世界と稱すべきものなくて、空虚なりしとなり。倶舍論巻十二に、初の二十の中劫は、唯空虚ありと見ゆ。即ち空劫なり。○極光淨。舊く光音とも譯せり。色界。○物質界の義の中の、第二禪の最上天なり。○大梵王。智度論巻十に、梵は欲を離れて、清淨なるに名くと云へり。色界の初禪天を云ふ。この天主なるが故に、大梵王と云ふ。○しもざまに生れて。かの大梵天より、下の方へ、おひおひ生物の生れ出でゝ、遂に人間の生るゝに至るとなり。○餓鬼畜生云々。共に六道の内なり。六道とは、一に地獄道、二に餓鬼道、三に畜生道、四に阿修羅道、五に人道、六に天道なり。

つぎに住劫と申て、又廿の中劫のほどをすぐすなり。但はじめの一劫は、命次第におとりのみして、まさる事なし。されば、住劫のはじめの人命は、八萬歳にはあ

こくうのごさく、元本、そらのごさくニ作ル。今イ本ニ従フテ改ム。

八萬歳になりぬ。是をも一の小劫こ申。この二の小劫を合せて、一の中劫こは申なり。

○劫。具には、劫波と云ひ、分別時節、また時と譯す。年暦の大數にして、倶舍論に時の極少を刹那と云ひ、時の極長を劫と爲すと云へり。是に大中小の區別あり。また成劫、住劫、壞劫、空劫の四期あり。○人の命の云々。倶舍論卷十二に見えたり。人間の壽命、無量時を經て、住劫の初に至り、壽方に漸く減ず。無量より減じて、極十年に至る。即ち初の第一の住の中劫と名く。此後十八、みな增減あり。謂く十年より增して八萬に至り、復八萬より減じて、十年に至る。乃ち名て第二の中劫と爲す云々、成、住、壞、空、おの〳〵廿の中劫あり、積て八十劫を成す。此八十劫を總て、大劫の量を成すと見えたり。而てその年壽の一增一減を、悉く一の小劫と立つるなり。○二の小劫を合せて、一の中劫とは申すなり。上に云へるか如く、年壽十年より、增して八萬歳に至るを一小劫とし、また八萬歳より、減じて十年に至るを一小劫とし、この二小劫を合せて、中劫とはいふなり。されば、一中劫は十六萬歳なりと知るべし。

さて、世のはじまる時をば、成劫こ申て、此中劫こ申つる程を、廿すぐすなり。そのはじめの一劫の程は、つや〳〵とよの中なくて、こくうのでさくにてありしに、じねんに山河などいできて、かく世間の出くるなり。いま十九劫には、極光淨とい

さまも、集覧本、されは二作ル。

つ、罪も定めてわらむ。○いで。誘ひいざのふ詞。俗言にサアといはんが如し。

仙人のいはく、さては、この世のありさまのみならず、內典のかたなども、うさくこそはおはすらめ。はし〴〵を申さむ。生死は、車のわのごとくにして、はじまりてはをはり、をはりてははじまり、いつをはじめ、いつををはりといふこと、あるべからず。

○內典。佛家は、佛敎を內典といひ、その以外の敎を外典と稱す。今は彼の修行者の、佛門に入りし由來を語るを聞きて、さては、世上の歷史、即ち外典の方のみならず、佛の敎をしるせる內典の方も精しからず、粗漏の調べ方なりといへるなり。○生死は、車の輪の如くにして云々。心地觀經、報恩品に、有情六道に生ずるは、猶は車輪の始終無きが如し。仁王經三に、輪回は、往反息まず、回轉すること輪の如しなど、いへるによりてかけるにて、即ち佛法の輪廻(リンヱ)の法を說けるなり。猶は輪廻のことは、地藏經下に、是得是失、不善の念を起し、諸惡業を造り、六趣を輪廻すとも見えたり。

まづ劫(ゴフ)の有さまを申て、世のなりゆくさまも、かくぞかしと、しらせたてまつらむ。人の命の八萬歲ありしが、百年といふに、一年の命のつゞまり〳〵して、十歲になるを、一の小劫とは申すなり。さて、又十歲より、又百年に、一年の命を添へて、

とするが故に、少許の執着心を失ふも、亦幾分か、佛道にわけ入る便りと、ならざらんやとなり。
○おろ〳〵。俗におろ覺などいふおろにて、物事の足り整はぬ義、大畧、または、不安心ながらなどいはんがごとし。

修、いみじくうれしく、侍るべき事なり。生年廿などまでは。おとこのまねかたにて、世にたちまじらひ侍りしかども、はか〴〵しく、むかしの事、かうがへ見る事もなかりき。たゞ、あそびたはむれにて、夜をあかし、日をくらしてのみ過侍しに、ちかごろのことなどを、人のかたりつたへ申すをきくに、この世中は、いかに、かくは、なりまかるやらむと、ことにふれて、あはれにのみおぼえて、かゝるみちにいりにたれば、一かたに、なべての世を、そしる心もあり、つみもさだめて侍らむ。いで、のたまはせよ。うけたまはらむ」と、いふに、

○いみじく。甚だしくといふ心。○おとこのまねかたにて。世間の男子の爲すまねをして、年はたち頃までは、世の中に、立ち交りも爲したれどもとなり。○はか〴〵しく云々。目に立つ程に、昔の事跡を、考へ調ぶることもなかりしとなり。○この世の中は、いかにかくは云々。どうしてこの世の中は、かくも變遷常なきものにやと、見るもの聞くもの、哀れにのみ思はれて、遂に佛の道に入りたれば。○一かたになべての世を云々。一概に、一般の世間を、惡ざまに譏る心を有

しならむと、淺はかに、思ひ取り給ふなどなり。○三界は厭ふべきことなり。三界とは、欲界、色界、無色界をいふ。欲界とは、人間界を中央にしていへば、下に地獄界あり。上に天處あり。第一天より、第六天に至る。是を總稱して欲界といふ。これ、婬と食との二欲に強き、有情の住する處なるが故に名くるなり。また色界の色は、五色などいふ色にあらず。心の無形に對して、物質の形躰あるものを指して云へるなり。さてこゝは、欲界より更に上なる天處にして、此界にある身躰といひ、宮殿といひ、悉く至妙精好なりといふ。無色界は、色界よりも、亦更に上なる天處にして、此界には、物質的のものあるなく、只心識のみなるが故に、無色界といへり。されども、いま、三界は厭ふべき事なりと云へるは、この世間は、厭ふべく、執着すべからざるものなりとの心なれば、主として三界中の、欲界を指すものと心得べし。○おりにしたがひて云々。おりは、をりとあるべし。世の中の形勢は、その時に從ひて、善きにも、惡きにも、成り行くものなれば、上代にも、善惡相混じれりとなり。○吉野山。金峯山なり。上に見ゆ。○よしなき事ども云々。餘計な事ながらとなり。○ひとへに、目の前の事ばかりを云々。ひとへには、一概にといふ心なり。われは、今いふ如く、古より今に至る間、都より諸國に至るまで、世上に有り來れる事がらを、知り盡せる身なれば、その事がらを話して、御身が一概に、目前の世の中の事ばかりを、惡ざまに譏り罵りて、さりとも、古は、かやうにもなかりしならむと、思ひ居らるゝ片よりたる心を、開き導きなばとなり。ことばかり、イ本に、ことはりに作る。ことはりは、ことわりにて、道理なり。○一分の執心。一分は、少許の意。執心は、事物に執着する妄念なり。万事を放下するを、佛道の極意

世をはかなく、杉本ニ、世のはかなきをニ作ル、

翁「いと、かしこきことなり。大かたは、いまの世を、はかなく、みうとみ給て、いにしへは、かくしもあらざりけむと、あさく、おぼすまじ。すべて、三界は、いとふべき事なりとぞおぼすべき。此めのまへのよのありさまは、おりにしたがひて、ともかくも、なりまかる也。いにしへをほめ、いまをそしるべきにあらず。神代より、此かづらき、よし野山などをすみかとして、時々は、かたちをかくして、みやこのありさまも、諸國にいたるまで、見きゝてすぎ侍き。よしなき事どもに侍れども、御經をうけたまはりぬる悦に、ひとへに、めのまへのことばかりをのみ、そしる心おはして、いにしへは、かくしもなかりけむなどおぼす、一すぢなるこゝろのおはするかたをも、申きかせば、一分の執心をも、うしなひたてまつりなば、佛道にすゝみ給かたとも、などかならざらむ。神の世より、見侍しこと、おろ〳〵、申侍らむ」と、いへば、

○いまの世をはかなく云々。　はかなくは。甲斐なき心、たゞ今、わが身の居る世の中の無常なるを見て、直ちに、何の甲斐もなく、疎ましき時世ぞと見かぎりて。　○古はかくしもあらざりけむ云々。　今の世ハ、かやうなる有樣なりとも、遠き古は、さりとも、これほど甲斐なき世間にても無り

こひしかば、杉本、いひしかばニ作ル。

く、恐しく覺えたるなり。〇鬼魅。鬼は、玉篇に、天に神といひ、地に祇といひ、人に鬼といふと見え、和名抄に、人死魂神なりといへり。魅は、玉篇に精物なりと見ゆ。樹木、又は山河などの精靈を云ふ。即ち俗に幽靈や化物といはんが如し。〇仙人。類聚名義抄に、僊ヒツリ、神仙イキホトケと云へり。不老不死の術を得て、常に龜に乗り、鶴に乗りて、空中を飛行するものを云ふ。〇かく申す程に云々。八の卷とは、法華經の八の卷なり、この經は一部八卷なり。かく申す程には、かくいふ時になり。また一部を云々は、已に法華經を讀誦さむとする處なりしかば、更に今一部を讀み聞かしゝかばとなり。

翁「修行し給人、おほくおはせども、まことしく、佛道を心にかけ給やらむと、見たてまつるが、たうとくおぼえ侍なり。いかなる事にて、心をおこしそめ給へりしぞ」と、こひしかば、さきに申つるやうに申しを、仙人きゝて。

〇佛道を心にかけ給やらむと云々。世に佛道修行の人は、多しと雖も、御身は、眞實に、佛道を心にかけて、修行し給ふのであらうと。想ひやらるゝ樣子の見ゆるが、いかにも貴く思はるゝとなり。やらんは、疑のやに、あらむの添はりて、また約まりたる詞にて、俗にヤラといふに同じ。〇いかなることにて云々。如何なる事に感じて、佛道に入る心を、起し給ひしかとなり。〇さきに申しつるやうに云々。前に、彼の尼に語りし如く、現世の無常を感じて、家を捨て、世を捨てゝ、佛門に入りたりと、語りしにとなり。

きたる、集覽本、きたりニ作ル。

なのすがたしたるもの丶、あさましげにやせ、神さびたるが、ふぢのかはをあみて、ころもとし、竹のつゑをつきたるが、きたれるなりけり。

○べちにさる事も云々。　數年の間は、別にさやうの貴き事も、恐しき事もなかりしにとなり。　○あさましき。　あきれたる、興さめたる、驚くべきなどいふ程の心。　○しか。　係辭こその結びにて、過去のテニヲハのしに、歎き辭（ナゲ）のかの添はりて、一のテニヲハとなれるなり。　故に事の過去に屬するを示すと共に、驚き思ふ心ありて、俗にデアッタガマアといふに同じ。　○つねよりも心すみて云々。　平生よりも、一きは心すみ渡り、身にしみて、哀れに覺えて、經を讀み居たるにとなり。　○かみの十日。　一ヶ月を、上中下の十日づ丶に別ちて、さてその初の第十日目を、かみの十日といふ。　此頃の月影は、眞夜中に、西に傾くものなり。　○ほのかに。　かすがにの意。　○神さび。　世ばなれて、かう〳〵しきをいふ。

やう〳〵、かたはらへきよりて、いふやう、翁「御經の、いと、たふとく、きこえ侍つれば、まうできたる」といふ。ものおそろしく、おぼえ侍しかども、鬼魅などのすがたにもあらざりしかば、仙人といふものにや、と思て、かく申程に、八の巻のするつがたなりしかば、又、一部を誦して、きかせ侍しかば、此仙人よろこびて、

○やう〳〵。　だん〳〵といふ心。　○もの恐しく。　ものは指す所なくして、汎くいふ詞、たゞ何とな

あさましき、杉本・あやしき二作ル。けしきのしてノの字、集覽本無ニ作ル。

し」こ、こへは、

○さこそ。さは、しか(然)の切、さやうにこその意。○たのみ申侍らめ。尼の詞の如く、わが親とも、賴み申さむとの意。○さしはてし。さしは、さし置くなどのさしと同く、添辭なり。經をよみはてたるをいふ。○めをもさまし侍らむ。彼の修行者の、諸國を修行しありきたる、種々の物語を聞きて、眠をさまさむとなり。○おほみね、大峯は、大和國吉野郡吉野山の一名なり。また金峰山(キンプセン)ともいふ。天竺佛生國のたつみ闕け來りて、この山となるとも、唐土五臺山の岸のはしかけて、飛び來るとも云へり。○かづらき。葛城は、大和國葛上郡にあり。金剛山(コンゴウセン)ともいふ。その頂に、金剛山寺あり。役行者小角(エンノギヤウジヤセウカク)の開基なり。小角は文武天皇の御世の人、後に伊豆大島に流さる。常に葛城山、及び金峰山の間に往來して、鬼神を使ひ、咒術を行ふ。故に後世その流をくむ修驗者、山伏の如きもの、金峯山と共に、修行練磨の處となしたるなり。

修「としごろは、べちに、さることもなかりしに、おとゝしの秋、かづらきにてこそ、あさましきことに、あひ侍たりしか。つねよりも、心すみて、あはれにおぼえて、經を誦したてまつりしに、たにのかたより、人のけしきのして、まうでこしかば、いご物おそろしくおぼえながら、經を誦したてまつりしに、九月(ナガツキ)かみの十日ごろのこゝにて、月のいりがたになり侍りし程に、ほのかに、そのかたちをみれば、おき

さしはてし、杉本さし出しニ作り。大系本、所作終シ程ニ作ル。

かるべきと、の下に入れて見るべし。○としごろ。年來。○あはせて。ツイテと、云はむ程の詞なり。○やがて。そのまゝ。○思ひ立ちてなむ。なむの下に、參れるなどいふ詞を添へて見るべし。○今この御寺には云々。この初瀬寺の佛に、ひたすら、わが來世を救ふほどの、名僧知識に逢はせ給へと、祈りたるかひありて、此の如く、すきと、世のわづらひを離れて、來世の營みに、暇なき人に逢ひ奉るも、是も然あるべき因縁ならむとなり。然るべきの下に、縁といふ詞を入れて見るべし。○世を背く人も云々。たとひ、世をのがれたる人なりとも、まるで、交る人もなきは、餘りにたよりなきことなりとなり。いひふれは、言ひ觸れにて、語合をいふ。○ひとへに子とも思ひ奉らむ云々。されば、この尼は、御身を我子とも思ひて、親み奉らむ。さる代りに、御身は、わが身の善知識となりて、佛道に導き給へとなり。善知識は、人に知られたる大德にて、人を佛道に導く者をいふ。法華經、妙莊嚴王本事品に、善知識は、是れ大因縁なり、謂ゆる化導して佛を見ることを得、阿耨多羅三藐三菩提心を發さしむと見ゆるが如し。よりて人の死せんとする時、悟導せしむるものを、往生の善知識ともいへり。

修行者、修「いとうれしきことなり。けふよりは、さこそ、たのみ申侍らめ」とて、又、經などよみて、さしはてし程に、後夜打過て、われも人も、ねぶられしかば、尼「修行しありき給ひけむ物がたりしたまへ、めをもさまし侍らむ。おほみね、かづらきなどには、たうとき事にも、又おそろしき事にも、あひ侍るなるは、いかなる事か侍

人に、あひたてまつりぬるは、志かるべきにこそ。世をそむく人も、おのづから、物いひふれたまふ人なきは、たよりなかるべき事なり。此尼も、ひとへに、子ども思たてまつらむ。又、かならず、善知識となり給へ」と、いへば、

○まことにかしこく云々。　誠によく、この世の中の頼みがたきを思ひとりて、佛門に入り給ひしよと、尼の感じていふ詞なり。○誰もさすがに云々。　世の人といふ人、誰も現世の頼みがたき故に、早く佛の救ひによりて、來世の安樂を求むべき、道理は知りながら、さすがに、妻子珍寶の情にひかされて、眞實、世を捨つる人なきは、愚なりとなり。○世に侍るは。　壽命を保ちて、世間にあること。○けう。　希有の字音にて、めづらしき心。○けふあすともしらず云々。　今日死ぬるか、明日は如何にと、知らず〳〵、月日を過ぐす内に、早くも七十三歳の齢を重ねたりとなり。○三十三を過ぎがたく。　三十三歳は、昔より女の厄年となせり。○相人。　人の面貌、骨格、手足等を觀て、吉凶、禍福をトふもの、又相工、相者などゝもいへり。○岡寺。　龍蓋寺の別名。　上に詳しく云へり。○やくをてんじ。　災厄を轉じて、幸となすなり。　この寺に、災厄消除の靈驗あることと、また上にいへるが如し。○參りつる身ながらも云々。　厄年ごとに、參詣したる靈驗によりて、この年まで、無事息災なるが故に、今年も、その愼むべき年に當るゆゑ、例の通り參詣したる身ながらも、この年になりては、今は、ナンノ、命も惜きことなき筈なるに、かく無事安全を祈りありくも、笑止のことなりと、自ら思ひながらとなり。　おかしくは、馬鹿ゝしき心。　この詞を、をし

こその下、イ本ニ、侍れトアリ。

旣に、イ本ニヨリテ補フ。

樣に、イ本ニヨリテ補フ。

侍めれ、原本侍ればニ作ル。今杉本ニ從フ。大系本ニハ、侍ルチカシクト、續ケタリ。

侍にあはせて、イ本、侍まいにニ作ル。なむノ下、イ本、侍リトアリ。

り。遺敎經に、世皆無常、會必有離。また涅槃經に、諸行無常、是生滅法、生滅々巳、寂滅爲樂などいへる心なるべし。○人まねに云々。彼の現世の無常を悲みて、妻子珍寶、一切の物を捨てゝ、佛道に入り、來世の安樂を求むる人々にならひて、もし來世は、佛法の功德によりて、安樂淨土に生るゝことを得るやと、かく修行者となりて、東西に迷ひあるくとなり。

尼「まことに、かしこく、おぼえとりたる事にこそ。たれもさすがに、此ことわりはおもへども、まことしくは、思ひたたぬこそ、おろかに侍めれ。このあまも、いまゝで世に侍は、けうの事なり。けふ、あすこもしらず、ことし旣に、七十三になんなり侍。三十三をすぎがたき樣に、さう人なども、申あひたりしかば、をかでらは、やくをてんし給ふこ、うけたまはりて、參うでそめしより、つゝしみのこしでとに、きさらぎのはつうまの日、まいりつるしるしにこそ、いままで世に侍めれ。ことし又、つゝしむべき年にて、まいりつる身ながらも、おかしく、いまは、なにの命かは、をしかるべきこ、思ながら、こし比、參ならひて侍にあはせて、やがて、このみてらへも、まいらむと思たちてなむ。いまこのみてらには、ひとへに、後世たすかり侍らむ善知識に、あはせ給へと、まうしにまいれるに、かく、いさぎよく、後世おぼす

杉本に、念じもしけるか、通夜し侍らん志有は、傍に寄て居たるに、夜もふけ、人しづまる程に、拝れりけるに、年の程卅四五なるにやならんとおぼしき修行者の御經を、いとたうとくよめるけはひしければ、ト見ユ。まかる、大系本、かはるニ作ル。

とくよむあり。かたはらちかくゐたれば、尼「いかなる人の、いづこより參給へるぞ。御經などのうけたまはらまほしからむには、たづねたてまつらむ」といふに、この修行者いふやう、修「いづことさだめたる所も侍らず。すこし物のこゝろつきてのち、このとゝせあまり、世のなりまかるさまの、心とゞむべくもみえ侍らねば、人まねに、もし、後世やたすかるとて、かやうに、迷ひありき侍也」と、いへば、

○初夜のかねの聲におどろかれて。佛家に、晝夜六時の勤めあり。六時とは、朝、日中、日沒、初夜、中夜、後夜を云ひ。初夜は今の夜の十時、中夜は十二時、後夜は午前二時に當る。さてその勤行を始むる時、鐘を打つが故に、その聲に驚きて、目のさむるをいふ。○御まへ。イ本、御前の上に、佛の二字あり。即ち初瀬寺の本尊の御前なり。○通夜。終夜眠らず、佛の御前に、讀經するをいふ。○修行者。諸國を遊歴して、佛道を修行するもの。○御經などうけたまはらまほしからむには云々。彼の尼の、修行者にむかひて、御經などの承りたき折りには、尋ね奉らむといへるなり。○いづことさだめたる所も侍らず。修行者の身なれば、何處と定めたる住家もなしとなり。○すこし物のこゝろつきてのち。少〻、物事の分別の出來るやうになりて後となり。○世のなりまかるさまの云々。なりまかるは、なりゆくといふにおなじ。言ふ心は、朝に夕に、遷り變り行く、この世のありさまの、はかなきを見るにつけて、執着するに足らずと、思ひてとな

おどろかれて、イ本、おどろかされつゝニ作ル。まいりてノ下

れば、上に引ける拾芥抄の説にも、能く當れり。○きさらぎ。陰暦二月の異名、此頃は、寒さ一しほさえかへりて、更に衣を着重ぬるによりて、きぬさらぎといへるを、訛れるなりと、清輔奥義抄に云へり。○はつうまの日・龍蓋寺(リウゲイジ)へまうでゝ。初午は、二月初の午の日をいふ。二の午、三の午に對へていへり。　龍蓋寺は、下文に岡寺ともいへり。一名なり。山号を東光山といふ。大和國高市郡にあり。天智天皇の御願にして、義淵僧正の開基なり。本尊は如意輪觀世音にて、この觀音の胸に、籠められたる小佛は、孝謙天皇の念持佛にして、災厄消除の靈驗ありと、大和名所圖會に云へり。また眞俗佛事編に、廿五、四十二の厄年に、二月初午の日、觀音に詣うでゝ、厄禳(ヤクハライ)するは、如意輪陀羅尼經の災厄除滅の文に依てなるべし。午の日を採るは、馬頭觀音の縁なるべしといへり。○はつせ。大和國磯城上郡(シキノカミノ)にある寺なり。豐山神樂院長谷(ハセ)寺○長谷一に泊瀬に作る といふ。元正天皇養老五年の草創なりといひ、又文武天皇の時、徳道上人の創立なりともいへり。○たそがれ。たれ彼(レ)の分ちも、見えがたくなりし、夕暮をいふ。○としのつもりには云々。年齡多く積りて、老年の身にはの意。いたくは、甚き心。○師のもとに。師は祈禱師なり。常に人に代りて、其身の息災ならむことを、三世の諸佛に祈る法師を云ふ。○うちまどろむ。うちは、うち眠る、うち悦ぶなどいふ、うちに同く、添辞なり。まどろむは、目蕩(マトロ)むの義といへり。暫しの間、眠るともなく、かり寢するをいふ。

初夜のかねの聲におどろかれて、御まへにまいりて、通夜し侍りしに、世のなかうちしづまる程に、修行者の、卅四五などにやなるらんと見えしが、經を、いと、たう

きさらぎのノの字、松本ニ異本ニナシト見ユ。侍て、杉本、松本、侍りしがニ作ル。はつせにノ下松本、まうでしにトアリ。坊の、入て、四字イ本ニヨリテ補フ。侍し程に、松本、及ビイ本、ける程ニ作ル

水鏡詳解

文學博士　松本愛重閲

江見清風著

巻の上

つゝしむべきとしにて、すぎにしきさらぎのはつむまの日、龍蓋寺へまうで侍て、やがてそれより、はつせに、たそがれの程に、まゐりつきたりしに、としのつもりには、いたく、くるしうおぼえて、師の坊の許に入て、しばしやすみ侍し程に、うちまどろまれにけり。

○つゝしむべきとし。　昔、陰陽道の盛に行はれし頃、陰陽五行の説に従ひ、日月支干の運を考へ、相生相剋の理を推し、吉凶を定めて、日時方位等を忌める習慣あり。　拾芥抄に、厄年、十三、廿五、三十七、四十九、六十一、七十三、八十五、九十七、など見ゆる是なり。　その忌むべき年にあたれば、過ちせじと、万事に愼み居るが故に、愼むべき年といふなり。　下に、七十三になむなり侍ると、見ゆ

光仁天皇　寶龜十一　天應一……三〇四
桓武天皇　延暦廿四……三三二
平城天皇　大同四……三四九
嵯峨天皇　弘仁十四……三五九
淳和天皇　天長十……三七四
仁明天皇　承和十四　嘉祥三……三七八

水鏡詳解目次終

齋明天皇、井本ニ、女帝、皇極重祚ト傍書セリ。

元明天皇、井本ニ、女帝ト傍書アリ。元正天皇、傍書同上。

廢帝ノ下、杉本ニ、天皇ノ二字アリ。稱德天皇、井本ニ、女帝、孝謙重祚ト傍書ス

孝德天皇……大化五　白雉五……一九一
齋明天皇……一九八
天智天皇……二〇三
天武天皇……朱雀一　朱鳥一　白鳳十三……二一一
持統天皇……朱鳥八　大化二……二一五
文武天皇……大寶三　慶雲四……二二七
元明天皇……和銅七……二三九
元正天皇……靈龜二　養老七……二四八
聖武天皇……神龜六　天平廿……二五四
孝謙天皇……天平勝寶八　天平寶字二……二六三

卷の下

廢帝……天平寶字六……二六七
稱德天皇……天平神護二　神護慶雲三……二九一

推古天皇ノ上、井本、女帝ノ二字、傍書アリ。

皇極天皇ノ上、井本、女帝ノ二字、傍書アリ。

仁賢天皇……一二一
武烈天皇……一二三
繼體天皇……一二四
安閑天皇……一二八
宣化天皇……一二九
欽明天皇……一二九

卷の中

敏達天皇……一三七
用明天皇……一五四
崇峻天皇……一六〇
推古天皇……一六五
舒明天皇……一七六
皇極天皇……一七七

神功皇后、井本ニ、女帝ノ二字、傍書アリ。

飯豐天皇ノ上ニ、井本、女帝ト傍書シ、又御名ノ下ニ、不入皇代記五字アリ。

垂仁天皇……四二
景行天皇……五三
成務天皇……五八
仲哀天皇……六〇
神功皇后……六二
應神天皇……七四
仁德天皇……七七
履中天皇……八三
反正天皇……九〇
允恭天皇……九二
安康天皇……一〇〇
雄畧天皇……一〇六
清寧天皇……一一〇
飯豐天皇……一一二
顯宗天皇……一一四

水鏡詳解目次

卷の上

序文……一
神武天皇……二四
綏靖天皇……二九
安寧天皇……三二
懿德天皇……三四
孝昭天皇……三五
孝安天皇……三五
孝靈天皇……三六
孝元天皇……三七
開化天皇……三八
崇神天皇……三九

三、書中屢々引用する書籍の、再出すものには、多く畧稱を用ゐたり。例へば、日本書紀を書紀に、古事記を記に、續日本紀を續紀と云ふが如し。
四、假名の用法は、中古以來、誤謬せるもの多し。本書の如きも、お、を、ひ、へ等の誤り、枚擧に遑あらず。又送り假名の如きも、古來一定する所なきが故に、今日の習慣に違ふもの、極めて多し。然れども、一々訂正を加ふる時は、却て古書の面目を損する恐あるが上に、これらを學ばんには、別にその方法あるべきを以て、凡て原本の儘に從へり。
五、卷尾に索引を付す。その排列は、五十音順に依れり。而て齋宮、棟梁臣等は、イッキノミヤ、ムネトルマチギミと、訓むべきものなれど、又、音讀を以て、サイグウ、又トウリヤウノ臣といふも、一般の習なれば、各音訓二方に掲出したり。

明治三十六年九月

著者志るす

て、善本と稱すべからざれど、二三の採るべきものなきにあらず。又文學博士松本愛重氏、一寫本を藏せらる。稍、屋代氏の校本に似たり。よりてまた一校す。以上の諸本を、書中に採錄するに、悉く符號を用ゐること、左の如し。

杉本、小杉氏所藏、屋代氏校本、　イ本、屋代氏校本の異本、　井本、井上翁所藏、寛永八年古寫本、

集覽本、史籍集覽所收、大澤氏校本、　松本、松本氏所藏古寫本、　大系本、國史大系本、

ル本、流布本

凡例

一、近時、諸家の古書を註釋するものを見るに、學術の進歩と共に、精密該博の觀あれども、その引證する所の古書の如きは、直に、一章一句を抄出するに止りて、毫も、讀者の了解し得るや、否やを慮らざるもの多きが如し。此の如きは、童蒙を導くに、親切なりと云ふ可らず。依て、本書は、古書を引證する時は、悉く、時文に翻譯して、初學者の了解に便ならしめたり。

二、歷朝陵墓の所在地は、明治卅四年、宮內省諸陵寮、調査に係る、陵墓一覽に據りて、現今の所在地を示す。

り。古槐の槐は、三公の異稱ながら、打まかせては、太政大臣の自稱とし給へる例にて、古槐とも稱へるは、前太政大臣の異稱ときこえたり。かくて永正九年に、前太政大臣にておはしゝは、公卿補任に、藤原政平公、藤原冬良公の二方なり。冬良公は、一條禪閤兼良公の二男にて、兄教房公の嗣となりて、關白に至り給ひ、永正十一年三月廿七日、五十一にて薨給へり。後妙花寺と號す。此公も、父公の御ゆかりに、博學有職のきこえおはするに、おはせておもふに、いはゆる古槐散木とは、冬良公の卑下の自稱なるべし。○散木は、莊子に、樗櫟散木といへる文ありて、無用の材といふ意なり。右に見えたる人々、みな永正九年の世に、打あひて聞ゆれば、此奥書、眞に正しき證文とすべきなり。

と云へり。而して屋代弘賢翁、この古寫本を以て、自ら活字本を校正したるもの、もと阿波藩の所藏なりしが、今、文學博士小杉温邨氏に傳ふ。予、幸に之を借覽することを得たり。依りて活字本を原とし、專ら屋代氏の校本に對校す。又、井上頼圀翁所藏の古寫本は、寛永八年三月の奥書ありて、活字本と、大異動無きに似たれども、謄寫正確にして、活字本の誤脱と思はるゝものを、正誤することを得たるもの、二三に止まらず。又史籍集覽に收むる所は、屋代氏校本の外に、大澤清臣翁所藏の、永正古寫本の謄本を以て、校讐したり。依て、また之を參考に供し、又國史大系、收むる所のものは、前田侯爵家の所藏にし

る由として、又かへさまに、おのれ其仙人となりて、語れる趣を、下にふくみて、寓言せられたるにもやあらん。何れにも、此書の年立に、あづかる事とはきこえず。又巻尾に、たゞ若くより、かやうの事を、心にしみならひて、行ひのひまにも、すて難ければ、我ひとり見むとて、書つけ侍りぬ。大鏡の巻も、凡夫のしわざなれば、佛の大圓鏡智のかゝみには、よも、および侍らじ。これもゝし、大鏡に、思ひよそへ侍らば、其かたちたゞしく見えずとも、などか、水鏡のほどは、侍らざらむとて、なむと、書修め給へり。

古寫本奥書に、

校本云、此水鏡、申請大慈光院（南御所、）御本、（妙善院殿御物也、）借卿掌侍（古中納言基綱卿女）筆、令書寫。可秘藏也。

永正第九後四月十六日

古槐散木判

件の奥書を按ふに、大慈光院は、紹運録に、後柏原院天皇の皇女に、比丘尼大慈光院、諱覺有、母贈從二位源子、贈從一位源雅行卿女とある御事也。〇雅行卿は、尊卑分脈、仁和御後に、庭田大納言源重賢卿男、正二位權大納言までに至り給へり。南御所とは、大慈光院の別號と聞えたり。妙善院殿とは、母儀の法名にもあらむ。卿掌侍の父、基綱卿は、公卿補任を按ずるに、參議藤原昌家卿男にて、從二位中納言までになりて、永正元年四月廿三日、於飛州卒、六十四、法名常心と見えた

らむ。印板の水鏡は、後人、猥に日本紀に據て、取捨したる所有りと見ゆ。
と云へり。活字本の善本なること知るべし。而して、永正古寫本と稱するものあり。伴信友翁、其著、比古婆衣に、論じて曰はく、

此書は、大鏡にもとづきて、其より上つ御世、神武天皇より、仁明天皇の御世までの事を記されたり。序文は寓言にて、大意は、七十三になれる尼の、長谷寺に詣て、通夜せるに、年頃卅四五ばかりなる修行者が、去々年の秋、葛城山にて仙人にあひけるが、萬壽の比、世繼の翁が、文德天皇の御世、嘉祥三年までの事は、語り置たれば、それより上つ御世々々の事をとて、語れる由を聞もちて、又語れるを、尼が打聞に、書付たる趣なり。尼が齡を、ことさらに、七十三といへるは、由ありげなれど、よくも考ず。しひて思ふに、作者忠親公の年ならむかとおもへど、此公の享年、公卿補任に、六十五歳とあるに合はず、尊卑分脉には、享年を記されざれば、考正すべき由なし。補任の諸本、數字互に相誤れるをおもへば、六は七の誤にて、享年七十五歳ならむには、七十三のとき、書給へるにや。又序の七十三は、六十三の誤ならんか。此書も、なべて、數字、そのほかにも、諸本異同なれば、かくもおもはるゝなり。又修行者の卅四五を、一本には、廿四五とあり。こは、その齡の人に、書て與へ給へるを、反さまに、それが仙人に、きゝた

も、源平二氏、政權爭奪の際に當りて、その日々に見聞したる事實を、記述したるものなれば、修史の好材料として、世に貴重せらる。貴嶺問答は、有職に關する、書翰体の問答にして、好く大寶令に通曉せられたることを知るに足る。また、黑川春村翁は、その著、碩鼠漫筆に、榮花物語の後を補へる、續世繼、○又今鏡、小鏡とも云ふ。拾卷も、この卿の著作なるべしといひ、又一說には、世に中山定親公の、正長元年五月の抄記にかゝると稱する、達幸故實抄は、蓋し忠親公の著なるべし。その故は達幸とは、忠親(タダチカ)の首尾の音を採りて、作りたる唐名にして、なほ藤原明衡(アキヒラ)が、安蘭と稱し、中山定親(サダチカ)が、薩戒と稱するが如くなればなりと云へり。

異本

前に引ける薩戒記の著者、藤原定親公は、本書の著者忠親公、八代の孫なるに、夙く著書自筆の正本を紛失して、宸筆の御本を賜はりて、家寶と爲すと云へり。今この御本の傳はるや、否やを知らず。而して今世に行はるゝ流布本に、二種ありて、好古日錄に、活字水鏡と題し、

御厨子所預の家、所藏の水鏡、活字本也。其文、印板の水鏡と、大異同あり。水鏡の原本な

一日、左近衛中將に、同四年正月六日、從四位上、平治二年正月五日、正四位下、永暦元年十月三日、藏人頭、應保二年二月十九日、中宮權亮、同三年正月廿四日、兼因幡權守、二條天皇の長寬二年正月廿一日、參議に任じ、六條天皇の仁安二年正月廿八日、從三位に叙し、同二月十一日、權中納言に任じ、同三年三月十一日、正三位に叙し、高倉天皇の安元二年正月三日、從二位、同三年正月廿四日、〇尊卑分脈脱漏、廿日に作る。今公卿補任に據る。右衛門督を兼ね、撿非違使別當に補せらる。治承二年七月廿六日、中宮權大夫、同三年正月十九日督、併に別當を辭す。〇公卿補任、三月十一日、勅して帶劍を賜ふ。〇尊卑分脈脱漏、同年十一月十七日、春宮大夫を兼ね、同四年正月廿日、正二位に叙し、安德天皇の壽永二年正月廿二日、權大納言に、後鳥羽天皇の文治五年七月十日、大納言に、建久二年三月廿八日、〇愚管抄、廿三日に作る。內大臣に任じ、建久五年七月廿六日、上表して官を辭し、十二月十五日、病に依りて出家し、〇公卿補任、一代要記、愚管抄、白川家記等に據る。尊卑分脈脱漏、建久二年五月廿六日、病に依りて上表に作るは誤れり。法名を靜如と云ひしが、〇尊卑分脈脱漏、同六年三月十二日薨ず。時に年六十五歳なりき。〇公卿補任、愚管抄、皇帝記抄、

忠親公、夙に和漢の學に達し、兼て佛典に通じたることは、本書の序文を見て知るべし。又、有職故實に暗からず。著書は、本書の外に、山槐記、貴嶺問答等あり。山槐記は、一に達幸記、貴嶺記ともいひて、仁平元年辛未より、建久二年辛亥の歳に至る間の日記なり。時恰

著者

本書は撰者の姓名を題はさず。從うて、撰修の年月も詳ならずと雖も、薩戒記、〇藤原定親公日記、應永卅三年十一月十六日條に、下二賜震筆水鏡一帖於予、此抄中山內大臣殿御作也。正本紛失、而今賜此御本、頗家寶也。可秘々々と見え、本朝書籍目錄に、水鏡三卷、中山內府抄と云ひ、また後のものながら、群書一覽にも、水鏡三卷、中山內府忠親公、神武天皇より、仁明天皇に至るまで、五十四代の事を記せり。大鏡より後に作れる書と見えたり。卷首に、作者の自序ありと云へるによれば、本書の作者は、中山忠親公なること、疑なきが如し。

內大臣藤原忠親公は、家を中山と稱す。權中納言忠宗卿の二男にして、母は參議家保卿の女なり。近衞天皇久安六年五月廿四日、藏人に補せられ、〇職事補任、公卿補任に據る。尊卑分脈脫漏に、保延六年五月廿四日に作る、誤れり。同七年正月六日、從五位上に敍し、仁平元年四月廿二日、不勤仕に依りて、解官、同年九月四日、還任して、また藏人に補せられ、同二年九月九日、正五位下に、同四年正月廿三日、幡磨權介に、久壽二年七月廿三日、近衞天皇崩御に際し、藏人を止め、同八月廿三日、〇職事補任に據る。公卿補任、廿五日に作る。更に後白河天皇の朝に、藏人に補せられ、同三年四月六日、右近衞少將に任じ、保元二年正月廿四日、尾張權介に任じ、即日從四位下に敍し、同く三年五月廿

説異傳にして、却て、事實に近きもの、國史に遺漏せるもの、何ぞなからん。況て、國史を修むるものは、その朝庭に立ちて、當時の事實を記述するものなれば、敢て文を舞はし、筆を曲ぐるに非れど、事の忌諱に觸るゝものあれば、勉めて庇護修飾せんとするは、臣子の情として、勢免れざる所なり。然るに、私史を修むるものは、その志、必しも、世に公にせんとするに非れば、譬、事の忌諱に觸るゝものありと雖も、直筆して憚る所なし。これ雜史の特色にして、本書を以て云はゞ、弘文天皇の即位ありし事を記し、早良親王の儲位を退けられ給へる事情、及び、光仁、桓武二帝の、即位の事實を詳にするが如き是なり。然るに、本書の古寫本と稱するものには、往々、後人の、好むで、怪談奇説を附加せるものあるが如し。彼の國史大系に收むる、前田家本と稱するものの如き是なり。然るに、是を以て、直に、本書の價値を論斷せんとするものあるは、未だ、至當の議論と云ふべからず。且、本書の文章は、極めて平易簡潔にして、彼の大鏡の如く奇癖を帶びず、増鏡の如く冗長に流れずして、然も溫雅流暢なれば、世の普通文を學ばんとするもの、模範と爲すには、尤も、適當なり。是れ予が管見を顧みずして、初學者の爲に、字句を註釋し、事實を考證して、已往の事蹟を知らしむると共に、溫健なる時文を作る、一助と爲さしめんとする所以なり。

緒言

本書は神武天皇即位の始より、仁明天皇の嘉祥三年庚午の歳に至るまで、凡一千五百十年間の事蹟を記述したるものにして、昔より、大鏡、增鏡の二書と共に、三鏡とならべ稱へて、雜史中の白眉と爲す。

抑、雜史とは、公の命によりて、國史を撰修すること止みてより、私に、世々の事蹟を記述して、後世に傳へたるをもとにて、又、國史現存の時代と雖も、異傳舊說の、國史に漏れたるものを參取して、一種の歷史を編纂するものをいひて、大鏡、增鏡の如きは、前者に屬し、本書、又は扶桑畧記、愚管抄等の如きは、皆後者に屬するものなり。然るに、世人の本書を尊重すること、他の二鏡の如くならざるが如き觀あるは、一は國史の憑據すべきもののなき時代なるが故に、專ら、之に據るに非れば、殆、その時代の事蹟を知ること能はざるに反し、一は六國史を始め、制度、文物に關する典籍の、後世に傳はるもの多きが故に、强いて、私史に憑りて、往事を知るの要なきに依るが故なり。固より、彼の勅撰の國史は、世々、名門碩學の、勅命を奉じ、精確なる史料に依りて、監修する所なれば、後の往事を知らんとするものゝ、之に憑據すべきは、いふも更なれど、社會の廣き、人事の夥多なる、舊

文學博士 松本愛重閲
江見清風著

（再版）

水鏡詳解 全

東京 明治書院